# 建設キャリアアップシステムについて

「建設キャリアアップシステム　シンボルマーク」

2023.10.

# 目次


## 1. CCUSの概要

1-0.CCUSの背景
1-1.CCUSの基本
1-2.CCUSの目的
1-3.CCUSの利用手順
1-4.CCUSのメリット
1-5.今後の展開

## 2. 申請・登録

2-1.申請から登録の流れ(インターネット申請)
2-2.事業者・技能者の申請
2-3.代行申請

## 3. 現場運用：

3-1. 能力評価に有効な就業履歴
3-2. 現場運用のポイント（施工体制・施工体制技能者登録・就業履歴確認）
3-3. 技能者の関連付け（変更代行申請）
3-4. 就業履歴の直接入力
3-5. 現場登録・現場管理者の設定
3-6. カードリーダーの設置
3-7.事業者間合意・代行技能者登録

# 1.CCUSの概要

# 1-0.CCUSの背景：

## i. 建設技能者の年齢構成：

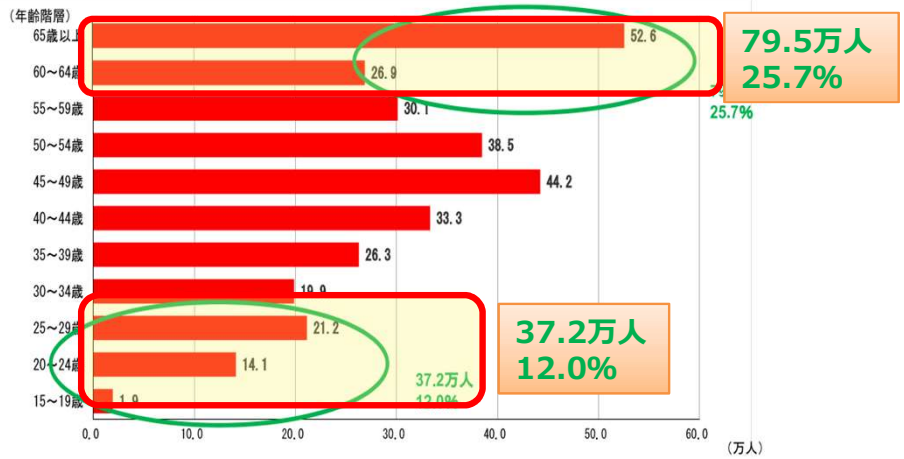


出典：総務省「労働力調査」（R3年平均）を元に国土交通省にて推計

・**60歳以上が約４分の１超、**

10年後にはその**大半が引退**の見込み

・一方次代を担う**29歳以下は約10%**程度

⇒**若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。**

## ii. 建設業の有効求人･求職･倍率の推移：

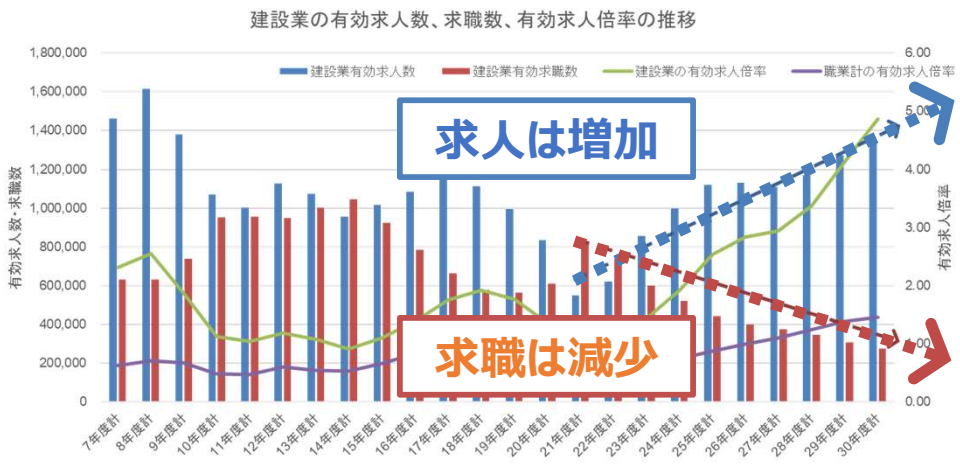


データの出所：厚生労働省・一般職業紹介状況（職業安定業務統計）に基づき国土交通省において作成
注）建設業「建設・採掘の職業（H24年度以降）」、「電気作業、採掘、建設躯体、建設、土木の職業（H12～H23年度）」、「電気作業、建設、土木・舗装・鉄道線路工事の職業（H7～H11年度）」の年度別の数字を経年でみたもの

・有効求人倍率の**上昇継続**は

① 常用雇用への**求人需要が増**

② 建設関係**求職者：大幅に減少　に起因**

## iii. 建設業における離職状況（３年目までの離職率）

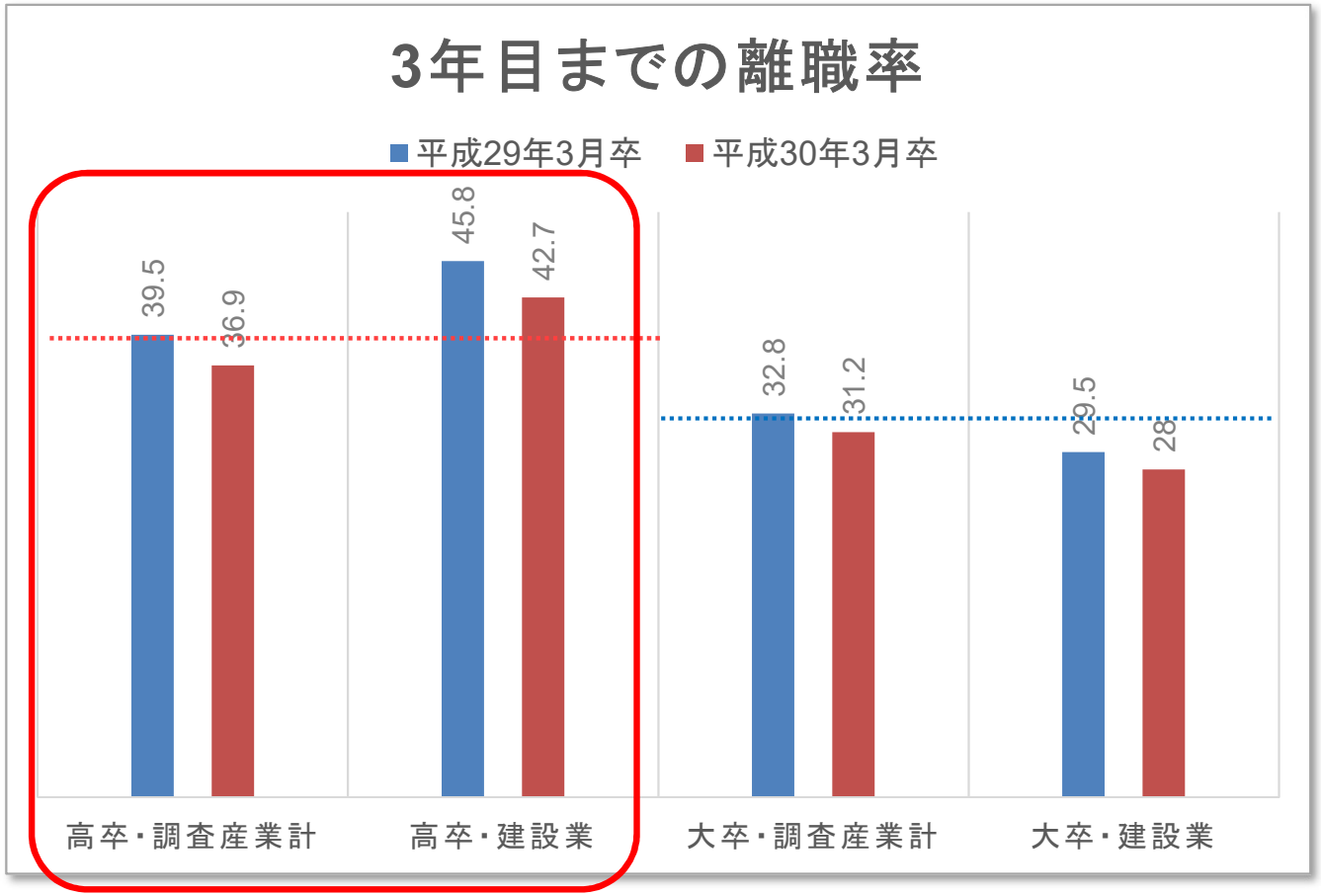


出所:厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」

・特に高卒は全産業に比して

**高い離職率**

・**離職**する**理由**は、

**① 雇用が不安定**

**② 将来の道筋が描けない**

③ いわゆる「３K」等

(きつい、危険、汚い)

出所：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査(平成24年度)」より国土交通省作成

# 最近のトレンドについて

一般財団法人 建設業振興基金

- **グローバル経済：**
  - **SDGs、ESG投資 ⇒ 発注者責任**
  - ➢ **フェアトレード、プロセスの適正化**
  - **評価の共有・透明性 ⇒ 従業員のモチベーションアップ**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- **産業界：**
  - **賃上げ、価格転嫁、多様な業務体制、リスキリング、**

- **建設業界：**
  - **働き方改革・新３Ｋ（給与・休暇・希望＋カッコイイ）、**
  - **持続可能な建設業検討会（契約、重層下請構造、施工品質確保、賃金行き渡り）**
  - **工期の適正化、法定福利費明確化、ICT施工**

**残業時間規制**

→ 抜け道期待、長時間労働禁止 ➡ 旧態依然・できる社員の離職

→ 今後の成長のための取り組み ➡ 業務改革・生産性向上・利益率アップ

# CCUSは儲かる企業へDXするプラットホーム

一般財団法人 建設業振興基金

＊CCUSをベースに

- DXに強みを持つ各種企業とのコラボレーションが可能

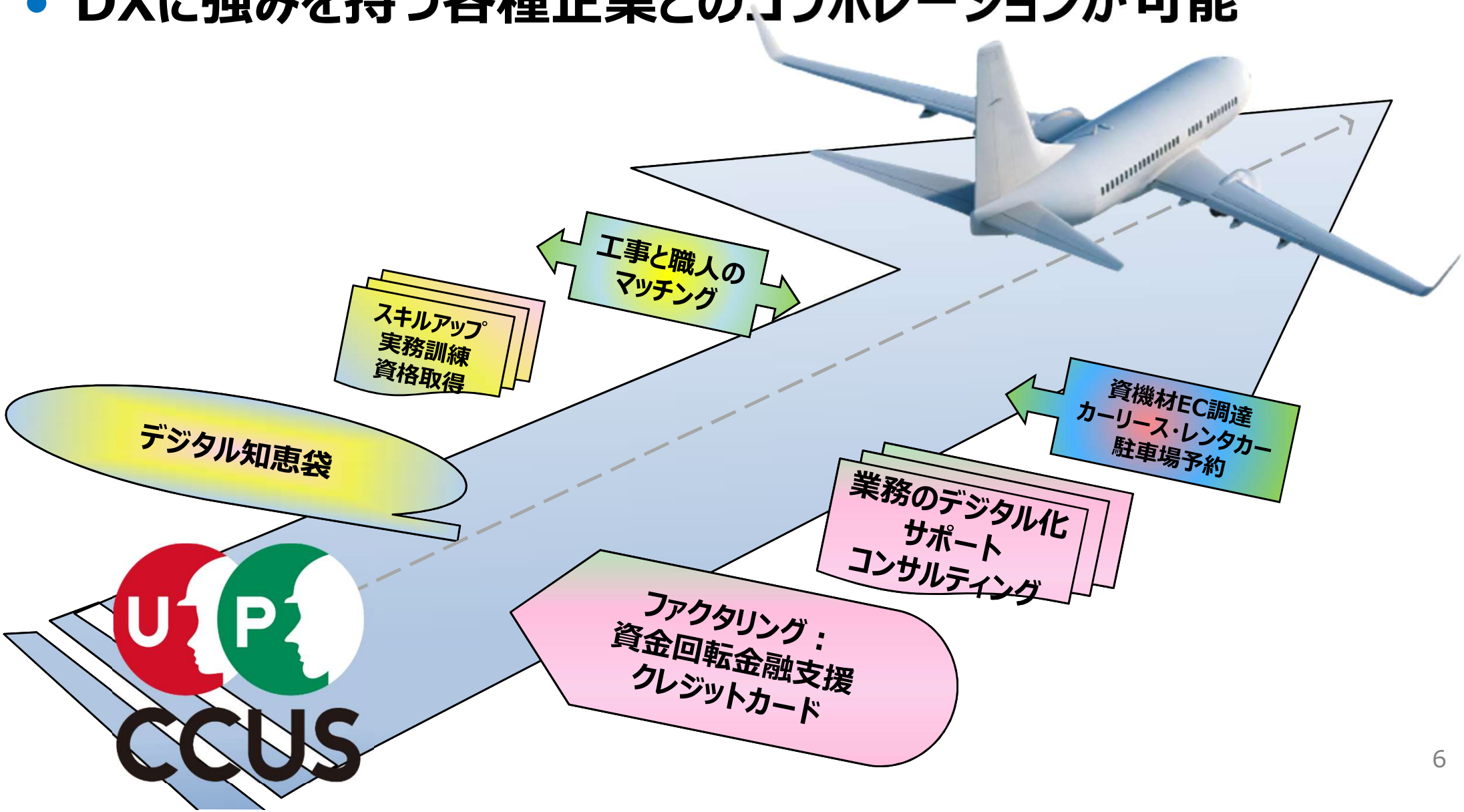

# CCUSプラットホームを活用したコラボ例

一般財団法人 建設業振興基金

- **CraftBank office**（クラフトバンクオフィス）：職人を抱える中小企業向け

今の業務を洗い出し

↓

デジタルで置き換えれるところを探し出す

↓

今までの業務の流れは変えずに
業務をデジタル化

↓

ツールは全員が使えるまで徹底的にサポート

↓

本来の業務に集中できる

↓

**約2年で250社、3000人が活用**

本業以外の事務作業デジタル化で、
●現場の段取り時間：**80%減！**

自動集計で数字がリアルタイム見える化で、
●営業利益率：**３%UP！**

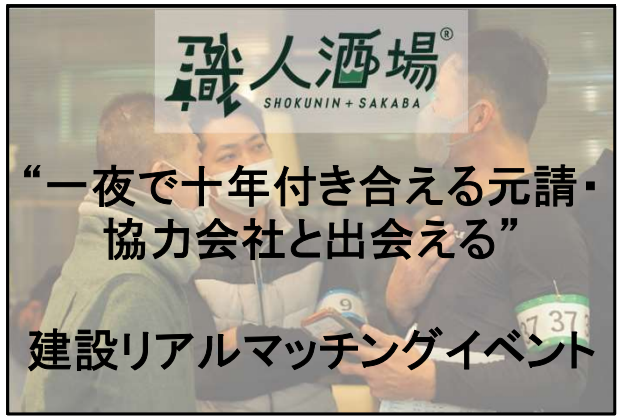


**CCUS加入者コラボ特典：**

1. クラフトバンクオフィス利用料：**10%OFF！**
2. 職人酒場参加料：**初回半額（￥3，000-）！**

## 1-0.CCUSの背景：

◎ 人を育てる施工能力の高い企業が評価され

◎ 技能と経験で適切に評価・処遇され、若い世代が安心して将来を託せる

**建設業の明るい未来を構築する仕組み**

**建設キャリアアップシステム**

# 1. CCUSの概要

一般財団法人 建設業振興基金

## 1-1.CCUSの基本：

**事業者登録** 所在地、建設業許可番号、社会保険・建退共加入状況

**技能者登録** 本人情報、所属事業者名、社会保険・建退共加入状況、保有資格

**元請：現場登録**

① 施工体制登録（元請）
② 施工体制技能者登録（1次）
作業員名簿

カードタッチで就業履歴が溜まる

蓄積した履歴
＋
保有資格
＋
職長・班長の経験年数

職種ごと評価基準＊

技能者の能力評価

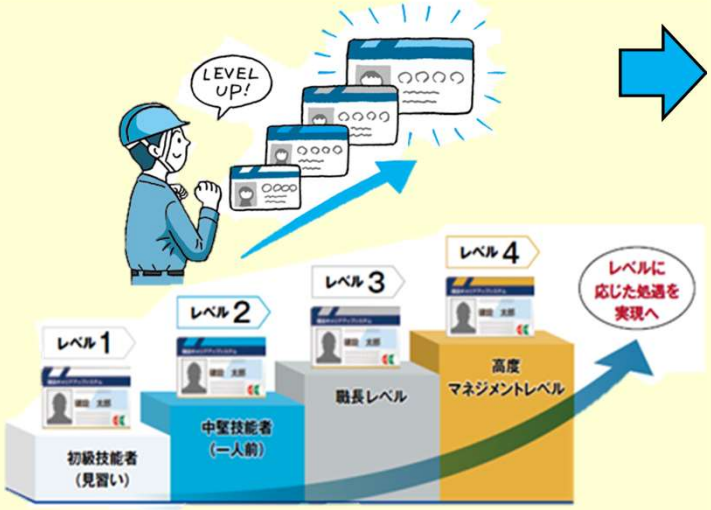


レベル判定

**レベルに応じた賃金・処遇改善**

ゴールドカード：●●人
シルバーカード：▲▲人

**専門工事企業の施工能力見える化＊**

**判定結果：★★★★**

◉ 技能・経験に応じた適切なステータスと処遇を実現
◉ 若い世代が将来の見通しを持って入職しやすい環境を作る
◉ 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

**現場管理の効率化**
社会保険入・資格保有状況確認

**発注者・建退共等へのデータ連携**
安全書類・建退共電子申請方式への連携

## 1-2.CCUSの目的：

技 技能者の就業履歴を蓄積し、保有資格などと合わせて能力を評価し、処遇の改善を図る

技 技能者のキャリアパスを明確にして若い世代の入職者を増やす

事

事 優秀な技能者を抱える専門工事業者の施工能力を見える化して競争力を高め、かつ業界の健全化を図る

一般財団法人 建設業振興基金

# ＊参考：CCUSのデータベース構成

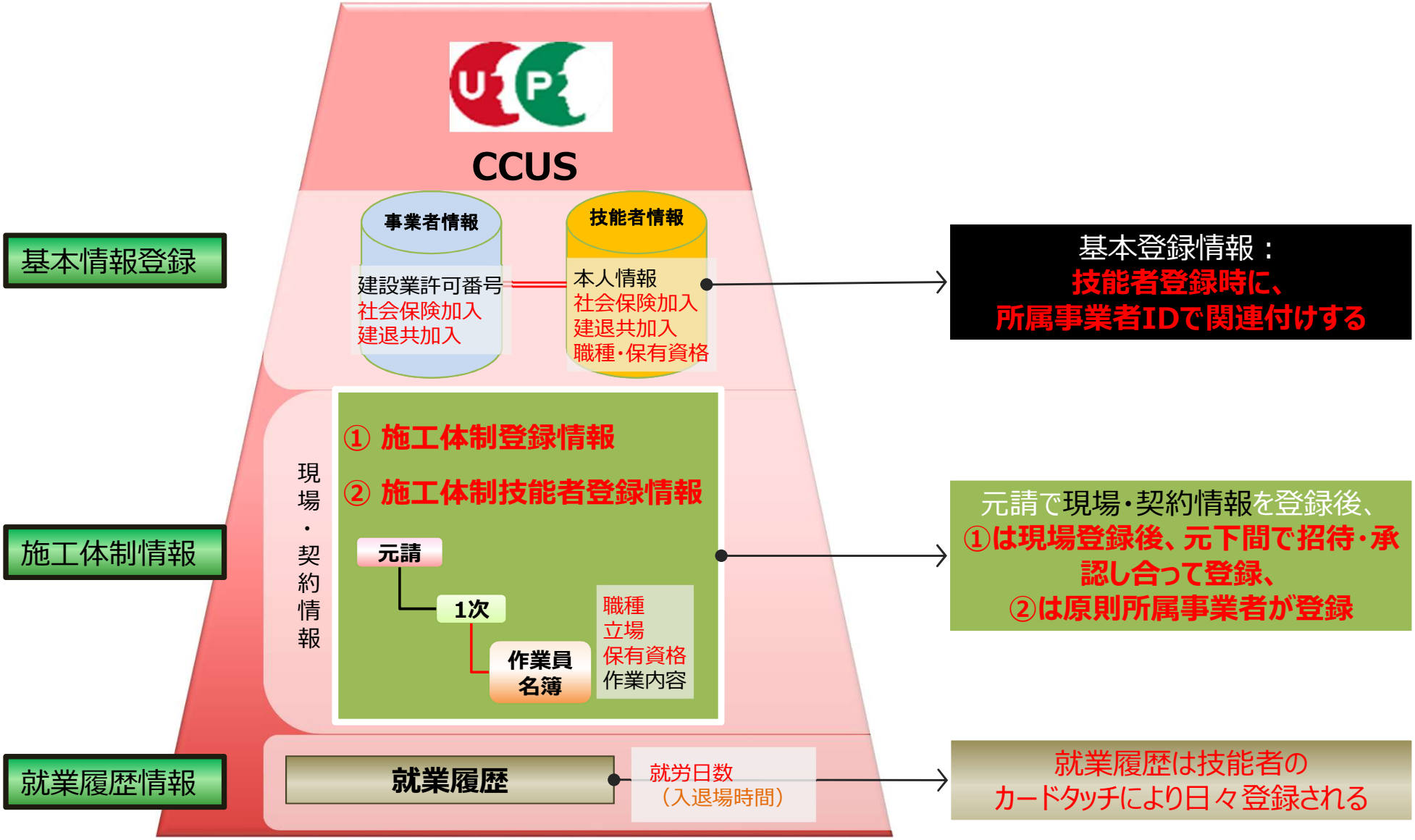

# ＊参考：能力評価基準と申請方法

一般財団法人 建設業振興基金

- **国交省HP；能力評価制度にアクセスして確認**

「職種」については、CCUS職種コードに記載の職種に寄せる

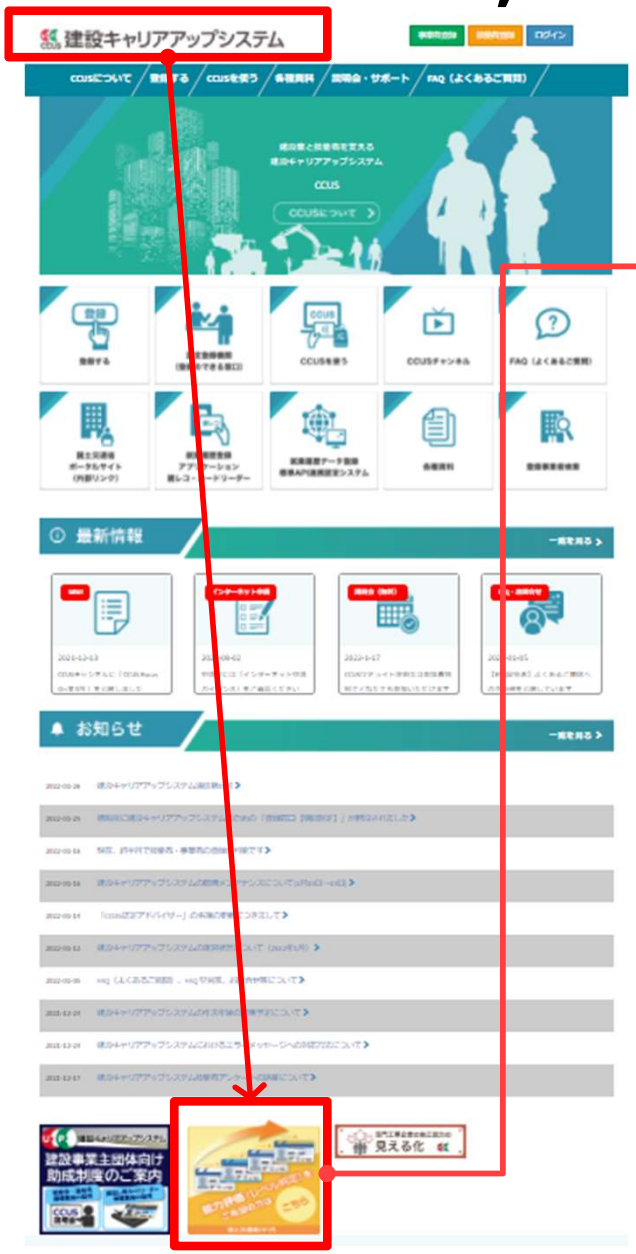

## 能力評価基準【トンネル】

| | | |
|---|---|---|
| CCUS職種コード | | １９トンネル特殊工－０１トンネル工（特殊作業員）<br>２０トンネル作業員－０１トンネル工（普通作業員）<br>２１トンネル世話役－０１トンネル工（世話役） |
| 能力評価実施団体 | | （一社）日本トンネル専門工事業協会 |
| 呼　称 | | トンネル技能者 |
| レベル４ | 就業日数 | １０年（2150日） |
| | 保有資格 | ◇登録トンネル基幹技能者〔00006〕<br>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91040〕<br>●レベル２、レベル３の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長経験 | 職長としての就業日数が３年（645日） |
| レベル３ | 就業日数 | ７年（1505日） |
| | 保有資格 | ●ずい道等の掘削等作業主任者〔40008〕又は ずい道等の覆工作業主任者〔40009〕<br>●発破技士〔34003〕又は火薬類取扱保安責任者（甲・乙種）〔34001,34002〕<br>●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕<br>●レベル２の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長・班長経験 | 職長または班長としての就業日数が１年（215日） |
| レベル２ | 就業日数 | 2年（430日） |
| | 保有資格 | ●車両系建設機械（機体重量３ｔ以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械）の運転技能講習〔40035〕<br>●小型移動式クレーン（５ｔ未満）の運転技能講習〔40031〕 ●玉掛け作業技能講習〔40040〕<br>●高所作業車の運転技能講習〔40039〕<br>●車両系建設機械（解体用）の運転技能講習〔40036〕又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育〔50016,50017〕<br>●特定粉じん作業特別教育〔50042〕 ●ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育〔50043〕 |
| レベル１ | | 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル２から４までの判定を受けていない技能者 |

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 〔〕は、ccus職種コードを示している。
※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

## 能力評価基準【とび】

国土交通省

| | | |
|---|---|---|
| CCUS職種コード | | ０６とび工－０１とび工 |
| 能力評価実施団体 | | （一社）日本鳶工業連合会 |
| 呼　称 | | とび技能者 |
| レベル４ | 就業日数 | １２年（2580日） |
| | 保有資格 | ◇登録鳶・土工基幹技能者〔00016〕<br>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91002〕<br>◇安全優良職長厚生労働大臣顕彰〔93001〕<br>●レベル２、レベル３の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長経験 | 職長としての就業日数が７年（1505日） |
| レベル３ | 就業日数 | ８年（1720日） |
| | 保有資格 | ◇１級とび技能士〔10901〕<br>◇１級又は２級建築施工管理技士〔30007,30008〕<br>◇１級又は２級土木施工管理技士〔30005,30006〕<br>◇以下の資格のうち３つ以上<br>✓２級とび技能士〔10902〕 ✓レベル2の１２資格（※）<br>●レベル２の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長・班長経験 | 職長または班長としての就業日数が２年（430日） |
| レベル２ | 就業日数 | ３年（645日） |
| | 保有資格 | ●玉掛け技能講習〔40040〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕<br>●以下の１２資格（※）のうち１つ以上<br>✓足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習〔40010〕<br>✓地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習〔40005〕 ✓高所作業車運転技能講習〔40039〕<br>✓建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習〔40012〕<br>✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習〔40019〕<br>✓コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習〔40014〕 ✓小型移動式クレーン運転技能講習〔40031〕<br>✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習〔40035〕<br>✓車両系建設機械（解体用）運転技能講習〔40036〕<br>✓車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習〔40037〕 ✓ガス溶接技能講習〔40032〕 |
| レベル１ | | 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル２から４までの判定を受けていない技能者 |

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 班長については職長教育を修了した者とする。〔〕は、ccus職種コードを示している。
※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

# ＊参考:【技能者の能力評価】　申請手続きの概要

国土交通省

○ 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方(注)が行っていただくこととなります。

（注）評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です

○ 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。　※国交省HP　https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

## 建設技能者の手続き概要

### ① 評価手数料の振込み

（能力評価制度推進協議会あて口座に振込み）

### ② 能力評価の申請

（各能力評価実施団体に対して、直接申請）

（郵送、メール及びWEB）

**必要な申請書類**

① （建設技能者の）CCUS技能者登録画面の写し
② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
③ 手数料の振込明細（※振込時の領収書等を添付）
④ 経歴証明書（注）　等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

（注）④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

### ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

### ④ （能力評価を反映した）カードの発行

※ 別途、「能力評価（レベル判定）結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発行後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

## 能力評価の実施フロー

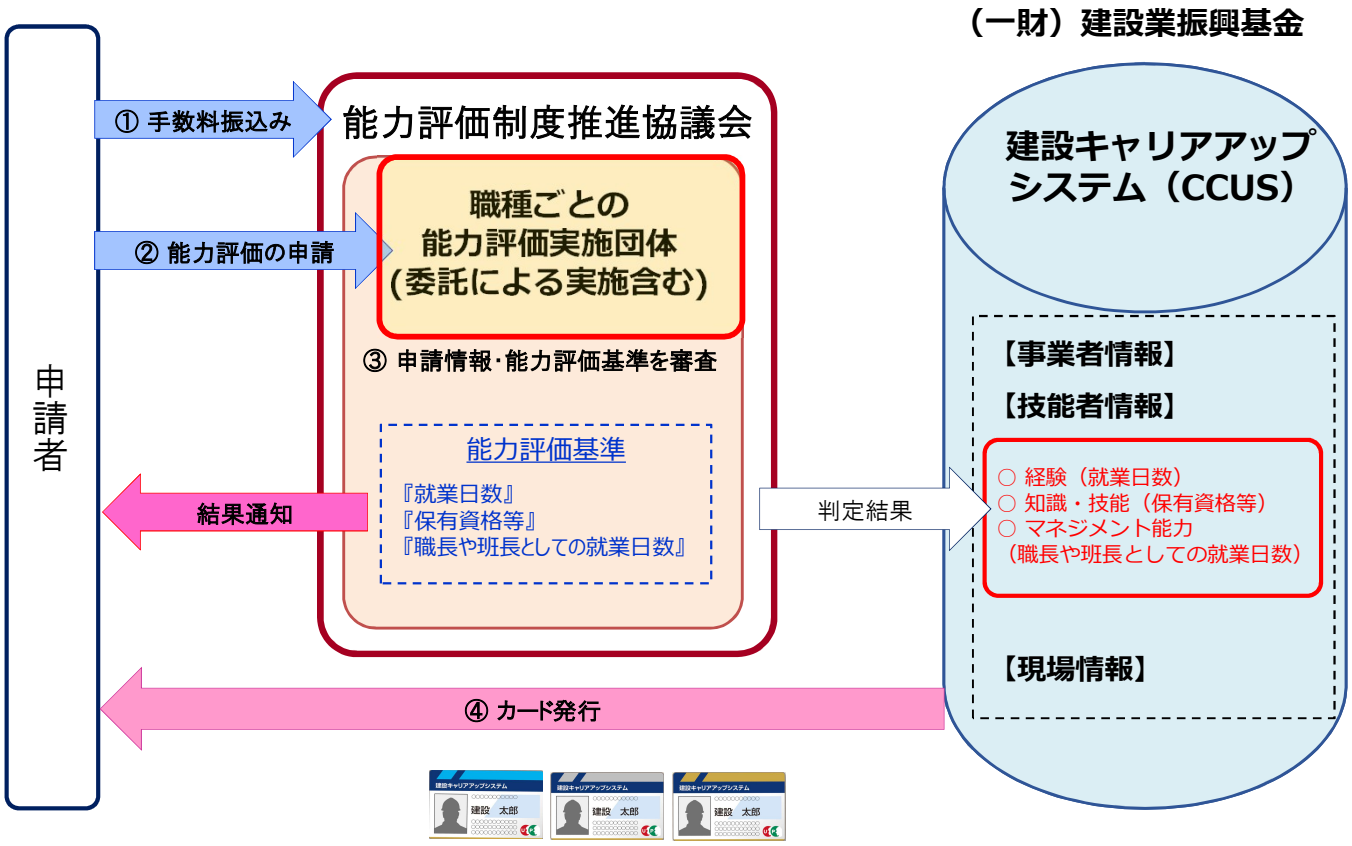


※『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関３７職種５１団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。

# 能力評価運用上の留意点

- **経歴証明は令和6(2024)年3月末までしか使えない：**

♪システム稼働以前からのベテラン技能者の経歴は、所属事業者による**経歴証明**で評価
●ただし経歴証明で証明できるのは**令和6年3月31日**までの経歴
●それ以降の経歴は**システムに蓄積された就業履歴のみで判断**される

◆**経歴証明の提出自体は令和11年3月末まで延長。**

★経歴証明の起算日の扱いにも留意

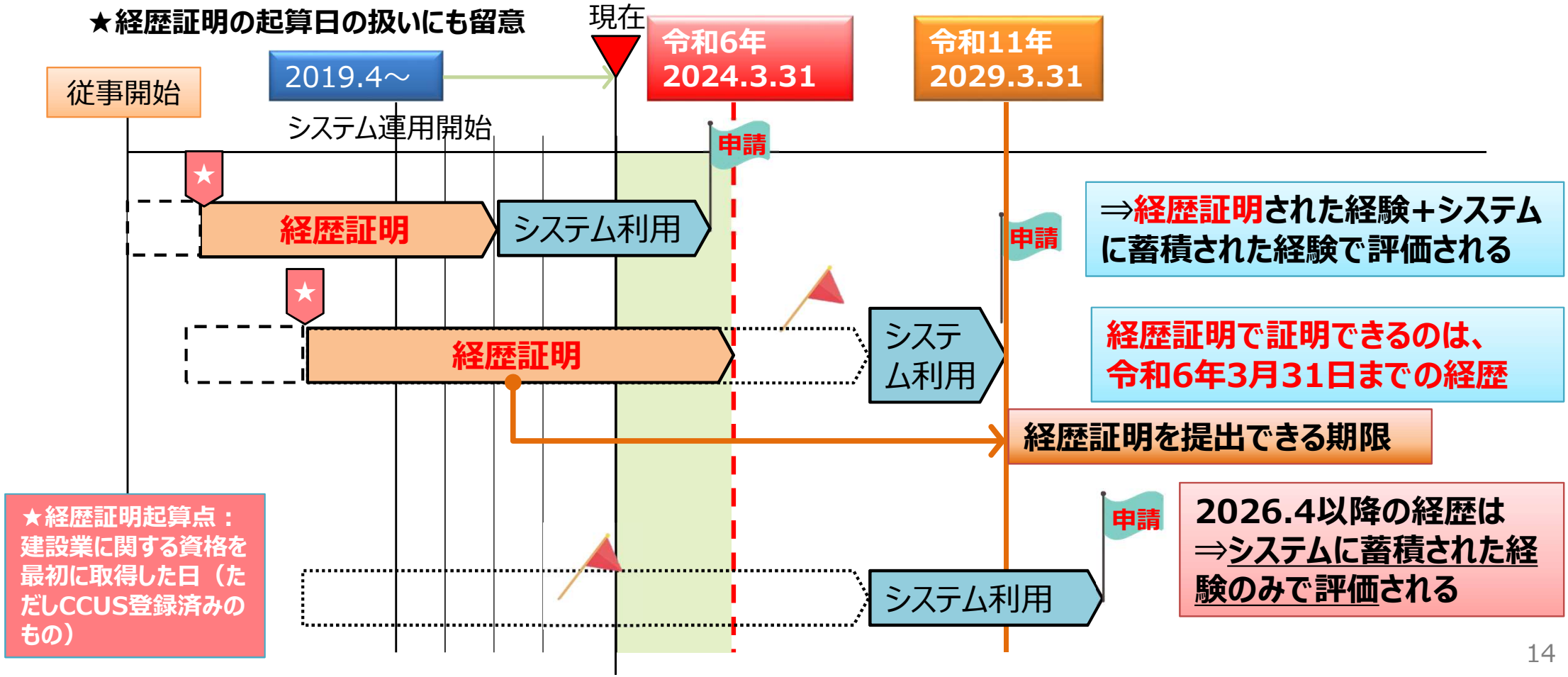

# CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

国土交通省

○ 来年４月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和５年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である**建設業振興基金と能力評価の実施について**円滑な連携が図られるよう、推進体制（CCUS能力評価推進協議会）についても整備

## どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

### 就業履歴を蓄積できる環境の整備

◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を**本年中に提供開始**

◎ **カードリーダーがなくても**、**iPhoneにより**就業履歴が蓄積できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**

◎ CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施（建設業振興基金にて継続）**

### 未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

◎「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。
**（相談内容に応じた**元請向けの情報提供等の**サポートの実施**、上記のカードリーダーの**無償貸与等を周知）**

【その他の取組】
- ○ カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金（2/3補助）の活用
- ○ 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

## 技能者の能力評価の促進

### 基準未策定となっている分野の評価基準の整備

◎能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

### 申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

◎評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

### 技能者登録の際にワンストップでレベル評価

◎技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年４月目途に供用開始**

【その他の取組】
- ○ 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

◎元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
◎業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いします。

# ＊参考：専門工事企業の施工能力等の『見える化』評価

国土交通省

○ 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
○ 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

## 【見える化の項目と評価内容】

| | |
|---|---|
| 基礎情報 | 建設業許可の有無 |
| | 資本金 |
| | 完成工事高 |
| | 団体加入の有無　　等 |
| 施工能力 | 建設キャリアアップカード保有者数 |
| | レベル3以上の技能者数の割合 |
| | 29歳以下の割合、平均勤続年数 |
| | 保有する建設機械の台数　　等 |
| コンプライアンス | 社会保険加入の有無 |
| | 処分歴の有無 |
| | コンプライアンス確保の取組　等 |

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

## 【評価結果】評価を受けた職種について

☆～☆☆☆☆の4段階で評価

| 職種 | …… |
|---|---|
| 基礎情報 | ★★★★ |
| 施工能力 | ★★★★ |
| コンプライアンス | ★★★★ |

専門工事企業の施工能力の 見える化

（見える化ロゴマーク・バナー）

一般財団法人 建設業振興基金

## 1-3.CCUSでやること（利用手順*）：

事 技 ● システムへの登録

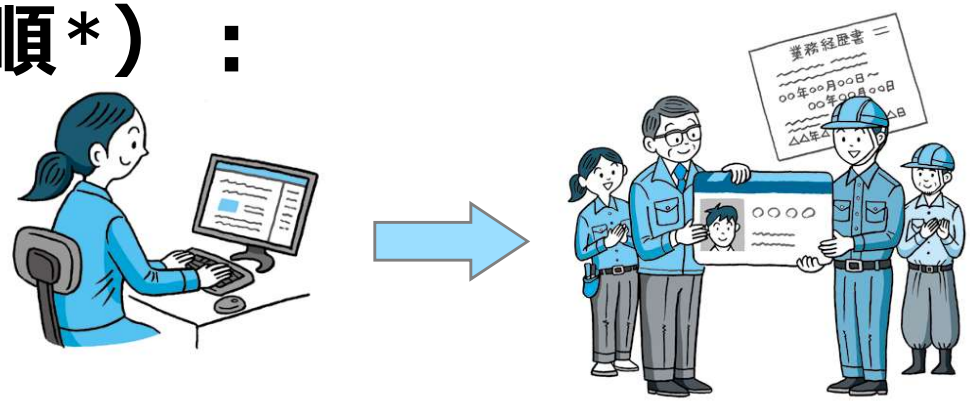


元 ● 現場登録、カードリーダー設置

元 事 ● 施工体制登録、

● 施工体制技能者情報*登録

*その現場で決まる（職種・立場・作業内容）

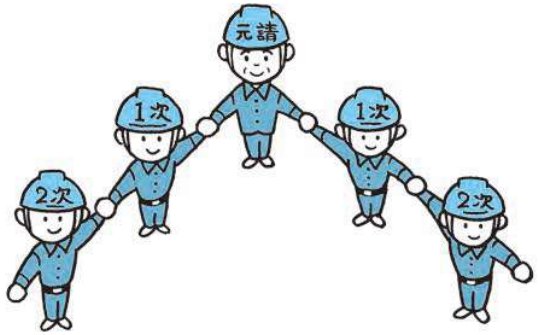


技 ● 現場でカードをタッチ

一般財団法人 建設業振興基金

## 1-4.CCUSのメリット：

技
- どこの現場ででも就業履歴が溜まる

技
- 建退共の就業実績がデータで溜まる*

技
- 保有資格と就業履歴を合わせて能力評価*される

技
- 自分の技能や就業履歴を証明できる

⇒ 健全な技能者であることを証明できる

事
- 現場管理（社保加入、安全書類等）の効率化*

事
- 建退共関係事務の効率化*

事
- 施工能力の見える化*

⇒ 人を育てる健全な事業者であることを証明できる

# メリット1：利便性向上・業務の効率化

一般財団法人 建設業振興基金

## 技能者のメリット

### 建退共の掛金が貯まる

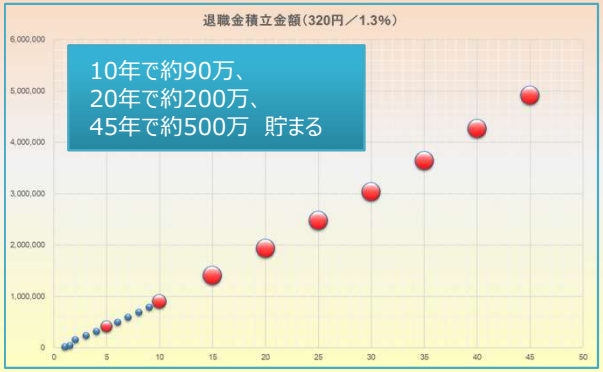


### 今後 各種証明書の携帯が不要になる

・令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

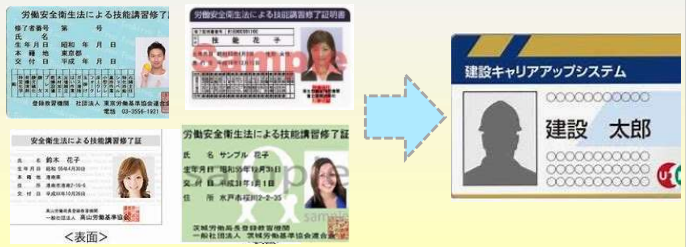


## 事業者のメリット

### API連携による施工管理効率化

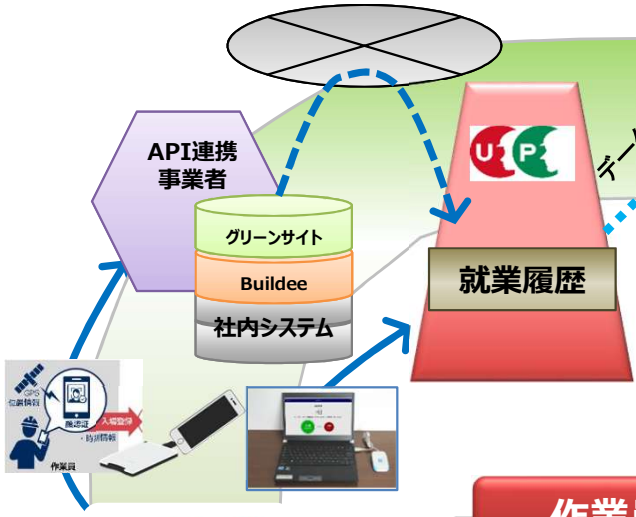


社保加入証明書類・資格証・健康診断結果表の提出が不要

### 建退共の手続きが効率化

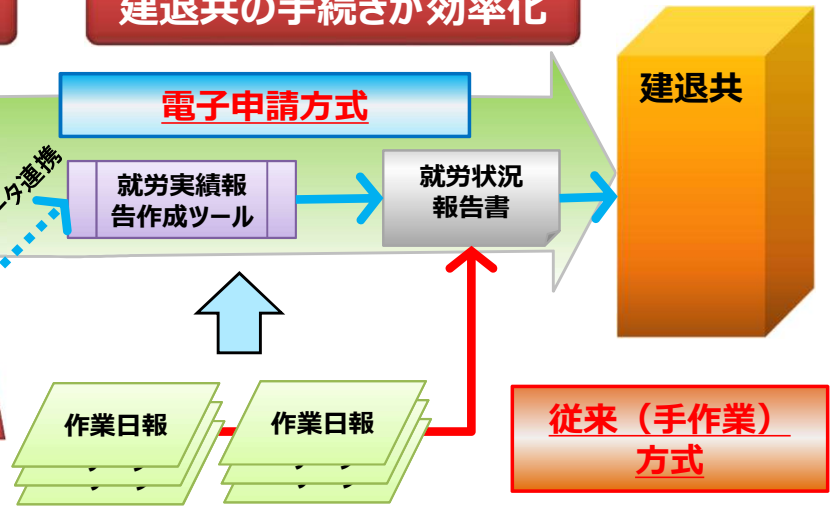


### 作業員名簿・安全書類がCCUSから出せる

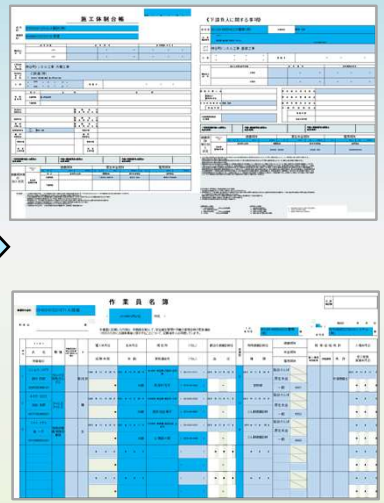

# メリット2：処遇改善に向けた取り組み

一般財団法人 建設業振興基金

## 能力評価

稼働中

2021年度以降

レベルに応じた処遇を実現へ

**全ての建設技能者が受けられる環境を整備**

## 建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現

### 能力評価に応じた適切な賃金設定

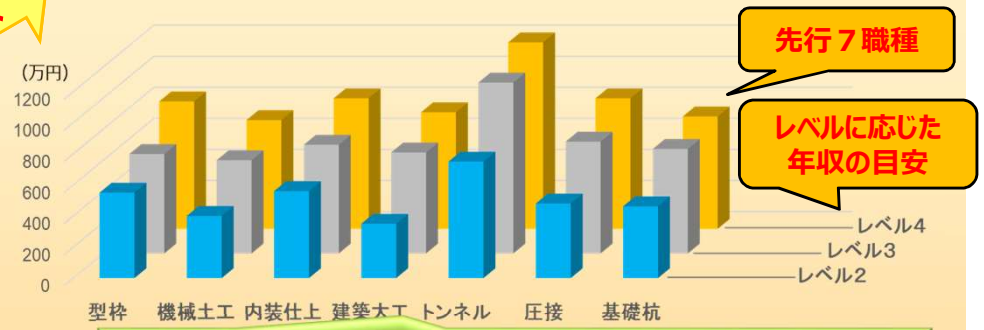


◎各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

◎標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進

元請による
**労務費**及び**法定福利費**の見積りの尊重

公共発注者の確認による
**履行強化**

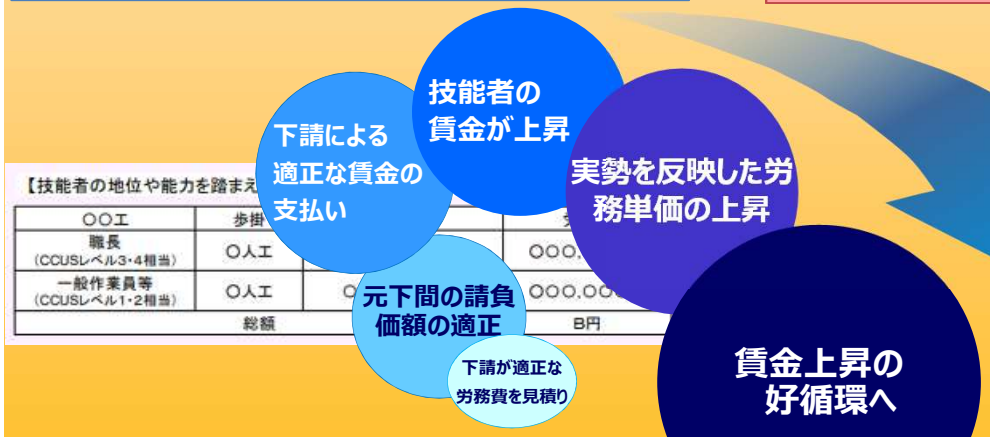


【技能者の地位や能力を踏まえ

| ○○工 | 歩掛 | |
|---|---|---|
| 職長（CCUSレベル3・4相当） | ○人工 | ○○○, |
| 一般作業員等（CCUSレベル1・2相当） | ○人工 | ○○○,○○ |
| 総額 | | B円 |

下請による**労務費**や**法定福利費**が**内訳明示**された見積書の提出等
CCUSの普及を見据え、**地位や技能の反映**を推奨

**元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備**

（標準見積書の改訂イメージ）

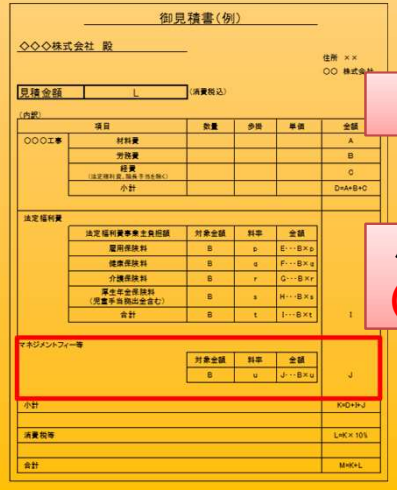


設計労務単価引上げ

低入札価格計算式改訂
**(一般管理費掛率アップ)**

# 労務費調査を用いてCCUSを技能者の処遇改善につなげる取組

大臣と4団体の意見交換
（R5.3.29）

○ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

※ 令和4年度の労務費調査では、CCUS登録技能者（レベル4）の平均賃金はCCUS登録技能者（レベル1～3）より**約15%高い実態**

## CCUSのレベル別賃金目安（イメージ）

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。

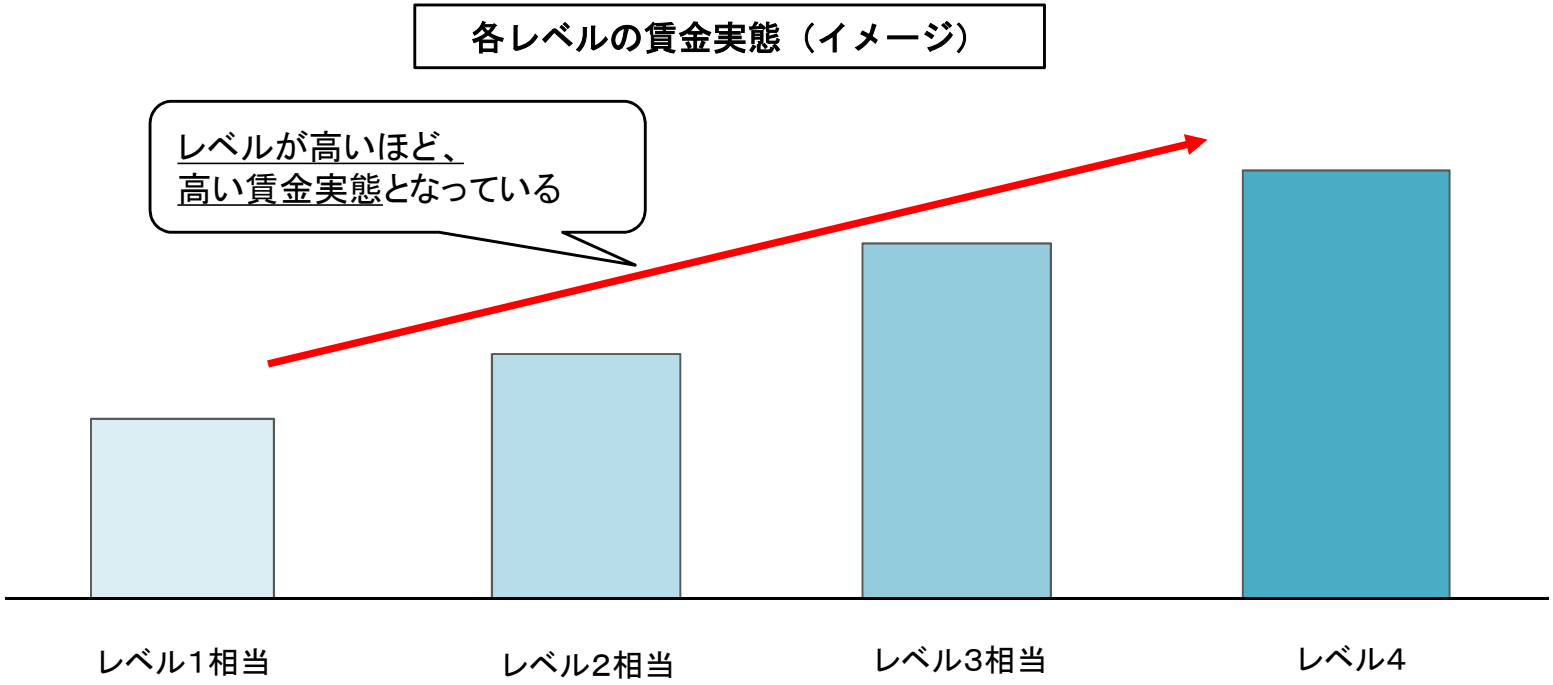


（参考） レベル別技能者数
2023年2月末時点

| レベル1（白） | レベル2（青） | レベル3（銀） | レベル4（金） |
|---|---|---|---|
| 1,017,675人 | 13,020人 | 12,395人 | 46,385人 |

# CCUSレベル別年収の概要 国土交通省による試算

◎建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

**全　国　（　全　分　野　）（年収）**

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

| レベル1（下位～中位） | レベル2（中位） | レベル3（中位） | レベル4（中位～上位） |
|---|---|---|---|
| 3,740,000 ～ 5,010,000円 | 5,690,000円 | 6,280,000円 | 7,070,000 ～ 8,770,000円 |

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

**分野別でのレベル別年収の試算例**

| 能力評価分野 | レベル4（中位～上位） | 能力評価分野 | レベル4（中位～上位） |
|---|---|---|---|
| 電気工事 | 6,250,000円 ～ 7,690,000円 | 型　　枠 | 7,080,000円 ～ 8,630,000円 |
| 建設塗装 | 7,030,000円 ～ 8,580,000円 | 配　　管 | 6,120,000円 ～ 7,540,000円 |
| 左　　官 | 6,760,000円 ～ 8,250,000円 | と　　び | 6,970,000円 ～ 8,510,000円 |
| 機械土工 | 7,120,000円 ～ 8,900,000円 | 建築大工 | 6,940,000円 ～ 8,470,000円 |
| 鉄　　筋 | 6,960,000円 ～ 8,490,000円 | 土　　工 | 6,790,000円 ～ 8,490,000円 |

＜試算条件＞
- CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
- 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
- 「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

# メリット3：働き方改革・生産性向上を目指して施工管理でCCUS義務化

一般財団法人 建設業振興基金

## 外国人材受入れ基準にCCUS追加

「特定技能」、「技能実習」、「建設就労者」とも、【受入企業】、【外国人材】の**CCUS登録を義務化**（H31.215~）

## 社保加入確認のCCUS活用原則化

R２.10~　建設業法改正：
社保加入確認に**CCUS活用を原則化**

下請指導ガイドラインを改正：
社保加入確認にCCUS活用しない場合は**加入証明書類**確認も義務化

・CCUS活用で**証明書類添付**が**不要に**

## 建退共：CCUS活用へ完全移行

**R3年度**よりCCUSデータ連携にて**就労報告作成が効率化**

**履行確認強化**で従来方式では**多大な書類を要求**、許可行政庁による**指導**も

**経営事項審査**：建退共加入・履行は加点評価も掛金充当状況確認方法の見直し

技能者自ら**掛金充当状況を確認可能に**

・R５年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ**完全移行**

## 公共工事受注にはCCUS登録・活用が必須に！

経営事項審査（加点）→ 発注者別競争参加資格審査（加点）→ 総合評価（加点）→ 工事 → 工事成績評定（加点）

国直轄

**義務化モデル工事：発注者指定型/減点あり**

**活用推奨モデル工事：受注者希望型/減点無し**

**Cランク工事においても45都府県で実施予定**

**7月公告分より対象を地整発注工事全てに拡大**

**カードリーダー設置費用、現場利用料も精算可に**

●R2年4月の要請、およびR4年度**「公共工事入札契約適正化指針」の改正**により

**都道府県発注工事でも「発注者指定型」「受注者希望型」2方式でモデル工事を実施拡大；市町村発注も追従**

**NEXCO、UR、水資源機構等独立行政法人・特殊会社が活用を開始**

**令和５年度からCCUS活用を原則化**

**義務化の流れが加速！**

**都道府県発注工事は、42県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**

(令和５年9月1日　現在)

# ＊参考：公共工事入札契約適正化指針の改正

一般財団法人 建設業振興基金

●国交省：2022/3/14中央建設業審議会総会資料
⇒2022/5/20に閣議決定済み

**現行**

※現行の指針は令和2年2月に閣議決定

第2　入札及び契約の適正化を図るための措置
5　主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項
（6）（・・・中略・・・）　技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

**利用環境の充実・向上に努める**

↓

**必要な措置・条件整備を講ずる**

**改正案**

第2　入札及び契約
5　主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項
（6）（・・・中略・・・）　技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

# ● 都道府県・政令市　インセンティブ導入状況

2023.08.17

凡　例

- ● 第１回ブロック連絡会(2021年度)時点で導入済.
- ● 第１回ブロック連絡会時点で導入済かつそれ以降に対象拡大.
- ● 第１回ブロック連絡会以降に新規導入.

| (A) | 都道府県名 | 直轄Cランク工事 | 都道府県発注工事 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 工事成績加点 | [ 導 入 ] | 工事成績加点 | 総合評価加点 | 参加資格加点 |
| 1 | 北海道 | ● | ● | ● | | |
| 2 | 青森県 | × | × | | | |
| 3 | 岩手県 | ● | ● | ● | | |
| 4 | 宮城県 | ● | ● | (●)※1 | ● | |
| 5 | 秋田県 | ● | ● | | ● | ● |
| 6 | 山形県 | × | × | | | |
| 7 | 福島県 | ● | ● | ● | ● | |
| 8 | 茨城県 | ● | ● | ● | | |
| 9 | 栃木県 | ● | ● | ● | ● | |
| 10 | 群馬県 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 11 | 埼玉県 | ● | ● | ● | | ● |
| 12 | 千葉県 | ● | × | | | |
| 13 | 東京都 | ● | × | | | |
| 14 | 神奈川県 | ● | ● | (●)※2 | ● | |
| 15 | 新潟県 | ● | ● | | | ● |
| 16 | 富山県 | ● | × | | | |
| 17 | 石川県 | ● | ● | | | ● |
| 18 | 福井県 | ● | ● | ● | | ● |
| 19 | 山梨県 | ● | ● | | ● | |
| 20 | 長野県 | ● | ● | (●)※2 | ● | ● |
| 21 | 岐阜県 | ● | ● | ● | | |
| 22 | 静岡県 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 23 | 愛知県 | ● | ● | ● | | |
| 24 | 三重県 | ● | ● | (●)※3 | | |
| 25 | 滋賀県 | ● | ● | | ● | |
| 26 | 京都府 | ● | ● | ● | ● | |
| 27 | 大阪府 | ● | ● | | ● | |
| 28 | 兵庫県 | ● | ● | | ● | ● |
| 29 | 奈良県 | ● | ● | | ● | |
| 30 | 和歌山県 | ● | ● | | | ● |
| 31 | 鳥取県 | ● | ● | (●)※2 | ● | |
| 32 | 島根県 | ● | ● | | ● | |
| 33 | 岡山県 | ● | ● | ● | | |
| 34 | 広島県 | ● | ● | ● | ● | |
| 35 | 山口県 | ● | ● | ● | | |
| 36 | 徳島県 | ● | ● | ● | | ● |
| 37 | 香川県 | ● | ● | | ● | |
| 38 | 愛媛県 | ● | ● | ● | | |
| 39 | 高知県 | ● | ● | | | ● |
| 40 | 福岡県 | ● | ● | (●)※2 | | ● |
| 41 | 佐賀県 | ● | ● | (●)※2 | | |
| 42 | 長崎県 | ● | ● | | ● | |
| 43 | 熊本県 | ● | ● | ● | | |
| 44 | 大分県 | ● | ● | (●)※2 | | |
| 45 | 宮崎県 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 46 | 鹿児島県 | ● | ● | ● | ● | |
| 47 | 沖縄県 | ● | ● | ● | | ● |

↑
白抜きは「地域ぐるみ」に未登録(９建協)

※１＝一定期間導入後に、総合評価加点(入口評価)に集約済.
※２＝受注者希望タイプでＣＣＵＳを活用する工事．費用計上有り．加点は無し.
※３＝ＣＣＵＳの登録を参加資格とする工事．費用計上有り．加点は無し.

| (B) | 政令市名 | (直轄Cﾗﾝｸ工事) | 政令市発注工事 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | [ 導 入 ] | 工事成績加点 | 総合評価加点 | 参加資格加点 |
| 1 | 札幌市 | (○) | × | | | |
| 2 | 仙台市 | (○) | ● | | ● | |
| 3 | さいたま市 | (○) | ● | ● | ● | |
| 4 | 千葉市 | (○) | ● | ● | | ● |
| 5 | 横浜市 | (○) | ● | ● | ● | |
| 6 | 川崎市 | | ● | ● | ● | |
| 7 | 相模原市 | | ● | | | ● |
| 8 | 新潟市 | (○) | × | | | |
| 9 | 静岡市 | (○) | ● | ● | | |
| 10 | 浜松市 | | ● | | ● | |
| 11 | 名古屋市 | (○) | ● | ● | | |
| 12 | 京都市 | (○) | ● | | ● | |
| 13 | 大阪市 | (○) | ● | | ● | |
| 14 | 堺市 | | ● | | ● | |
| 15 | 神戸市 | (○) | ● | | ● | |
| 16 | 岡山市 | (○) | ● | ● | ● | |
| 17 | 広島市 | (○) | ● | | ● | |
| 18 | 北九州市 | (○) | ● | | ● | |
| 19 | 福岡市 | | × | | | |
| 20 | 熊本市 | (○) | ● | | ● | |

【直轄Ｃランク工事への導入】

２１県〔４５%〕
↓ ＋２４県〔＋５１%〕
４５県〔９６%〕

【都道府県発注工事への導入】(Ａ)

２０県〔４３%〕
↓ ＋２２県〔＋４７%〕
４２県〔８９%〕
※取組の拡大　１６県〔３４%〕
※新規＋拡大　３８県〔８１%〕

【県市発注工事への導入】(Ａ)+(Ｂ)

２７県市〔４０%〕
↓ ＋３２県市〔＋４８%〕
５９県市〔８８%〕
※取組の拡大　１８県市〔２７%〕
※新規＋拡大　５０県市〔７５%〕

【政令市発注工事への導入】(Ｂ)

７市〔３５%〕
↓ ＋１０市〔＋５０%〕
１７市〔８５%〕
※取組の拡大　２市〔１０%〕
※新規＋拡大　１２市〔６０%〕

# ＊参考：経営事項審査：Ｒ４年度改正の視点

一般財団法人 建設業振興基金

●国交省：2022/3/14中央建設業審議会総会資料
⇒令和5年1月より施行

① 担い手の確保・育成
② 災害対応力の強化
③ 環境への配慮

→ これらに取り組む建設企業の努力を適正に評価・後押ししたい

・自社直庸技術者・技能者のみならず、**CCUSの導入を通じて、広く技能者の処遇改善に貢献する企業を評価したい**

・技能者が**有効な就業履歴を蓄積するには**、**カードリーダーの設置**や**元下間で協働して施工体制登録・技能者登録を組ませる**など、

**元請企業の主導的環境整備努力が不可欠**

## CCUSを現場で導入・運用する元請企業を加点評価する方針

↓

**「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置（カードリーダーの設置等）を講じている」こと**

審査基準日以前1年以内に施工した

- 全ての公共工事：10点
- 全ての建設工事：15点

誓約書と抽出調査で確認

虚偽申請は営業停止も

●請負代金500万未満（建築1式は1,500万未満）、延床面積150平米未満の木造住宅建設工事、および災害応急対策等に関する工事を除く

令和５年８月14日以降を審査基準日とする申請で適用

# 経営事項審査におけるCCUS上での措置実施状況の評価対象時期

国土交通省

**令和５年８月14日以降を審査基準日とする申請で適用**

## 規定

○ W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関しては、審査基準日が令和５年８月１４日以降である申請について、審査項目に追加する。

※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

## 具体例

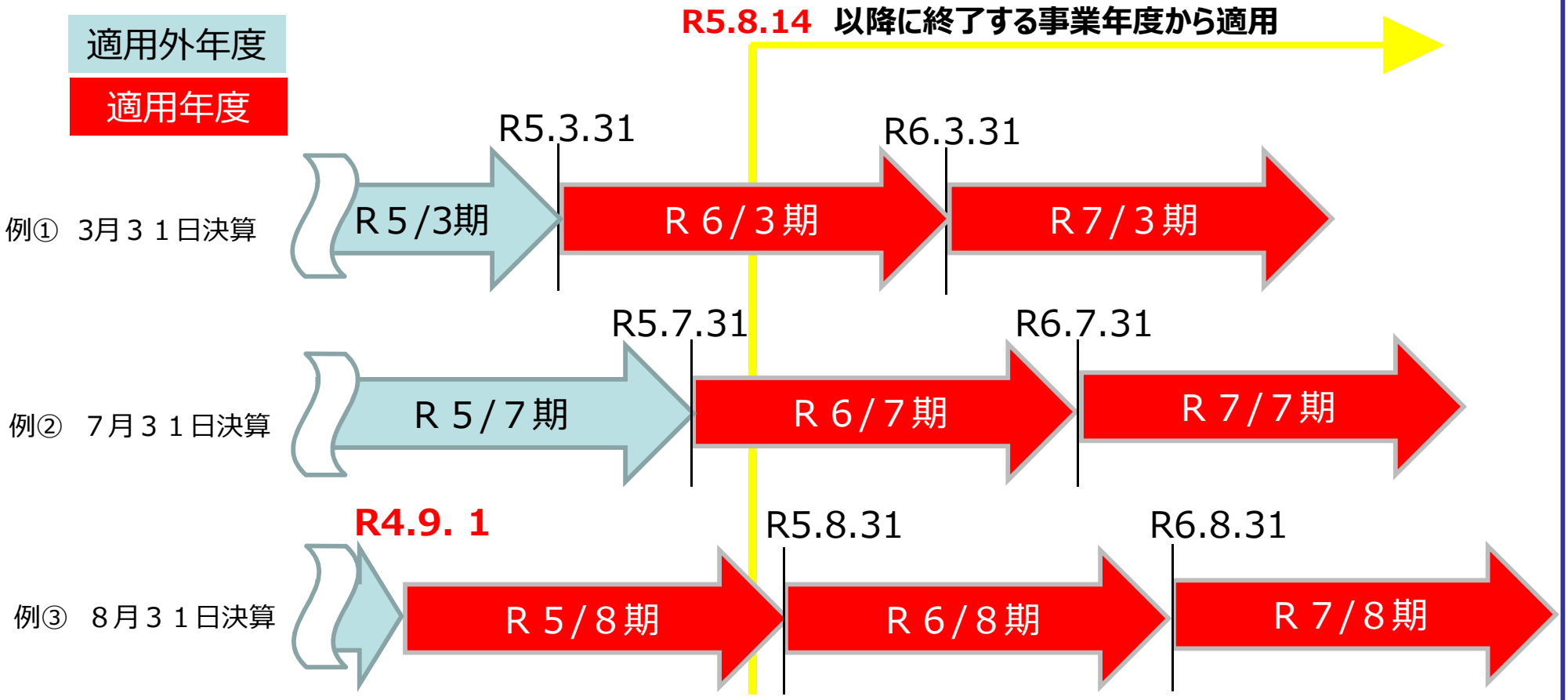

# ＊参考：監理技術者等の専任制度に関する見直し方針

国土交通省資料より引用

令和4年　4月25日　第4回適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）資料3

## 2－2. 監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要

国土交通省

- **専任不要上限額の引き上げ**
  技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。
- **兼任可能な制度の新設**
  多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- **その他の検討**
  技術者配置の運用の見直し。

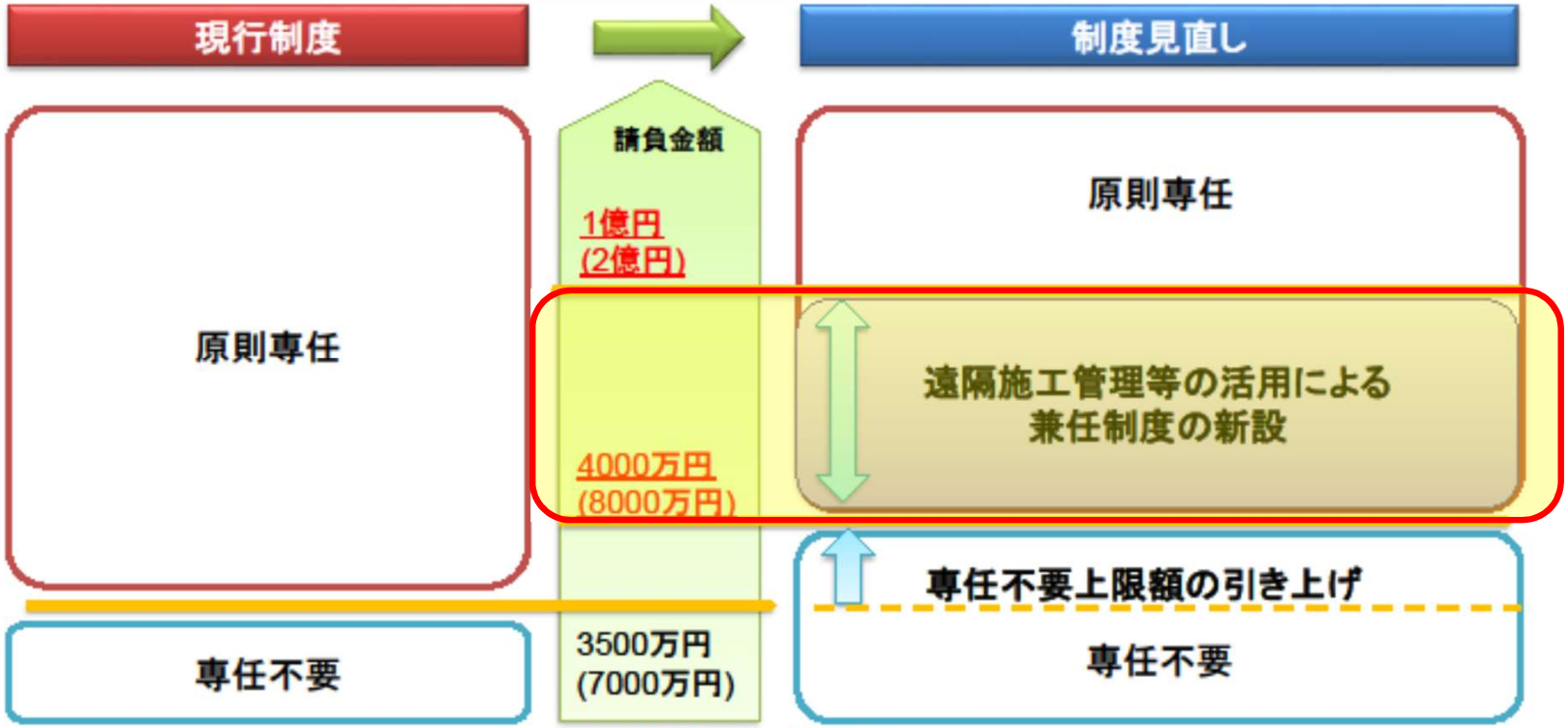


（ ）は建築一式工事の場合

# ＊参考：監理技術者等の専任制度に関する見直し方針

国土交通省資料より引用

令和4年　4月25日　第4回適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）資料3

## 4－5. 監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

国土交通省

### 工事現場について

・工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
・監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
・各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を２時間程度で移動できる距離）に存在すること。

＋

### 施工体制について

・連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
・当該建設業者からの下請次数が３次以内であること。
・日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。
※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

＋

### 運用について

・兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。
※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

資料3、p17「６－３．営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性」においても「日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。」を営業所専任技術者と現場技術者を兼任可能とする要件の一つとする案が示されている。

# *現場管理（社保加入、安全書類等）の効率化

## （1）施工体制に登録された事業者・技能者の情報

**⇒元請で確認可能な機能**

① 【1-4】施工体制登録技能者一覧

当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「**社保加入**」「**資格保有**」情報

## （2）施工体制登録技能者の就業履歴、出面内容確認、建退共積立情報

**⇒元請・下請で相互確認が可能な機能**

① 【2-3】就業履歴（月別カレンダー）

技能者ごと日毎の就業履歴,就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）,

**建退共充当日数**

# （1）元請で確認可能な機能

一般財団法人 建設業振興基金

① **【1-4】施工体制登録技能者一覧/当該現場に施工体制登録された**技能者の「職種」、「立場」、「社保加入」、「資格保有」情報

510_50_施工体制登録情報から当該事業者IDをクリックすると登録されている技能者一覧が見られる

510_閲覧
- 10_自社情報
- 20_所属技能者統計情報
- 30_技能者の検索
- 40_所属技能者就業履歴
- 50_施工体制登録情報
- 60_自社に関する現場・就業履歴
- 70_事業者の検索
- 80_申請情報の検索

520_就業履歴
540_安全書類
610_現場・契約
620_施工体制登録
710_代行申請
810_事業者管理
910_ダウンロード

現場ID [redacted]
業者ID [redacted]
現場名 [redacted]
業者名 [redacted]

情報

**能力評価に必要な就業内容（職種・立場・作業内容）**

**社会保険加入状況**

**作業に必要な資格保有状況**

| 技能者の所属事業者と異なる場合 | 技能者 | | 就業内 | | | 適切な保険加判定 | | | | | 作業内容等に必要な保有資格 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 技能者ID | 技能者名 | 職種 | 立場 | | 健康保険 | | 年金保険 | | 雇用保険 | 技能士 | 免許・資格 | 技能講習 | 特別教育 | その他安全衛生講習 |
| | | | | | | 保険種類 | 加入 | 保険種類 | 加入 | 被保険者番号 | | | | | |
| | [redacted]2621 | [redacted] | トンネル特殊工・トンネル工（特殊作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]9781 | | 発破技士 | 車両系建設機械（解体用）運転（機体重量3t以上） | コンクリート打設用機械の作業装置の操作 | 職長教育（労働安全衛生法第60条） |
| | [redacted]1021 | [redacted] | その他・事務担当者 | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]8771 | | 中型自動車 | 特定化学物質等作業主任者（旧） | 電気取扱い業務（低圧電気取扱業務） | |
| | [redacted]0221 | [redacted] | トンネル作業員・トンネル工（普通作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]0206 | | 中型自動車 | 小型移動式クレーン運転（つり上げ過重1t以上5t未満） | 締固め用機械（ローラー）の運転 | |
| | [redacted]4521 | [redacted] | トンネル特殊工・トンネル工（特殊作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]6272 | | 発破技士 | ずい道等の掘削等作業主任者 | コンクリート打設用機械の作業装置の操作 | |
| | [redacted]6721 | [redacted] | トンネル作業員・トンネル工（普通作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]2906 | | 大型自動車 | フォークリフト運転（最大荷重1t以上） | 特定粉じん作業 | 職長教育（労働安全衛生法第60条） |
| | [redacted]3021 | [redacted] | トンネル特殊工・トンネル工（特殊作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]4097 | | 発破技士 | 車両系建設機械（解体用）運転（機体重量3t以上） | ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業 | |
| | [redacted]0221 | [redacted] | トンネル作業員・トンネル工（普通作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]9453 | | 大型第二種 | 高所作業車運転（作業床の高さ10m以上） | 特定粉じん作業 | 職長教育（労働安全衛生法第60条） |
| | [redacted]9721 | [redacted] | 溶接工・溶接工 | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]3304 | | 発破技士 | ガス溶接技能講習 | アーク溶接 | 職長教育（労働安全衛生法第60条） |
| | [redacted]8021 | [redacted] | その他（管理）・現場監督（土木） | 職長 | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]1043 | | 甲種火薬取扱保安責任者 | ずい道等の掘削等作業主任者 | アーク溶接 | |
| | [redacted]9221 | [redacted] | トンネル作業員・トンネル工（普通作業員） | | | 国民健康保険組合 | | 厚生年金 | | [redacted]0439 | | 乙種火薬取扱保安責任者 | 玉掛け（つり上げ荷重1t以上のクレーン等） | ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業 | |
| | [redacted]1721 | [redacted] | その他（管理）・現場監督（土木） | 主任技術者 | 現場代理人 | 国民健康保険 | | 厚生年金 | | [redacted]8189 | | 甲種火薬取扱保安責 | ずい道等の掘削等作 | コンクリート打設用機械の作業装置の操 | |

# （２）元請・下請で相互確認が可能な機能；就業履歴

一般財団法人 建設業振興基金

① **【2-3】就業履歴（月別カレンダー）/**技能者ごと、日毎の就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）、建退共充当日数

510_60_自社に関する現場・就業履歴の就業履歴（月別カレンダー）から当該技能者IDをクリックすると当該技能者個人の当月蓄積された就業履歴が日毎で見られる

**就業日**

**元請事業者**

**現場情報**

**能力評価に必要な就業内容（職種・立場・作業内容）**

**建退共加入状況**

**就業日数計**

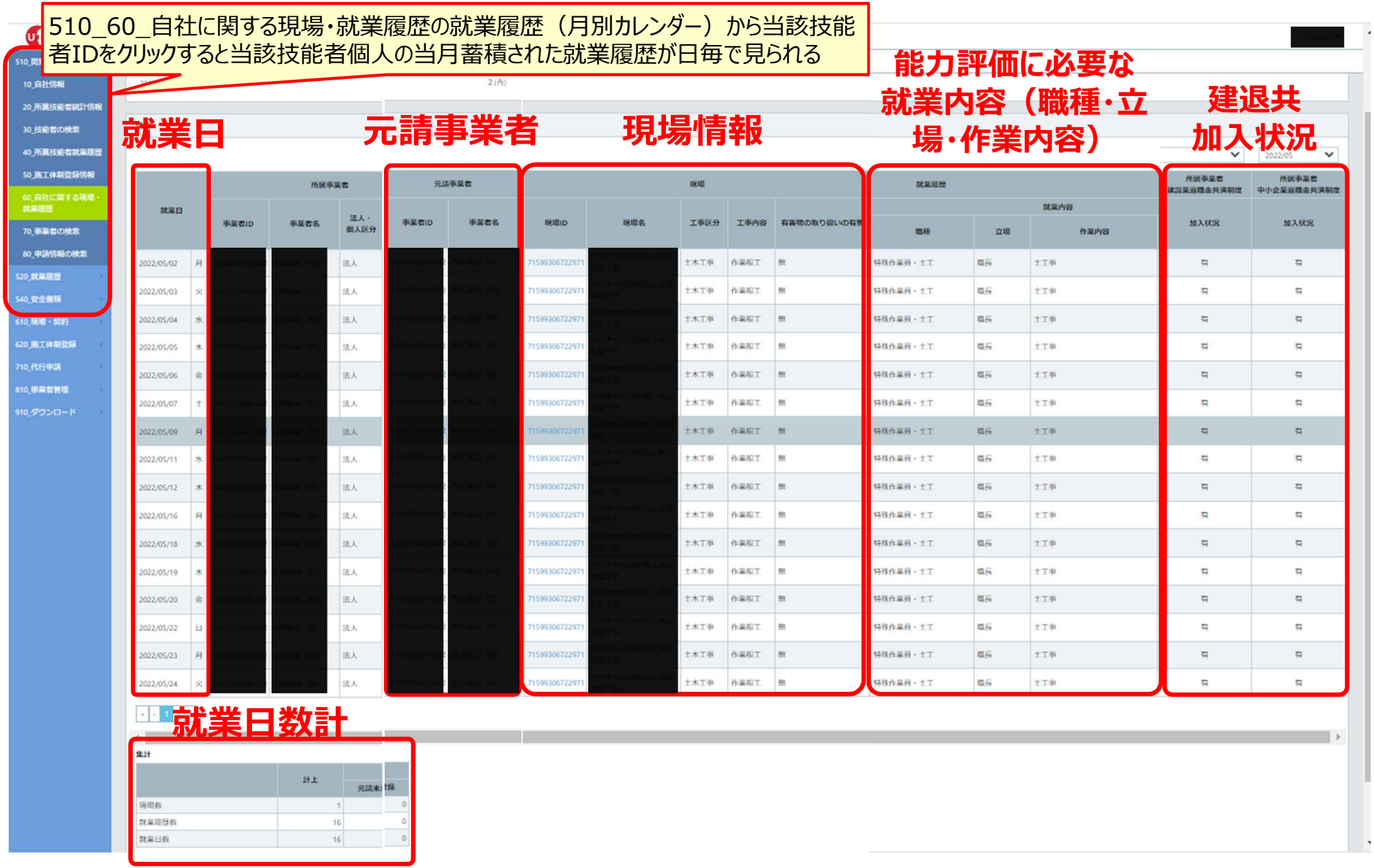

# ＊現場管理（安全書類等）の効率化

## 施工体制台帳（出力できる者：元請事業者、当該下請事業者）

2023.9.29白
抜き個所の入力
画面組込み完了

### 施工体制台帳

年　月　日

[会社名・事業者ID]

[事業所名・現場ID]

| 建設業の許可 | 許可業種 | 許可番号 | 許可(更新)年月日 |
|---|---|---|---|
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名称及び工事内容 | | | |
| 発注者名及び住所 | 〒 | | |
| 工期 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | 契約日 | 年　月　日 |

| 契約営業所 | 区分 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|
| | 元請契約 | | |
| | 下請契約 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発注者の監督員名 | | 権限及び意見申出方法 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監督員名 | | 権限及び意見申出方法 | |
| 現場代理人名 | | 権限及び意見申出方法 | |
| 監理技術者・主任技術者名 | | 資格内容 | |
| 監理技術者補佐名 | | 資格内容 | |
| 専門技術者名 | | 専門技術者名 | |
| 資格内容 | | 資格内容 | |
| 担当工事内容 | | 担当工事内容 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国人の従事の状況（有無） | 一号特定技能外国人 | 有<br>無 | 二号特定技能外国人 | 有<br>無 | 外国人技能実習生 | 有<br>無 |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | | 厚生年金保険 | | | 雇用保険 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 区分 | 営業所の名称 | | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | |
| | | 元請契約 | | | | | | | | |
| | | 下請契約 | | | | | | | | |

《下請負人に関する事項》

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会社名・事業者ID | | 代表者名 | |
| 住所<br>電話番号 | 〒<br>（TEL　　） | | |
| 工事名称及び工事内容 | | | |
| 工期 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | 契約日 | 年　月　日 |

| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可(更新)年月日 |
|---|---|---|---|
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |
| | 工事業 | 第　号 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現場代理人名 | | 安全衛生責任者名 | |
| 権限及び意見申出方法 | | 安全衛生推進者名 | |
| ※主任技術者名 | | 雇用管理責任者名 | |
| 資格内容 | | ※専門技術者名 | |
| ※登録基幹技能者名・種類 | | 資格内容 | |
| | | 担当工事内容 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国人の従事の状況（有無） | 一号特定技能外国人 | 有<br>無 | 二号特定技能外国人 | 有<br>無 | 外国人技能実習生 | 有<br>無 |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | | 厚生年金保険 | | | 雇用保険 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | | |
| | | | | | | | | | | |

ＣＣＵＳの登録上で入力が必須であり、自動反映される項目

ＣＣＵＳの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目

今回改修でシステム上で入力可能となった項目

# ＊現場管理（安全書類等）の効率化

## 再下請負通知書（変更届）　（出力できる者：元請事業

2023.9.29白
抜き個所の入力
画面組込み完了

### 再下請負通知書（変更届）

年　月　日

直近上位の注文者名

【報告下請負業者】

現場代理人名（所長名）　殿

住所　〒

TEL

FAX

元請名称・事業者ID

会社名・事業者ID

代表者名　印

《自社に関する事項》

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名称及び工事内容 | | | |
| 工期 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | 注文者との契約日 | 年　月　日 |

| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監督員名 | | 安全衛生責任者名 | |
| 権限及び意見申出方法 | | 安全衛生推進者名 | |
| 現場代理人名 | | 雇用管理責任者名 | |
| 権限及び意見申出方法 | | ※専門技術者名 | |
| ※主任技術者名 | | 資格内容 | |
| 資格内容 | | 担当工事内容 | |
| ※登録基幹技能者名・種類 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国人の従事の状況(有無) | 一号特定技能外国人 | 有<br>無 | 二号特定技能外国人 | 有<br>無 | 外国人技能実習生 | 有<br>無 |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | | 厚生年金 | | | 雇用保険 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | | |
| | | | | | | | | | | |

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会社名・事業者ID | | 代表者名 | |
| 住所<br>電話番号 | 〒<br>(TEL　　) | | |
| 工事名称及び工事内容 | | | |
| 工期 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | 契約日 | 年　月　日 |

| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |
| | | 工事業 | | 第　号 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現場代理人名 | | 安全衛生責任者名 | |
| 権限及び意見申出方法 | | 安全衛生推進者名 | |
| ※主任技術者名 | | 雇用管理責任者名 | |
| 資格内容 | | ※専門技術者名 | |
| ※登録基幹技能者名・種類 | | 資格内容 | |
| | | 担当工事内容 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国人の従事の状況(有無) | 一号特定技能外国人 | 有<br>無 | 二号特定技能外国人 | 有<br>無 | 外国人技能実習生 | 有<br>無 |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | | 厚生年金 | | | 雇用保険 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 | 加入 | 未加入 | 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | | |
| | | | | | | | | | | |

- ＣＣＵＳの登録上で入力が必須であり、自動反映される項目
- ＣＣＵＳの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目
- 今回改修でシステム上で入力可能となった項目

# ＊現場管理（安全書類等）の効率化

2023.9.29白
抜き個所の入力
画面組込み完了

## 作業員名簿（社会保険加入状況について組込み

（出力できる者：元請事業者、当該下請事業者）

### 作　業　員　名　簿

事業所の名称
現 場 ID
所 長 名　　殿

（　　作成）

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請確認欄

提出日　　年　　月　　日

1 次 会社名・事業者ID　　印
［退職金共済制度加入について　建退共・中退共・その他・無］

（　次）会社名・事業者ID　　印
［退職金共済制度加入について　建退共・中退共・その他・無］

| 番号 | フリガナ / 氏名 / 技能者ID | 職種 | 所属事業者と異なる事業者の元で就業した場合 | ※ | 雇入年月日 / 経験年数 | 生年月日 / 年齢 | 現住所 / 家族連絡先 | (TEL) / (TEL) | 最近の健康診断日 / 血圧 | 血液型 | 特殊健康診断日 / 種類 | 健康保険 / 年金保険 / 雇用保険 | 建設業退職金共済制度 / 中小企業退職金共済制度 | 技能レベル / 在留資格 | 教育・資格・免許：雇入・職長特別教育 | 技能講習 | 免許 | 入場年月日 / 受入教育実施年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | | （　） | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | | 年 | | | （　） | ～ | | | | | | | | | 年 月 日 |
| 2 | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | | （　） | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | | 年 | | | （　） | ～ | | | | | | | | | 年 月 日 |
| 3 | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | | （　） | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | | 年 | | | （　） | ～ | | | | | | | | | 年 月 日 |
| 4 | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | | （　） | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | | 年 | | | （　） | ～ | | | | | | | | | 年 月 日 |
| 5 | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | | （　） | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | | | | | | ～ | | | | | | | | | 年 月 日 |

（注）7.　健康保険欄には、健康保険の名称【健康保険組合、協会けんぽ（全国健康保険協会）、各種共済組合、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度、船員保険（全国健康保険協会）】を記載。
上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、「適用除外」と記載。
（注）8.　年金保険欄には、年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。
（注）9.　雇用保険欄には被保険者種類と被保険者番号の下4けたを記載。雇用保険が適用除外である場合には、「適用除外」と記載。
（注）10.　安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
（注）11　建設ＴＴ事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○技能士）を有する場合は、「免許」欄に記入。
（注）12.　記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。
（注）13.　在留資格で在留期間切れの場合は、「（超過）」と追記。

**■出力可能な安全書類**

全建統一様式（改訂5版）に準じた以下の安全書類の出力が可能
- ・施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・下請負業者編成表
- ・再下請負通知書
- ・作業員名簿（社会保険加入状況組込版）

**■新たに入力項目を追加する画面**

①現場契約情報【610_30】
②施工体制情報【620_10】
③施工体制技能者情報【620_20】

- ＣＣＵＳの登録上で入力が必須であり、自動反映される項目
- ＣＣＵＳの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目
- 今回改修でシステム上で入力可能となった項目

# ＊CCUSを活用した建退共事務の効率化の考え方

一般財団法人 建設業振興基金

## ◆建退共の電子申請方式への切替え後にCCUS連携させる：

【下請業者の作業】

【工事現場で】

ピッ！ タッチ！

ダウンロード

ツールで読込

連携

キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴情報を**ツール**で読み込み

就労実績報告書 〔様式1〕

日付 平成29年8月20日

勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 殿

| | |
|---|---|
| 共済契約者 | 株式会社 山田建設 |
| 住所 | 東京都△△区○○町 |
| 共済契約者番号 | 63-000●◎ |
| 工事名 | ○○▲□新築工事 |
| 工事コード | 151094000 |

別添ファイル（報告整理番号‥‥）の内容に従い、当社の掛金残高管理勘定（支店勘定、工事勘定）から、被共済者の掛金の充当を申請します

| 通常 | 特別 | 合計金額 |
|---|---|---|
| 200日分 | 0日分 | 62,000円 |

作成したデータをメール等で元請へ提出

【元請業者の作業】

下請が作成した請求データを**ツール**で読み込み

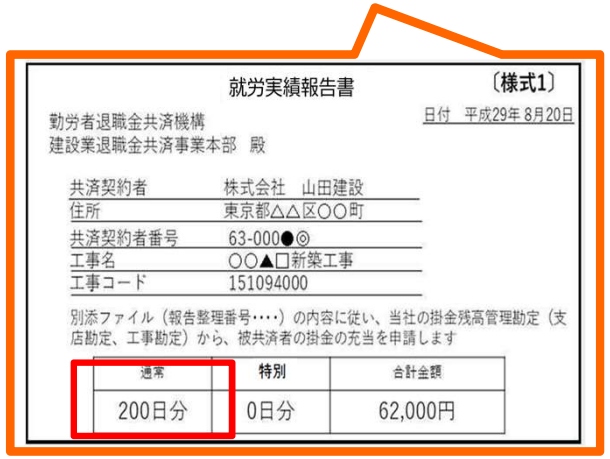

就労実績報告書 〔様式1〕

日付 平成29年8月20日

勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 殿

| | |
|---|---|
| 共済契約者 | 株式会社 山田建設 |
| 住所 | 東京都△△区○○町 |
| 共済契約者番号 | 63-000●◎ |
| 工事名 | ○○▲□新築工事 |
| 工事コード | 151094000 |

別添ファイル（報告整理番号‥‥）の内容に従い、当社の掛金残高管理勘定（支店勘定、工事勘定）から、被共済者の掛金の充当を申請します

| 通常 | 特別 | 合計金額 |
|---|---|---|
| 200日分 | 0日分 | 62,000円 |

就労実績報告書を簡便に作成

**建退共電子申請サイトでアップロード**

**【建退共】**

電子ポイント

**建退共掛金を積立て**

**【技能者】**

# ＊建退共電子申請化とＣＣＵＳとの連携

一般財団法人 建設業振興基金

○ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進
※なお、令和4年8月に～システム改訂を実施済

## 現行方式（証紙受払の書面管理）

○ 現行の証紙方式では、一人ひとりの技能者への証紙の交付事務が煩雑で、貼付が不徹底

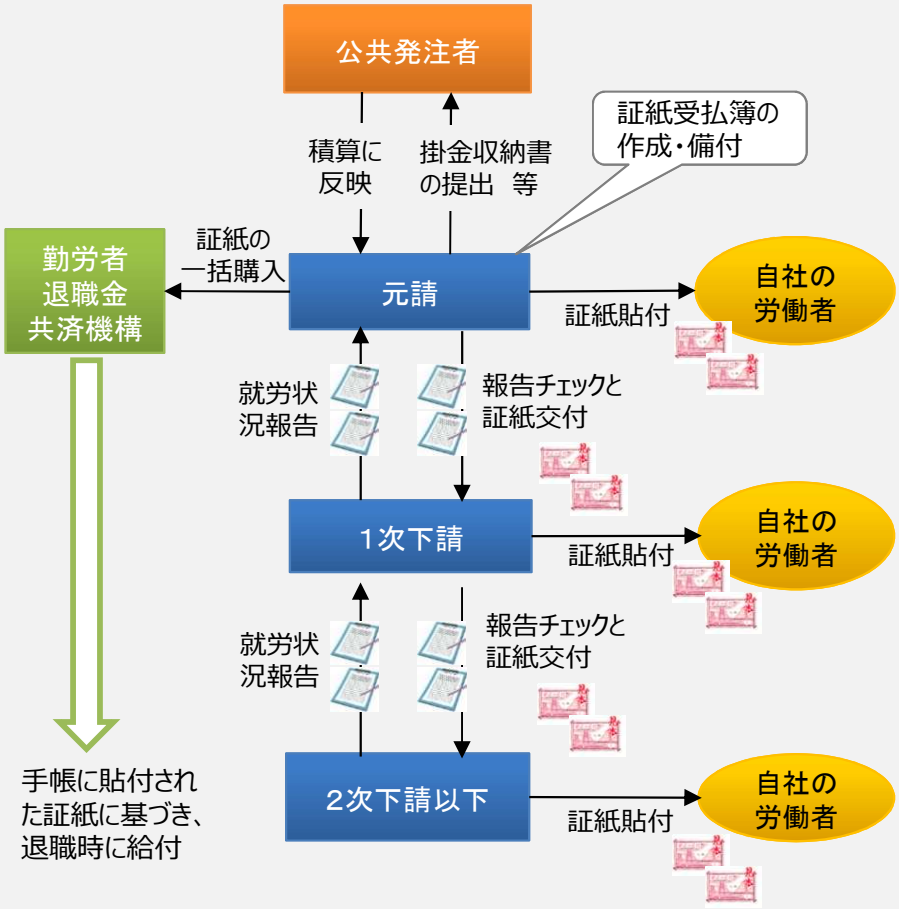


順次移行を促進

## CCUS活用型電子申請方式

○ CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化
※電子申請方式のみの活用も可能　注意

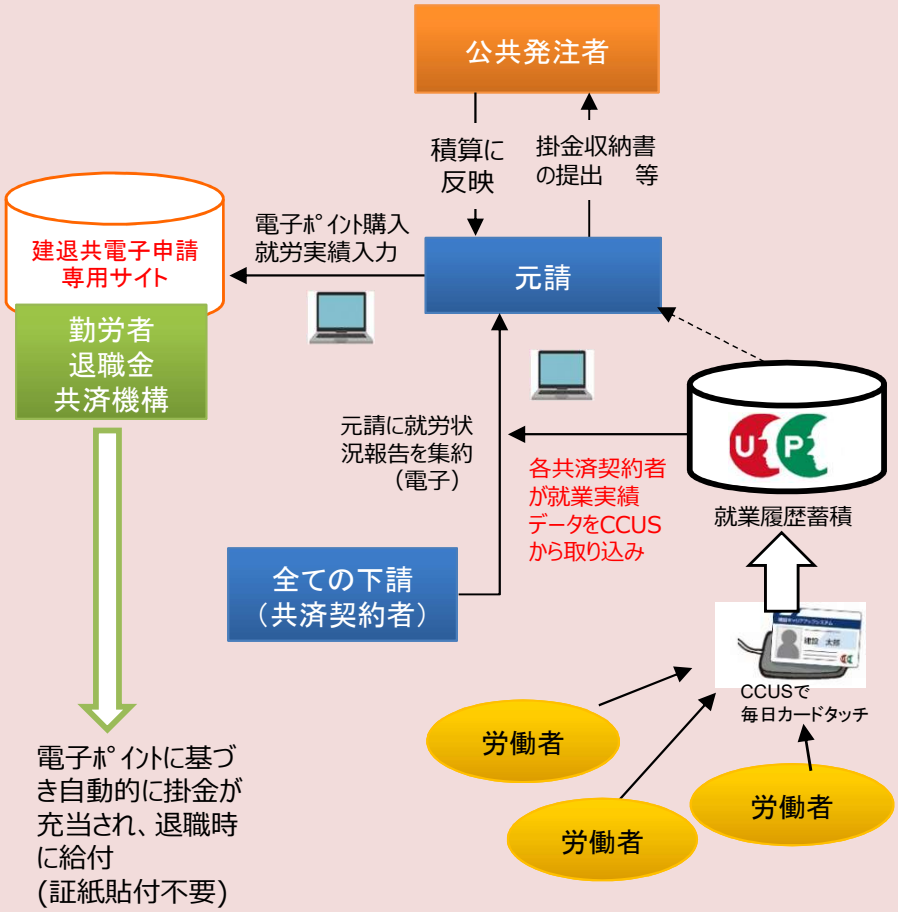

# ＊建退共連携方式選定モデルケース

一般財団法人 建設業振興基金

凡例

| CCUS登録済み | 建退共加入有 | 元請一括方式 | 個別作業方式 |
|---|---|---|---|

## 1.元請一括方式のみで運用：

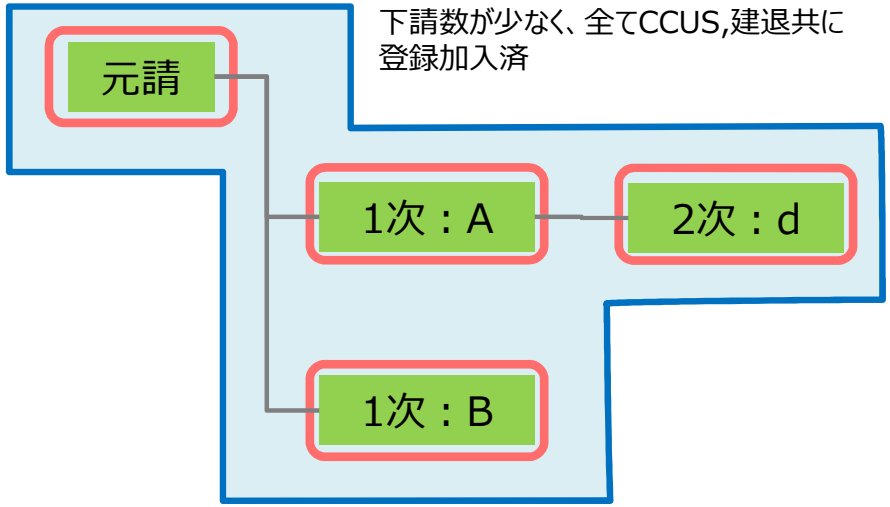


## 2.個別作業方式のみで運用：

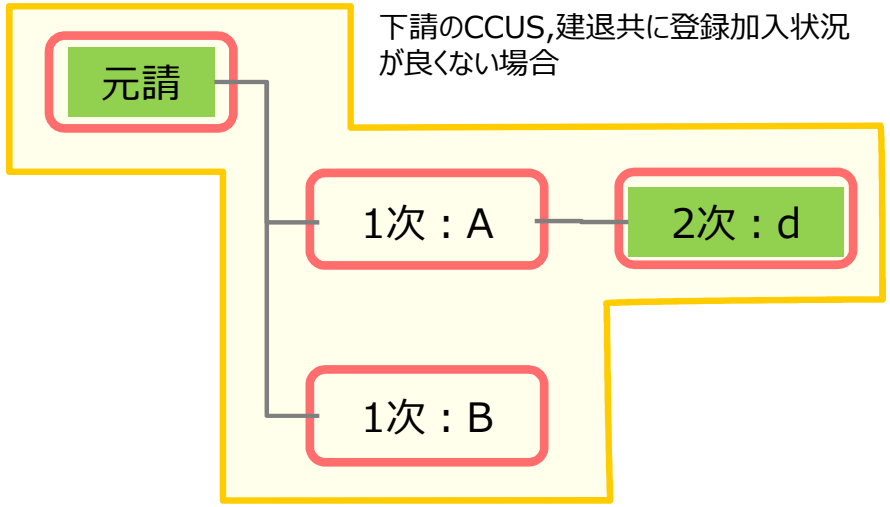


## 3.元請一括＋個別作業方式併用で運用：

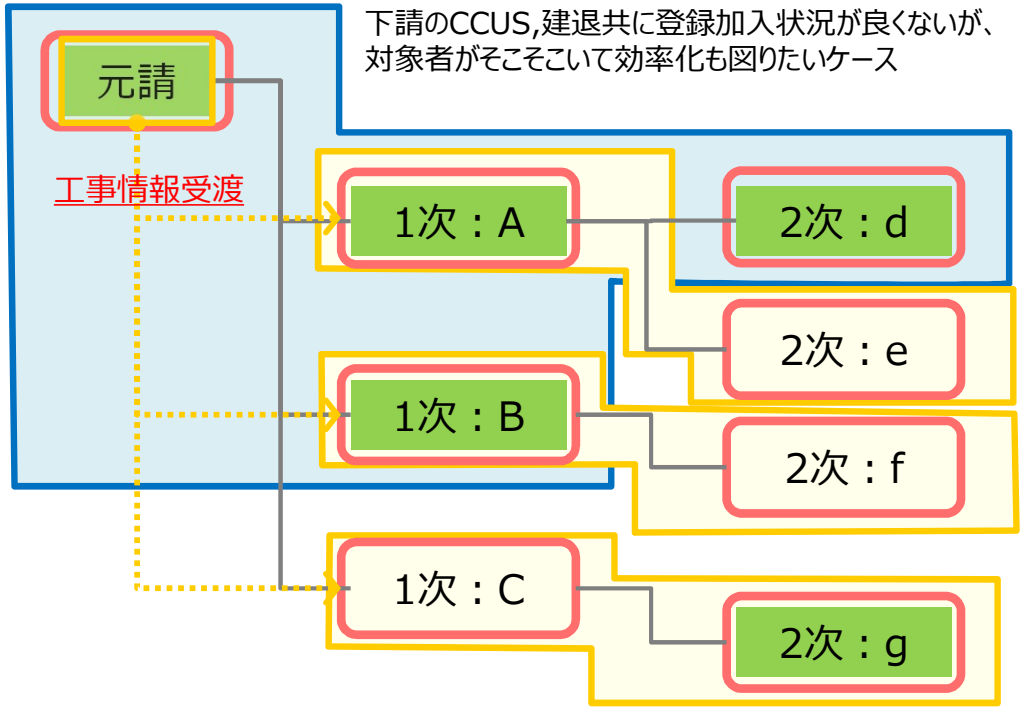


一括作業方式で、CCUSに登録していない技能者を追加する方法：
- 元請事業者は**一括版**、下請事業者は**通常版**を使用、
- 元請事業者⇒下請事業者に工事情報を受渡、
- 下請事業者が就労実績を登録⇒元請事業者に提出
- 元請事業者がファイル取込

個別作業方式　個別作業方式でも、元請からの工事情報の受け渡しは必要

# ＊建退共業務と元請一括方式電子申請フロー

一般財団法人 建設業振興基金

CCUS

現場・契約情報

就労実績報告書
**作成ツール**

工事情報

電子申請サイト

現場登録時
**初回のみ**

csvファイルを
作成ツールで
取込み

作成ツールから
アップロード

**掛金収納書**
契約締結から
**40日以内に提出**

工事契約締結

現場・契約情報登録
(契約工期開始日の登録)

建退協連携現場としての登録

現場・契約情報 csv出力

現場・契約情報取込み

建退協用工事情報へ
**関連付け登録**

電子申請サイト用
**工事情報作成**

電子申請サイトへ
**工事情報アップロード**

電子ポイント購入

掛金収納書受領・提出

---

就業履歴

就労実績報告書

**施工期間中**
**毎月次**

Zipファイルを
作成ツールで
取込み

作成ツールから
アップロード

**掛金充当書**
を毎月受領

毎月10日めどで提供される
就業履歴情報をダウンロード

Zipファイル
作成（自動）

就業履歴情報
取込み
**内容確認**

就労実績報告
データ
編集・登録

電子申請サイト用
就労実績ファイル
の作成

電子申請サイトへ
**就労実績ファイル**
**アップロード**

実績分の電子
ポイントが掛金
として充当

掛金
充当書
受領

# ◆ 2022.12リリース：発注者支援機能について

一般財団法人 建設業振興基金

元請事業者

公共発注者

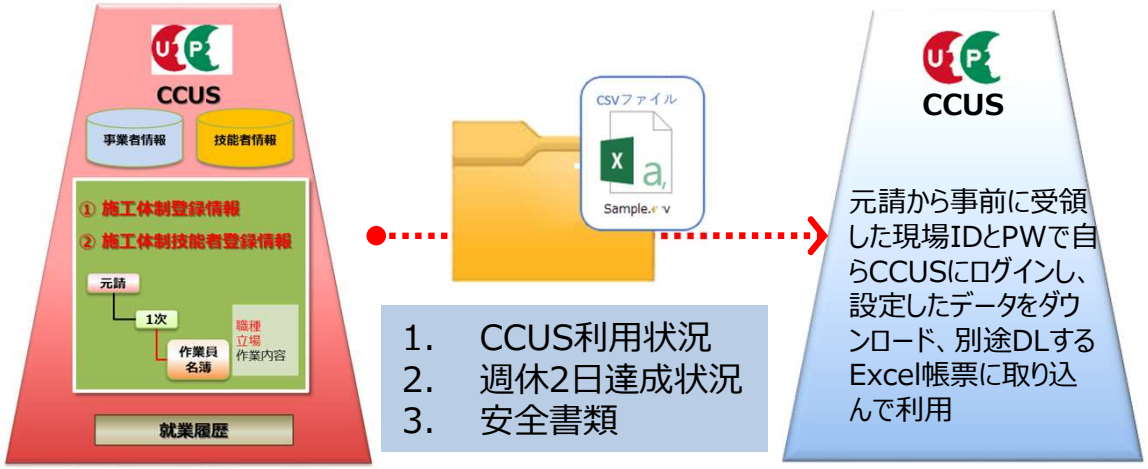


1. CCUS利用状況
2. 週休2日達成状況
3. 安全書類

- 公共発注者と元請事業者とのCCUSモデル工事等に係る契約に基づき、
- 元請事業者が公共発注者に対して、当該現場のCCUS運用状況の報告ができる機能
- 元請事業者はCCUSに発注者支援機能の設定を行うことにより、公共発注者がCCUSより当該現場の情報を（CSVファイル）にてダウンロードしExcel帳票で確認できる

## 1. CCUS利用状況

モデル工事等で実施する工事成績評定の計測に使用：

- 登録事業者率
- 登録技能者率
- 就業履歴蓄積率
- 上記の計測日の平均値
- レベル別・職種別就業日数（竣工後）
- レベル別・分野別就業日数（竣工後）

## 2. 週休2日達成状況

週休2日を標準とした取組みへの移行プロセスで、発注者が実施状況の確認に使用：

- 現場閉所率
- 平均就業日数
- 休日率
- 週休2日判定
- 週休2日Overとなっている労働者の割合

## 3. 安全書類

従来書面で事前に提出していた書類をリアルタイムで発注者が確認出来るようにする：

- 施工体制台帳
- 施工体系図
- 下請業者編成表
- 再下請負通知書
- 作業員名簿
- 社会保険加入状況

# システムの機能追加-発注者支援機能

一般財団法人 建設業振興基金

## ■ 発注者が確認できる帳票サンプル（ＣＣＵＳ利用状況）

CCUSから出力した情報
発注者が入力する情報

### ① 平均就業履歴蓄積率の算出

**平均就業履歴蓄積率の算出**

| | |
|---|---|
| 現場ID | 00199999999971 |
| 現場名 | ００１現場 |
| 元請事業者名 | (株)元請建設 |
| 担当者名 | 山田 太郎 |
| 発注機関名 | 国土交通省A |
| 就業履歴蓄積期間 | 2022年 4月 1日 ～ 2022年 6月 30日 |
| 計測月 | 2022年 7月 |

①調査対象年月を入力：2022 年 6 月 切替

⑤平均就業履歴蓄積率：60.00 %

⑥平均就業履歴蓄積率判定：○

②就業履歴数表 ↓こちらにデータＩを取り込む　③工事現場へ入場した技能者の数 ↓こちらにデータを入力する　④就業履歴蓄積率と判定

| 日付 | 曜日 | 就業履歴 | 技能者数 | 就業履歴 | 判定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月1日 | 水 | 10 | 20 計測日のみ入力 | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 2022年6月3日 | 金 | 10 | 19 | 53% | ○ |
| 2022年6月4日 | 土 | 0 | | — | — |
| 2022年6月5日 | 日 | 0 | | — | — |
| 2022年6月6日 | 月 | 2 | 2 | 100% | ○ |
| 2022年6月7日 | 火 | 2 | 2 | 100% | ○ |
| 2022年6月8日 | 水 | 10 | 20 | 50% | ○ |
| 2022年6月9日 | 木 | 10 | 20 | 50% | ○ |
| 2022年6月10日 | 金 | 10 | 20 | 50% | ○ |
| 2022年6月11日 | 土 | 0 | | — | — |
| 2022年6月24日 | 金 | [illegible] | [illegible] | 67% | [illegible] |
| 2022年6月25日 | 土 | 0 | | — | — |
| 2022年6月26日 | 日 | 0 | | — | — |
| 2022年6月27日 | 月 | 20 | 25 | 80% | ○ |
| 2022年6月28日 | 火 | 20 | 20 | 100% | ○ |
| 2022年6月29日 | 水 | 20 | 30 | 67% | ○ |
| 2022年6月30日 | 木 | 26 | 26 | 100% | ○ |

### 発注者の作業手順

■ 平均就業履歴蓄積率：**計測日における就業履歴蓄積率の平均値**

1）計測日翌月19日までに生成されるcsvファイルをDLし、別途Excel帳票をDLし開くとcsvファイルが取り込まれる、
2）月次で表示される②就業履歴数表の③現場に入場した技能者の数欄に計測日*のみ入場技能者数を入力する
3）次回計測日翌月に１）、２）の手順を繰り返すと過去を含めた計測日における就業履歴蓄積率の平均値が算出される

＊事前の計測日指定は反映されない。調査対象年月を消して「切替」を押すと全施工期間が対象となり③の手入力データ含めてそれまでの全蓄積データが歴日で取り込まれる

### ② 平均登録事業者率の算出

**平均登録事業者率の算出**

| | |
|---|---|
| 現場ID | 00199999999971 |
| 現場名 | ００１現場 |
| 元請事業者名 | (株)元請建設 |
| 担当者名 | 山田 太郎 |
| 発注機関名 | 国土交通省A |
| 就業履歴蓄積期間 | 2022年 4月 1日 ～ 2022年 6月 30日 |
| 計測日 | 2022年 6月 30日 |

③平均登録事業者率：90.00 %

④平均登録事業者率判定：○

①登録事業者数表 ↓こちらにデータが取り込まれる　②その他入力事項 ↓こちらにデータを入力する

| No | 日付 | 曜日 | 登録事業者数 | 登録事業者数の内、一人親方の数 | (登録事業者数の内、施工が２週間以内と考えられる事業者数) | 登録事業者数の内、元請事業者数 | 登録事業者数の内、施工が２週間以内の事業者数 | 登録事業者数の内、契約関係のない事業者数 | 契約関係のある下請事業者数（一人親方及び施工が２週間以内の事業者を除く） | 登録事業者率 | 判定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2022年6月30日 | 木 | 10 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 | 85.71% | × |
| 2 | 2022年6月10日 | 金 | 5 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 100.00% | ○ |
| 3 | 2022年5月10日 | 火 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100.00% | ○ |

### ④ 平均登録技能者率の算出

**平均登録技能者率の算出**

| | |
|---|---|
| 現場ID | 00199999999971 |
| 現場名 | ００１現場 |
| 元請事業者名 | (株)元請建設 |
| 担当者名 | 山田 太郎 |
| 発注機関名 | 国土交通省A |
| 就業履歴蓄積期間 | 2022年 4月 1日 ～ 2022年 6月 30日 |
| 計測日 | 2022年 6月 30日 |

③平均登録技能者率：88.89 %

④平均登録技能者率判定：○

①登録技能者数表 ↓こちらにデータが取り込まれる　②その他入力事項 ↓こちらにデータを入力する

| No | 日付 | 曜日 | 登録技能者数 | (登録技能者数の内、就業が２週間以内と考えられる技能者の数) | 登録技能者数の内、就業が２週間以内の技能者の数 | 登録技能者数の内、契約関係のない下請事業者に従事する技能者の数 | 契約関係のある下請事業者に従事する技能者の数（施工が２週間以内の技能者を除く） | 登録技能者率 | 判定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2022年6月30日 | 木 | 16 | 2 | 3 | 1 | 12 | 100.00% | ○ |
| 2 | 2022年6月10日 | 金 | 14 | 1 | 2 | 1 | 12 | 91.67% | ○ |
| 3 | 2022年5月10日 | 火 | 12 | 1 | 2 | 1 | 12 | 75.00% | × |

### ⑥レベル別・職種別の算出

**レベル別・職種別の算出**

| | |
|---|---|
| 現場ID | 00199999999971 |
| 現場名 | ００１現場 |
| 元請事業者名 | (株)元請建設 |
| 担当者名 | 山田 太郎 |
| 発注機関名 | 国土交通省A |
| 就業履歴蓄積期間 | 2022年 4月 1日 ～ 2022年 6月 30日 |
| 計測月 | 2022年 7月 |

①レベル別・職種別の就業日数 ↓こちらにデータが取り込まれる

| No | 職種 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | レベル４ | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 特殊作業員 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 2 | 普通作業員 | 120 | 0 | 0 | 0 | 120 |
| 3 | 軽作業員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 造園工 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 法面工 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | とび工 | 0 | 0 | 60 | 126 | 186 |
| 7 | 石工 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | ブロック工 | 0 | 0 | [illegible] | 0 | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | 0 | [illegible] | [illegible] |
| 合計 | | 135 | 216 | 201 | 348 | 900 |

# システムの機能追加-発注者支援機能

一般財団法人 建設業振興基金

■ 発注者が確認できる帳票サンプル（週休2日達成状況）

CCUSから出力した情報
発注者が入力する情報

## ⑧ 現場閉所率の算出

調査対象年月を入力

何タッチ以下なら現場閉所とみなすかを受発注者間で決めて入力

現場閉所率の算出

| | |
|---|---|
| 現場ID | 00199999999971 |
| 現場名 | ００１現場 |
| 元請事業者名 | (株)元請建設 |
| 担当者名 | 山田 太郎 |
| 発注機関名 | 国土交通省A |
| 就業履歴蓄積期間 | 2022年 4月 1日 ～ 2022年 6月 30日 |
| 計測月 | 4.5 2022年 7月 |

①調査対象年月を入力 2023 年 4 月 切替

③現場閉所率とみなす就業履歴数※ 2 以下

④現場閉所率 21.50 %

③週休2日判定

| 4週8休判定 | 4週7休判定 | 4週6休判定 |
|---|---|---|
| × | × | ○ |

※現場閉所日であっても、交通誘導警備員等の労働者が出勤し、タッチすることが想定されることから、
一定以下の就業履歴数であれば、現場閉所とみなす。
現場閉所とみなすラインについては、発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。

②就業履歴数表
↓こちらにデータが取り込まれる

| 日付 | 曜日 | 就業履歴蓄積人数 | 対象期間外 |
|---|---|---|---|
| 2022年6月1日 | 水 | 10 | ○ |
| 2022年6月2日 | 木 | 10 | ○ |
| 2022年6月3日 | 金 | 10 | ○ |
| 2022年6月4日 | 土 | 0 | ○ |
| 2022年6月5日 | 日 | 0 | ○ |
| 2022年6月6日 | 月 | 2 | ○ |
| 2022年6月7日 | 火 | 2 | |
| 2022年6月8日 | 水 | 10 | |
| 2022年6月9日 | 木 | 10 | |
| 2022年6月10日 | 金 | 10 | |
| 2022年6月11日 | 土 | 0 | |
| 2022年6月12日 | 日 | 0 | |
| 2022年6月13日 | 月 | 10 | |
| 2022年6月14日 | 火 | 10 | |
| 2022年6月15日 | 水 | 10 | |
| 2022年6月16日 | 木 | 10 | |
| 2022年6月17日 | 金 | 10 | |
| 2022年6月18日 | 土 | 0 | |
| 2022年6月19日 | 日 | 0 | |
| 2022年6月20日 | 月 | 20 | |
| 2022年6月21日 | 火 | 20 | |
| 2022年6月22日 | 水 | 20 | |
| 2022年6月23日 | 木 | 20 | |
| 2022年6月24日 | 金 | 20 | |
| 2022年6月25日 | 土 | 0 | |
| 2022年6月26日 | 日 | 0 | |
| 2022年6月27日 | 月 | 20 | |
| 2022年6月28日 | 火 | 20 | |
| 2022年6月29日 | 水 | 20 | |
| 2022年6月30日 | 木 | 26 | |

分母分子とも削除されるので、基本的には、着工日以前、竣工日以降の日程に〇を付ける。

## ⑨ 平均就業日数の算出

調査対象年月を入力

工事に一時的に従事した（スポット）とみなす就業日数を受発注者間で決めて入力

平均就業日数の算出

| | |
|---|---|
| 現場ID | 00199999999971 |
| 現場名 | ００１現場 |
| 元請事業者名 | (株)元請建設 |
| 担当者名 | 山田 太郎 |
| 発注機関名 | 国土交通省A |
| 就業履歴蓄積期間 | 2022年 4月 1日 ～ 2022年 6月 30日 |
| 計測月 | 2022年6月 |

①調査対象年月を入力 2023 年 4 月 切替

②工事に一時的に従事したとみなす就業日数※ 5

※工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。
対象外とするラインについては、発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。

自現場
③就業日数-人数表
↓こちらにデータが取り込まれる

| 就業日数 | 人数 |
|---|---|
| 1日 | 0人 |
| 2日 | 0人 |
| 3日 | 0人 |
| 4日 | 0人 |
| 5日 | 1人 |
| 6日 | 0人 |
| 7日 | 0人 |
| 8日 | 0人 |
| 9日 | 0人 |
| 10日 | 4人 |
| 11日 | 0人 |
| 12日 | 0人 |
| 13日 | 0人 |
| 14日 | 0人 |
| 15日 | 0人 |
| 16日 | 0人 |
| 17日 | 0人 |
| 18日 | 0人 |
| 19日 | 0人 |
| 20日 | 1人 |
| 21日 | 2人 |
| 22日 | 2人 |
| 23日 | 0人 |
| 24日 | 1人 |
| 25日 | 5人 |
| 26日 | 0人 |
| 27日 | 0人 |
| 28日 | 0人 |
| 29日 | 0人 |
| 30日 | 0人 |

④平均就業日数 19.67 日
⑤休日率 34.44 %
⑥週休２日判定
4週8休判定 ○
4週7休判定 ○
4週6休判定 ○
⑦週休２日overとなっている労働者の割合
21日以上の割合 66.67 %
22日以上の割合 53.33 %
23日以上の割合 40.00 %

自現場＋他現場
③就業日数-人数表
↓こちらにデータが取り込まれる

| 就業日数 | 人数 |
|---|---|
| 1日 | 0人 |
| 2日 | 0人 |
| 3日 | 0人 |
| 4日 | 0人 |
| 5日 | 0人 |
| 6日 | 0人 |
| 7日 | 0人 |
| 8日 | 0人 |
| 9日 | 0人 |
| 10日 | 0人 |
| 11日 | 0人 |
| 12日 | 0人 |
| 13日 | 0人 |
| 14日 | 0人 |
| 15日 | 5人 |
| 16日 | 0人 |
| 17日 | 0人 |
| 18日 | 0人 |
| 19日 | 0人 |
| 20日 | 1人 |
| 21日 | 0人 |
| 22日 | 2人 |
| 23日 | 2人 |
| 24日 | 1人 |
| 25日 | 5人 |
| 26日 | 0人 |
| 27日 | 0人 |
| 28日 | 0人 |
| 29日 | 0人 |
| 30日 | 0人 |

④平均就業日数 20.88 日
⑤休日率 30.42 %
⑥週休２日判定
4週8休判定 ○
4週7休判定 ○
4週6休判定 ○
⑦週休２日overとなっている労働者の割合
21日以上の割合 62.50 %
22日以上の割合 62.50 %
23日以上の割合 50.00 %

## ■ 安全書類：施工管理の効率化
## （書類作成～提出にかかる時間の削減・実態との乖離防止）に寄与

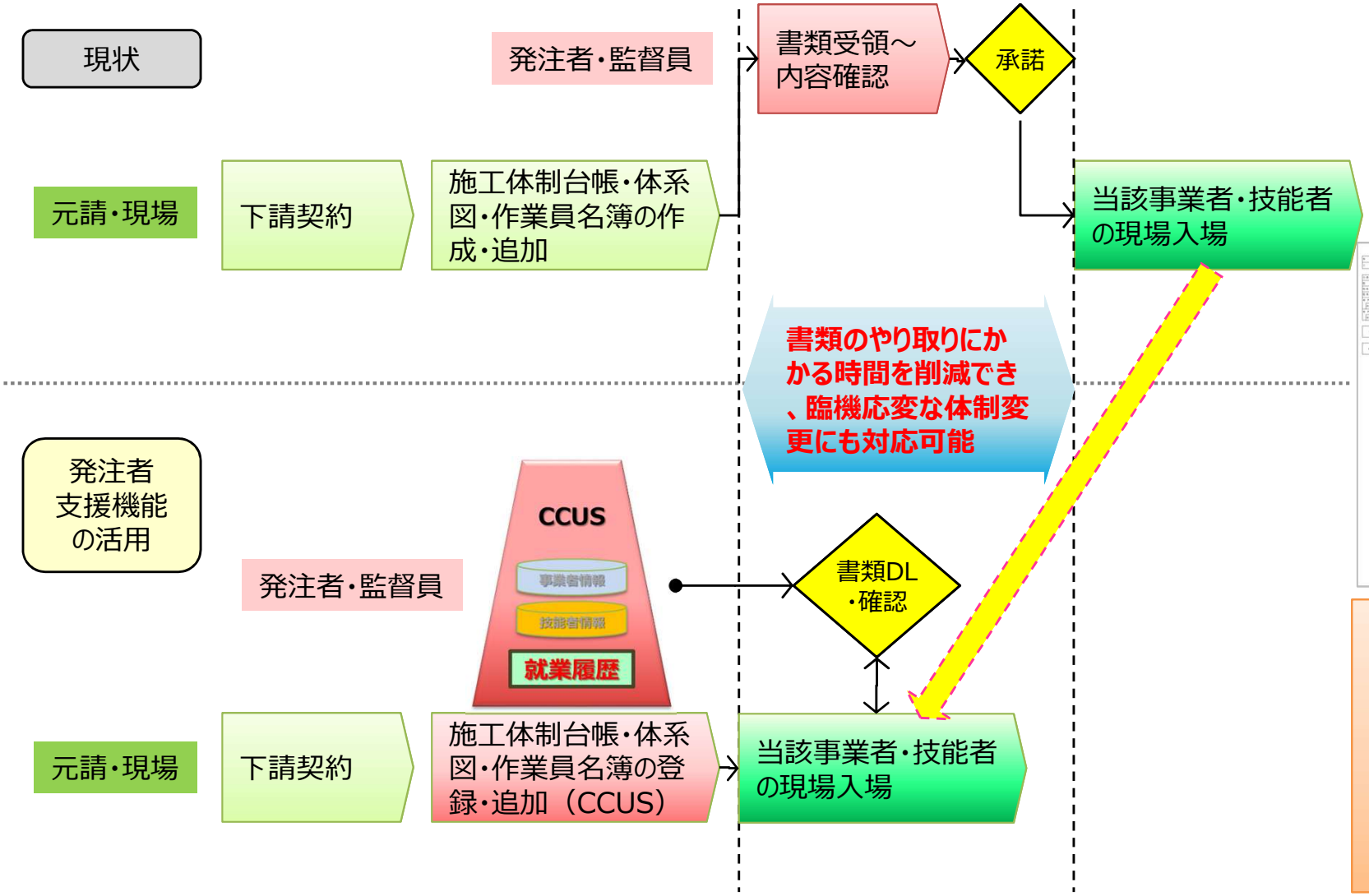


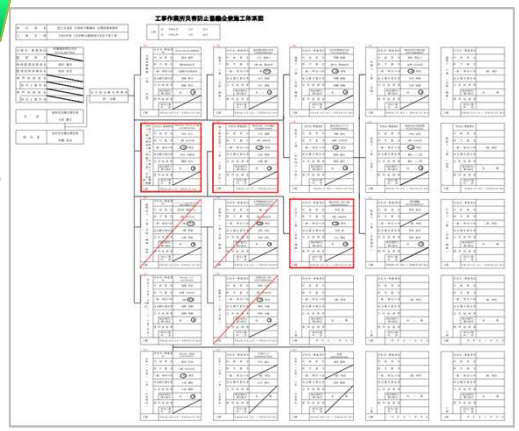

- 従来、事前に提出した施工体制台帳・体系図の確認を待って現場入場させていたが、
- 昨今の労務事情の払底等により当初予定した作業員が調達出来なくなる場合にも、急遽「応援等」を体制追加することにも対応可能となる。

# 1-5.今後の展開

# 建設キャリアアップシステムの利用状況（2023年9月末実績）

一般財団法人 建設業振興基金

出所：建設業振興基金データより国土交通省

○ **技能者**は**約128.4万人が登録済**
（技能者の3人に1人超が利用する水準に。）

○ **事業者（一人親方除く）**は**約16.2万社が登録済**
（工事実績のある許可事業者の半数相当に。）

○ **一人親方**は**約7.9万者が登録済**
（一人親方は、技能者の登録数に含まれる。）

○ **現場での利用数**※は**逓増傾向**
（※就業履歴数。直近では月460万件超で推移。）

技能者登録数

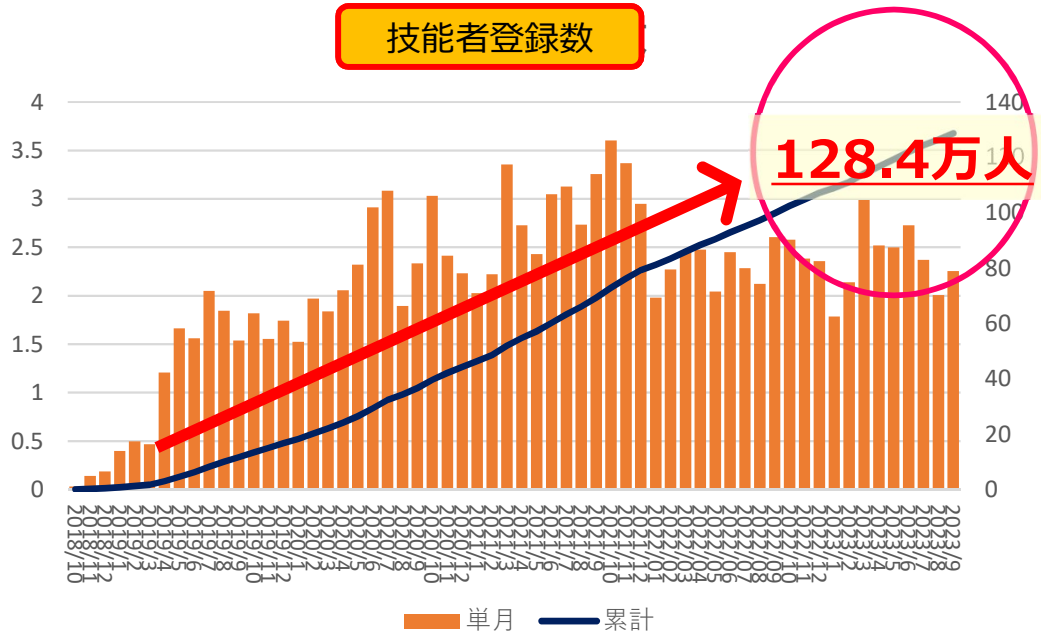


事業者登録数（一人親方除く）

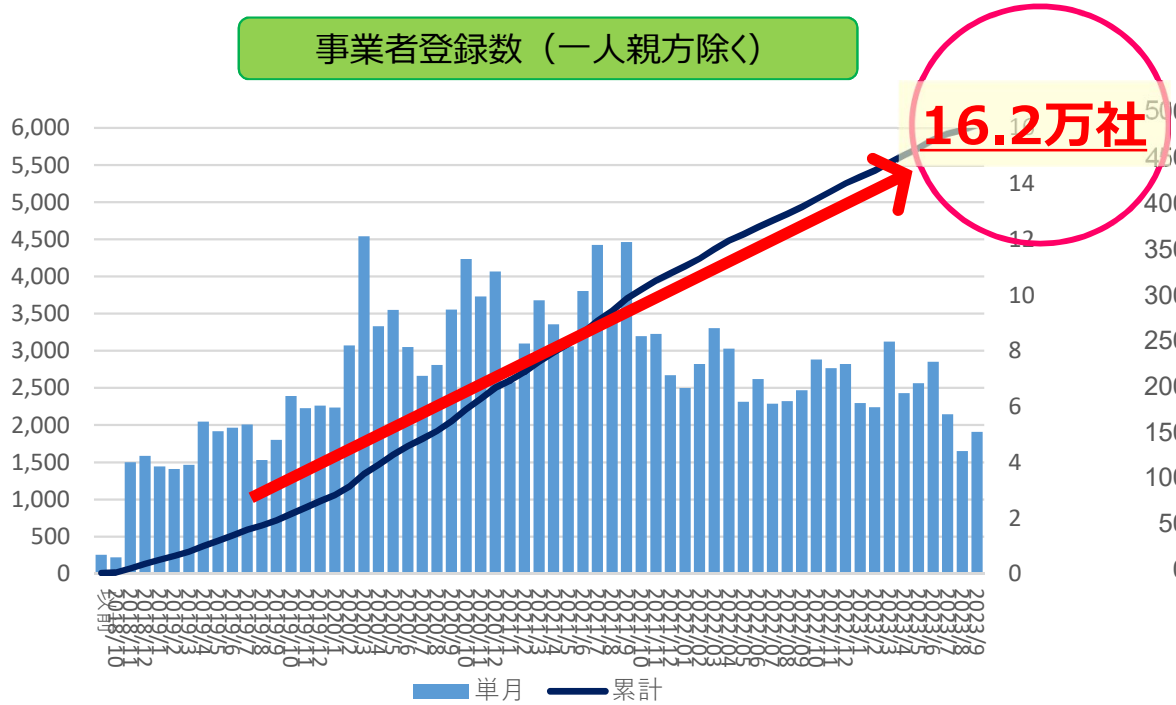


就業履歴数

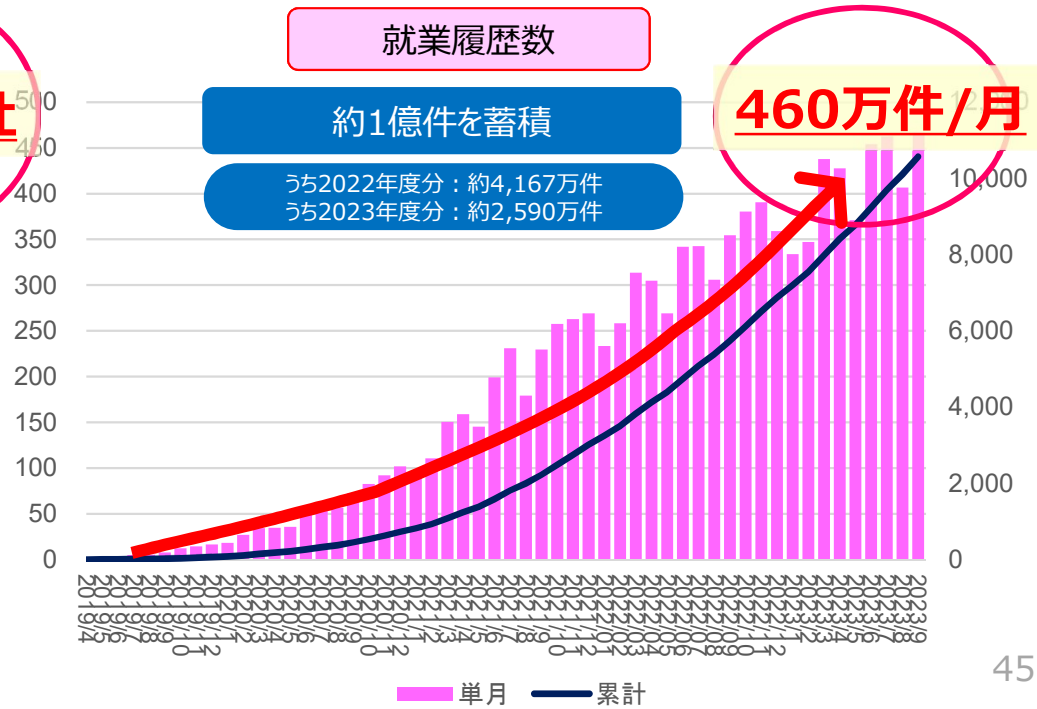

# ○ 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会　提言概要

国土交通省

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

## 協議プロセス確保による価格変動への対応

- ➢ **請負代金変更ルールの明確化**

  価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

- ➢ **見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化**

  請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建設資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

- ➢ **透明性の高い新たな契約手法**

  契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の１つとする。

## 賃金行き渡り･働き方改革への対応

- ➢ **労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限**

  中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

- ➢ **下請による賃金支払いのコミットメント（表明保証）**

  請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

- ➢ **CCUSレベル別年収の明示**

  技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

- ➢ **受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限**

  時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

## 実効性の確保に向けた対応

- ➢ **ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」**

  国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

- ➢ **許可行政庁による指導監督の強化**

  建設業法第19条の３（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

# 建設事業主等に対する助成金

職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室（内線5804）

**資料8**

令和５年度当初予算案　76億円（68億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|---|---|---|---|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

## 1　事業の目的

建設業においては、技能者の約1/3は55歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行し、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題となっている。本助成金では、建設労働者雇用改善法に基づき、建設事業主等に支援を行うことで、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上、雇用の安定を促進することを目的とする（法９条）。

## 2　事業の概要・スキーム、実施主体

### トライアル雇用助成金

#### ◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試行雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

【助成額】① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月））
② コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）

### 人材確保等支援助成金

#### ◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

【対象となる取組例】
現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組　など

【助成率】 経費助成　中小建設事業主　60%
中小建設事業主以外　45%　など

#### ◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長１年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

【対象となる事業】
○構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
○CCUS登録等に係る申請手続支援
○就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

【助成率】 経費助成　中小建設事業主団体　66.7%
中小建設事業主団体以外　50%

#### ◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

【助成率】経費助成　60%　など

※　人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、賃上げ要件、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給（経過措置）。１年以内に賃上げ要件を達成した場合も、上乗せ支給（制度要求）。

### 人材開発支援助成金

#### ◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

【助成率･額】 ①経費助成　補助対象経費の 16.7%　②賃金助成　3,800円/人日
③生産性向上助成　②の場合　1,000円／人日
④賃上げ助成　②の場合　1,000円／人日

#### ◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

【対象となる技能実習】
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率･額】

１　中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）

（１）労働者数20人以下

①経費助成　75%　②賃金助成　8,550円/人日＜ 9,405円/人日 ＞
③生産性向上助成　①の場合　15%、②の場合　2,000円/人日
④賃上げ助成　①の場合　15%、②の場合　2,000円/人日

（２）労働者数21人以上

①経費助成　35歳未満：70%　35歳以上：45%　②賃金助成 7,600円/人日＜ 8,360円/人日 ＞
③生産性向上助成　①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日
④賃上げ助成　①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日

２　中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）

①経費助成　60%
②生産性向上助成　①の場合　15%
③賃上げ助成　①の場合　15%　など

**※　人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成＜＞括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和５年度まで延長）。**

※　人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：３年後に支給）（経過措置）。
※　令和５年度より成果主義の賃上げ要件を追加（１年以内に賃上げ要件を達成したら支給）（制度要求）。

支給実績：　R3年度 6,164,253,698円（143,159件）
ＫＰＩ　：　トライアル雇用助成金　（受給事業所の常用雇用移行率80%以上）
人材確保等支援助成金　（受給事業所の定着率95%以上）
人材開発支援助成金　（受給事業所の定着率96%以上）

# 公共工事等におけるCCUS活用促進措置を契機とした登録・現場利用の促進

**概要周知**

サテライト説明会

**・概要説明会**

**・運用方法説明会**

建設業協会

- 公共工事受注希望会員企業を対象に、概要説明として、講義型の説明会を開催。
- 2回目は、現場の運用方法について、実際にシステムの画面を見ながら理解を深める。

**基本情報登録**

**事業者登録会** → **技能者登録会**

元請事業者

- モデル工事の受注に備え、関連下請事業者の登録を進めたい元請を対象に、登録会を開催。
- 証明書類の収集など申請に向けた事前準備をサポートしつつ、当日も申請までサポート。

**現場運用**

**モデル現場**

- 実際にモデル工事を受注した元請を中心に現場での運用をサポート。
- 発注者にも運用状況を説明・共有しつつ、意義のある「工事成績評定」に繋げる。
- モデル工事見学会で地域の関係者に水平展開。

発注者

モデル工事受注者（元請）

モデル工事受注者（下請）

技能者

概要・運用方法説明会１

概要・運用方法説明会2

現場サポート・情報交換会

モデル工事見学会

**現場運用に係る一連の説明会等をコンパクトにまとめた「現場運用実践会」も開催**

| 実績（合計） | 概要説明会 | 事業者登録会 | 技能者登録会 | 現場運用説明会 | 現場サポート情報交換会 | モデル工事見学会 | 行政書士会説明会 | 現場運用実践会 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年度　59 | 14 | 5 | 2 | 23 | 8 | 7 | － | － |
| 2022年度　170 | 63 | 14 | 4 | 44 | 6 | 1 | 23 | 15 |

# ● モデル工事推進ロードマップ

2021.09.02

一般財団法人 建設業振興基金

## ●目的：モデル工事参加者がCCUSの本質を理解し、適正な運用状況を共有したうえで正当な評価が実現され、意義のあるモデル工事となることで普及促進を図る

打合せセッティング、説明会実施、申請登録状況確認・フォロー、現場確認・サポート、評定実施方法アドバイス、結果確認・展開

発注者

受注者（元請）

受注者（下請）

技能者

現場運用

### 事前打合せ

＊運用状況把握
＊運用上の課題抽出・アドバイス
＊事業者・技能者申請登録状況ヒアリング/サポート方法協議
＊カードリーダーの選定～設置方法アドバイス

### 概要・運用方法説明会１

＊CCUS概要説明
＊現場運用のポイント
＊実機を使った操作説明
＊申請登録状況フォロー
＊カードリーダーの選定・設置状況フォロー

### 概要・運用方法説明会2

＊CCUS概要説明
＊現場運用のポイント
＊モデル工事での運用状況
＊工事成績評定に関する情報共有

### 現場サポート・情報交換会

＊現場運用状況の確認
＊課題の抽出・フォロー
＊工事成績評定に係るデータの抽出・確認方法協議
＊評定実施要領の具体化協議

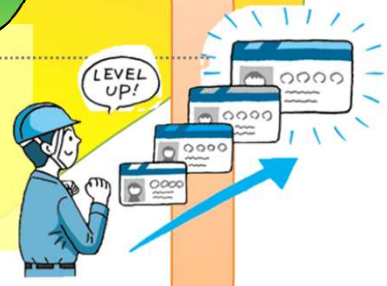


工事成績評定実施

現場登録、**施工体制登録**、**施工体制技能者登録**、カードリーダー設置、**就業履歴**蓄積、帳票出力、評定受審、結果総括・展開

# ◆提案する計測方法：計測日のみで完結させる

一般財団法人 建設業振興基金

・登録事業者率：　ＣＣＵＳ登録事業者の数／下請企業の数
・登録技能者率：　ＣＣＵＳ登録技能者の数／技能者の数
・就業履歴蓄積率：　建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

・登録事業者率：　CCUS登録事業者の数／**計測日に作業した**下請企業の数
・登録技能者率：　CCUS登録技能者の数／**計測日に作業した**技能者の数
・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

計測対象を計測日のみで完結させることで、
計測および報告にかかわる管理項目・負担を軽減させる

# 計測に使用する「総括表」例

一般財団法人 建設業振興基金

## ●静岡：市川土木(株)提案の総括表案

工事名　：　令和〇年度　由比〇〇工事

元請名　：　〇〇建設（株）【00000000000000】

工　期　：　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

（全部）一時中止期間　：　令和　年　月　日～令和　年　月　日

### 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事における計測日総括表

令和〇年〇月〇日 現在

| No. | 施工体系図 工事内容 | 下請企業【事業者ID】 一次 | 二次 | 三次 | 対象の有無 注3) 〇:有 ×:無 | 計測結果 1回目(令和〇年〇月〇日) 当日作業 〇:有 ×:無 | 事業者登録 〇:有 ×:無 | 技能者情報 入場技能者数(人) | 登録技能者数(人) | カードタッチ技能者数(人) | 2回目(令和〇年〇月〇日) 当日作業 〇:有 ×:無 | 事業者登録 〇:有 ×:無 | 技能者情報 入場技能者数(人) | 登録技能者数(人) | カードタッチ技能者数(人) | 3回目(令和〇年〇月〇日) 当日作業 〇:有 ×:無 | 事業者登録 〇:有 ×:無 | 技能者情報 入場技能者数(人) | 登録技能者数(人) | カードタッチ技能者数(人) | 4回目(令和〇年〇月〇日) 当日作業 〇:有 ×:無 | 事業者登録 〇:有 ×:無 | 技能者情報 入場技能者数(人) | 登録技能者数(人) | カードタッチ技能者数(人) | 5回目(令和〇年〇月〇日) 当日作業 〇:有 ×:無 | 事業者登録 〇:有 ×:無 | 技能者情報 入場技能者数(人) | 登録技能者数(人) | カードタッチ技能者数(人) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 〇〇工 | (株)〇〇建設【00000000000000】 | | | 〇 | 〇 | 〇 | 3 | 1 | 1 | 〇 | 〇 | 3 | 1 | 1 | 〇 | 〇 | 3 | 2 | 1 | 〇 | 〇 | 3 | 3 | 3 | | | | | | |
| 2 | 〇〇工 | | (株)〇〇建設【00000000000000】 | | 〇 | 〇 | 〇 | 1 | 1 | 1 | 〇 | 〇 | 1 | 1 | 1 | 〇 | 〇 | 1 | 1 | 1 | 〇 | 〇 | 1 | 1 | 1 | | | | | | |
| 3 | 〇〇工 | | (株)〇〇建設【】 | | 〇 | × | | | | | × | | | | | × | | | | | × | | | | | | | | | | |
| 4 | 〇〇工 | (株)〇〇建設【00000000000000】 | | | 〇 | × | | | | | 〇 | × | 5 | 0 | 0 | 〇 | 〇 | 5 | 3 | 2 | 〇 | 〇 | 5 | 5 | 5 | | | | | | |
| 5 | 〇〇工 | | (株)〇〇建設【】 | | 〇 | × | | | | | × | | | | | × | | | | | × | | | | | | | | | | |
| 6 | 〇〇工 | (株)〇〇建設【00000000000000】 | | | 〇 | × | | | | | × | | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 〇〇工 | (株)〇〇建設【】 | | | 〇 | × | | | | | × | | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 〇〇工 | (株)〇〇建設【】 | | | 〇 | × | | | | | × | | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 〇〇工 | (株)〇〇建設【】 | | | × | × | | | | | × | | | | | × | | | | | × | | | | | | | | | | |
| 登録状況 計測日 | 計測日の合計値 | | | | | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 9 | 2 | 2 | 3 | 3 | 9 | 6 | 4 | 3 | 3 | 9 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計測日の登録率 | | | | | | 100.0% | | 50.0% | 50.0% | | 66.7% | | 22.2% | 22.2% | | 100.0% | | 66.7% | 44.4% | | 100.0% | | 100.0% | 100.0% | | | | | | |
| 累計 | 累計の合計値 | | | | | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 5 | 4 | 13 | 4 | 4 | 8 | 7 | 22 | 10 | 8 | 11 | 10 | 31 | 19 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 累計の登録率 | | | | | | 100.0% | | 50.0% | 50.0% | | 83.3% | | 36.1% | 36.1% | | 88.9% | | 46.3% | 38.9% | | 91.7% | | 59.7% | 54.2% | | | | | | |

【作成要領】

①本資料作成前に、受発注者で月単位程度で計測日を協議する
②本表下段の注意書き、本工事の追加特記仕様書、実施要領をよく読むこと
③施工体系図に従い下請企業を入力する
④計測日を決定後、計測日に日付、入場下請企業、入場技能者情報等を入力して報告する
⑤下段の登録状況は、計測日の状況、累計登録率が過去の単純平均かを確認すること
⑥右下の最終結果は、最終登録率（黄色ハッチ部）のみを手入力する

注1）本資料は、「追加特記仕様書」及び「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領」に基づき、計測日の計測結果を受注者が作成し発注者に提出する

注2）計測日は、受発注者の協議の上決定し、工事の始期から半年後を初回、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するが、一時中止などがあった場合は変更できる

注3）記載する下請企業は、「施工体系図への記載が求められる者」とするが、2週間以内で完了する短期間作業の下請企業は対象外とする

注4）よって、明らかに2週間以内に完了する下請企業の場合を除き、計測日に入場した下請企業の全てを対象とし、最終計測日に2週間以内の下請企業を除外する

注5）下段の「登録状況」における計測日の状況、累計登録率が過去の単純平均になっているかなどを確認すること

| 最終結果 | 指標 | 最終登録率 | 目標① | 達成 | 目標② | 達成 | 最低基準 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均登録事業者率 | 91.7% | 90% | 〇 | | | 70% | 〇 | |
| | 平均登録技能者率 | 59.7% | 80% | × | 90.0% | × | 60% | × | |
| | 平均就業履歴蓄積率 | 54.2% | 50% | 〇 | | | 30% | 〇 | |
| | 達成結果 | | 目標① | × | 目標② | × | 最低 | × | |

# 計測に使用する帳票2：分母分子を証明する帳票類



## ●総括表の根拠となる資料について

**分母**

- 事業者登録率
- 技能者登録率
- カードタッチ率

**全業者出面表（安全日誌等1枚）**

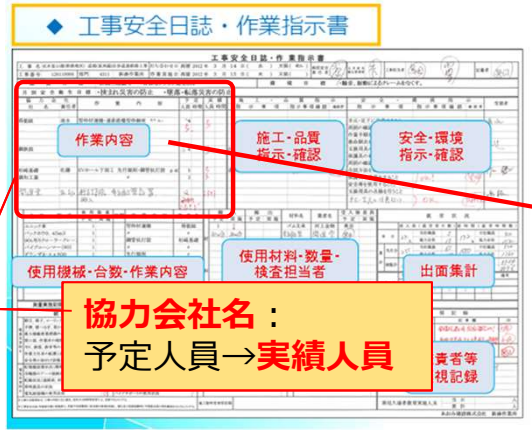


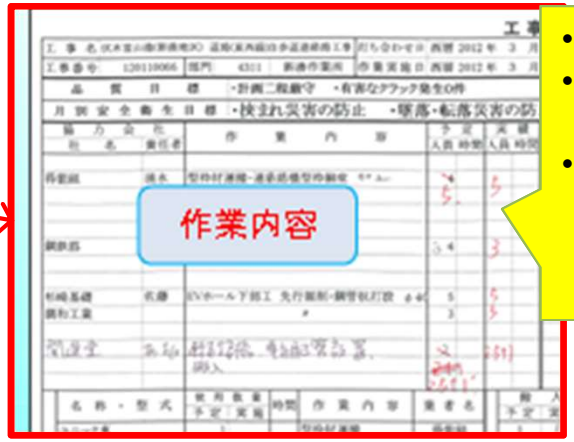


- 当日の作業内容
- それを施工する下請事業者
- 予定⇒実施欄に人員まで記載がある事業者は入場したという証明となる

**業者ごと出面表（KY活動実施表：チーム数分）**

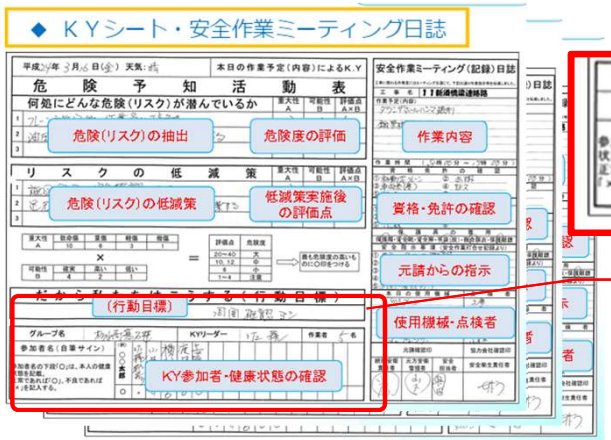

**協力会社ごと**：
KY活動に参加した
**技能者のサイン**
**→出面証明**

- KY活動を行う事業者・チーム単位ごとのシートを集計することで、当日入場した技能者数がわかる。

**分子**

- 事業者登録率
- 技能者登録率
- カードタッチ率

**CCUS就業履歴月別カレンダー**

**（計測日のタッチ数）**

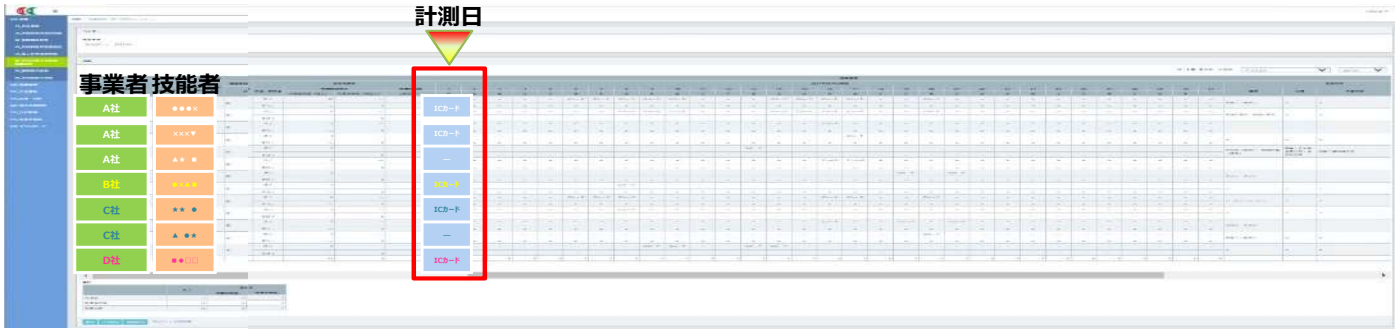

# 計測に使用する帳票2： 分子を証明する帳票

一般財団法人 建設業振興基金

## ●就業履歴月別カレンダー：現場ごとに蓄積された就業履歴を、月ごと・日別に表示

メニュー 510_閲覧/60_自社に関する現場・就業履歴で「現場名」を指定し、画面下部の「就業履歴月別カレンダー」を選択する

当該月の就業履歴合計

●確認項目：

①事業者情報登録：
②現場・契約情報登録：
③技能者情報登録：
④就業履歴情報登録：

# 計測に使用する帳票2： 分子を証明する帳票

一般財団法人 建設業振興基金

## ●就業履歴月別カレンダー：閲覧手順・帳票出力手順

現場運用マニュアル第8章<https://www.ccus.jp/attachments/show/624ab861-62f0-4d79-b4c5-148ac0a8081b>

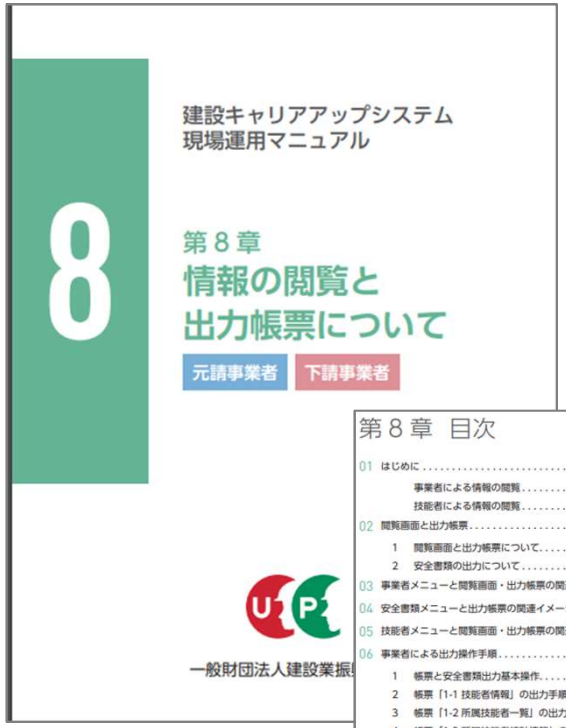

現場名を部分入力

元請：自社が登録した現場に◉

■「510_閲覧」→「60_自社に関する現場・就業履歴」から帳票出力する場合

1. 事業者ポータル画面のメニューから、「510_閲覧」→「60_自社に関する現場・就業履歴」を選択します。「自社に関する現場一覧」画面が表示されます。「検索条件」の「自社が登録した現場」または「自社が施工体制に登録されている現場」のラジオボタンをチェックし、「検索」ボタンをクリックします。下に「情報」が表示されます。

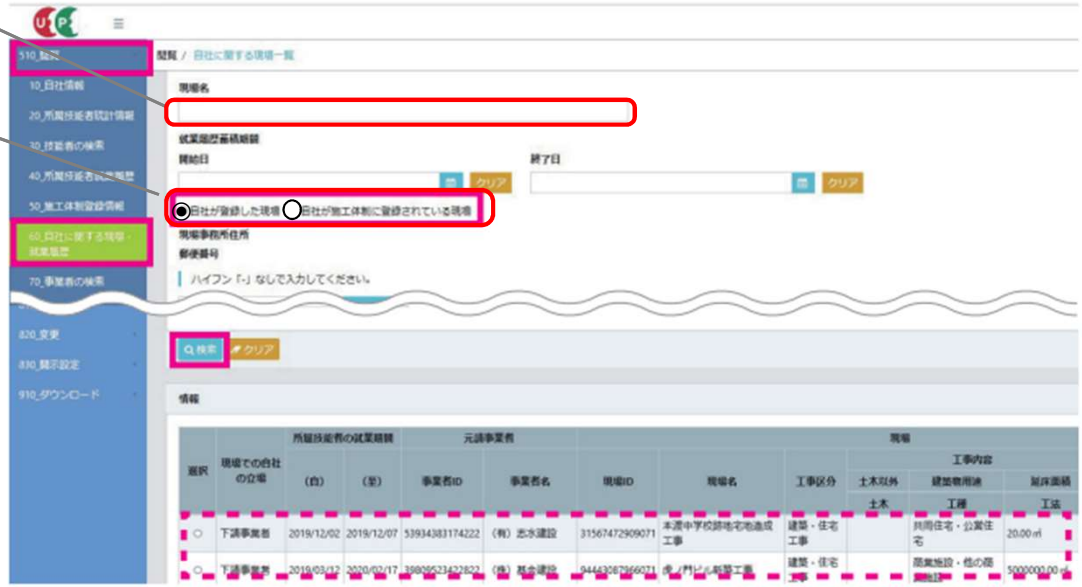


2. 帳票出力する現場のラジオボタンをチェックし、「就業履歴（月別カレンダー）」ボタンをクリックします。

第 8 章　23

# モデル工事受注企業対象:現場運用実践会

一般財団法人 建設業振興基金

## ●20220909：茨城県建設業協会太田支部：モデル工事受注者にフォーカスした現場運用実践会

午前中協会支部会員対象の説明会で、「人を育てる企業が評価され選ばれるための仕組みだが、使いづらい」と講演された茨城県担当者が参加され、「説明が実践的で分かりやすく、使いづらいというイメージが払拭された。今後、こうした実践会をモデル工事を受注した企業や県の現場担当者にPRしていきたい」との評価。
他府県でも同様に食わず嫌い、現実を見ずに評価されていると痛感。
モデル工事を試行する都道府県市町村にフォーカスして、今後の普及活動の新しいメニューとして展開していく。

モデル工事受注企業
現場担当者

茨城県土木部
ご担当者

**当日のメニュー**

- 受注したモデル工事の**現場登録**
- 現場に入場する下請の**施工体制登録・技能者登録**
- カードリーダーを接続し**カードタッチ**

**この流れをコンパクトにまとめたイメージ**

＃ モデル工事受注企業対象
＃ 受注した工事を対象に現場運用の具体的手順を実践
＃ モデル工事試行自治体発注部局も参加

# モデル工事受注企業対象:現場運用実践会

一般財団法人 建設業振興基金

●20221021：北海道開発局発注モデル工事受注企業主催 現場運用実践会+登録会

北海道では初のオファー。前段で概要・運用のポイントを説明後、ダミー現場を現場登録するところから、下請事業者と協業して施工体制登録、施工体制技能者登録を実施。カードリーダー接続しカードタッチも。
午後は参加事業者の技能者登録を実施。モデル工事でメインの下請となる企業のITリテラシーに期待。
概要で趣旨や目的を理解したり、疑問点を質疑回答出来たため、今までもやもやしていた各種操作の意味付けが分かりスッキリしたとの感想。

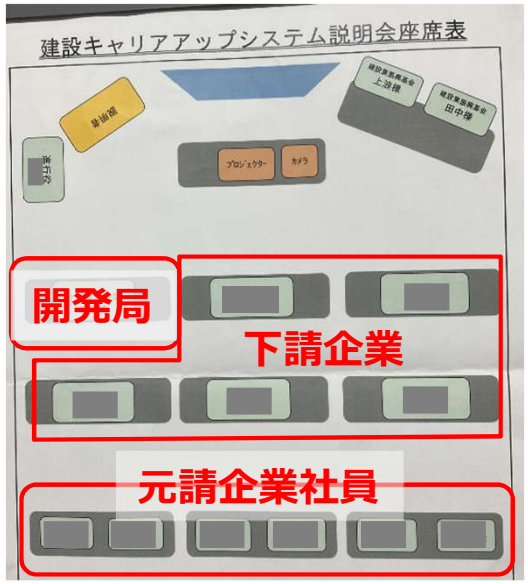


当日のメニュー

第１部 10：30～11：15 ①CCUS概要説明
11：15～12：00 ②現場運用実践会
第２部 13：30～15：00 ③事業者登録会 ④技能者登録会

- モデル工事の①現場登録（今回はダミー現場を試行として登録）
- 下請企業の②施工体制登録・③技能者登録
- カードリーダーを接続しカードタッチ実践

# 現場運用段階の普及促進活動（熊本モデル）

一般財団法人 建設業振興基金

- 普及ステップの進捗に応じて研修内容をきめ細かく対応

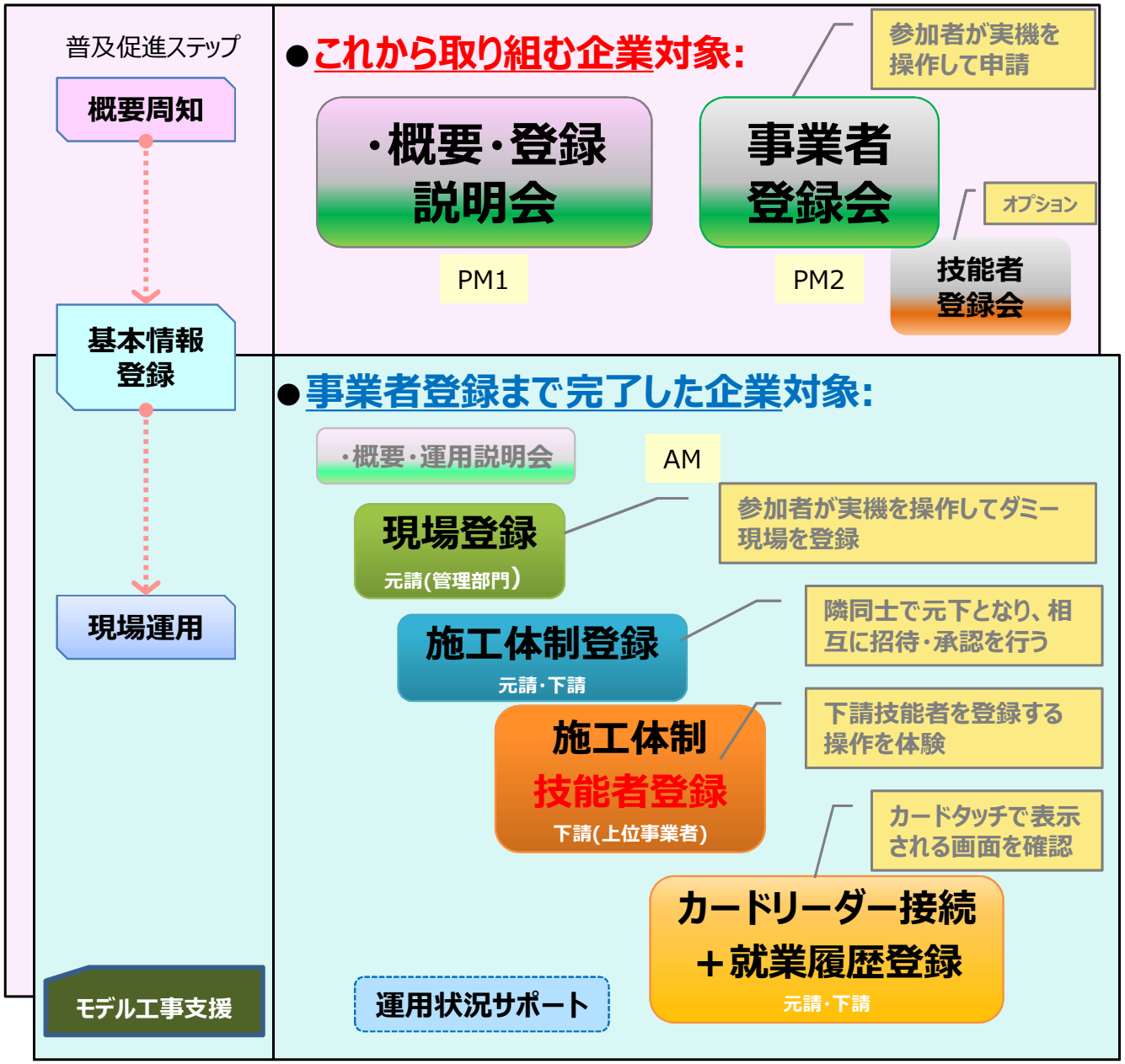


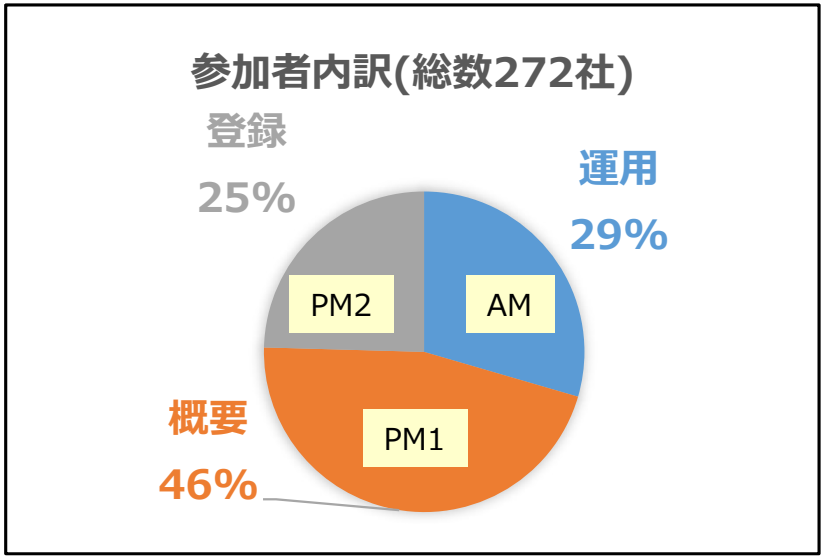


- 実施時の留意点:

- 【運用】元下両方の立場を取る企業も多い。
- 【運用】隣同士で招待し合うシチュエーションはコミュニケーションが出来て有効
- 【登録】少人数で手取り足取りでは自立しない。
- 【運用】登録担当、現場運用担当等CCUS管理体制をアドバイス
- 【登録】ログイン時のエラー、アカウントロックに注意
- 【登録】持込みパソコンはメーラーのアカウントまで設定
- 【登録】業許可登録を更新したばかりで通知書とデータベースの標記が異なる場合の対応
- 【全般】経審加点目的のみでの参加は先々上手く行かないことを理解してもらう
- 【登録】証明書類のデータに書類名を付ける、印刷し持参が良し

# 現場運用段階の普及促進活動（熊本モデル）

一般財団法人 建設業振興基金

- 運用・登録いずれも**自身で操作**して流れをつかむ　**実技習得型**

**12支部・13回**
**参加事業者数：258**

| 日付:<br>支部 | AM:<br>運用説明・体験会 | PM1:<br>概要説明会 | PM2:<br>事業者登録会 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 2/6:鹿本 | 2 | 17 | 6 | **19** |
| 2/7:菊池 | 7 | 18 | 6 | **24** |
| 2/10:天草 | 5 | 15 | 6 | **20** |
| 2/15:人吉 | 13 | 11 | 10 | **24** |
| 2/16:八代 | 7 | 10 | 7 | **19** |
| 2/17:宇城 | 11 | 10 | 7 | **21** |
| 2/21:荒尾 | 2 | 4 | 5 | **6** |
| 2/20:芦北 | 4 | 16 | 4 | **20** |
| 2/27:玉名 | 5 | 9 | 5 | **14** |
| 2/28:上益城 | 6 | 13 | 6 | **19** |
| 3/2:建築 | 14 | 15 | 9 | **29** |
| 3/6:舗装 | 16 | 14 | 11 | **27** |
| 3/7:阿蘇 | 9 | 6 | 5 | **16** |

# 熊本12支部廻り　アンケート結果1

一般財団法人 建設業振興基金

## ● 事業者登録済対象「運用説明会・体験会」

| 参加者数 | 101 |
|---|---|
| 回答 | 55 |
| 回収率 | 54% |

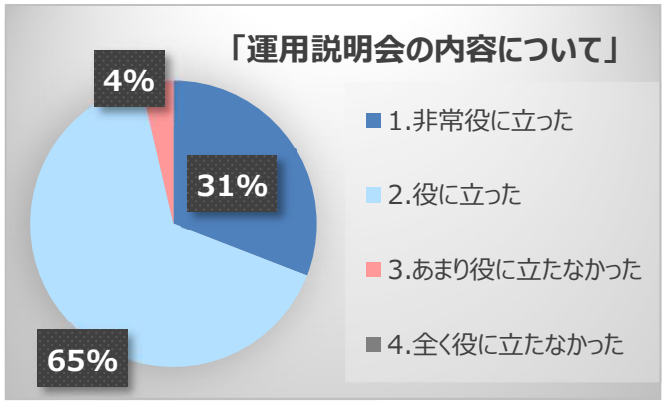


・操作等の説明が聞けてよかった。
・登録してからのやり方がわからなかったので勉強になった。
・流れはわかったがもう少し時間をかけて説明してほしかった。
・実習形式での実施だったためわかりやすかった。
・時間が短かった。
・今後会社に帰り活用したい。
・すでに知っていることだった。

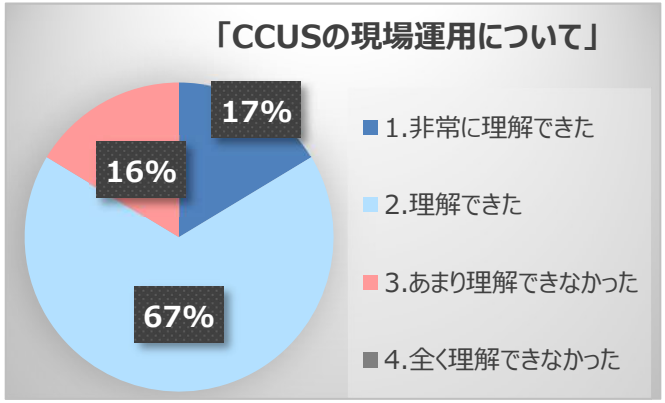


・時間が短かった。
・なんとなく理解はできたが、実際に行うとなるとまだ不安。
・会社に戻り復習をしたい。
・下請けの協力も必要なため、一緒に勉強したい。
・説明が速い。手引書等が欲しい。
・経験済の事だった。

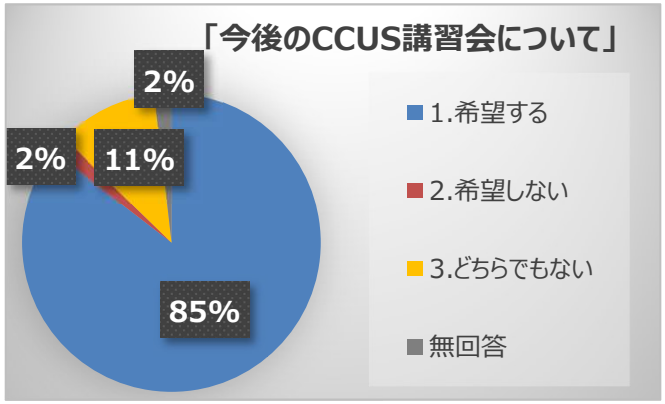


・できるだけ多く開催してほしい。
・もう少しじっくりやってみたい。
・まだわからないことが多いので開催してほしい。
・学びたいことについての説明会なら参加したい。
・３月ではなく現場の人が参加できる時期に開催してほしい。
・能力判定について説明してほしい。
・新しい情報があれば参加したい。

### ● その他の意見感想

・また開催してほしい。
・今後役に立ちそう。
・レベル判定についてもう少し詳しく説明してほしい。
・小規模現場について説明が聞けたので大変勉強になった。
・発注者（県・市町村）向けにも開催し理解を深めいただきたい。
・振興基金にヘルプデスクを設置してほしい。
・下請の会社への教育も必要だと思う。
・登録して一度もログインをしたことがなかったためパスワードがわからなかった。
・事業者としてのメリットがわからなかった。

# 熊本12支部廻り　アンケート結果２

一般財団法人 建設業振興基金

- **未登録者対象「概要説明会・事業者申請登録会」**

| 参加者数 | 157 |
|---|---|
| 回答 | 49 |
| 回収率 | 31% |

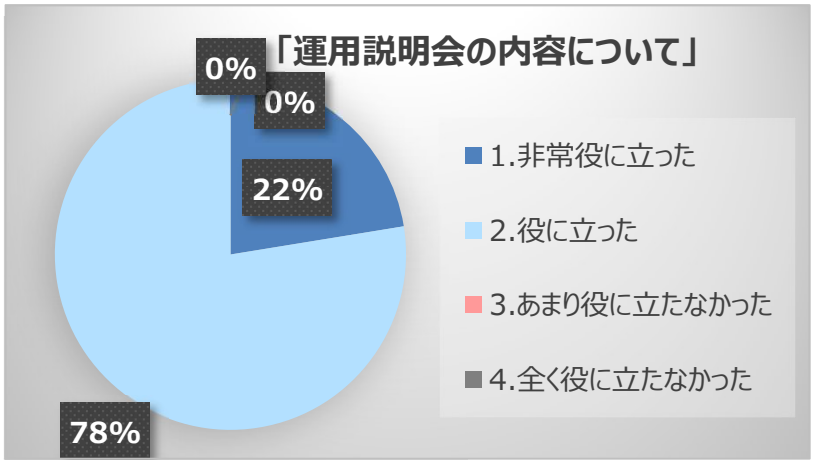


・もう少しゆっくり説明してほしい。

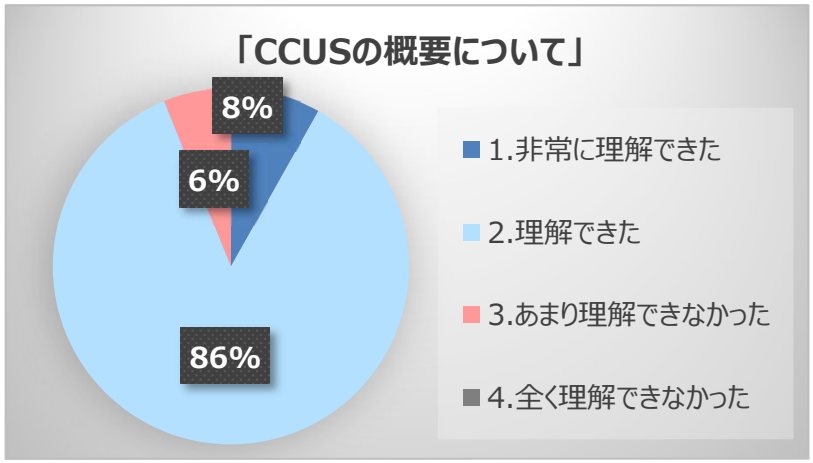


・１回では理解までは難しい。
・要点を手短に教えてほしい

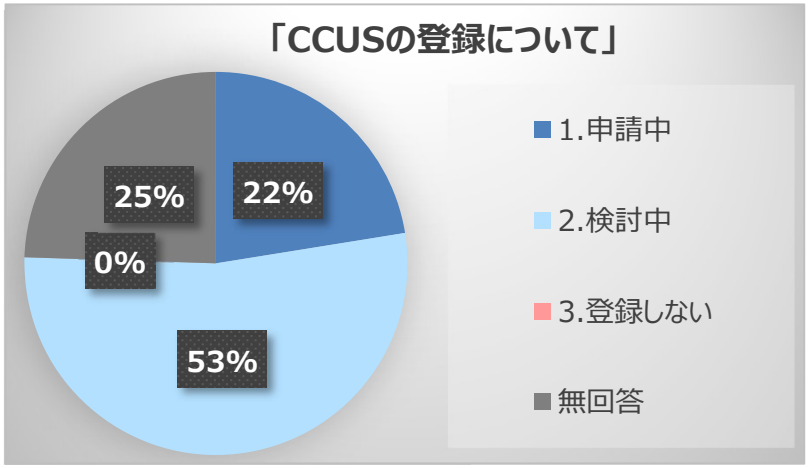


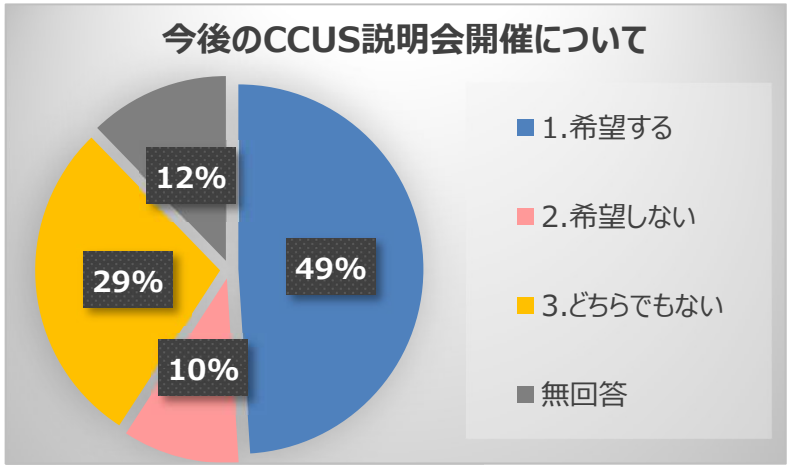


・カードリーダーの種類や使用方法の説明を聞きたい。

# ● 実技修得型説明会や登録会の開催

一般財団法人 建設業振興基金

・CCUSの登録申請や現場運用の手順について、参加者一人ひとりがパソコンを操作しながら実技修得していく説明会や、サポートを受けながら実際に自社のCCUSの登録申請を行う登録会を展開

概要説明で本質を理解したうえで、事業者・技能者申請に必要な書類を事前にやり取りして準備し、自ら登録実践し習得、
現場登録後、能力評価に有効な就業履歴を蓄積するために、施工体制登録、施工体制技能者登録方法を実機操作して習得。

**概要理解（背景・目的・メリット・事例）**

もはや通り一遍の説明を聞くだけの説明会ではなく、モデル工事でどう実践運用していくのか、自らパソコンを持ち込んで出来るようになるまでやる。
協会の強い意気込みが感じられた（沖縄、参加者；元請52社）

**申請登録（事業者・技能者）**

説明を聞いただけではわからない。
自社や職人の必要書類を事前にやり取りしてチェックし、
事業者、技能者登録会で、実際に操作して申請まで行った（群馬、参加者；元下計13名）

**現場運用（現場・施工体制登録）**

ひと通りの運用方法は理解していて、有効な就業履歴を蓄積するための具体操作、
安全帳票の有効な活用方法など、さらに踏み込んだ実践習得会（静岡、参加者；元下計18名）

事業者登録・現場運用方法実践習得会(沖縄)

技能者申請実践登録会(群馬)

現場運用方法実践習得会(静岡)

# サポートマップの整備

一般財団法人 建設業振興基金

- ＣＣＵＳの登録、現場利用をサポートする、認定登録機関（２３９箇所）、ＣＣＵＳ認定アドバイザー（３２２名）、ＣＣＵＳ登録行政書士（６７４名）について、ユーザーが利用する際に、各サポート機関の名称・連絡先等を容易に検索できるよう、「サポートマップ」を整備。
- 「サポートマップ」は、地図上に、各サポート機関の名称・連絡先などを表示することにより、身近なサポート機関を容易に検索することが可能。

① 建設キャリアアップシステムのトップ画面の一番下にある「サポートマップ」のバナーをクリック。

② 「サポートマップ」に、認定登録機関、CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士が表示される。

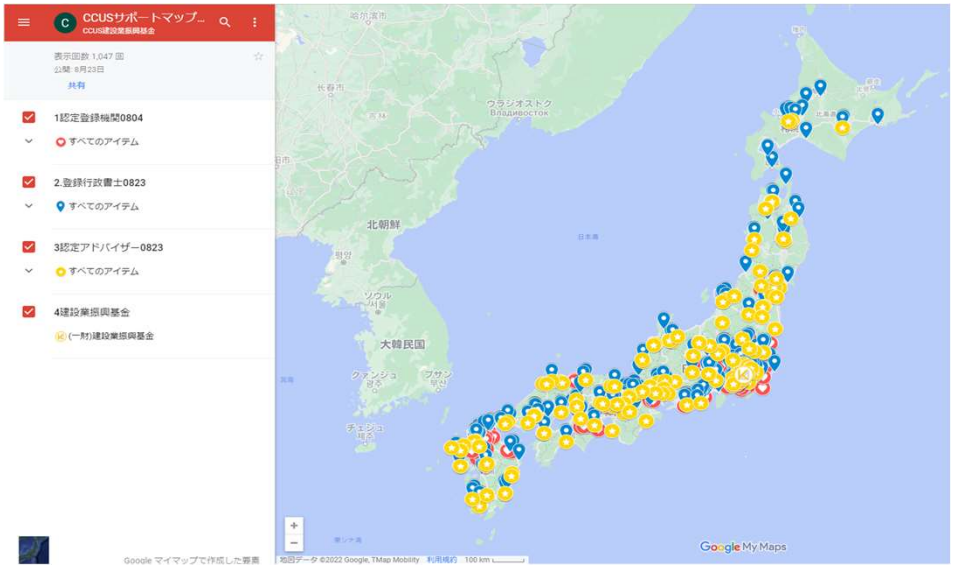


③ サポート機関のアイコンをクリックすると、名称、住所、対応エリア、連絡先等が表示。

※地図への表記を希望しない方もいるため、全てのサポート機関を網羅しているものではないことに留意

# CCUS登録技能者への特典情報の提供

一般財団法人 建設業振興基金

ＣＣＵＳの技能者登録数が１００万人を見通せる状況となり、ＣＣＵＳの取り組みが社会的にも認知されつつあることを背景に、建設業で働く技能者の方々を応援したいと言う声が届き始めました。ＣＣＵＳでは、こうした想いを「ＣＣＵＳ応援団」として受け止めさせて頂くこととしました。

ＣＣＵＳ応援団による特典等は、登録技能者全員に直接周知するとともに、各種媒体、ＣＣＵＳのホームページ（リスト及び応援団マップ）で紹介して参ります。

特典の例

- CCUS登録者を対象とする特典…資格取得講座費用の割引、カーリース契約時のキャッシュバック　など
- ECサイトにおける特典…電動工具ECサイトにおけるポイント付与　など
- CCUSカード提示による特典…飲食店におけるドリンク無料サービス、不動産仲介手数料の割引　など

## カード提示によるサービスの例

① 特典提供をCCUSに申し込み

② 基準に基づき審査しCCUS応援団ステッカーを送付。店舗ドア、レジ横等に貼付

③ 定期的に全登録技能者に応援団店等を紹介

④ CCUSホームページで応援団リストを表示。また、マップ表示により検索を容易に

### 応援団参加店ステッカー

### CCUS応援団参加店マップ（イメージ）

Copyright (C) 2018 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

# 2-3. CCUS応援団参加企業拡大：

一般財団法人 建設業振興基金

## CCUS応援団　チラシ

## Times　Parking

# 2-3. CCUS応援団参加企業拡大：

一般財団法人 建設業振興基金

## ソラビト（クレジットカード）

**クレジットカード契約で技能者登録料相当のAmazon ギフト券**

## 支払い.com（ファクタリング）

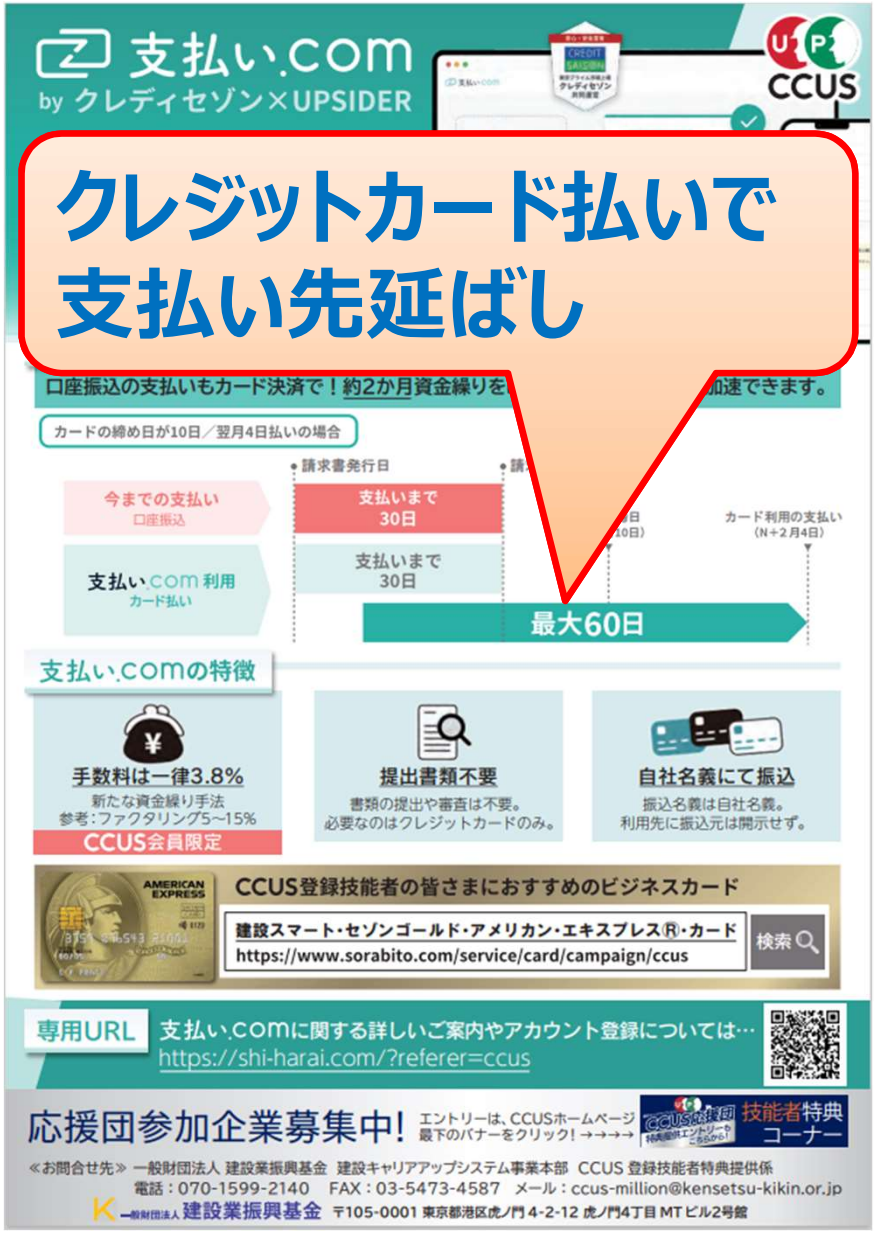


**クレジットカード払いで支払い先延ばし**

# 元請独自のメリット提供　CCUS応援自販機

・ＣＣＵＳ登録技能者へ元請が独自にメリットを提供するとともに、未登録技能者のＣＣＵＳカード取得促進を図る。
・ＣＣＵＳカードタッチにより、飲料を無料で提供する「ＣＣＵＳ応援自販機」を企画。
・無料支給の飲料費は元請負担。週当たりの無料本数、対応期間などを設定した自販機を現場に設置するだけで良い。
・（一財）建設業振興基金は、現場での自販機活用を「ＣＣＵＳ応援自販機」と名づけ、自販機会社、建設会社の展開を期待。

## CCUS応援自販機について

**就業履歴蓄積の習慣づけ**
**CCUSカード所有意識の向上**

**技能者への直接メリットの提供**
現場入場の技能者に平等に配布できる。
1ID当たり週に何本無料とするかを
設定した自販機を現場に置くだけ。

**現場から新しい普及促進施策を展開**
**異業種とのコラボにより**
**技能者が身近に感じるメリット創出に期待**

設置例

職人さんが
楽しそう
(現場所長)

ちょっとした
気遣いで
ホッとする

現場に設
置してくれ
ていること
が嬉しい

自動販売機の取り扱いはサントリービバレッジソリューション㈱
サントリーの独自システムを活用しCCUSカードを自販機が判別し飲料を提供
設置条件は、工期2年程度、月平均800本程度の売り上げが見込める現場
問合せ先：建設業振興基金　CCUS事業本部　普及促進部

Copyright (C) 2018 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

# 元請独自ポイント制度の実証実験

一般財団法人 建設業振興基金

- 2021年度の実証実験SEASON１の検証結果を踏まえ、イベント参加登録やポイント付与管理等の現場負担を一定軽減するとともに、クオカードを現物支給する等の改善策を講じた実証実験SEASON２を実施。（2022年７月～９月）
- 実証実験により、カードタッチへのモチベーションアップと現場に貢献する技能者に報いたいという元請事業者の想いを具現化する仕組みとして、必要機能は確立。
- 今後、参加者登録、イベント参加登録、ポイント付与管理といった機能の自動化等による現場負担の極小化や、参加者が手軽にポイントを確認することのできる手法について、API事業者等との連携を模索。

## ・ 実証実験SEASON２の模様

手元の建レコで、ポイント対象のイベントを切り替えるだけのため、ポイント管理等の現場負担が軽減

| 実証実験SEASON2の参加者等 | |
|---|---|
| 参加者数 | 276名 |
| ポイント獲得者数 | 265名 |
| クオカード獲得者数 | 148名 |

イベント用カードリーダー：
iPhone＋Bluetooth接続の
カードリーダー

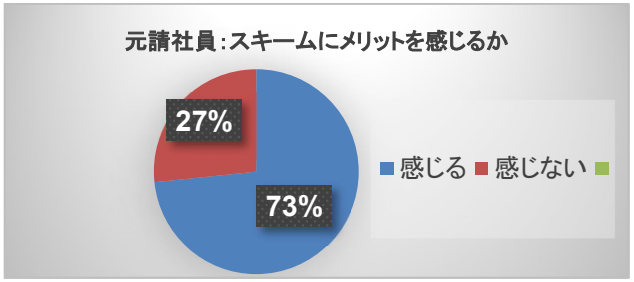


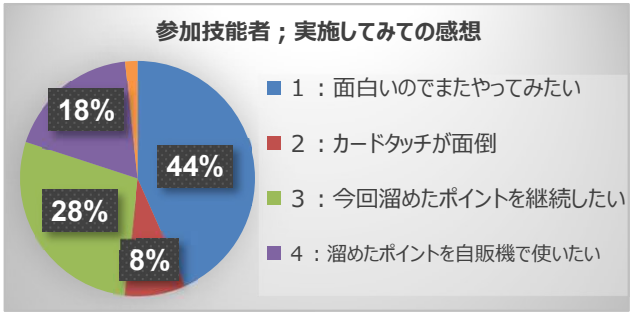


## ・ 今後の課題

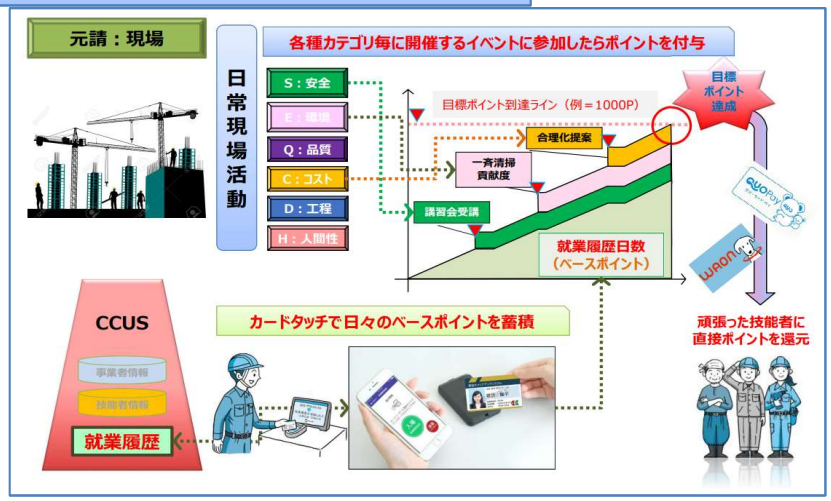

# ●マッチングサイトでのCCUS優位性評価

一般財団法人 建設業振興基金

- **助太刀：マッチングサイト　17万人が登録活用**

国土交通省主催：「i-Construction大賞」において国土交通大臣賞を受賞

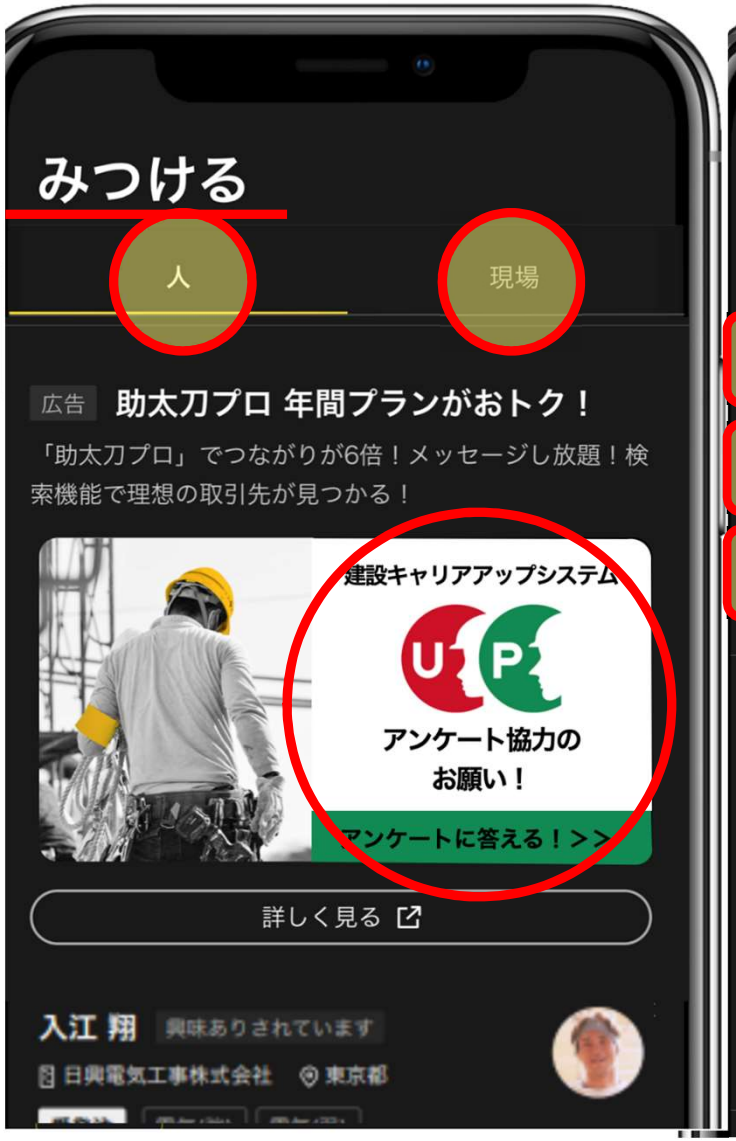

# ●マッチングサイトでのCCUS優位性評価

2021.6よりCCUS登録済の助太刀ユーザーに対して**CCUSバッジ表示**を開始

2023.1までの１年半で、648名（累計）をCCUSバッジ表示

技能者プロフィール画面

CCUS登録者であることをアピール

## CCUSバッジ表示の新規登録数の推移

## マッチング率

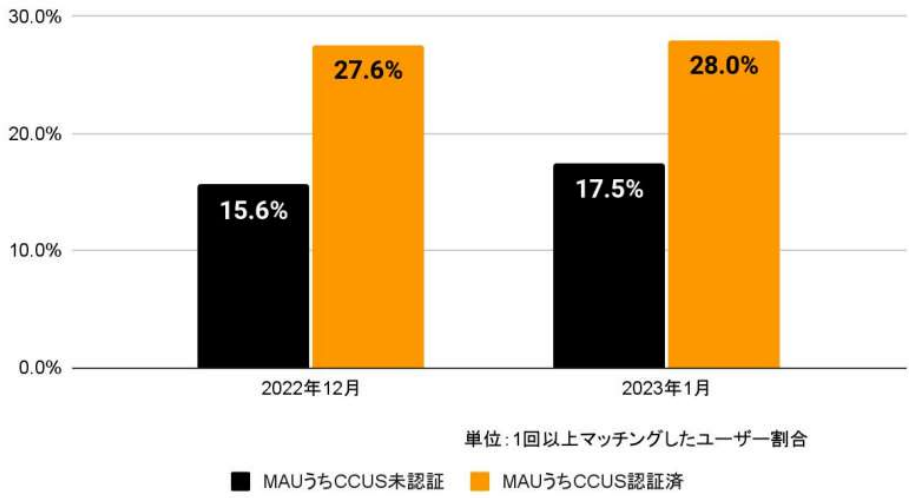


CCUS登録済のほうがマッチング率が高い

## NPS（ネットプロモータースコア※）

※ある商品やサービスなどを、友人や家族など他の人に薦めたいと思う度合い（推奨度）をスコアにしたもの。

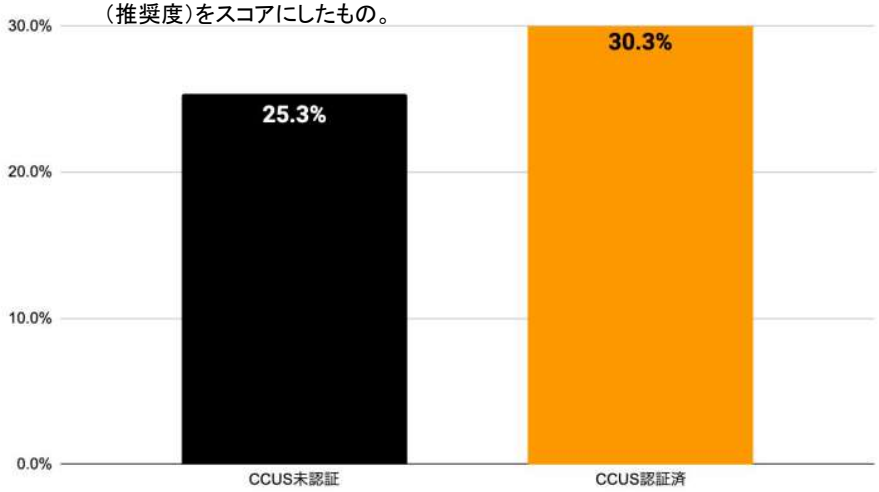


CCUS登録済のほうが、他の人にも推薦できる

出典（株）助太刀

# ● 就業履歴蓄積環境：CCUSスタンダード運用

インターネット接続可能なPC･iPhone、iPad

カードリーダー

④就業履歴蓄積アプリ
「建レコ」

建設キャリアアップシステムホームページから無料でダウンロードできます。

● Windows 版
● iPad OS 版（iPad 用）
● iOS 版（iPhone 用）

就業履歴蓄積
アプリ
「建レコ」

# 就業履歴の蓄積環境の整備等による現場利用促進の取組

一般財団法人 建設業振興基金

就業履歴数の増加に向けた取組強化の一環として、「安価なカードリーダー」「カードリーダーのロギング機能追加」「キャリアリンクCCUSかんたんスタートキャンペーン」の３つのツールの提供を開始

## 安価なカードリーダー

**概要**

◎現在提供しているカードリーダーは、セキュリティ重視の観点から、一台あたり１万円～３万円の機種に限定

◎現場利用にかかる設置コスト軽減の観点から、**一台あたり約3,500円の安価なカードリーダー**を今回開発

**開始時期**　2023年8月

**こんな事業者・現場に向いています！**

◎「建レコ」を使用するパソコン等を設置可能な現場で、カードリーダーの設置コストを軽減したい事業者

**Sony　PaSoRi（パソリ）**
**RC-S300/S、S300/S1、S300**
**（約3,500円：税込・送料別）**
**※ロギング機能非対応**

## カードリーダーのロギング機能追加

**概要**

◎ロギング機能とは、「建レコ」に対応する特定の**カードリーダーに、就業履歴を一時蓄積する機能**

◎**現場では、カードリーダー（名刺サイズ）さえあれば**就業履歴の蓄積が可能

◎蓄積した就業履歴は事務所のパソコン等から送信（**数日に一度でも可**）

**開始時期**　2023年7月

**こんな事業者・現場に向いています！**

◎戸建住宅・リフォームなど**パソコンの置き場所を確保しにくい小規模現場**

◎舗装工事など、詰所がなく作業場所も日々変わるため、**パソコンを設置しにくい現場**ほか

## キャリアリンクかんたんスタートキャンペーン

**概要**

◎**電話により就業履歴を蓄積**できるキャリアリンクの簡易版をキャンペーンとして**格安**で提供

◎通常版キャリアリンクとの料金比較(税抜)
- **初期費用　無料** ← 100,000円
- **出面課金　無料** ← 1,000円(100出面/月)
- **基本料金　15,000円** ← 72,000円
  （1ｾｯﾄ～/年額）　（3ｾｯﾄ～/年額）

※建設業振興基金に支払う登録料・現場利用料等は別途必要

**開始時期**　2023年10月
（提供期間：2026年3月末まで）

**こんな事業者・現場に向いています！**

◎小規模現場等で**多少追加コストを負担**してでも、**誰でも使える“電話”を活用**して就業履歴を蓄積したい事業者

◎**CCUS本体で事前に行う施工体制登録を省略でき、簡易に就業履歴を蓄積できる**ようにしたい事業者（施工体制登録は入退場記録から後付けで作成可能）

**事前準備がかんたん**　**「電話発信」で入場登録**

# 安価なカードリーダー

- 現場での就業履歴の蓄積促進に向け、その環境整備を図る観点から、現場利用に必要な機器等に係る負担軽減の取組を実施
- 具体的には、カードリーダーについて、これまで提供してきた機種（1台あたり1万円～3万円）に加え、
  1台あたり約3,500円の安価なカードリーダー（Windows版・1機種）も新たに利用できるようにする

（2023年8月供用開始）

今回新たに提供するカードリーダー

Sony　PaSoRi（パソリ）
**RC-S300/S、S300/S1、S300**
**（約3,500円：税込・送料別）**

（参考）現在提供しているカードリーダー

| 外観 | 対応OS | 機種名 | 機器メーカー | 想定価格 (税込・送料別) |
|---|---|---|---|---|
| | WIN | Dragon_CC | (株)サーランド・アイエヌイ | 12,000円 |
| | WIN<br>iOS | BNR01 | TOPPAN エッジ（株） | 33,000円 |
| | WIN<br>iOS | Dragon_BLE | (株)サーランド・アイエヌイー | 33,000円 |
| | iOS | NR05-BT | ジーエルソリューションズ(株) | 33,000円 |

【留意事項】

- 今回新たに提供する安価なカードリーダーは、これまでの機種とは異なり、CCUSカードの暗号化されていない領域を利用して就業履歴を蓄積するため、これまでと比べ偽造防止のセキュレィティレベルは低くなっています。ご利用に当たっては、その旨ご承知おき下さい。

- 今回提供する安価なカードリーダーは、“ロギング機能”には対応していません。
  （⇒そのため、ご利用に当たっては、現場に「建レコ」を使用するパソコンが必要となります）

# ロギング機能の開発（2023年7月から機種ごとに順次供用開始）

- “ロギング機能”は、**カードリーダー本体に就業履歴を一時蓄積する機能**。
- この機能を活用すれば、**現場にはカードリーダー（名刺サイズ）さえあればよくパソコン等は不要**。
  （カードリーダーに一時蓄積された就業履歴は、後で事務所の建レコインストール済みのパソコン等からCCUSに送信）
- 建レコに対応している2種類(各Windows版とiOS版)のカードリーダーにおいて、順次ロギング機能をリリース予定

※右の２機種がロギング機能に対応するカードリーダー。当該カードリーダーであれば、既に購入済みのものでも、建レコの改修・機能の供用開始後は、ロギング機能の利用が可能。
（Dragon_BLEはカードリーダーの改修も必要）

Dragon_BLE

BNR01

| カードリーダー名(2種類) | Windows版 | iOS版 |
|---|---|---|
| Dragon_BLE | 2023年7月リリース済 | 2023年10月リリース予定 |
| BNR01 | 2023年12月リリース予定 | 2024年3月リリース予定 |

**【使用方法】**

従来機能

現場毎に、
パソコンとカードリーダーを設置
⇒置き場が必要

ロギング機能を活用すると

ロギング機能

現場ではカードリーダーのみ
⇒置き場を気にする必要なし
(例えば、管理者が胸ポケットに入れて持ち歩いてもよい)

[事務所]

事務所に行った際に、
パソコンにつなげばよい

カードリーダーの就業履歴の蓄積上限である2,000件を超えなければ、それまでの間はパソコン等（「建レコ」をインストールしたもの）につなげる必要はありません。
（そのため、山奥の現場など通信回線が届かない場所でも利用できます。）

**【利用現場例】**

戸建住宅・リフォーム

小規模な現場でパソコンを常設しておくことは、スペース的にもコスト的にも困難

舗装工事・軌道工事

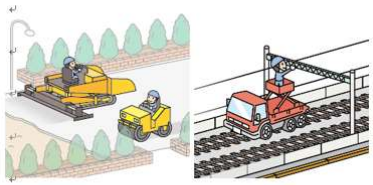

詰所等を設けず、作業場所が日で変わるためパソコンの常設が困難

大規模現場（朝礼）

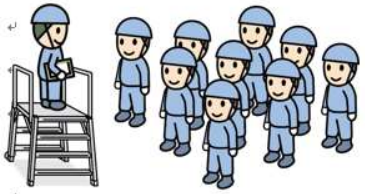

朝礼などの際に、技能者にその場でタッチしてもらうことも可能

# ● CCUSを取り巻く情報連携イメージ

一般財団法人 建設業振興基金

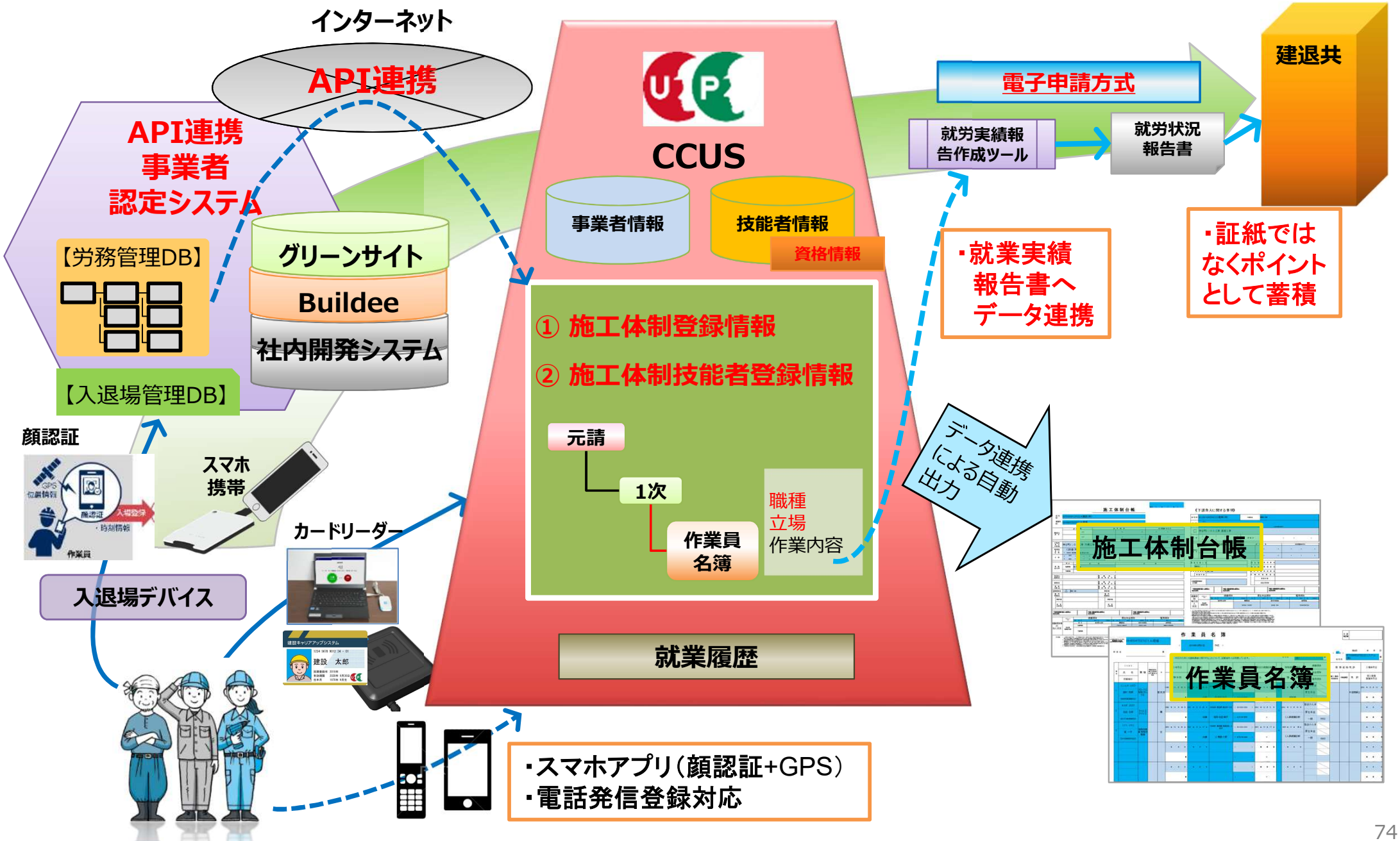

# （参考） ＡＮＤＰＡＤシステムの概要（アンドパッド）

一般財団法人 建設業振興基金

- ＧＰＳ（位置情報）を活用して、現場の入場・退場を管理。
- 現場にカードリーダー、顔認証デバイス等の機器設置が不要であり、小規模現場での利用に期待。
- ＧＰＳを活用して、技能者のいる位置からおおよそ１km圏内にある登録現場を、技能者のスマホ画面上に一覧表示。
- 技能者は、表示された登録現場から入場する現場を選択し、入場（又は退場）ボタンをクリックするだけで、当該現場への入場日時（又は退場日時）を登録することが可能。

# ● 小規模現場への対応

- 国土交通省がカードリーダーを使わずに就業履歴を蓄積するデバイス（電話発信、顔認証）の実証実験を実施（2020年12月～）
- 国土交通省の補助金を活用して、住宅等の小規模な現場において利用を支援（2021年5月～ 参加事業者50社、93現場）

## 小規模現場における電話発信方式、顔認証方式での就業履歴の蓄積

**小規模な現場をはじめ、携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積（2021年10月から本格共用開始）**

キャリアリンク CareerLink　Communication Director COMTEX

## 国土交通省の実証実験の結果

○期間：2020年12月21日～2021年7月31日
○参加モニター：事業者30社

※アンケート結果
- カードリーダーで運用しにくい現場がある 88.9%
- カードリーダーの適さない現場に、電話発信は適している 72.2%
- カードリーダーの適さない現場に、顔認証は適している 64.7%

## 国土交通省の補助金を活用した利用支援

（補助金）
住宅建設技能者のCCUS制度等の普及促進事業

（補助金交付団体）
木を活かす建築推進協議会

（参加事業者数等）
参加事業者50社、93現場（2021.12末現在）

# ● 小規模現場への対応

一般財団法人 建設業振興基金

## 小規模現場の特徴

・工期短い

・現場数多い

・職人掛け持ち

- カードリーダー置けない
- 現場ごとの登録しない
- 施工体制登録しない

## 現場管理発想転換

拠点を親現場として現場登録

**まとめ現場**登録

**作業場所メモ**　**作業場所メモ**

**拠点に出入りする技能者を事前に登録**

↓

**拠点内どの現場に入場しても就業履歴蓄積**

↓

**入場した技能者の所属事業者は自動で施工体制登録（次数調整必要）**

## 小規模現場向け拡張サービスの導入

建設業を支える人の未来へ キャリアリンク

**まとめ現場**登録
＋
**作業場所メモ**
機能

**ガラケー**、**スマホ**
**顔認証**による入退場管理

入退場記録からの**逆引き施工体制登録**

建退協帳票への自動入力

法定福利費・労災保険料実額算定

# キャリアリンク「CCUSかんたんスタートキャンペーン」

**小規模現場でのＣＣＵＳへの就業履歴蓄積を促進するため、電話により就業履歴を蓄積できる認定システムであるキャリアリンクの簡易版を、下記の料金でご利用いただける期間限定のキャンペーンを、2023年10月から開始します！**

**初期費用/月額出面課金：無料**
**基本料金（年間定額）　：15,000円※（税抜）**
**提供期間　：2023年10月～2026年3月末（予定）**

※なお、建設業振興基金に支払う登録料・現場利用料等は別途必要になります。

**キャリアリンクの使いやすさはそのままに、CCUS就業履歴蓄積に特化した機能を提供**

事前準備がかんたん

「電話発信」で入場登録

期間限定の特別価格

料金（税抜）

| プラン名 | CCUSかんたんスタートキャンペーン | スタンダードプラン |
|---|---|---|
| 初期費用 | 無料 | 100,000円 |
| 月額出面課金 | 無料 | 100出面　1,000円 |
| 基本料金 | 年額/1セット※15,000円<br>1～最大5セットまで | 年額/1セット 24,000円<br>3セット～ |

こんな事業者・現場に向いています

- 小規模現場等において、誰でも使用できる“電話”を用いた認定APIｼｽﾃﾑを安く利用したい事業者
- 簡易に就業履歴を蓄積したい事業者（技能者の電話番号と所属事業者を事前に登録しておけば、現場入場時の電話で施工体制が登録されるため、事前のCCUSでの施工体制登録は不要）

# ● 某社施工ネットワークの現場運用体制（案）

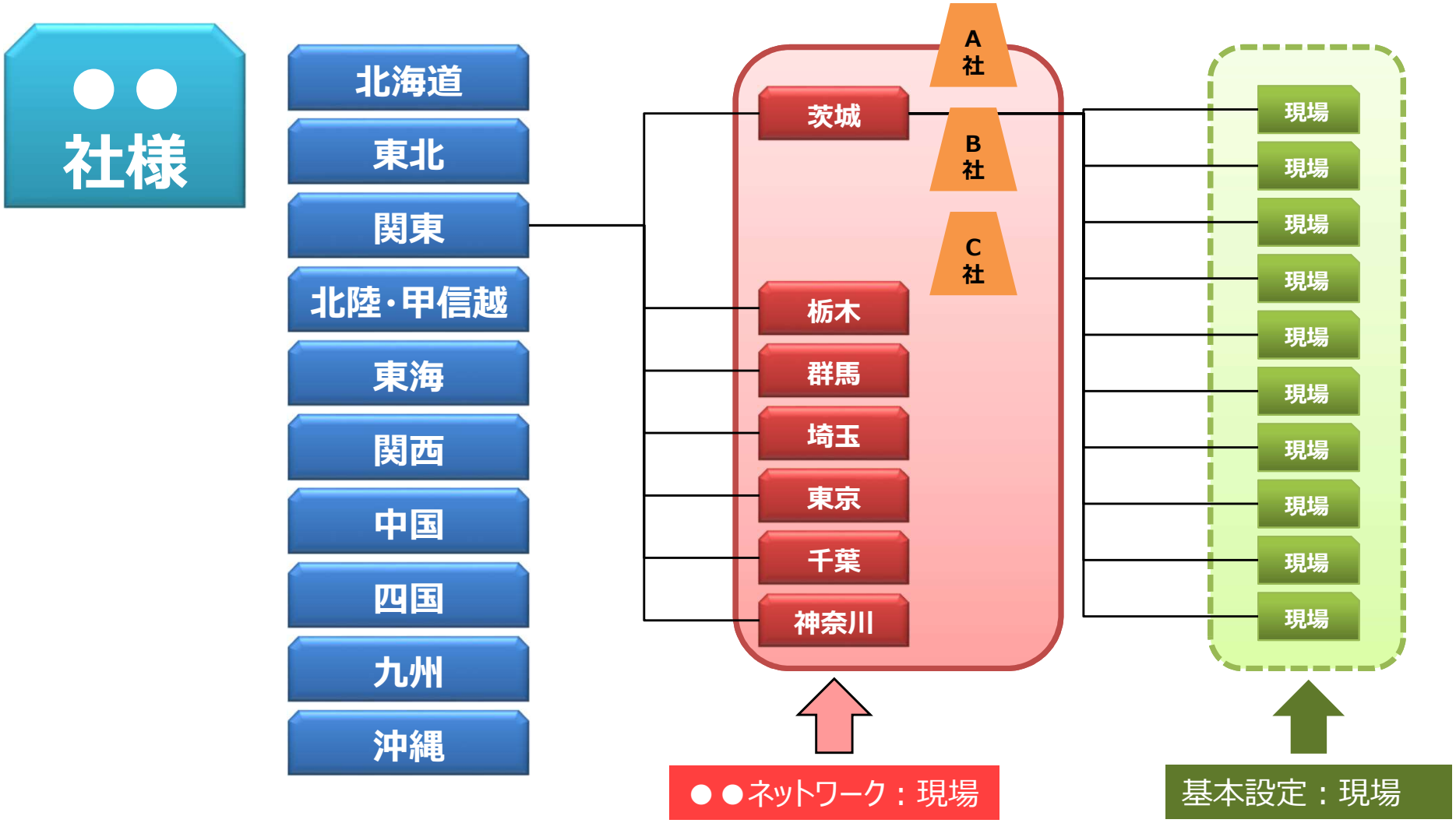


**住宅・リニューアル・小規模・諸口工事等への展開を念頭に試行開始**

# 維持管理、災害復旧等におけるＣＣＵＳの利用促進

一般財団法人 建設業振興基金

- 社会資本の維持管理、除雪、災害復旧等の業務は、地域住民の生命・財産を守り、社会経済活動を支える極めて重要な業務であり、建設業が「地域の守り手」として担っているもの。
- 建設業者がこれらの業務に係る実績をＣＣＵＳに記録できるよう、ＣＣＵＳへの登録方法等をFAQにて周知し（２０２２年４月～）、維持管理、除雪、災害復旧等におけるＣＣＵＳの利用を促進。

・FAQ_No.3598【道路・河川等の巡回、清掃、除草、剪定、除雪などの維持管理】
・FAQ_No.3613【災害復旧工事】

維持修繕工事のCCUS登録現場数（累計）

**２，２０５件**
（2023年5月31日現在）

| | 運用のポイント | 備考 |
|---|---|---|
| 現場登録 | 毎年発生する場合は、**通年まとめ現場**として1件に集約<br>発注者別に現場を立てると就労報告に利用可能 | 「道路維持管理業務」、「除雪業務」、「●●県災害復旧工事」等 |
| 就業履歴蓄積期間 | 通年まとめ現場は20年先まで伸ばしておく | 年度ごとに区切りたい場合は、年度ごとに現場登録も可能 |
| 施工体制登録 | 常時参画する下請企業を登録しておく | 実際に参画・作業しなくても登録しておく |
| 施工体制技能者登録 | 誰が来ても登録できるよう、雇用されている技能者は全員登録しておく | 職長、班長は実績あれば立場を付けておく |
| 就業履歴登録方法 | 直行直帰となることを想定して、作業日報を見ながら後日直接入力 | 下請が入力する場合は2か月以内に元請が承認する必要あり |

# 2.CCUSの申請・登録

# CCUSの登録をはじめる前に

一般財団法人 建設業振興基金

## 申請用ログインIDの取得

### ①「申請ガイダンス」の事前確認

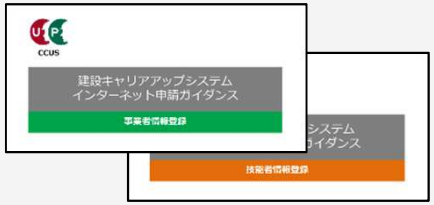


- **キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」**
  - ・まずインターネット申請ガイダンス（事業者情報登録または技能者登録）をご覧ください。

### ②「申請用ID」の取得

**※申請用IDとは、事業者登録申請、技能者登録申請を行う際に発行される、申請手続き用のIDです。**

- キャリアアップシステムHP右上 事業者登録 または 技能者登録 、もしくは中央 登録 **「登録する」**から
  - ・事業者本人（自社）、技能者本人がこれから申請を行う場合は、まず申請用IDの取得をしてください。
  - ・各新規利用申込みに、必要事項を入力のうえお申込みしてください。（メールアドレス入力は正確に）

**※一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要な場合がございます。**

## 申請手続きについて

### ①データの事前準備

- **システムに登録する証明書類は全てJPEGに変換（インターネット申請の場合）**
- 技能者ごとにフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

### ②事業者登録→技能者登録の順番に登録

- 先に事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

### ③技能者の代行申請が可能

- 所属事業者や元請、CCUS代行行政書士が登録申請（代行申請）を行うことが可能。
  **代行申請には事業者IDが必要**です。

# 申請用ログインIDの取得

## 申請用ログインIDの取得手順

CCUSホームページ https://www.ccus.jp/

CCUSのホームページトップ画面
└ ①『登録する』
　└ ②『インターネットで申請する』
　　└ ③『申込み』　をクリック。

④各新規利用申込み画面に必要事項を入力し、
最後に 利用申込み のボタンを押してください。
「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール」が届きます。

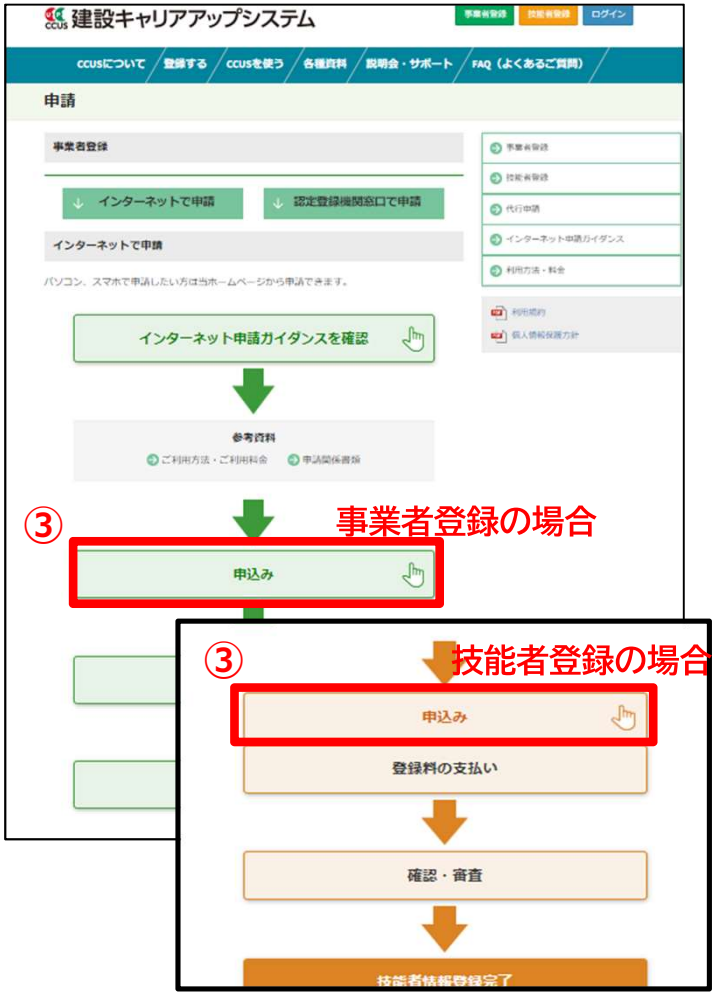


❗ 実際の登録作業の手順など、「インターネット申請ガイダンス」を確認しながらの作業をおすすめします。

❗ 「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール」は、手続き完了まで大切に保管してください。

# 申請用ログインIDの取得

## 申請用ログインIDの取得手順

CCUSホームページ https://www.ccus.jp/

CCUSのホームページトップ画面

└ ①『登録する』

└ ②『インターネットで申請する』

└ ③『申込み』 をクリック。

④各新規利用申込み画面に必要事項を入力し、最後に 利用申込み のボタンを押してください。

「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール」が届きます。

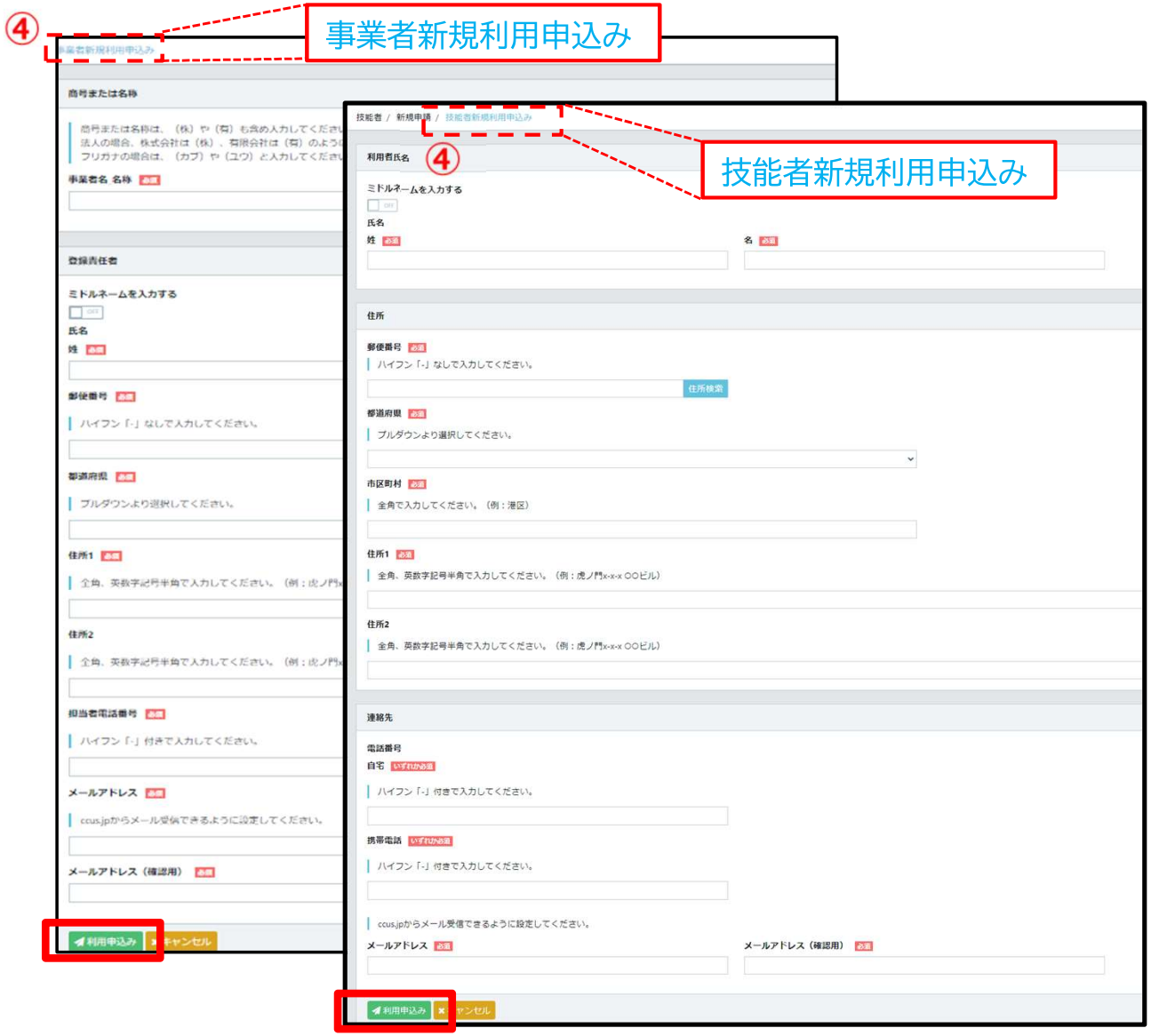


❗ 実際の登録作業の手順など、「インターネット申請ガイダンス」を確認しながらの作業をおすすめします。

❗ 「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール」は、手続き完了まで大切に保管してください。

# 各種証明書類の準備

一般財団法人 建設業振興基金

## 登録時に必要な証明書類（業態、加入状況等により異なります）

### 事業者登録各種証明書類（写し）

1. 事業者証明
   建設業許可有無により異なる
2. 健康保険
3. 年金保険（2. と同一の場合有り）
4. 雇用保険
5. その他加入していれば
   「建設業退職金共済契約者証」
   「中小企業退職金共済手帳」
   「労災保険特別加入 加入証」　など

### 技能者登録各種証明書類（写し）

**簡略型**

1. 本人確認書類
   「運転免許証」など
2. 証明（顔）写真
3. 健康保険
4. 年金保険
5. 雇用保険
6. その他加入していれば
   「建設業退職金共済契約者証」
   「中小企業退職金共済手帳」
   「労災保険特別加入 加入証」 など

**詳細型**

7. 保有資格等の証明書
   「登録基幹技能者」
   「技能士」「免許」「資格」
   「技能講習」「特別教育」 など

! 各証明書類の詳細は、
「証明書類見本一覧」（事業者編・技能者編）を
ご確認ください

技能者登録では、『簡略型』と『詳細型』の2段階登録が可能です。（インターネット申請の場合）
能力評価（レベルアップ）をご希望の場合は、詳細型で登録してください。（簡略型の場合は、上記1. ～6. を用意）

# 事業者登録の入力項目

一般財団法人 建設業振興基金

| 事業者登録入力項目 | | | |
|---|---|---|---|
| | 項目 | 必須 | 入力項目 |
| 1 | 基本情報 | ○ | 建設業許可情報(許可番号種類と許可番号)(※1) |
| | | ○ | 商号または名称 |
| | | ○ | 代表者名 |
| | | ○ | 所在地 |
| | | ○ | 法人情報(法人・個人区分等) |
| | | ○ | 資本金情報 |
| | | ○ | 完成工事高情報(売上高/完成工事高) |
| | | ○ | 登録責任者(姓/名/住所) |
| 2 | 建設業許可情報 | ○ | 建設に関わる業種情報 |
| 3 | 支店情報 | | 閲覧のみ |
| 4 | 保険・退職金共済 | ○ | 健康保険 (※2) |
| | | ○ | 年金保険 (※2) |
| | | ○ | 雇用保険 (※2) |
| | | ○ | 建設業退職金共済制度 (※2) |
| | | ○ | 中小企業退職金共済制度 (※2) |
| | | ○ | 労災保険特別加入 (※2) |
| 5 | CI-NET・電子証明書・主要取引先・表彰履歴 | | CI-NET |
| | | | 電子証明書の種類 |
| | | | 主要取引先 |
| | | | 表彰履歴 |
| 6 | 所属団体 | | 所属団体 |

・必須項目の　は、建設業許可がある場合に自動反映する項目です

※　の項目は一部反映する項目です

※1　建設業許可がある場合　※2　加入有無、種別選択、加入の場合は加入内容を正確に入力

# 事業者登録の事業者確認書類について

一般財団法人 建設業振興基金

## 事業者登録は、大別すると①「事業者証明」と②「社会保険等の加入証明」の2種類

### ①事業者証明書類(写し)

**建設業許可がある場合**

・「建設業許可証明書」
・「建設業許可通知書」　いずれか1点

※建設業許可番号から資本金などの建設業許可データを参照

**建設業許可がない場合**

**法人**

・「事業税の確定申告書」　1点

**または**

・「納税証明書 ＋ 履歴事項全部証明書」の　計2点

※資本金が確認できるもの

**個人事業主と一人親方**

・「納税証明書」
・「所得税の確定申告書」
・「個人事業の開始届」　いずれか1点

### ②社会保険等の加入証明書類(写し)

**健康保険・年金保険**　下記のいずれか1点

・領収済証等　出納印あり
・社会保険料 納入証明書　証明者印あり
・健康保険・厚生年金保険 適用確認願
・健康保険・厚生年金保険 被保険者 標準報酬月額決定通知書
・健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

**雇用保険**　下記のいずれか1点

・雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控　受領印あり
・納付書・領収証書　出納印あり
・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書　受付印あり
・労働保険料等納入通知書

**その他、労災特別加入など**

・建設業退職金共済契約者証
・中小企業退職金共済手帳
・労働者災害補償保険 特別加入申請書
・労災保険特別加入 加入証

❗ 各証明書類の詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧　事業者編をご確認ください。

# 事業者登録の事業者確認書類について

一般財団法人 建設業振興基金

## ①事業者証明書類の準備（写し）

### 建設業許可がない場合

| | 添付書類 | 資本金情報 |
|---|---|---|
| 法人 | ・「事業税の確定申告書」 1点<br>または<br>・「納税証明書 ＋ 履歴事項全部証明書」 2点 | ・「事業税の確定申告書」<br>または<br>・「履歴事項全部証明書」<br>または<br>・「現在事項全部証明書」<br>いずれか1点 |
| 個人事業主と一人親方 | ・「納税証明書」<br>または<br>・「所得税の確定申告書」<br>または<br>・「個人事業の開始届」<br>いずれか1点 | 提出不要 |

| | 資本金確認証明書類（写し） | |
|---|---|---|
| 建設業許可がある場合 | 提出不要 | 許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。<br>※直近に「資本金」の減資、増資を行っていると許可データに新たな「資本金」が反映されない場合があります。正しい事業者登録料のお支払いのため、直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合は、建設業許可なしとして申請してください。また、新規登録完了後に、「事業者情報登録内容変更申請書」で建設業許可番号ありの変更申請をしてください。 |

❗ 各証明書類の詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧　事業者編をご確認ください。

# 技能者登録の項目

一般財団法人 建設業振興基金

## 簡略型・詳細型共通（※1）

| | 項目 | 必須 | 入力項目 |
|---|---|---|---|
| 1 | 本人情報 | ○ | 技能者氏名 |
| | | ○ | 生年月日 |
| | | ○ | 性別 |
| | | ○ | 血液型 |
| | | ○ | 国籍（外国籍の方のみ） |
| | | ○ | 現住所 |
| | | ○ | 電話・FAX番号（いずれか） |
| | | ○ | メールアドレス |
| | | | CCUSカード送付先（現住所と違う場合のみ） |
| | | | 緊急連絡先：住所（現住所と違う場合のみ） |
| | | ○ | 緊急連絡先：電話番号 |
| | | ○ | 緊急連絡先：氏名 |
| 2 | 本人確認書類 | ○ | 本人確認書類（公的身分証明書） |
| | | ○ | 顔写真 |
| 3 | 所属事業者情報 | ○ | 所属事業者（※2） |
| | 職種 | ○ | 職種選択 |
| | 経験等 | | 過去の経験（自由記述） |
| 4 | 社会保険 | ○ | 健康保険（※3） |
| | | ○ | 年金保険（※3） |
| | | ○ | 雇用保険（※3） |
| | 建退共 | ○ | 被共済者番号（※3） |
| | 中退共 | ○ | （※3） |

## 詳細型

| | 項目 | 必須 | 入力項目 |
|---|---|---|---|
| 1 | 労災保険特別加入 | ○ | （※4） |
| | 健康診断 | | 健康診断種別コード |
| 2 | 学歴 | | 学校名 |
| 3 | 登録基幹技能者資格 | （※5） | 資格名選択 |
| | 保有資格等 | （※5） | 資格名選択 |
| | 研修等受講履歴 | | 研修名 |
| | 表彰履歴 | | 表彰名 |

※1　簡略型で申請できるのはインターネット申請のみ

※2　所属事業者情報は、事業者IDで検索し事業者基本情報を自動反映のうえ入力。
メールアドレス・雇用形態は反映されないので別途入力

※3　加入有無、種別選択、加入の場合は加入内容を正確に入力。

※4　『労災保険特別加入』は加入している場合のみ、「有」として申請。

※5　システム上、入力は『必須』ではありませんが、能力評価（レベルアップ）に必要な項目。

# 技能者登録の本人確認書類について

一般財団法人 建設業振興基金

## 本人確認には、【氏名、顔写真、現住所、生年月日】を確認できる書類が必要

★文字が読み取れること　★有効期限内のもの

### 本人確認書類(写し)

**日本国籍の方**　次のうち1点

- 「個人番号(マイナンバー)カード」
- 「運転免許証」

※「マイナンバー通知証」は認められません。

**外国籍の方**　次のうち1点

- 「特別永住証明書」
- 「在留カード」

**通称併記や旧姓表記を希望の場合**　追加提出

- 通称名・旧姓記載の住民票など

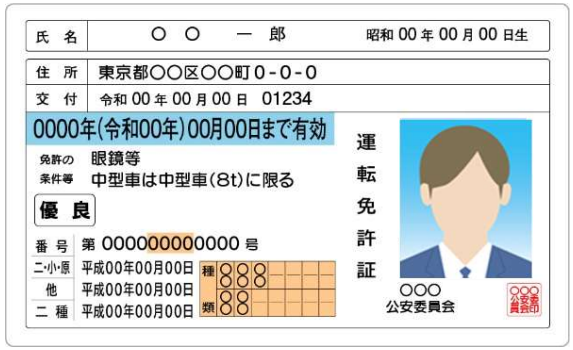


マイナンバーカードの場合は表面のみ
運転免許証、特別永住証明書、在留カードで裏面に記載(条件・住所変更)があれば裏面(写し)も提出

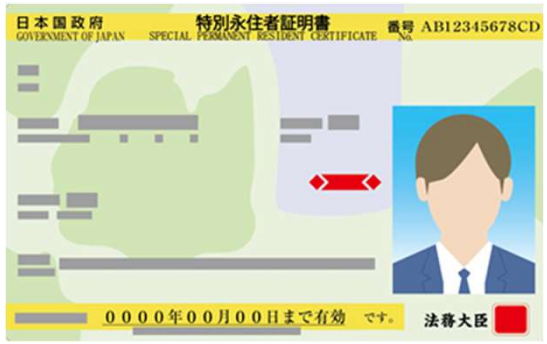


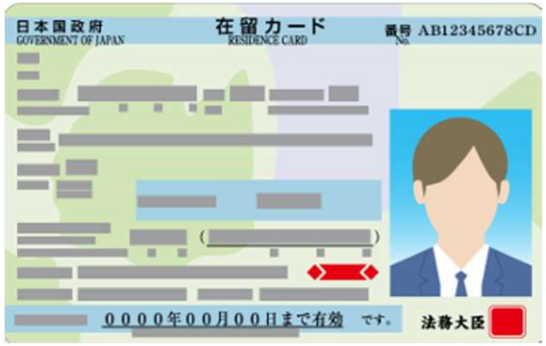


### パスポート(写し)を提出する場合

「パスポート」+「住民票(※)」など

※現住所の記載がある公的身分証明書の計2点を提出

写真付きの証明書が無い場合は…
「住民票」「保険証」「年金手帳」「印鑑登録証明書」から
2点用意し**認定登録機関**で申請

各証明書類の詳細は「インターネット申請ガイダンス」「技能者情報登録申請書の手引き」「証明書類見本一覧　技能者編」をご確認ください。

# 証明写真（CCUSカード用）について

一般財団法人 建設業振興基金

## カード用写真

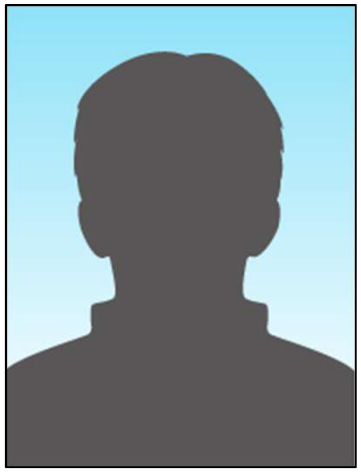

**JPEG**

画像のサイズは、
294×378ピクセル

## CCUSカードに印刷

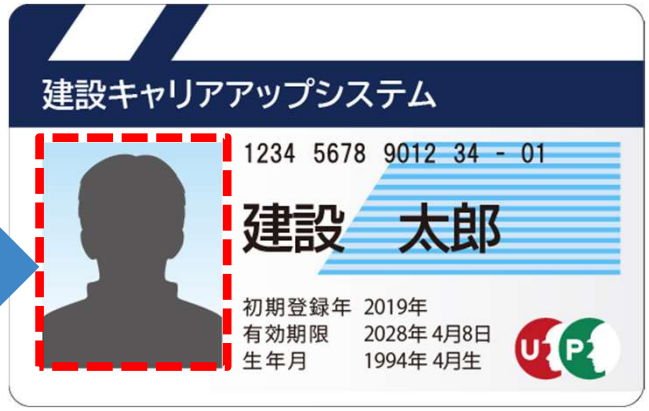


### 適切な写真の例

- ○ 6か月以内に撮影したもの
- ○ 正面・無帽・無背景のもの

## 不適切な写真の例

- ✖ 帽子・マスク・サングラス・色眼鏡などを着用
- ✖ 顔に影ができている
- ✖ 不鮮明
- ✖ 白黒写真

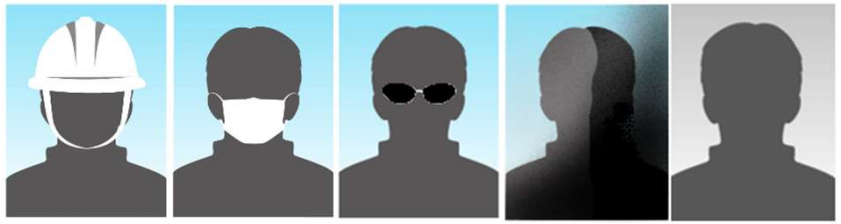

## ! カード用写真の撮影時・アップロード時の注意点 !

- ! 画像をアップロードする際、トリミング（画像編集）ができます。
- ! デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、鮮明に撮影したものを提出してください。
- ! 画像アップロードの際には写真用枠内より少し大きめに拡大してください。
  枠と同サイズにするとアップロードできません。

# 技能者登録の証明書類について

一般財団法人 建設業振興基金

## 社会保険・保有資格・学歴に関する証明書類など（写し）

### 加入社会保険等証明書類（一例）

- 健康保険　健康保険被保険者証
- 年金保険　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書など
- 年金保険　ねんきん定期便（国民年金の場合）など
- 雇用保険　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）など
- 建退共　建設業退職金共済手帳
- 中退共　中小企業退職金共済手帳
- 特別労災　労災保険特別加入　加入証など

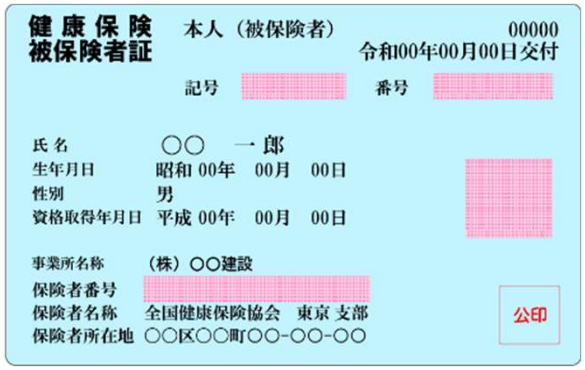


### 登録基幹技能者証明書類
### 保有資格証明書類
### 研修受講証明書類

---

- ❗ 有効期限内かつ鮮明（文字が読み取れる）であること。
- ❗ 健康保険証の記号・番号・保険者番号・2次元バーコードや本人以外の記載などは、必ずマスキング（消す）をして下さい。

各証明書類の詳細は「インターネット申請ガイダンス」「技能者情報登録申請書の手引き」「証明書類見本一覧　技能者編」をご確認ください。

# 代行申請について

一般財団法人 建設業振興基金

**代行申請とは、申請者本人から同意（同意書）を得て所属事業者や元請事業者、上位下請事業者等が登録申請を行うことです。**

## 1. 代行申請に必要な準備

①CCUSの **事業者ID** を取得

代行申請を行う者は、事業者IDの取得が必要です。

②**「代行申請同意書」**の取得

技能者の代行申請の場合、技能者本人から（技能者用）同意書により同意を得る。

事業者の代行申請の場合、事業者代表者から（事業者用）同意書により同意を得る。

③**「個人情報の取り扱い同意書」** **「システム利用規約同意書」**の取得

技能者の代行申請は技能者用、事業者の代行申請は事業者用それぞれの同意書を取得する。

**※技能者の所属事業者以外が代行申請する場合は、上記②「代行申請同意書」により所属事業者からも同意を得る必要があります。**

## 2. 各同意書の用意

CCUSホームページ 「代行申請」タブの「同意書の準備」からダウンロード

（←リンク貼付け）

# 認定登録機関について

一般財団法人 建設業振興基金

新規登録が早くて安心の「登録窓口」（認定登録機関）は、現在、全国に200箇所以上あります。
新規の事業者登録・技能者登録をお急ぎの皆様は、是非、認定登録機関をご利用ください。
申請書類も入手できます。　※受付時間など必ず電話でご確認ください。

## ①CCUSトップページ内「認定登録機関」をクリック

## ②PDFページが開きます（随時更新）

○「認定登録機関」とは、申請書類の受け取りや記入補助を行い、本人情報や資格等の真正性を確認し、「登録のできる窓口」機関です。

●悪天候等の都合により受付時間等が変更となる場合もございますので、窓口にお越しの際は事前に電話確認をお願い致します。

●申請書を持参する際、「登録申請書専用封筒」に申請書類一式を入れてご持参ください。

【注１】申請書は事前に記入し、登録料を支払った上で窓口に来訪してください。

【注２】記入漏れ、添付書類ミスによる申請不備が多く発生しています。「手引き」やホームページに掲載している「留意事項」を確認の上、ご記入ください。

【注３】技能者申請において、運転免許証、マイナンバーカードおよびパスポートを保有していない場合、本人確認のため、下記認定登録機関に申請者本人の来訪が必要となります。

認定登録機関　CCUS運営主体（建設業振興基金）

準備 → 受付 → 審査・不備対応 → 申請内容登録 → 登録後

登録が初めて／時間に余裕がない　申請書　添付書類　技能者 事業者　提出　受領書　確認・審査 不備対応　内容確認　不備修正　登録　承認

※ 事業者ID の発行は登録料のお支払いを確認した後になります。

NEW！事業者登録・技能者登録の申請書（認定登録機関持ち込み専用）がダウンロードできます。

※以下のURLをクリックすると、申請書と提出用封筒のラベルがダウンロードできます。

申請書を印刷する際には、必ず「片面印刷」でお願いいたします。

※技能者登録の登録料払込票は、認定登録機関にて受け取り、お支払いください。

事業者登録の登録料は、審査完了後に郵送にて請求されます。（一人親方（登録料無料）除く）

事業者情報登録申請書→https://www.ccus.jp/attachments/show/620f2742-5878-419a-a2de-45786fabc59e

事業者申請提出用封筒ラベル→https://www.ccus.jp/attachments/show/620c6650-7454-40c2-a8cb-36ee6fabc59e

技能者情報登録申請書→https://www.ccus.jp/attachments/show/620e0db6-6808-4dda-8f3d-99336fabc59e

技能者申請提出用封筒ラベル→https://www.ccus.jp/attachments/show/620c66d7-5f54-420d-8c57-36306fabc59e

建設キャリアアップシステム認定登録機関リスト　2023年5月15日 更新

| 役割 | 名称 | 住所 | 電話 | HP | 受付時間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | | | | | | |
| 認定登録機関 | 北海道行政書士会 | 札幌市中央区北1条西10丁目1-6 北海道行政書士会館 | 011-221-1221 | | 9:30-16:30 | 12時～13時の時間帯は不在。夏期冬季期間は休み。※要予約 |
| 青森県 | | | | | | |
| 認定登録機関 | 行政書士法人 青森総合法務事務所 | 青森市大字浜田字豊田509 | 017-752-1555 | | 9:00-17:00 | 土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約 |
| 秋田県 | | | | | | |
| 認定登録機関 | 秋田県建設業協会 | 秋田市山王四丁目３番１０号 | 018-823-5495 | http://a-kenkyo.or.jp | 9:00-17:00 | 土日・祝日・お盆・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約 |
| 岩手県 | | | | | | |
| 認定登録機関 | （一社）岩手県建設業協会 | 盛岡市松尾町１７番９号 | 019-653-6111 | https://www.iwaken.or.jp/ | 9:00-17:00 | 土日、祝日、年末年始、夏季休暇期間は休み ※要予約 |

# 料金について

一般財団法人 建設業振興基金

## 事業者の登録料・利用料（税込）

### ①事業者登録料（5年ごと★）

| 資本金 | 新規・更新 |
|---|---|
| 500万円未満 | 6,000円 |
| 500万円以上1,000万円未満 | 12,000円 |
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 24,000円 |
| 2,000万円以上5,000万円未満 | 48,000円 |
| 5,000万円以上1億円未満 | 60,000円 |
| 1億円以上3億円未満 | 120,000円 |
| 3億円以上10億円未満 | 240,000円 |
| 10億円以上50億円未満 | 480,000円 |
| 50億円以上100億円未満 | 600,000円 |
| 100億円以上500億円未満 | 1,200,000円 |
| 500億円以上 | 2,400,000円 |

※一人親方の方は事業者登録料は無料です。
※個人事業主の方の登録料は6,000円です。

### ②管理者ID利用料（毎年）

| ＩＤ数 | 料　金 |
|---|---|
| 1あたり | 11,400円 (950/月) |
| 一人親方 | 2,400円 (200/月) |

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます。

### ③現場利用料

| 就業履歴回数 | 料　金 |
|---|---|
| １回 | 10 円 |

※月ごとにまとめて**元請の登録責任者**に請求されます。
登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます。

## 技能者の登録料（税込）

●簡略型登録料：2,500円（※1）

●詳細型登録料：4,900円（※2）

●詳細型へ移行：2,400円（※3）

※1：インターネット申請でのみ可能

※2：インターネット申請、認定登録機関申請いずれも可能

※3：簡略型で登録後、詳細型に変更したい場合、変更申請時に追加費用が必要です。

・有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します。

## ★ 更新手続きについて

更新手続き：2023年10月開始予定

2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなることから、2023年10月から更新手続きを開始する予定です。

# CCUSについてもっと知りたい

一般財団法人 建設業振興基金

★不明点は、「FAQ(よくあるご質問)」の画面を開き、「キーワード検索」に知りたいことを入力して検索することができます。

★それでも解決できないときは、トップ画面の一番下にある「お問い合わせフォーム」をクリックして、メールでお問い合わせいただくこともできます。

CCUS　建設　で検索！

https://www.ccus.jp/

## ① CCUSに関する無料説明会をサテライトで開催しています。

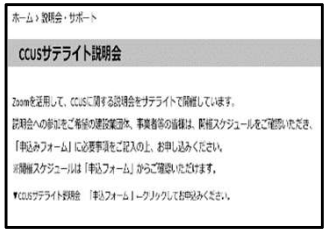


ホームページトップヘッドラインの
「説明会・サポート」➤「CCUSサテライト説明会」から、

**▼CCUSサテライト説明会　「申込みフォーム」**

をクリックしてお申し込みください。

## ② YouTube でCCUSに関する説明動画を公開しています。

## ★ CCUS実務体験講習を開催しています。

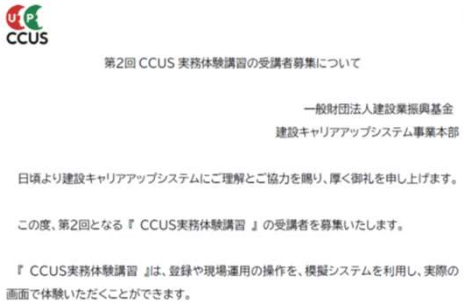


ホームページで開催の告知をしています。
HPトップ➤「最新情報」に掲載

**募集案内の　「申込みフォーム」URL**

をクリックしてお申し込みください。

当講習は、模擬環境のIDを付与し、受講者のご都合に合わせてシステム操作して頂けます。(各回定員30名)

# ＊一人親方の登録について

- 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには施工体制への登録が必要

●事業者でもあり技能者でもある一人親方は、
「事業者登録」と「技能者登録」の両方が必要

1．屋号もしくは自身の氏名で事業者登録

2．その事業者の所属技能者として技能者登録

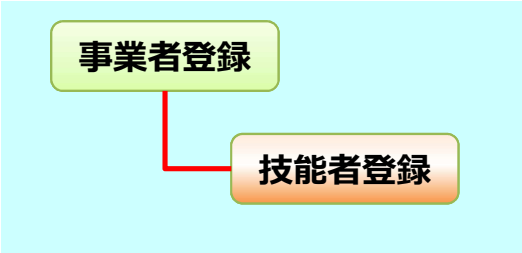


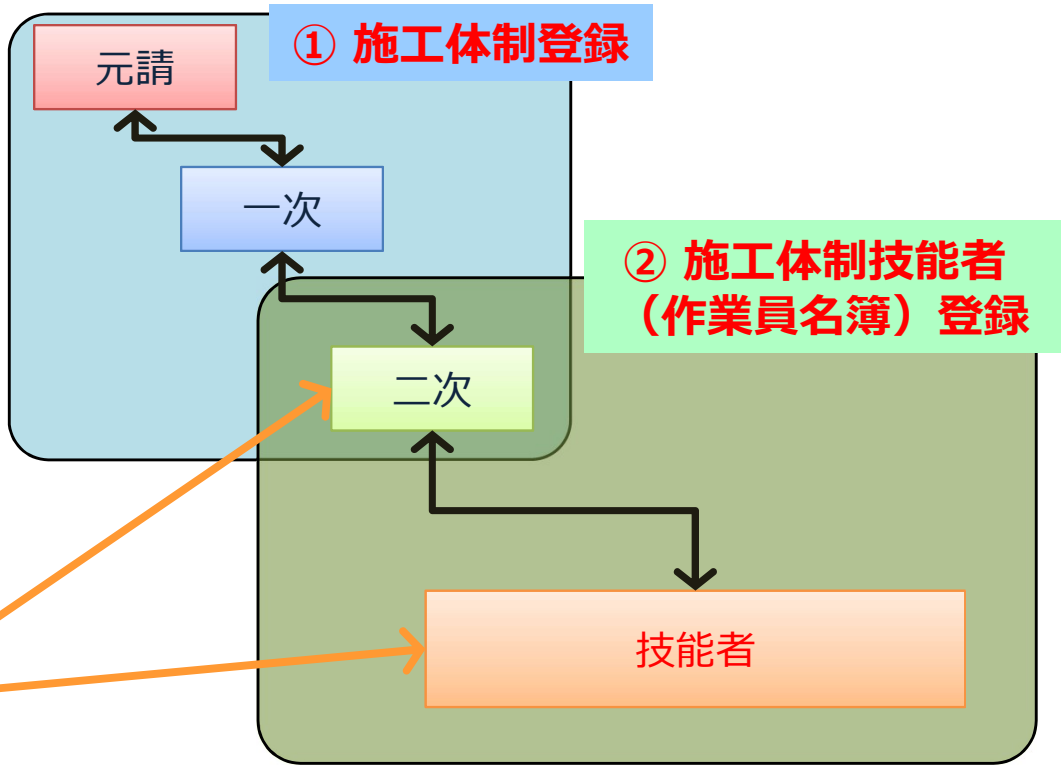


一人親方

3．事業者として施工体制登録されたのち、
自身を所属技能者として技能者登録する

評価に有効な
就業履歴の蓄積

# 事業者登録の更新について

一般財団法人 建設業振興基金

- CCUSの運用開始から2024年3月末で5年となり、順次**事業者登録の更新**時期（5年間）が到来
- **2023年10月より更新手続きを開始**予定
- **更新手続き**は**有効期限６か月前から開始可能**（案内メール が届きます）
- **期限の1か月前まで**に**更新手続きの申し込み**を完了してください

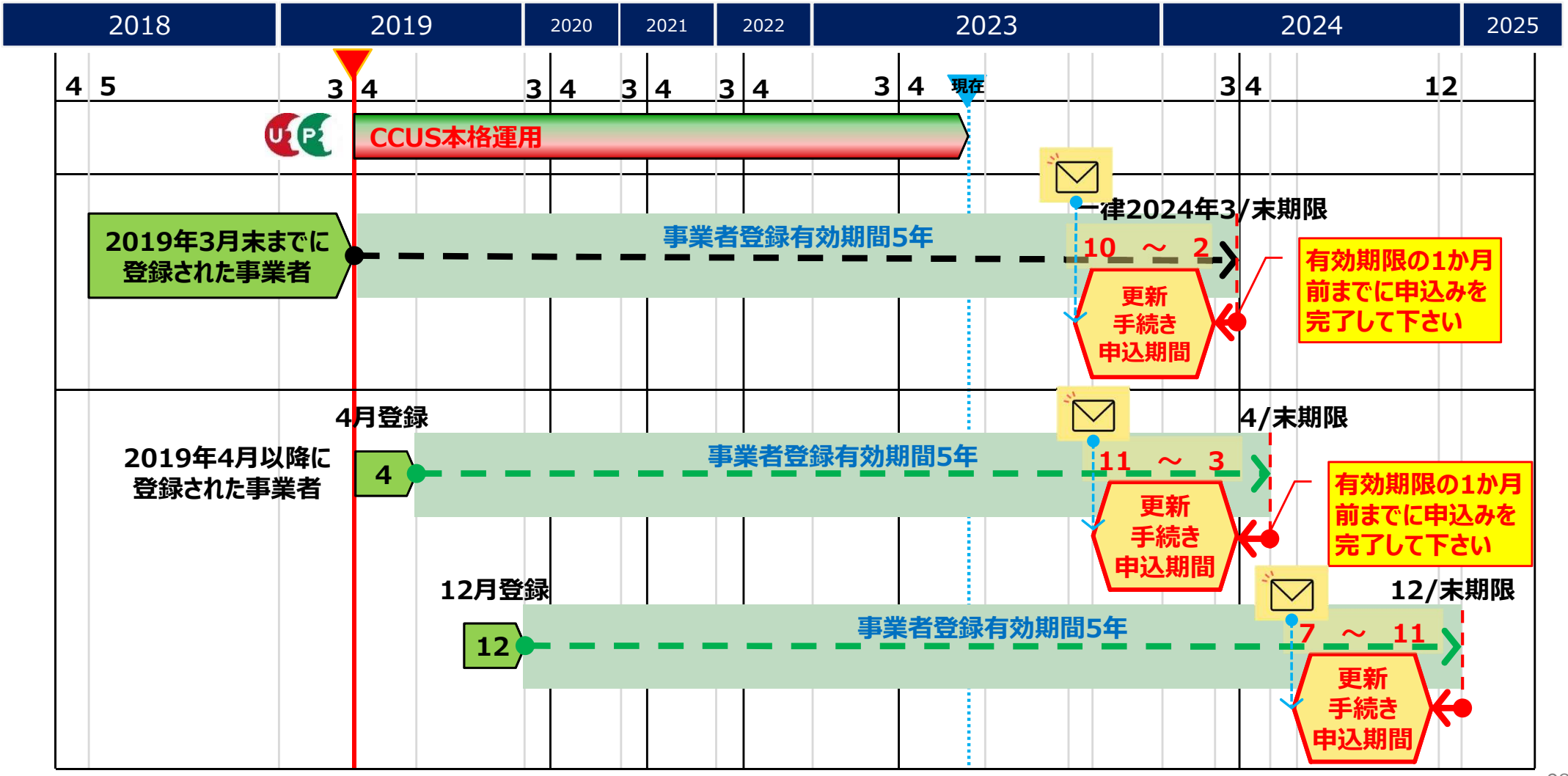

# 3.現場運用

3-1. 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには

3-2. 現場運用のポイント

(施工体制・施工体制技能者登録・就業履歴確認)

# 3-1.能力評価審査を受けるためには

一般財団法人 建設業振興基金

- **就業履歴を蓄積する際、以下の情報が含まれている必要あり**

**① 所属事業者**：能力評価の申請は所属事業者が行う

- 令和6年3月末までは所属事業者の経歴証明で能力評価を受けることが出来る

**② 職種**：能力評価の基準は職種ごとに決められている

- キャリアアップしていく分野の能力評価基準に規定されている職種コードを選んでいるか

**③ 立場**：Lv３・４にアップするには職長・班長等の実績が必要

- 代理も含め実際の業務として行っている者に付ける

**④ 資格**：職種ごとに各Lvで取得すべき資格が規定されている

- 能力評価受審までにCCUS技能者登録情報をメンテナンスすること

# 3-1.能力評価に必要な情報は

- ①施工体制登録
- ②施工体制技能者（作業員名簿）登録　の中で設定される

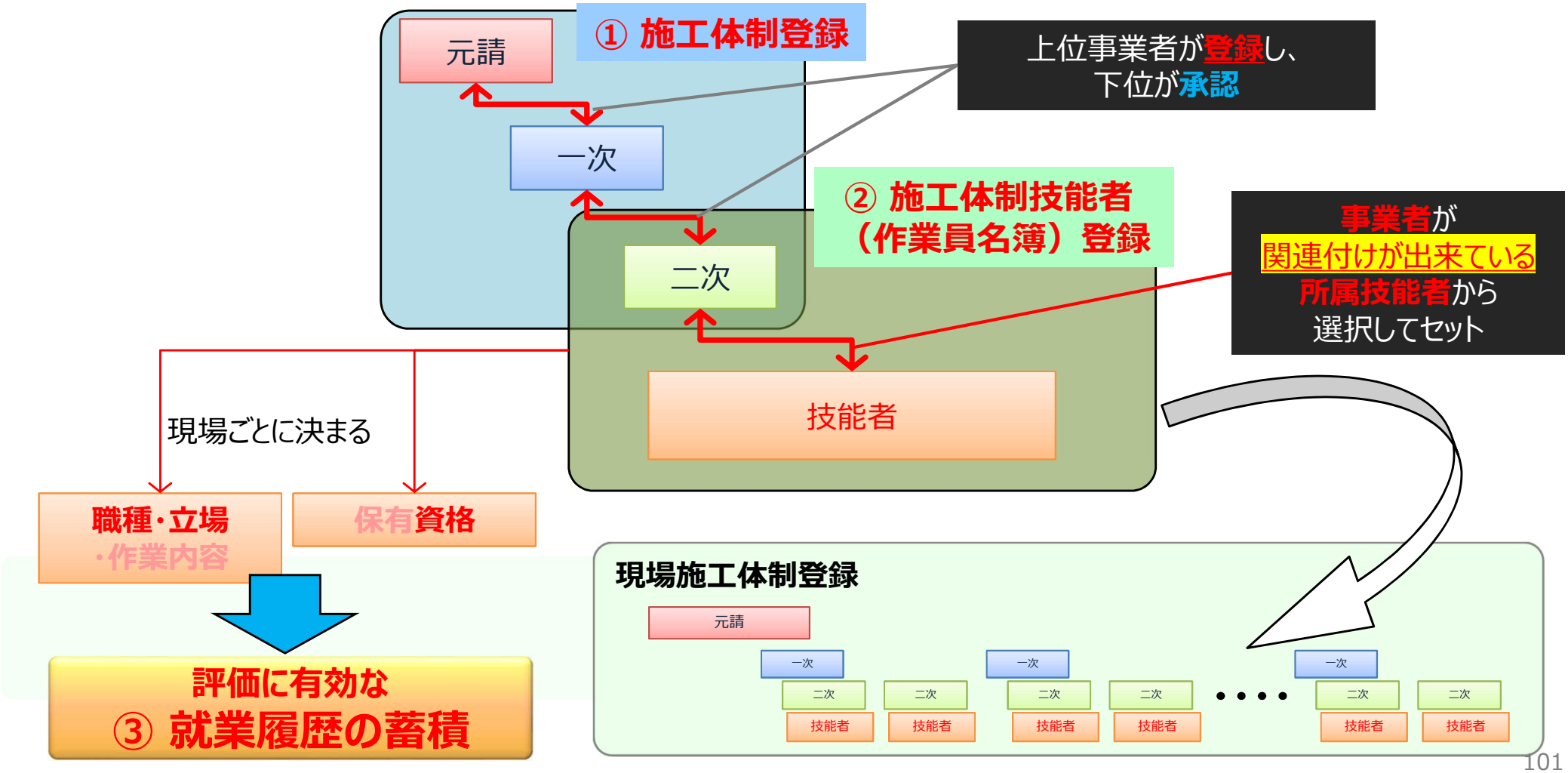

# 3-1.有効でない就業履歴とは

一般財団法人 建設業振興基金

- **510_60 自社に関する現場就業履歴で「就業履歴月別カレンダー」を確認**

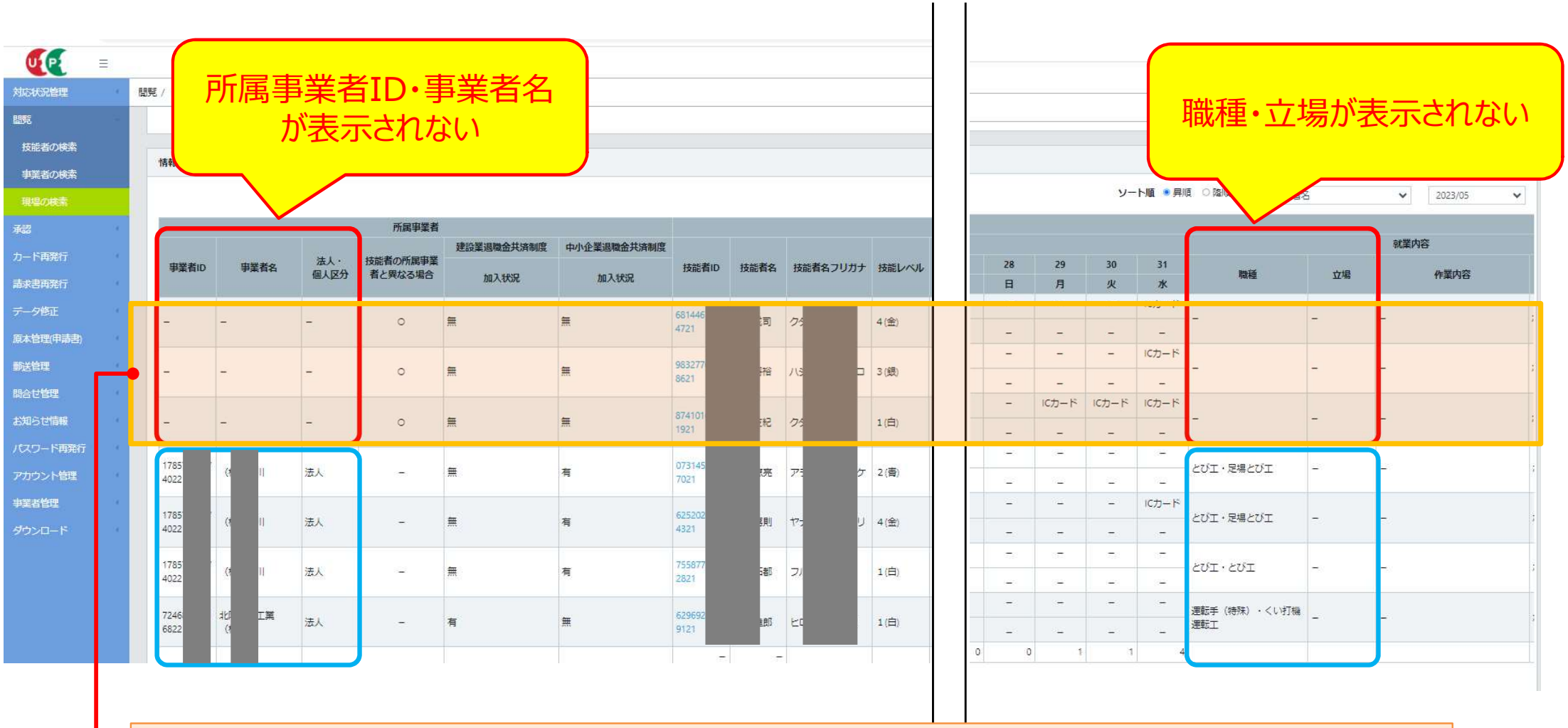


●事業者名不明だが、職長に確認して特定し、施工体制技能者登録を促す。
●毎月の災防協まえに打ち出して、災防協で周知するサイクルがおすすめ。

# 3-2.現場での運用のポイント

一般財団法人 建設業振興基金

## ● 運用のフローとポイント

### 現場登録
元請(管理部門)

●現場情報、契約情報の登録
・メニュー：610_10
＊現場管理者を先に設定しておくこと

現場管理者は、共通で見れるITに明るい事務職員のほうが効率的（建設ディレクター等）

現場で下請事業者と契約する都度行う

### 施工体制登録
元請・下請

●施工体制登録
・上位が招待し、下位が承認
・メニュー620_10
＊未登録事業者も仮登録出来るが、更に下位の事業者の招待も行うこと
＊一人親方は事業者として招待

下請で出来ない場合は上位の下請及び元請が代行登録する

### 施工体制技能者登録
下請(上位事業者)

●現場に入場させる作業員を登録：
・所属技能者を検索し選定して登録
・メニュー620_20
＊設定後、各人の「編集」ボタンで職種・資格等が適正か確認。職長など立場を付けることで、能力評価に掛かっていく有効な就業履歴となる。

施工体制技能者登録が未登録の場合が多い

### 就業履歴確認・フォロー
元請・下請

●蓄積済み就業履歴で就業内容が適正か確認し、不適であれば、改善するよう連絡
・メニュー510_60
＊所属事業者名、職種、立場、資格が適正に表示されていない履歴は能力評価に掛からない。

本社・管理部門主体で管理

現場主体で管理

# 3.現場運用

## 3-3. 技能者の関連付け（変更代行申請）

運用関係資料

現場運用マニュアル

マニュアルは随時、掲載いたします。
また、内容も更新される予定です。版番号をご確認ください。

| Title | 版番号 |
|---|---|
| 現場運用マニュアル　表紙／目次 | 5 |
| 第１章　はじめに | 5 |
| 第２章　下請事業者の現場運用にあたっての準備 | 5 |
| ポイント抜粋版（技能者の変更代行のつくり方　2023年1月26日） | |
| ポイント抜粋版（事業者の変更代行のつくり方　2023年3月30日） | |

<https://ccus.jp/attachments/show/63d325d3-09a8-4b38-85ce-032ec0a8081b>

# 3-3.事前確認：事業者と所属技能者の登録　（現場運用マニュアル第2章）

一般財団法人 建設業振興基金

○事業者は所属する技能者が正しく登録されているか、事前に確認してください。
　※正しく登録されていないと作業員名簿を登録する際、技能者が表示されません。
○具体的な変更申請の方法は、「現場運用マニュアル第２章」を参照してください。

所属事業者が確認するメニュー 【510閲覧→30技能者の検索】

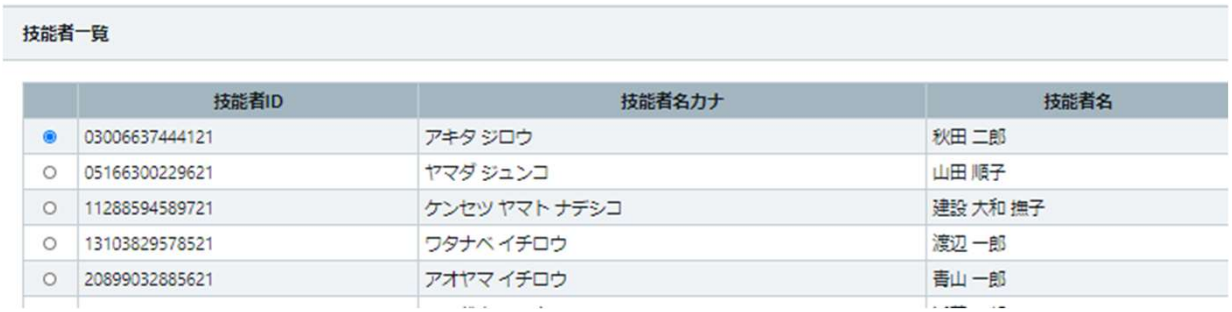


【重要】
技能者登録済みで技能者一覧に表示されない場合は
関連づけが設定されていません。

技能者が確認するメニュー 【310変更→30所属事業者情報】

【重要】
所属事業者ＩＤ欄が空白の場合、
たとえ所属事業者名欄に会社名が表示されていても、
関連づけが設定されていません。

# 3.現場運用

## 3-4. 就業履歴の直接入力

運用関係資料

現場運用マニュアル

マニュアルは随時、掲載いたします。
また、内容も更新される予定です。版番号をご確認ください。

| Title | 版番号 |
|---|---|
| 現場運用マニュアル　表紙／目次 | 5 |
| 第７章　就業履歴の登録と承認 | 4 |
| ポイント抜粋版（建レコの使い方　2020年1月13日） | |
| ポイント抜粋版（就業履歴の直接入力のつくり方　2019年12月24日） | |
| 第８章　情報の閲覧と出力帳票について | 4 |
| 第９章　登録料と利用料 | 5 |
| 技能者ご利用ガイダンス | |

<https://www.ccus.jp/files/documents/manual/%E7%AC%AC7%E7%AB%A0_%E3%83%9D%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88%E6%8A%9C%E7%B2%8B%E7%89%88_%E5%B0%B1%E6%A5%AD%E5%B1%A5%E6%AD%B4%E7%9B%B4%E6%8E%A5%E5%85%A5%E5%8A%9B_20191224.pdf>

# 3.現場運用

## 3-5. 現場登録・現場管理者の設定

### 運用関係資料

### 現場運用マニュアル

マニュアルは随時、掲載いたします。
また、内容も更新される予定です。版番号をご確認ください。

| Title | 版番号 |
|---|---|
| 現場運用マニュアル　表紙／目次 | 5 |
| 第３章　組織体制と管理者の設定 | 4.1 |
| ポイント抜粋版（現場管理者のつくり方　2019年12月24日） | |
| 第４章　元請事業者の現場・契約情報の登録 | 4 |
| ポイント抜粋版（現場・契約情報のつくり方　2020年1月13日） | |

# 3-5.現場登録・現場管理者の設定

一般財団法人 建設業振興基金

- **元請：現場登録のポイント**

## 1）現場管理者の設定：

- 現場を登録する前に、その現場でCCUSの運用を担当する**「現場管理者」を設定**する
- 現場管理者ID（無料）を取得後、セキュリティコードを使って覚えやすいパスワードに変更しておく

## 2）現場情報の登録：

- 現場名は下請け事業者など関係者からわかりやすい名称とする
- ダミーで現場を設定する場合でも住所・電話番号は実在の情報が必要となる
- 住宅などでは、「A邸新築工事」など個人名が特定されないように配慮する
- 契約情報登録は任意だが、施工体制台帳など安全書類への連携が増える

**!ポイント!**

●元請は現場契約完了後速やかに現場を登録する

●現場登録時に必要となるので、「現場管理者」を事前に設定しておく

「810_事業者管理メニュー」
「20_組織ユーザ管理」

**現場管理者の設定**

現場管理者IDを取得し、パスワードの変更をしておく

「610_現場・契約　メニュー」
「10_新規(個別登録)」

**現場情報の登録**

「契約及び工事情報登録の有無」のスライドスイッチを「ON」にして登録

**契約情報の登録（任意）**

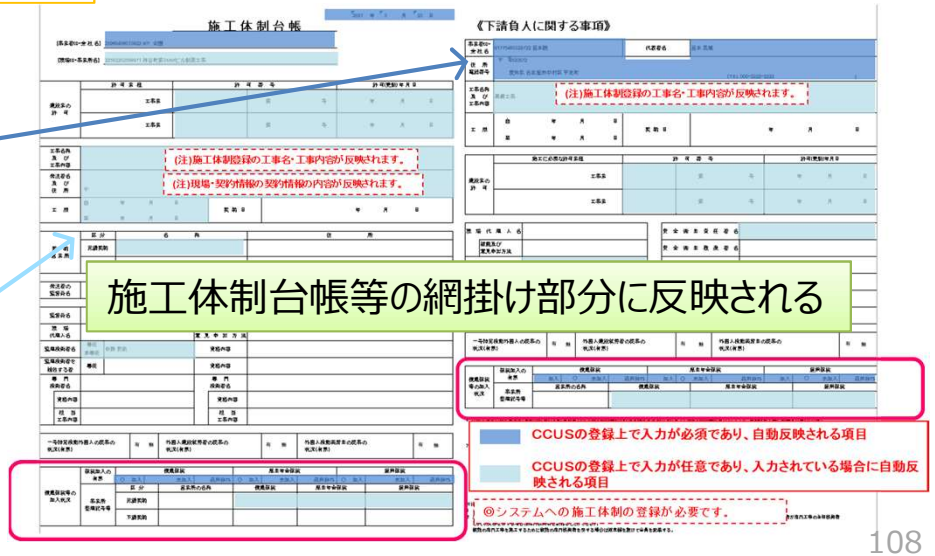

# 3.現場運用

## 3-6. カードリーダーの設置

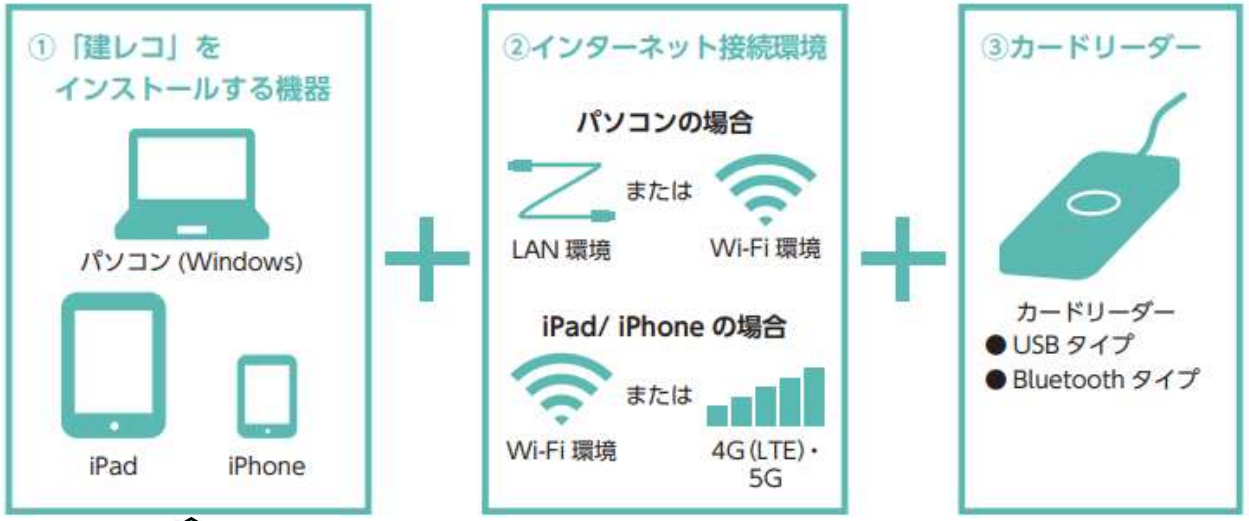


④就業履歴蓄積アプリ
「建レコ」

建設キャリアアップシステムホームページから無料でダウンロードできます。

- Windows 版
- iPad OS 版（iPad 用）
- iOS 版（iPhone 用）

第 6 章　元請事業者の現場の準備

https://www.ccus.jp/attachments/show/624ab81e-0984-4ba6-b2e9-14cfc0a8081b

ポスターA（現場名、現場ID記入欄あり）

ポスターB（カードリーダータッチイメージ 1）

ポスターC（カードリーダータッチイメージ 2）

第 7 章　就業履歴の登録と承認

ポイント抜粋版（建レコの使い方　2020年1月13日）

https://www.ccus.jp/files/documents/manual/%E7%AC%AC7%E7%AB%A0_%E3%83%9D%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88%E6%8A%9C%E7%B2%8B%E7%89%88_%E5%BB%BA%E3%83%AC%E3%82%B3_20200113.pdf

# 3-6.カードリーダーの設置方法・建レコの使い方

一般財団法人 建設業振興基金

就業履歴を蓄積するために、下記のツールを利用します。

①就業履歴登録アプリ『建レコ』　②カードリーダー　③Windowsパソコン、iPadまたはiPhone

建レコはホームページから無料でダウンロードできます。カードリーダーの購入先もホームページにて公開しています。

Windowsパソコン、 iPadまたはiPhoneは既に使用しているものも利用可能です。（新たに購入する必要はありません）

なお、建レコは随時バージョンアップされます。ホームページの最新情報に公開しますので、ご利用のWindowsパソコン、iPadまたはiPhoneごとに対応してください。

現場設置イメージ

現場内での周知啓蒙用ポスターはホームページの『現場運用マニュアル』のページからダウンロードします。

パソコン（Windows）

Windowsパソコンとカードリーダを設置した例です。

iPad

iPadとカードリーダをブルートゥース接続し、設置した例です。

iPhone

iPhoneとカードリーダをブルートゥース接続し、 設置した例です。

# 3-6.カードリーダー設置イメージ

屋外のため、盗難防止や雨対策の観点から、ガードマンボックスを活用

マンションのリフォーム現場で施工しない部屋の棚に設置
日々、設置箇所を移動するため、きめ細かに周知することが重要

カードリーダーを朝礼会場に持ち込んで、その場でカードをタッチ

安全通路上で、技能者が必ず通る導線上に配置

人感センサーによるスピーカーを設置して、技能者に自動呼びかけ

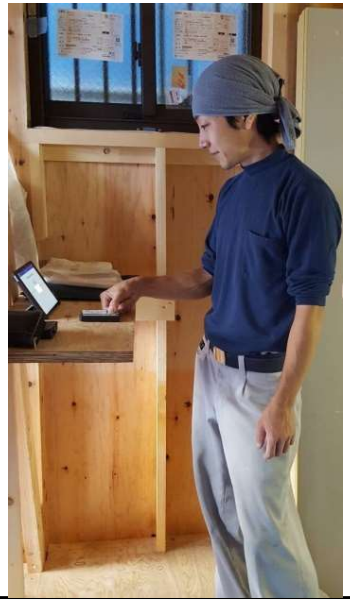

戸建住宅現場の屋内にiPadを設置

# 参考；オールインワンタイプ

- 株式会社キッズウェイ：建設キャリアアップシステム（CCUS）対応「建レコキット」発売
- オールインワンの専用端末でCCUSを簡単導入

# カードリーダー設置事例

一般財団法人 建設業振興基金

- **河川護岸改修工事での運用事例**

現場が広く、技能者の休憩場所もないため、移動式詰め所・トイレを採用。
定置式と監督のiPhone+CR持ち歩きを併用する形

これから
机といす、そしてカードリーダーを
設置予定

# 3.現場運用

## 3-7. 事業者間合意・代行技能者登録

運用関係資料

現場運用マニュアル

マニュアルは随時、掲載いたします。
また、内容も更新される予定です。版番号をご確認ください。

Title

現場運用マニュアル　表紙／目次

第５章　元請事業者と下請事業者の施工体制の登録

https://www.ccus.jp/attachments/show/624ab7eb-c6c4-4c1a-9d77-148ac0a8081b

ポイント抜粋版（施工体制登録のつくり方_要請編　2019年12月24日）

ポイント抜粋版（施工体制登録のつくり方_承認編　2019年12月24日）

P17～ 事業者間合意

P107～ 代理手続き同意

# 3-7.事業者間合意と代行技能者登録

一般財団法人 建設業振興基金

- **上位事業者が代行して施工体制技能者登録を行うには**

## 1. 事前準備：

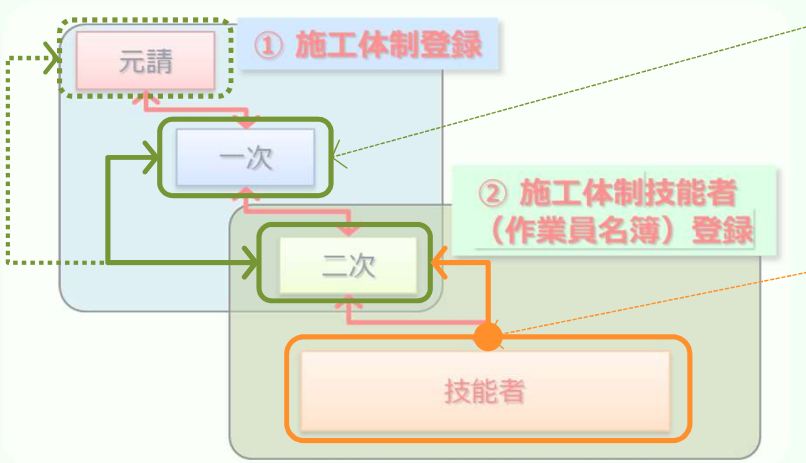


**事業者間合意**

●**代行する事業者**と**代行される事業者**間で、
「事業者合意要請」⟷「承認」

＋

**代理手続き同意**

●**代行登録される技能者**が所属事業者に対して
**代行登録されることに「同意」**

元請など、更に上位の事業者でも、代行される事業者（ここでは二次）と事業者間合意を結べば元請が代行して技能者登録が可能

## 2. 代行技能者登録：

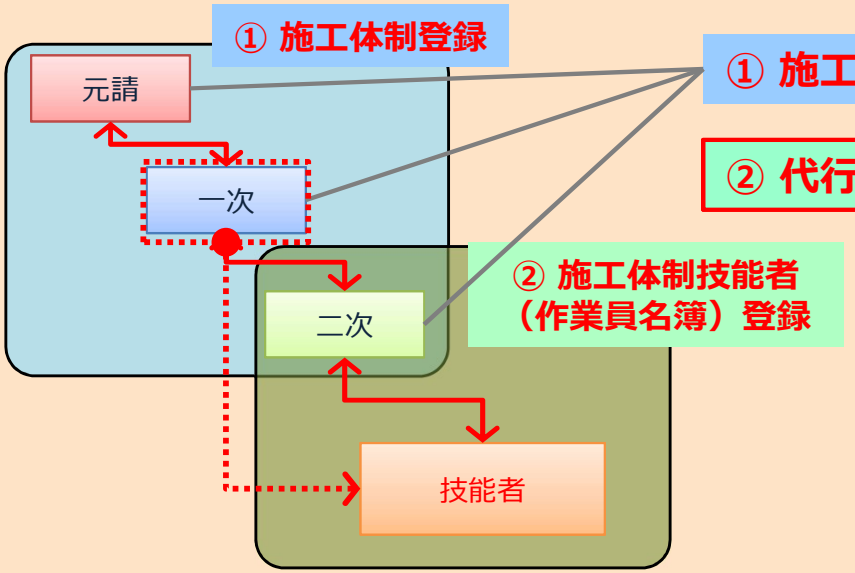


**① 施工体制登録**

**② 代行技能者登録**

1. **通常の手順で620_10_から施工体制登録を行う。**
2. **代行して技能者登録する事業者(ここでは一次)が620_20_技能者登録画面から、代行される事業者(ここでは二次)を選択し、設定**
3. **技能者を検索すると、代行登録同意済み技能者が表示されるので、選択して登録**

**CCUSで業務改革・DX：**
**利益向上と処遇改善の好循環をまわそう！**

# END

# ＊実機によるデモ

1. 施工体制登録
2. 施工体制技能者登録
3. 代行変更申請
4. 就業履歴の直接入力

# 地方・中小事業者の登録・現場利用促進、専門工事業（職別・設備）の登録促進

CCUS

一般財団法人 建設業振興基金

○ 地方の事業者、中小事業者（資本金1000～5000万円）の登録促進が課題。
○ 就業履歴登録は東京都、大阪府に所在する大規模事業者が大宗。
○ 現場利用を進めるためには、地方では元請のみならず、下請となる専門工事業者の登録促進が課題。

| 事業所所在地 | CCUS登録事業者数（一人親方除き） | | | 工事実績有許可業者数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2023年9月 a | 2022年9月 b | 伸び率 a/b | 工事実績有許可業者数C | a/c | c-a |
| 全国 | 161,615 | 131,575 | 1.23 | 329,532 | 49% | 168,000 |
| 東京圏 | 47,650 | 40,228 | 1.18 | 70,756 | 67% | 23,000 |
| (東京都) | 18,255 | 15,496 | 1.18 | 29,972 | 61% | 12,000 |
| 大阪府 | 12,634 | 10,387 | 1.22 | 21,254 | 59% | 9,000 |
| 地方 | 101,331 | 80,960 | 1.25 | 237,522 | 43% | 136,000 |

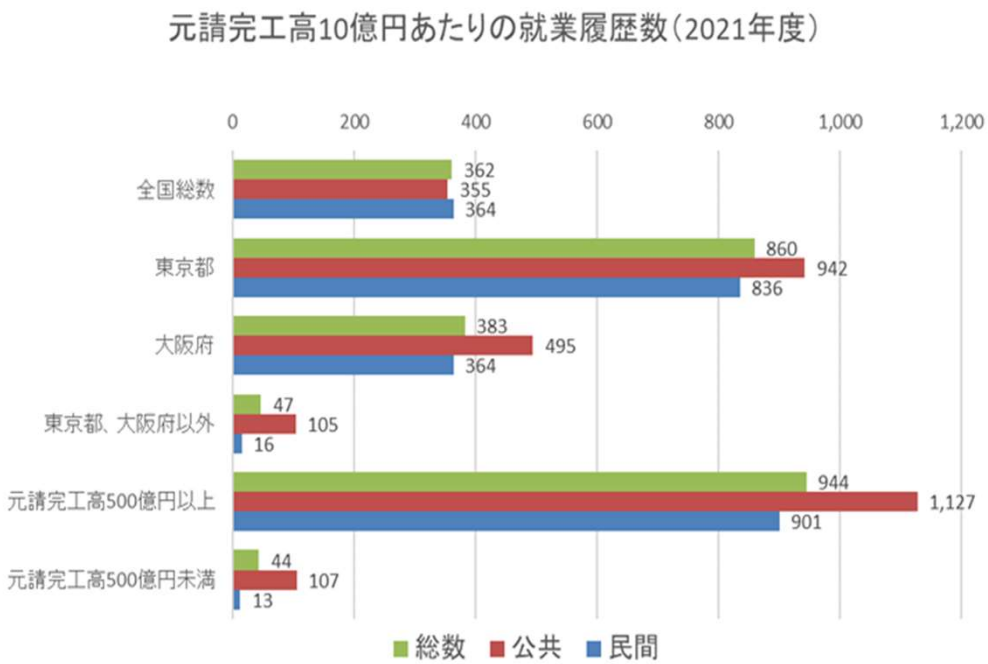


※元請完工高は事業所所在地、出典：建設工事施工統計（2020）

| 個人・法人別 資本金階級別事業者登録率 | 事業者登録数 a 2023年9月 | 許可業者数 A 2023年3月 | 登録率 a/A |
|---|---|---|---|
| 総数 | 161,615 | 474,948 | 34.0% |
| 個人 | 23,473 | 68,274 | 34.4% |
| 法人(総数) | 138,142 | 406,674 | 34.0% |
| 資本金　500万円未満 | 49,609 | 136,960 | 36.2% |
| 500万円以上1,000万円未満 | 30,218 | 91,537 | 33.0% |
| 1,000万円以上5,000万円未満 | 50,956 | 160,457 | 31.8% |
| 5,000万円以上1億円未満 | 5,064 | 12,299 | 41.2% |
| 1億円以上10億円未満 | 1,708 | 4,207 | 40.6% |
| 10億円以上50億円未満 | 346 | 911 | 49.9% |
| 50億円以上100億円未満 | 109 | | |
| 100億円以上 | 132 | 303 | 43.6% |
| （参考）一人親方 | 79,023 | | |

# 職種別の技能者登録の状況（2023年9月末）

※国勢調査とCCUSの技能者分類の定義が異なることに注意

| 2020年国勢調査 | | CCUS登録技能者 | | | | 職種別の登録の進捗状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職業分類（職業小分類） | 建設業（a） | CCUS登録技能者（国勢調査の職業分類）2023/9末（b） | 比率（b）/（a） | CCUSの分類名 | CCUS登録技能者（CCUSの分類）2023/9末（c） | CCUS登録技能者 2023/3末（d） | 前年度末比（c）/（d） |
| 造園師、植木職 | 16,050 | 10,380 | 64.7% | 造園工 | 10,380 | 9,185 | 1.13 |
| とび職 | 109,330 | 116,995 | 107.0% | とび工 | 116,995 | 102,913 | 1.14 |
| 石工 | 4,690 | 3,181 | 67.8% | 石工 | 3,181 | 2,888 | 1.10 |
| ブロック積・タイル張工 | 23,980 | 11,925 | 49.7% | タイル工 | 5,239 | 4,693 | 1.12 |
| | | | | ブロック工 | 1,428 | 1,274 | 1.12 |
| | | | | 建築ブロック工 | 5,258 | 4,917 | 1.07 |
| 電工 | 412,320 | 111,649 | 27.1% | 電工 | 111,649 | 98,274 | 1.14 |
| 鉄筋工 | 28,700 | 43,297 | 151% | 鉄筋工 | 43,297 | 39,614 | 1.09 |
| 鉄骨工・橋梁工 | 22,600 | 20,268 | 89.7% | 橋りょう世話役 | 1,767 | 1,603 | 1.10 |
| | | | | 橋りょう塗装工 | 1,146 | 919 | 1.25 |
| | | | | 橋りょう特殊工 | 3,656 | 3,407 | 1.07 |
| | | | | 鉄骨工 | 13,699 | 12,407 | 1.10 |
| 塗装工 | 131,030 | 27,845 | 21.3% | 塗装工 | 27,845 | 23,875 | 1.17 |
| 溶接工 | 21,510 | 14,663 | 68.2% | 溶接工 | 14,663 | 13,167 | 1.11 |
| 建機等操作 | 70,690 | 52,570 | 74.4% | 運転手（特殊） | 52,570 | 47,915 | 1.10 |
| 運搬従事者・運転手 | 13,420 | 15,775 | 117.5% | 運転手（一般） | 15,775 | 13,740 | 1.15 |
| 型枠大工 | 40,610 | 57,439 | 141.4% | 型わく工 | 57,439 | 52,068 | 1.10 |
| 大工 | 294,490 | 17,321 | 5.9% | 大工 | 17,321 | 14,937 | 1.16 |
| 左官 | 59,750 | 21,313 | 35.7% | 左官 | 21,313 | 19,235 | 1.11 |
| 配管工 | 202,640 | 100,212 | 49.5% | ダクト工 | 13,007 | 11,953 | 1.09 |
| | | | | 設備機械工 | 19,793 | 17,143 | 1.15 |
| | | | | 配管工 | 67,412 | 59,636 | 1.13 |
| 板金工 | 42,330 | 18,397 | 43.5% | 板金工 | 18,397 | 16,636 | 1.11 |
| 屋根ふき工 | 16,670 | 1,978 | 11.9% | 屋根ふき工 | 1,978 | 1,685 | 1.17 |

※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の職業分類（「主たる職種」）は定義が異なる。
※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の「主たる職種」の関係を仮定して集計
※職種の掲記順は、CCUSの分類コードに則して記載

# 職種別の技能者登録の状況（2023年9月末）

※国勢調査とCCUSの技能者分類の定義が異なることに注意

| 2020年国勢調査 | | CCUS登録技能者 | | | | 職種別の登録の進捗状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職業分類（職業小分類） | 建設業 （a） | CCUS登録技能者（国勢調査の職業分類）2023/9末 （b） | 比率（b）/（a） | CCUSの分類名 | CCUS登録技能者（CCUSの分類）2023/9末 （c） | CCUS登録技能者 2023/3末 （d） | 前年度末比 （c）/（d） |
| その他技能者 | 1,016,730 | 451,342 | 44.4% | | | | |
| | | | | 特殊作業員 | 64,146 | 56,287 | 1.14 |
| | | | | 普通作業員 | 153,145 | 132,054 | 1.16 |
| | | | | 軽作業員 | 4,818 | 4,132 | 1.17 |
| | | | | 法面工 | 6,733 | 5,966 | 1.13 |
| | | | | 潜かん工 | 402 | 383 | 1.05 |
| | | | | 潜かん世話役 | 59 | 52 | 1.13 |
| | | | | さく岩工 | 86 | 78 | 1.10 |
| | | | | トンネル特殊工 | 3,192 | 3,129 | 1.02 |
| | | | | トンネル作業員 | 4,575 | 4,337 | 1.05 |
| | | | | トンネル世話役 | 729 | 677 | 1.08 |
| | | | | 土木一般世話役 | 24,575 | 22,035 | 1.12 |
| | | | | 潜水士 | 2,026 | 1,816 | 1.12 |
| | | | | 潜水連絡員 | 119 | 111 | 1.07 |
| | | | | 潜水送気員 | 414 | 376 | 1.10 |
| | | | | 山林砂防工 | 35 | 25 | 1.40 |
| | | | | 軌道工 | 3,727 | 3,469 | 1.07 |
| | | | | はつり工 | 6,523 | 5,877 | 1.11 |
| | | | | 防水工 | 26,000 | 23,030 | 1.13 |
| | | | | サッシ工 | 4,766 | 4,309 | 1.11 |
| | | | | 内装工 | 60,937 | 54,929 | 1.11 |
| | | | | ガラス工 | 5,258 | 4,941 | 1.06 |
| | | | | 建具工 | 11,918 | 10,904 | 1.09 |
| | | | | 保温工 | 13,701 | 12,619 | 1.09 |
| | | | | その他（施工） | 53,458 | 46,634 | 1.15 |
| 交通誘導員、警備員 | 3,740 | 3,222 | 86.1% | 交通誘導警備員A | 1,145 | 976 | 1.17 |
| | | | | 交通誘導警備員B | 2,077 | 1,814 | 1.14 |
| 技術者・事務員他 | | 184,695 | | 高級船員 | 1,479 | 1,375 | 1.08 |
| | | | | 普通船員 | 2,229 | 1,997 | 1.12 |
| | | | | その他（管理） | 160,656 | 144,170 | 1.11 |
| | | | | その他（技師） | 9,072 | 8,214 | 1.10 |
| | | | | その他 | 11,259 | 9,962 | 1.13 |
| 合計 | 2,531,280 | 1,284,467 | 50.7% | 合計 | 1,284,467 | 1,140,762 | |

※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の職業分類（「主たる職種」）は定義が異なる。
※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の「主たる職種」の関係を仮定して集計
※職種の掲記順は、CCUSの分類コードに則して記載

# 分野ごとのレベル別技能者数

一般財団法人 建設業振興基金

| 2023年9月30日現在 | レベル1 | レベル２ | レベル３ | レベル４ | 総計 |
|---|---|---|---|---|---|
| レベル別技能者数 | 1,204,878 | 15,509 | 15,569 | 48,511 | 1,284,467 |
| | 93.8% | 1.2% | 1.2% | 3.8% | 100.0% |

分野別／レベル別判定件数

2023年9月30日現在

| 番号 | 分野 | 判定数合計（延べ） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | レベル２ | レベル３ | レベル４ | 総計 |
| 001 | 電気工事 | 1,155 | 2,918 | 5,125 | 9,198 |
| 002 | 橋梁 | 69 | 54 | 606 | 729 |
| 003 | 造園 | 224 | 266 | 872 | 1,362 |
| 004 | コンクリート圧送 | 353 | 320 | 634 | 1,307 |
| 005 | 防水 | 523 | 693 | 1,183 | 2,399 |
| 006 | トンネル | 68 | 52 | 481 | 601 |
| 007 | 建設塗装 | 566 | 510 | 1,733 | 2,809 |
| 008 | 左官 | 273 | 331 | 1,397 | 2,001 |
| 009 | 機械土工 | 2,154 | 641 | 6,543 | 9,338 |
| 010 | 海上起重 | 218 | 75 | 771 | 1,064 |
| 011 | プレストレスト・コンクリート工事 | 198 | 235 | 856 | 1,289 |
| 012 | 鉄筋 | 1,795 | 1,610 | 3,328 | 6,733 |
| 013 | 圧接 | 107 | 227 | 385 | 719 |
| 014 | 型枠 | 850 | 361 | 3,224 | 4,435 |
| 015 | 配管 | 850 | 618 | 2,883 | 4,351 |
| 016 | 鳶・土工 | 947 | 1,886 | 4,606 | 7,439 |
| 017 | 切断穿孔 | 14 | 44 | 372 | 430 |
| 018 | 内装仕上工事 | 1,124 | 902 | 3,089 | 5,115 |
| 019 | サッシ・カーテンウォール | 181 | 235 | 757 | 1,173 |
| 020 | エクステリア | 20 | 31 | 82 | 133 |

| 番号 | 分野 | 判定数合計（延べ） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | レベル２ | レベル３ | レベル４ | 総計 |
| 021 | 建築板金 | 184 | 64 | 725 | 973 |
| 022 | 外壁仕上 | 19 | 14 | 139 | 172 |
| 023 | ダクト | 204 | 108 | 947 | 1,259 |
| 024 | 保温保冷 | 75 | 88 | 735 | 898 |
| 025 | グラウト | 84 | 50 | 607 | 741 |
| 026 | 冷凍空調 | 188 | 80 | 543 | 811 |
| 027 | 運動施設 | 42 | 11 | 164 | 217 |
| 028 | 基礎工 | 673 | 552 | 1,131 | 2,356 |
| 029 | タイル張り | 22 | 23 | 229 | 274 |
| 030 | 標識・路面標示 | 122 | 129 | 596 | 847 |
| 031 | 消火設備 | 78 | 115 | 316 | 509 |
| 032 | 建築大工 | 160 | 317 | 639 | 1,116 |
| 033 | 硝子工事 | 71 | 57 | 303 | 431 |
| 034 | ALC | 107 | 36 | 548 | 691 |
| 035 | 土工 | 3,319 | 3,201 | 2,983 | 9,503 |
| 036 | ウレタン | 5 | 4 | 34 | 43 |
| 037 | 発破・破砕 | 94 | 54 | 63 | 211 |
| 038 | 建築測量技能者 | 28 | 23 | 9 | 60 |
| 040 | 圧入技能者 | 55 | 182 | 69 | 306 |
| 042 | さく井技能者 | 11 | 15 | 14 | 40 |
| 合計 | | 17,230 | 17,132 | 49,721 | 84,083 |

（注）複数の分野、レベルで判定をされている技能者がいるため、判定件数の総数とレベル別技能者数は合致しない

# 自分の適正年収は自分で調べられる

一般財団法人 建設業振興基金

日経転職版

メッセージ　気になる

求人を探す　AGENTセレクション　おすすめ求人　転職ナビ

あなたの年収相場を今すぐチェック

## あなたの年収現在地

日経転職版の会員データベースを基に
リアルなあなたの年収現在地が分かります！

会員登録後、すぐに年収現在地を確認できます！

登録はこちら（無料）

ログイン

- **目指すべき方向性：**

**1. 契約の透明性、受発注者間の適切な協議プロセス確保**

⇒建設生産プロセス全体での適切なリスク分担と価格変動への対応を目指す

①価格変動への対応と標準約款：民間約款の原則的利用、法19条第1項第8号の趣旨「請負額又は工事内容をどのように変更するかということの定め」を明確化

②受注者による情報提供：工事に影響を及ぼす事象に関する情報（設計確定度、資材調達先、価格動向等）

③オープンブック・コストプラスフィー方式：価格競争から施工品質競争へ

④協議プロセス履行担保措置：民間事業者への調査権、勧告等行政指導制度化

**2. 重層下請構造の可視化による実態把握と弊害防止措置**

①下請構造が重層化する要因：繁閑調整、生産技術の高度化専門化による細分化

⇒業許可制度の在り方と併せて検討

②重層化した下請構造の先にある一人親方：許可不要・軽微な建設工事を対象とする新たな実効性のある制度的枠組みの構築、建設業版副業ガイドライン

- **目指すべき方向性：**

**3. 下請構造可視化をICT利用・現場管理効率化でCCUS利用も制度化**

⇒重層化した下請構造を可視化し適切に管理することで**責任の所在や役割を明確化**

①工期の適正化：**達成困難な工期、明らかに赤字となる請負代金での受注を制限**

⇒許可行政庁によるモニタリング調査等で工期に関する基準への抵触有無、時間外労働規制抵触事例に対し、**勧告・警告・注意の指導**を実施。

②ICTを活用した施工体制の「見える化」、**CCUS利用の制度化**：**随時変化する施工体制を「見える化」し責任の所在・役割を明確化**、国がICT利用による現場管理指針を作成し特定建設業者に順守させる旨を制度化

⇒併せて現場管理に必要な書面の削減や、CCUSのデータの標準化・API連携による現場管理の効率化に向けて国によるデータ連携基盤や標準化を促進

③時間外労働に関する元請指導：法24-7に準じて、時間外労働に関しても下請指導させる

④**施工品質の「見える化」**：「資産としての人的投資」への変革。技能労働者の技能や労働条件改善、専門工事企業の施工能力、環境への配慮等モニタリング項目や目標設定のガイドライン作成等、**CCUSを通じた技能評価、施工能力見える化**と併せて尊重すべきことの制度化

- **目指すべき方向性：**

## 4. 労務費の圧縮を原資とした廉売行為を制限

⇒技能労働者の処遇を改善せず、労務費を適切に負担しないような企業が低価格を打ち出すことに対し、競合する他企業も価格を下げざるを得ない状況となることを防止

①賃金を原資とする低価格競争の制限：特に**下請企業を対象とした廉売行為制限の制度化**を独禁法等法制度上の論点整理と併せて実施。

②廉売行為における**「通常必要と認められる原価」**の考え方：実際に発生している労務費ではなく、「在り得るべき賃金水準」をベース⇒「設計労務単価に基づく労務費」

③廉売行為の制限と賃金の行き渡り：元下間請負契約に廉売行為を行っていない旨を**「表明保証」**させ、公共工事品確法基本方針によりICT等を活用して簡易に確認する仕組みの構築により、技能労働者が受け取る賃金の額を適時適切に把握。

⇒労務費調査を元にCCUSレベル別年収を明示することで、「技能労働者自身による適正年収の把握」を促進

⇒レベル別年収確保には年間通じた必要工事量確保が必要；受注能力強化に向けた「将来的な多能工のあり方・育成方法」の検討

- **目指すべき方向性：**

**5. 労務費の圧縮を原資とした廉売行為を制限し、生産性や施工品質で競うことが出来る環境の整備を目指す**

⇒時間当たりの賃金を下げることが出来ない環境とすることで、時間当たりの施工量（生産性）の向上を促す

①廉売行為の制限による生産性の向上：トン当たり、平米当たりといった「単位施工量」の単価を「標準労務費」として生産性の向上にインセンティブを持たせる。

⇒生産性が高く、作業が早い、施工品質高いのみならず、技能労働者の処遇、SDGｓへの取組みも活用。

②下請企業による請負代金の透明性の確保：「標準労務費」による積極的な材工分離見積や内訳書の活用促進

③公共発注者による適切な対応：公共発注者による適切な予定価格の積算、スライド条項の適切な運用、適切なダンピング対策

# 参考：直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

一般財団法人 建設業振興基金

国土交通省　大臣官房　技術調査課

（これまで）

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。**【休日の量の確保】**

（これから）

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、
月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。**【休日の質の向上】**

## 施策パッケージ

**① 週休２日を標準とした取組への移行【令和５年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休２日を標準とした内容に改正

**② 工期設定のさらなる適正化【令和５年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正

**③ 柔軟な休日の設定【令和５年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休２日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討

**④ 経費補正の修正【令和５年度に検討】**
月単位での週休２日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和５年度は現行の補正係数を継続）

**⑤ 他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和５年度から実施】**
※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

# 参考：週休2日を標準とした取組みプロセス

一般財団法人 建設業振興基金

国土交通省　大臣官房　技術調査課

**仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定**

ⅰ)受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。

ⅱ)発注者による監督・検査において、週休２日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。

ⅲ)週休２日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。（加点項目から削除・遵守項目に追加）

## ＜施工計画書＞

法定休日と所定休日の記載を追加

〈法定休日と所定休日の設定例〉

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|

※受注者の法定休日・所定休日を基に自ら設定　所定休日　法定休日

## ＜施工(監督)＞

週休2日の実施状況を確認

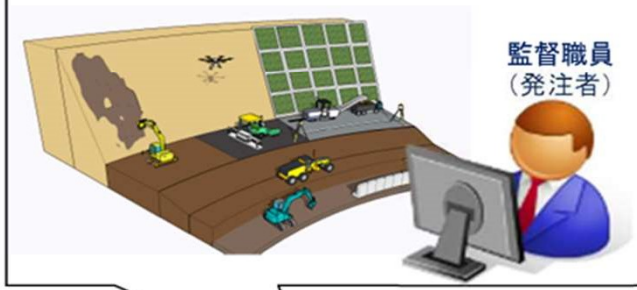


## ＜検査(成績評定)＞

週休2日の実施状況を確認、
週休2日を前提とした成績評定

施工計画書 → 施工(監督) → 検査(成績評定)

# 参考：週休2日工事の発注方針

一般財団法人 建設業振興基金

## 週休２日工事の発注方針

R2年度　R3年度　R4年度　R5年度　R6年度 以降

**本官工事**

※北海道開発局においては、本官工事のうち2．5億円以上のものを対象

発注者指定 完全週休２日（土日祝日閉所）

発注者指定 週休２日

受注者希望

※仕様書、監督・検査の基準類、工期設定指針を改正

月単位での週休２日の実現を目指す

※柔軟な休日の設定や経費補正の修正をR5に検討

**分任官工事**

※北海道開発局においては、2．5億円未満の本官工事及び分任官工事を対象

発注者指定 週休２日

50%目標

70%目標

受注者希望 週休２日

※仕様書、監督・検査の基準類、工期設定指針を改正

月単位での週休２日の実現を目指す

※柔軟な休日の設定や経費補正の修正をR5に検討

# 2.元請一括方式の連携手順

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

CCUS

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退共連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → 建退共用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → 電子申請サイトへ工事情報アップロード → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP0：建退共連携の設定

元請一括方式現場の登録

## STEP0：就労実績報告書作成ツール新バージョンのインストール

「元請・一次下請作業方式版」を選択

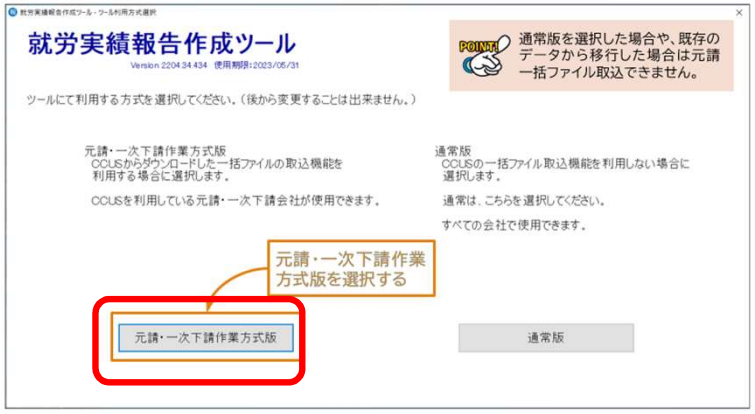

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

CCUS

工事契約締結 → 現場・契約情報登録（契約工期開始日の登録） → 建退協連携現場としての登録 → **現場・契約情報csv出力** → 現場・契約情報取込み → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → 電子申請サイトへ工事情報アップロード → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP1：現場契約情報のダウンロード

**510_60_自社に関する就業履歴から現場・契約を選択しCSV出力**

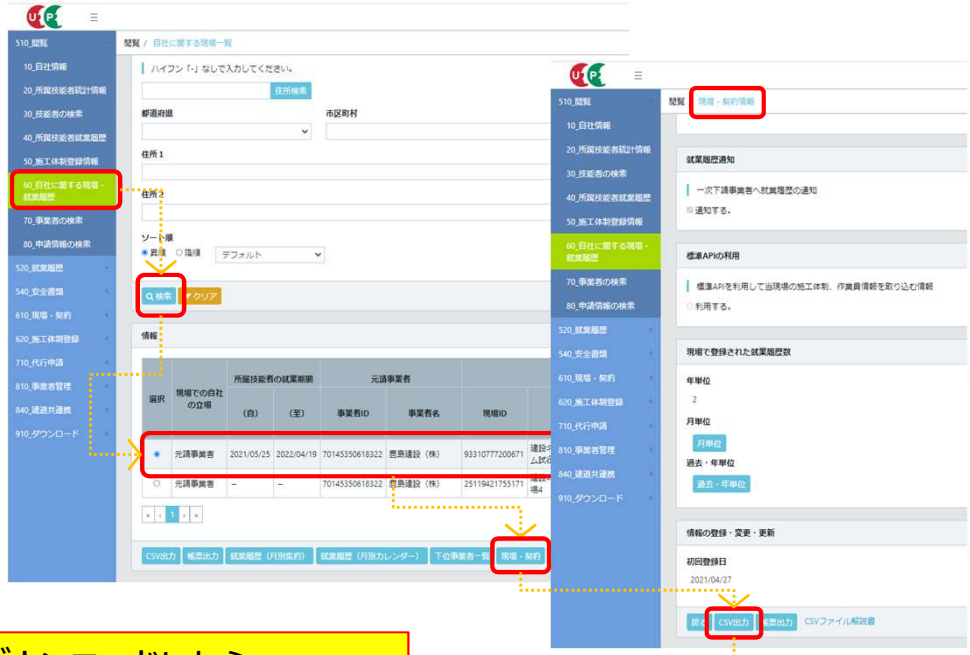

ダウンロードしたら、
必ず「フォルダを開く」とし、
CSVファイルを開かない

## STEP0：会社情報の登録

**自社に関する情報を登録する**

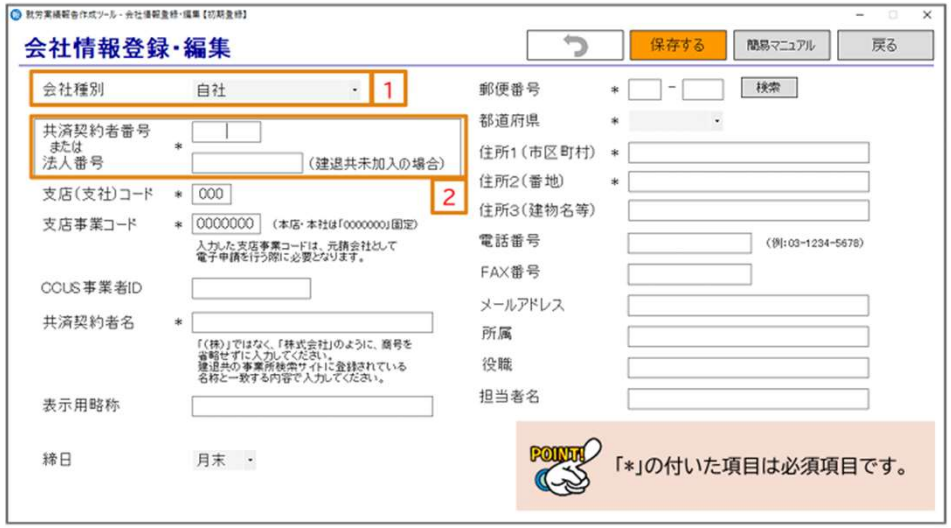


**！注意！**

**＊電子申請サイトの利用申し込み、
利用者ID・パスワードの設定を完了しておくこと**

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

CCUS

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → **現場・契約情報取込み** → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → 電子申請サイトへ工事情報アップロード → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP1：現場・契約情報取込み

**現場契約情報を建退共ツールへドラッグアンドドロップ**

フォルダからCSVファイルを開かず、
そのままドラッグアンドドロップ

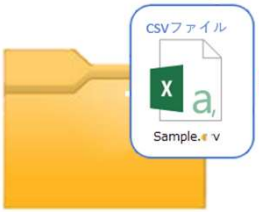


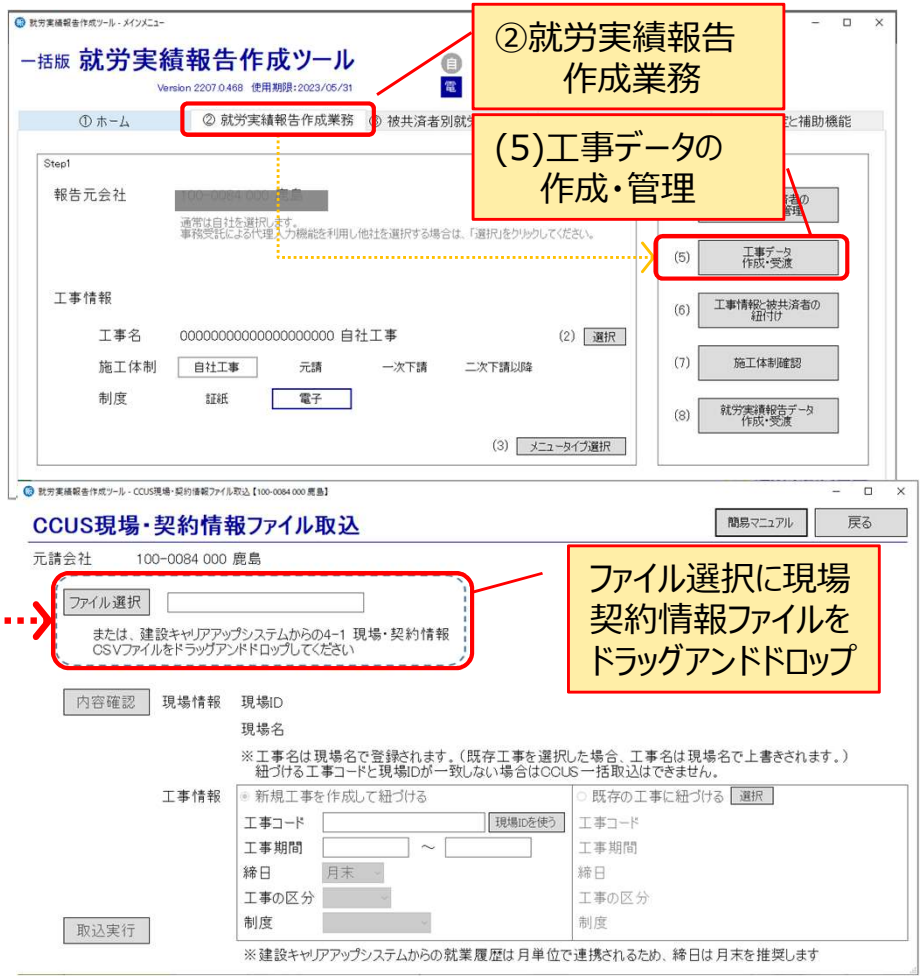


②就労実績報告作成業務

(5)工事データの作成・管理

ファイル選択に現場契約情報ファイルをドラッグアンドドロップ

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

CCUS

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → **建退協用工事情報へ関連付け登録** → 電子申請サイト用工事情報作成 → 電子申請サイトへ工事情報アップロード → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP2：現場・契約情報を建退共用工事情報へ関連付けし登録

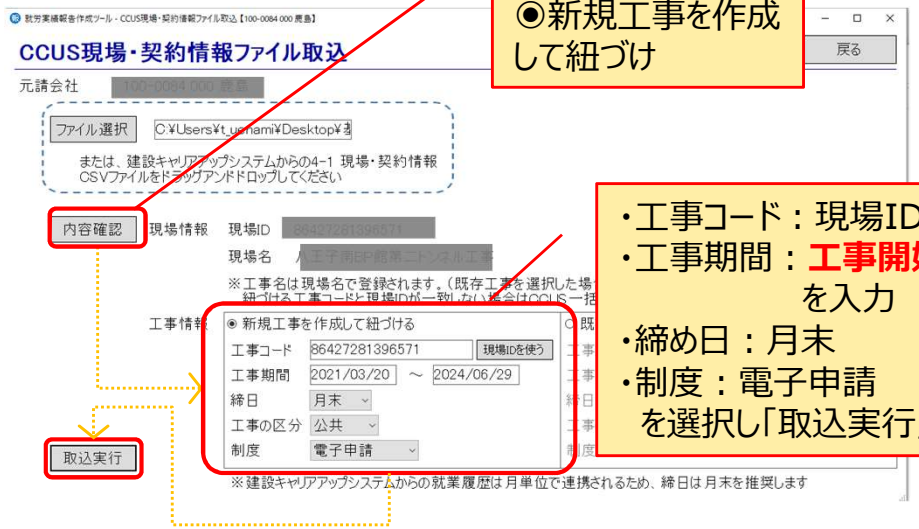


「内容確認」から、◉新規工事を作成して紐づけ

・工事コード：現場ID
・工事期間：**工事開始日**を入力
・締め日：月末
・制度：電子申請
を選択し「取込実行」

**工事開始日**は就業履歴蓄積開始日を入力

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → **電子申請サイト用工事情報作成** → 電子申請サイトへ工事情報アップロード → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP3：電子申請サイト用工事情報ファイルの作成

・電子申請サイトへアップロードする工事情報ファイルを作成する

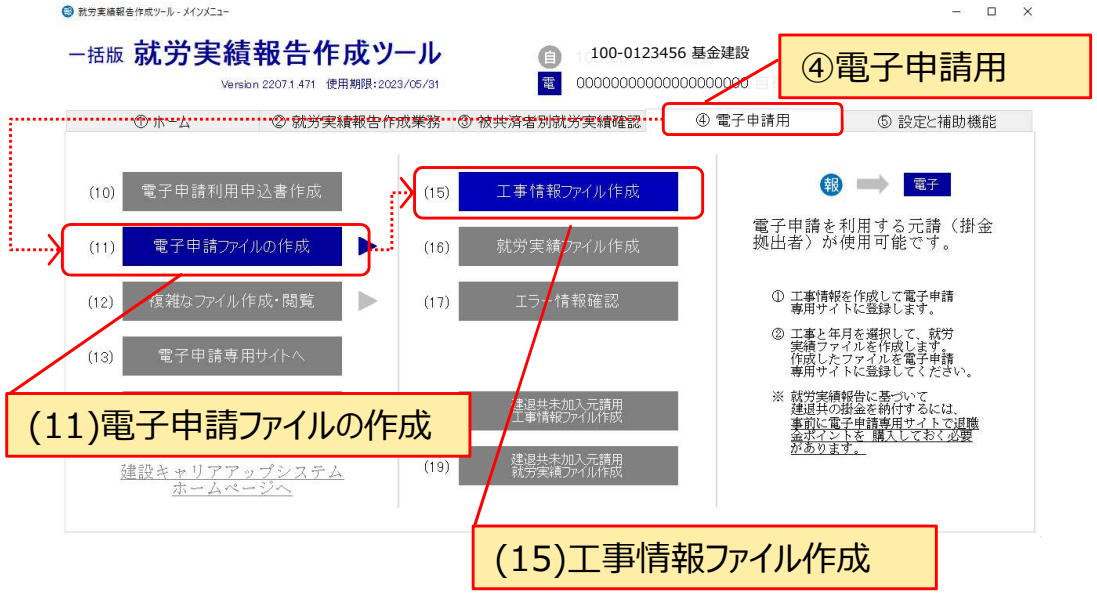


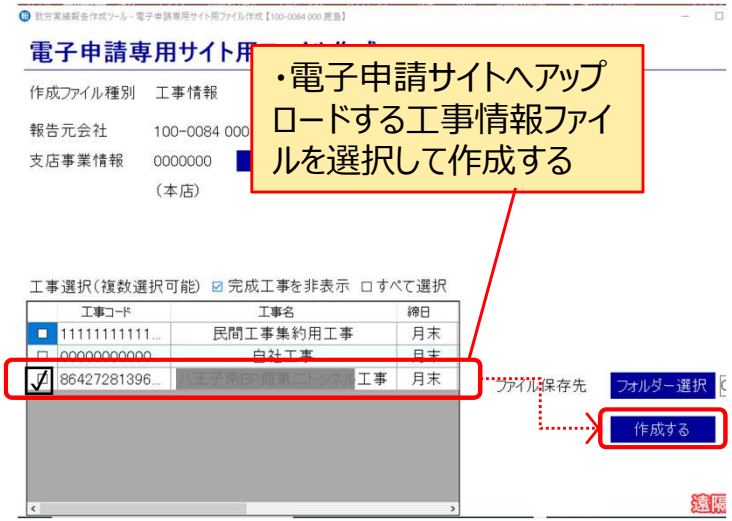

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → **電子申請サイトへ工事情報アップロード** → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP4：工事情報ファイルの電子申請サイトへのアップロード

・電子申請サイトにログインし、工事情報ファイルの登録

・事前に登録した「利用者ID]、「パスワード」を入力してログインする。

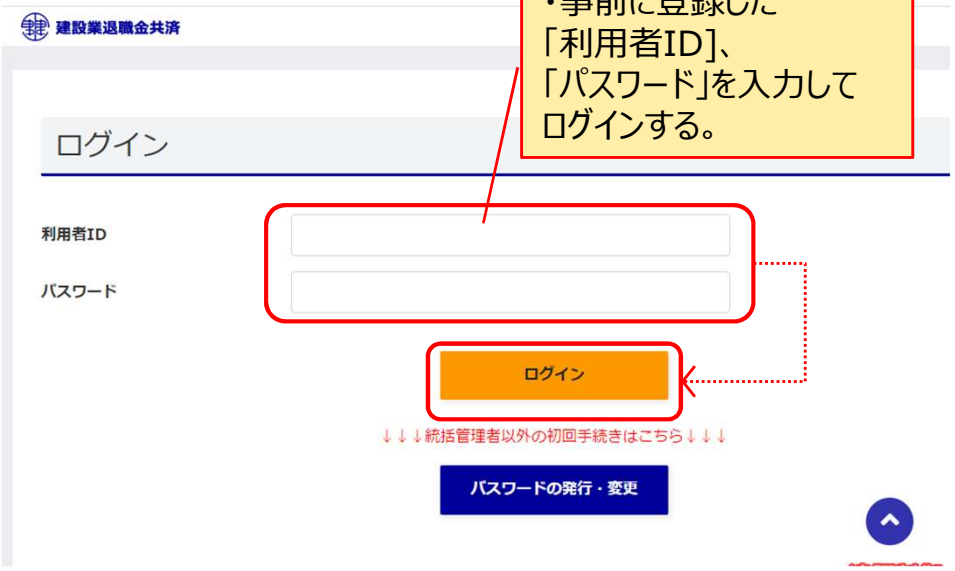


・電子申請サイト上の「工事」から、工事情報をアップロードする

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

工事契約締結 → 現場・契約情報登録（契約工期開始日の登録） → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → **電子申請サイトへ工事情報アップロード** → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP4：工事情報ファイルの電子申請サイトへのアップロード

・工事情報ファイルを選択して登録

・工事情報ファイルを選択、もしくはドラッグアンドドロップして「取込開始」

・取込んだ工事情報ファイル内容を確認し登録する

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → **電子申請サイトへ工事情報アップロード** → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP4：工事情報ファイルの電子申請サイトへのアップロード

・工事情報登録完了後、掛金収納書に記載される電子ポイント購入の考え方等を「工事追加情報」として登録する

・工事追加情報登録から購入する電子ポイントの考え方などを選択する

・購入する電子ポイントの考え方などを登録する

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

現場登録時
**初回のみ**

工事契約締結 → 現場・契約情報登録(契約工期開始日の登録) → 建退協連携現場としての登録 → 現場・契約情報csv出力 → 現場・契約情報取込み → 建退協用工事情報へ関連付け登録 → 電子申請サイト用工事情報作成 → 電子申請サイトへ工事情報アップロード → 電子ポイント購入 → 掛金収納書受領・提出

## STEP5：電子ポイント購入手続き⇒掛金収納書発行手続き

・電子申請サイト上で電子ポイント購入手続きし、購入することで掛金収納書が発行される

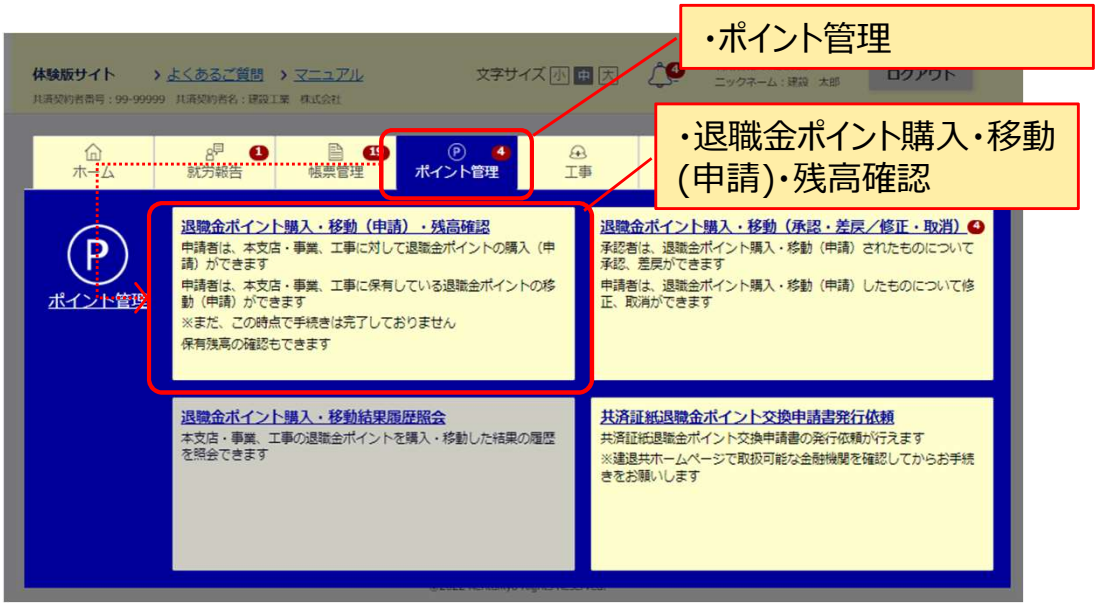


掛金収納書を発注機関に提出
(契約締結から40日以内)

＊掛け金収納書発行手続きは、
電子申請サイト「帳票管理」から行う

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

**施工期間中**
**毎月次**

CCUS

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP1：就業履歴情報のダウンロード

**元請一括を選択した現場の就業履歴情報は、毎月10日をめどに910_10_帳票ダウンロードに配信・格納される**

910_10_帳票ダウンロードに表示されているデータを確認し右端のダウンロードボタンを押すとZipファイルとしてダウンロードされる

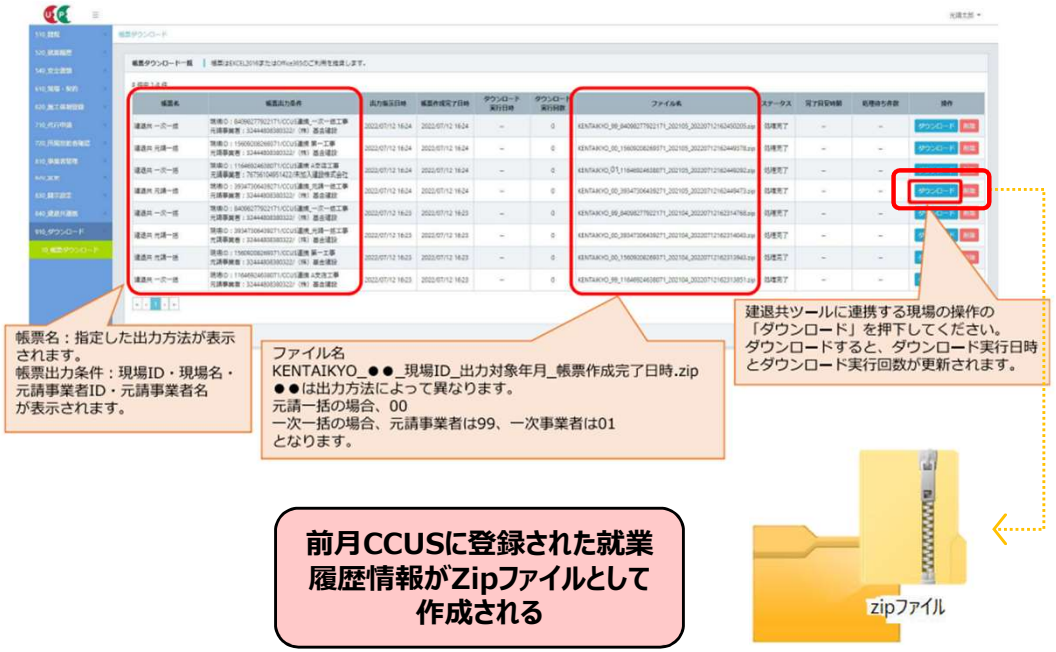


前月CCUSに登録された就業履歴情報がZipファイルとして作成される

## STEP1：就業履歴情報の一括取込

当該工事を選択し、工事データ作成受渡しから一括取込にて就業履歴情報を取り込む

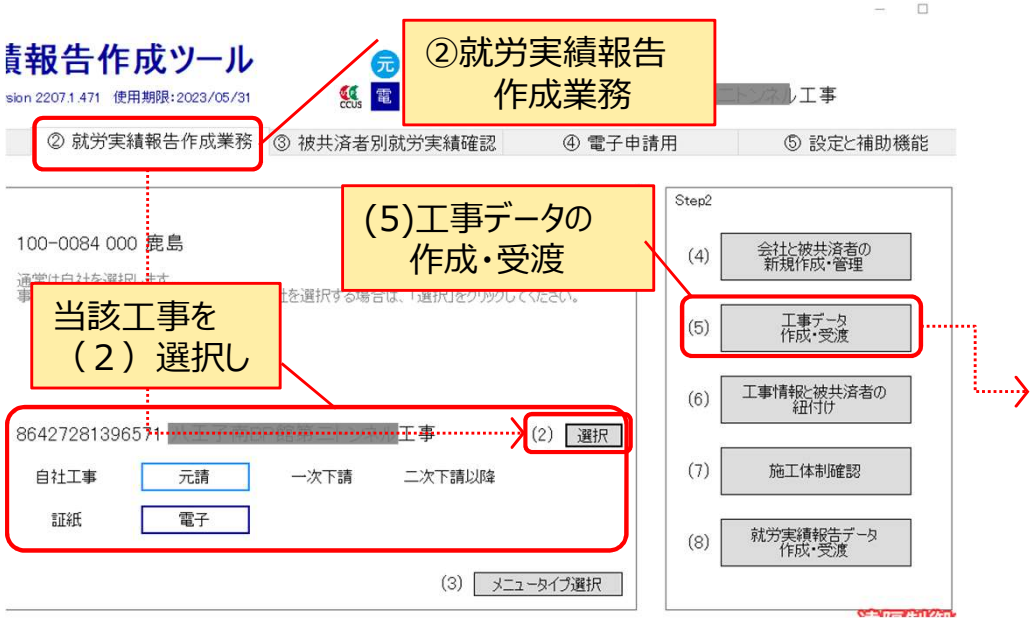

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

**施工期間中**
**毎月次**

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP1：就業履歴情報の一括取込

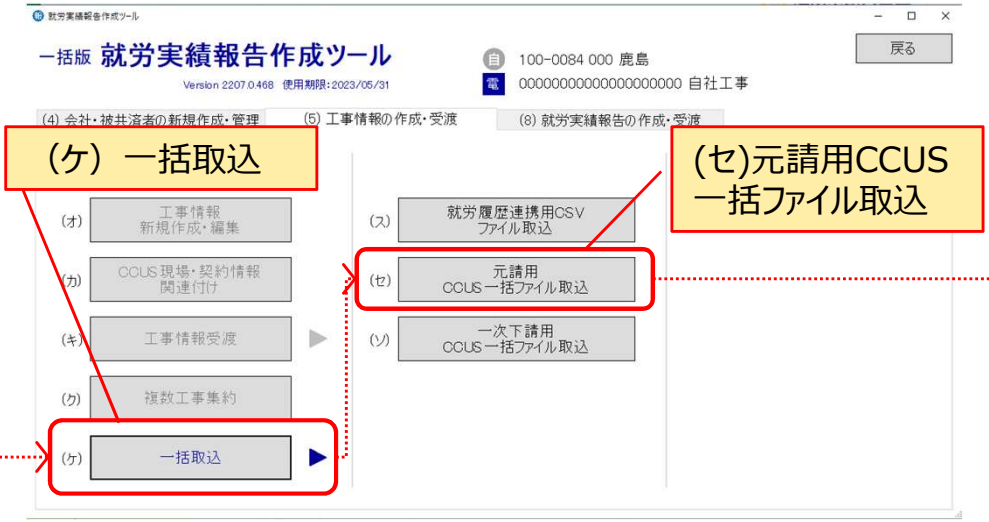


(セ)元請用CCUS一括ファイル取込

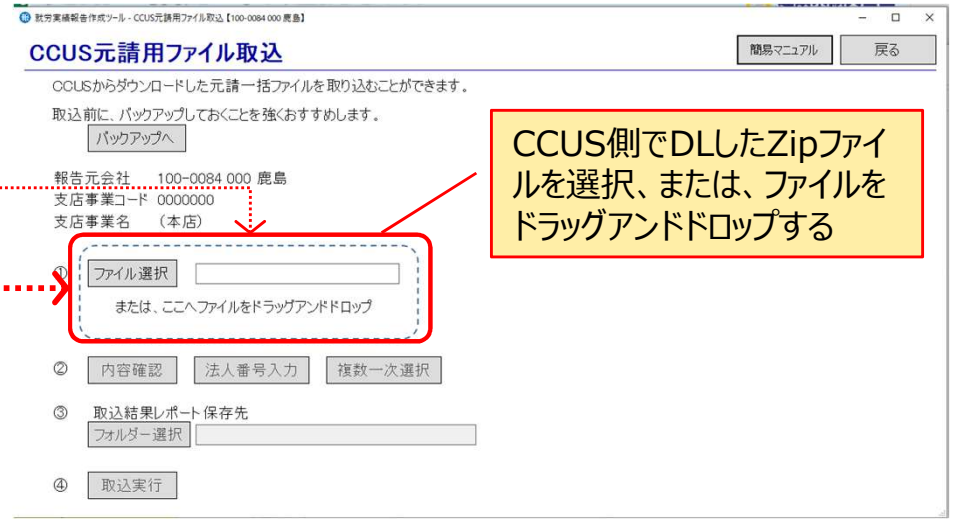


CCUS側でDLしたZipファイルを選択、または、ファイルをドラッグアンドドロップする

CCUS側でダウンロードされた就業履歴Zipファイル

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

**施工期間中**
**毎月次**

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP1：就業履歴情報取込⇒内容確認

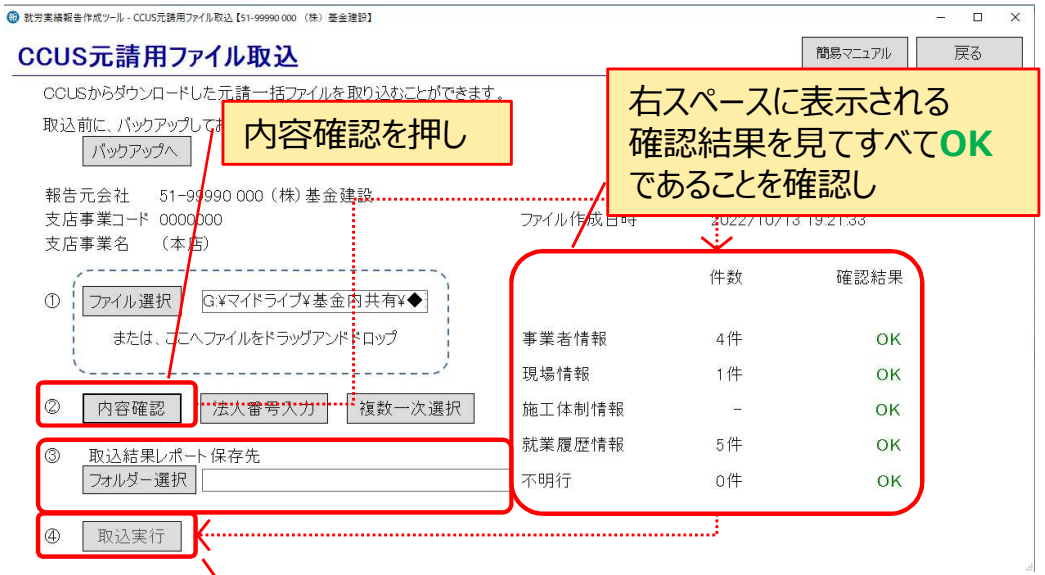


内容確認を押し

右スペースに表示される確認結果を見てすべてOKであることを確認し

取込み結果レポート保存先フォルダを指定し、取込実行を押す

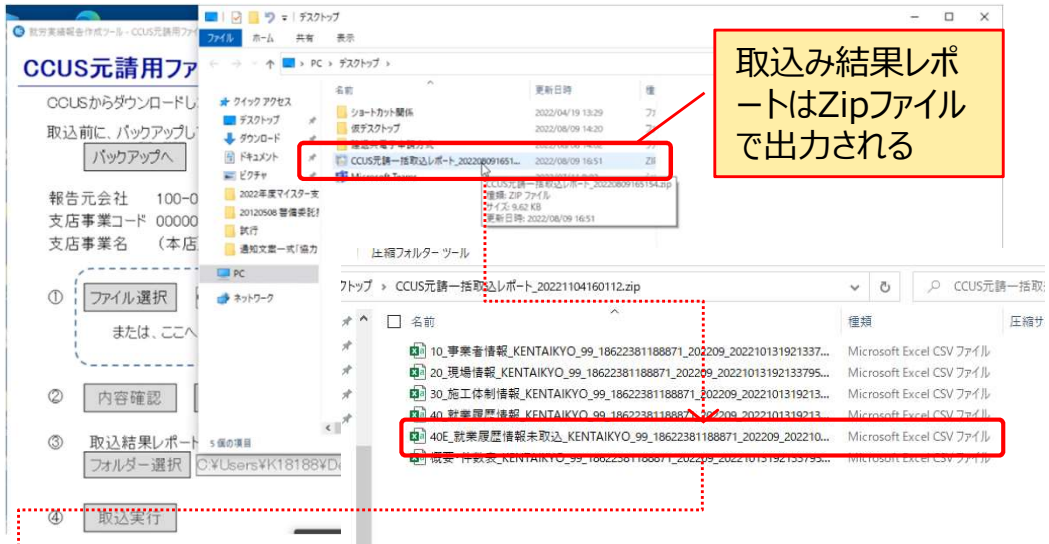


取込み結果レポートはZipファイルで出力される

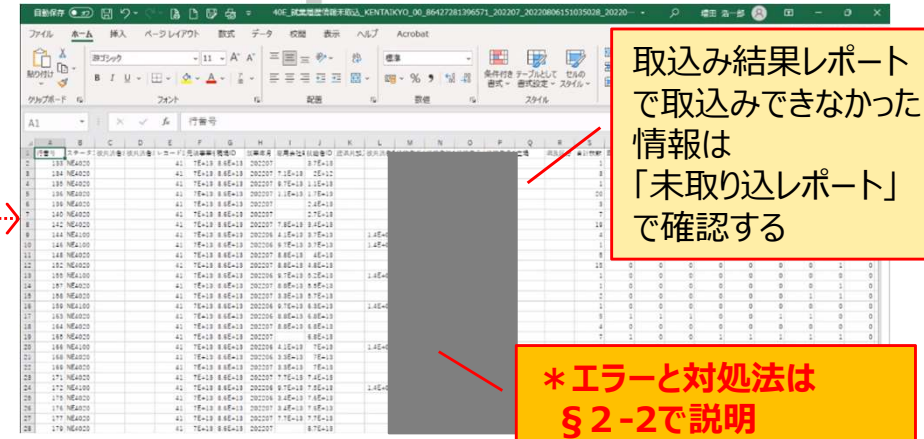

取込み結果レポートで取込みできなかった情報は「未取り込レポート」で確認する

＊エラーと対処法は§2-2で説明

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

**施工期間中**
**毎月次**

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP2：就労実績報告データの確認・編集・登録

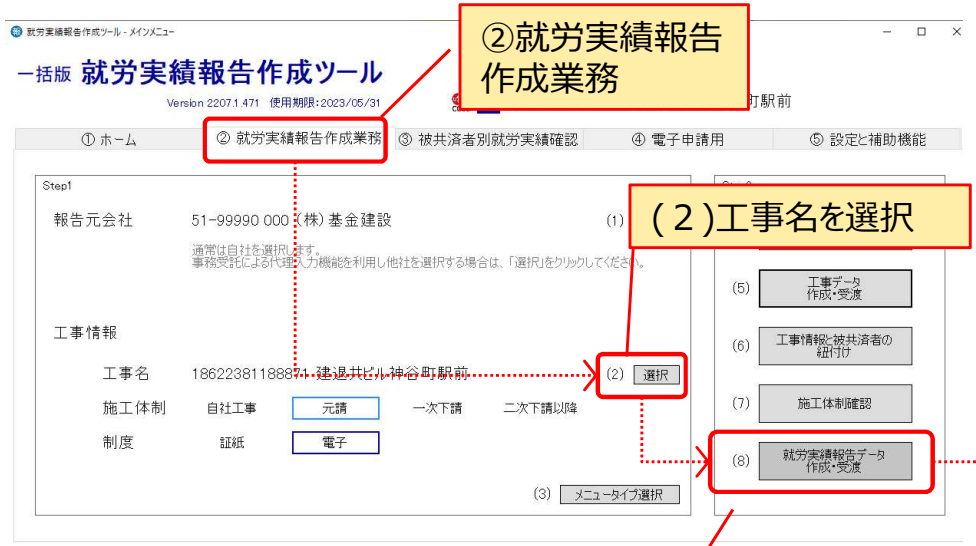


②就労実績報告作成業務

（２）工事名を選択

（８）就労実績報告データ作成・受渡し

**調整数：**
CCUS就業履歴登録のタイムラグによる前月就業分など

表示月を選択し
編集が必要な技能者のカレンダー日付を編集し、
保存する

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

施工期間中
毎月次

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP3：電子申請サイト用就労実績ファイルの作成

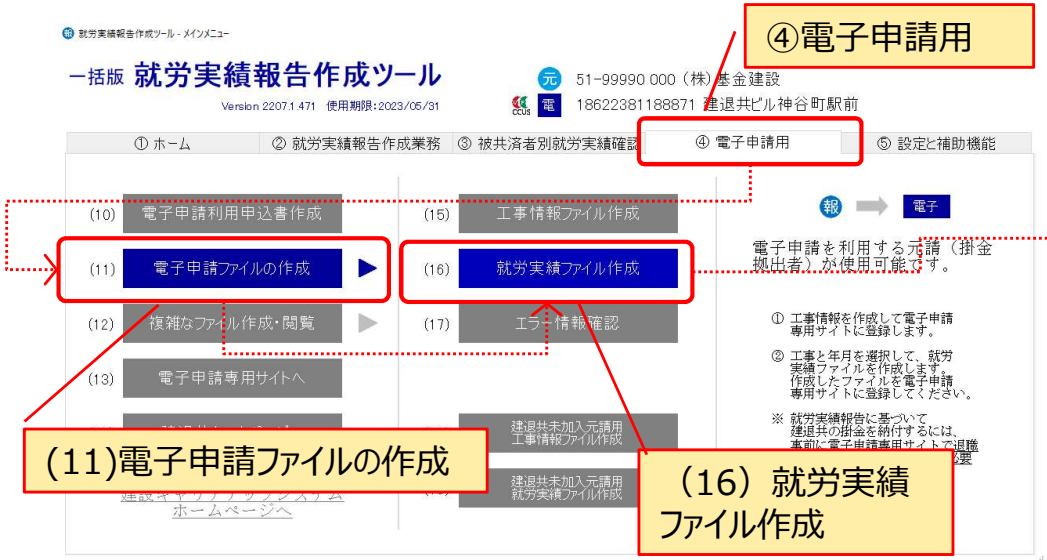

ファイル保存先フォルダを指定して「作成する」を押す

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

**施工期間中**
**毎月次**

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP4：電子申請サイトへ就労実績ファイルのアップロード

・電子申請サイトにログインし、就労報告から実績ファイルを選択し取込む

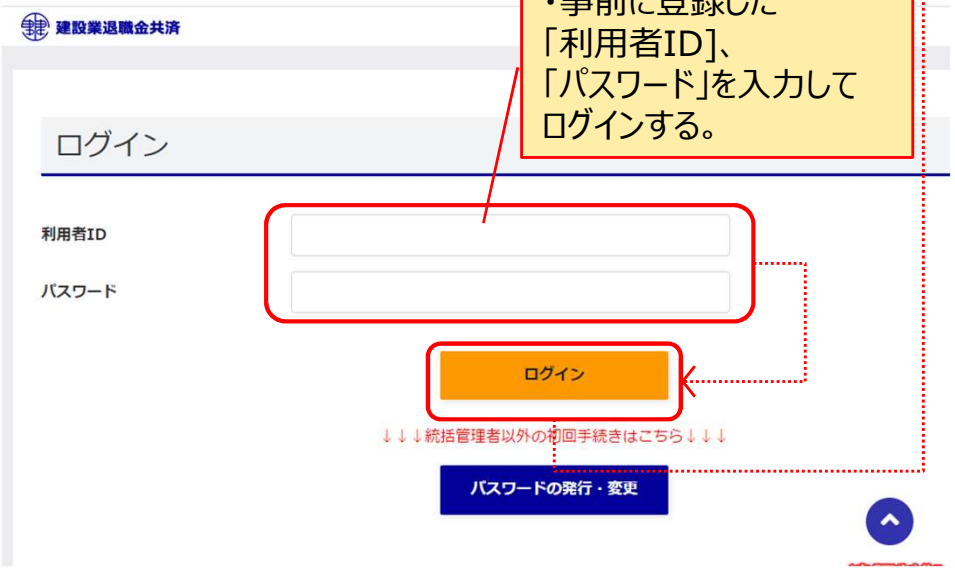


・事前に登録した「利用者ID]、「パスワード」を入力してログインする。

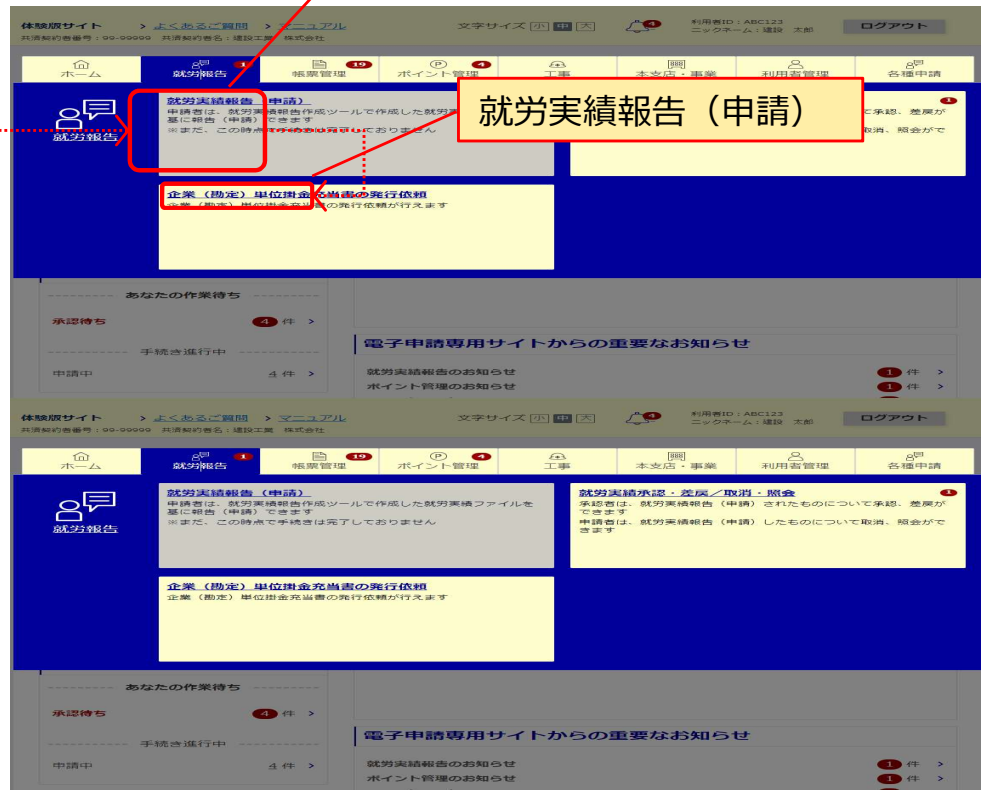

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

**施工期間中**
**毎月次**

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP4：就労実績ファイルの電子申請サイトへのアップロード

・取込みした内容を確認し報告

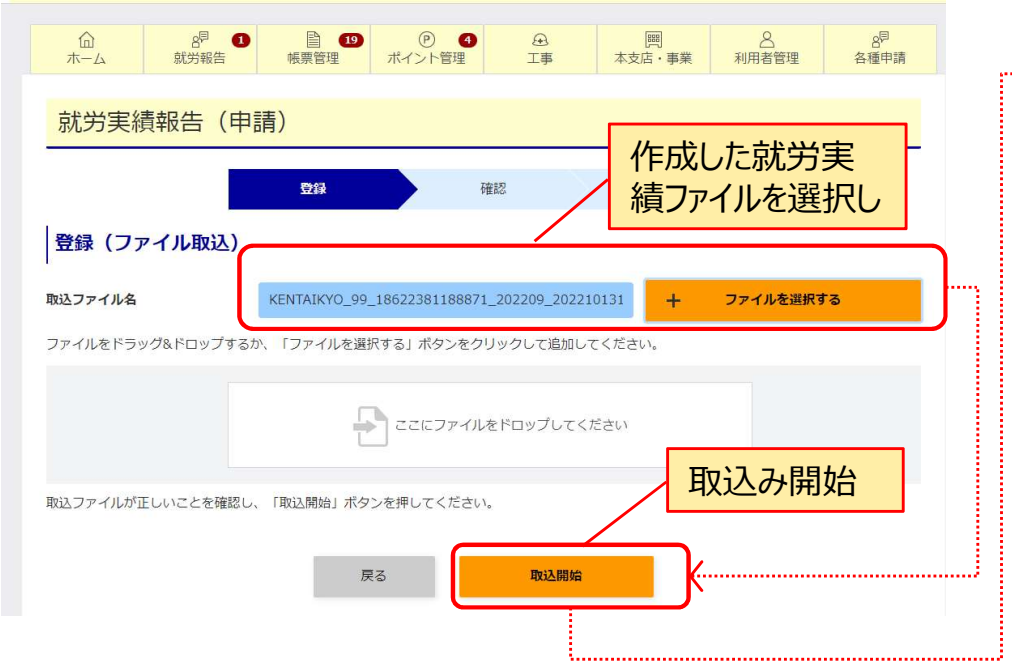

# 2-1.元請一括方式による具体的連携手順

一般財団法人 建設業振興基金

施工期間中
毎月次

毎月10日めどで提供される就業履歴情報をダウンロード → Zipファイル作成（自動） → 就業履歴情報取込み 内容確認 → 就労実績報告データ編集・登録 → 電子申請サイト用就労実績ファイルの作成 → 電子申請サイトへ就労実績ファイルアップロード → 実績分の電子ポイントが掛金として充当 → 掛金充当書受領

## STEP5：掛金充当書の発行申請

・建退共電子申請サイト_帳票管理より掛金充当書の発行申請

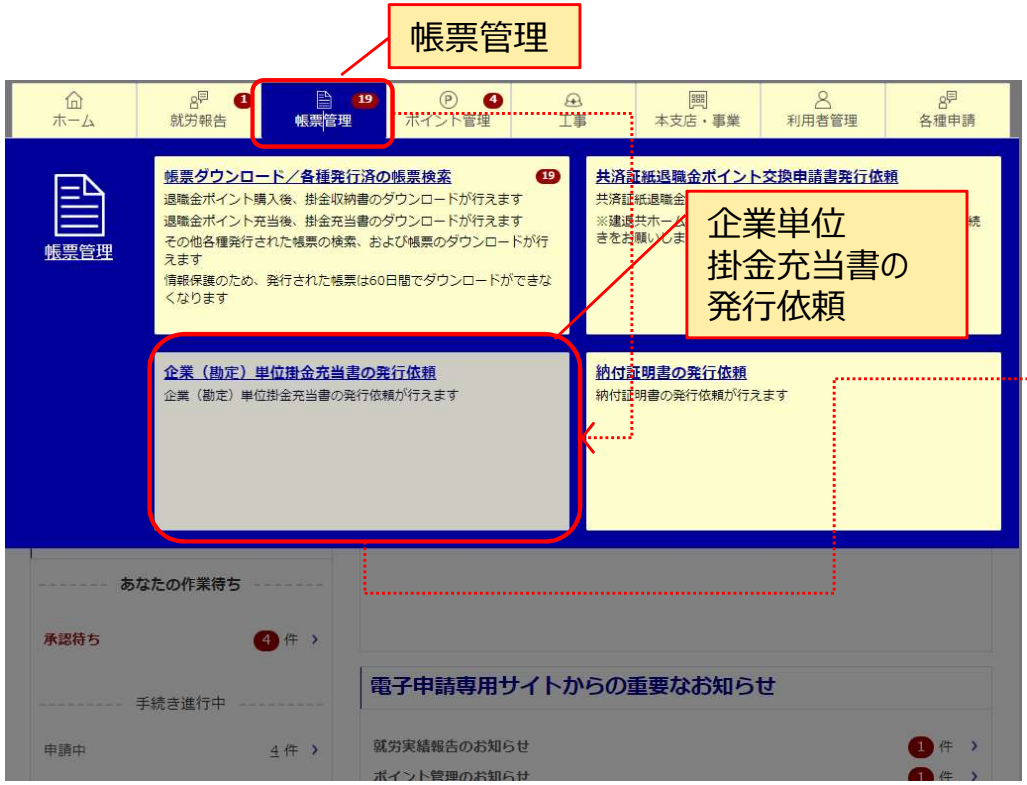

# 2-2.一括方式使用上の留意点

## ■ 技能者・事業者の登録状況により、就労実績作成ツール取込み時にエラーとなり異なる対応が必要となる。

| CCUS登録状況⇓ ＼ 建退共技能者加入状況⇒ 事業者加入状況⇓ | 建退共加入有り技能者 被共済者番号有 | 建退共加入有り技能者 番号未(誤)登録 | 建退共加入無し技能者 |
|---|---|---|---|
| CCUS登録済 事業者加入有 共済者番号有 | ○ | △ | |
| CCUS登録済 事業者加入有・番号未(誤)登録 | △ | △ | × |
| CCUS登録済 事業者加入無し | ◇ ※3 | ◇ | |
| CCUS未登録 建退共加入有 事業者 | ○ ※2 | | |
| CCUS未登録 建退共加入無し | ◇ | | |

対処法凡例

- ○ そのまま取込み
- △ 適正番号の登録（CCUS変更申請）
- ◇ 元請直轄技能者として取込み ※3

現状では△はツール上で個別に番号を登録の上取込み ※1

CCUS施工体制登録・技能者登録時に、建退共共済者番号・被共済者番号の適正登録を確認し、出来ていなければ、下請企業に連絡して事業者・技能者登録情報の変更申請を指導する。

当該下請事業者が個別作業方式で登録し、元請事業者に受渡し

※3 ◇ 元請直庸技能者として取り込む機能は今年度中に実装予定

# 就業履歴一括取込時のエラー発生状況

## ■ 内容確認⇒取込結果レポート⇒「未取込レポート」を確認

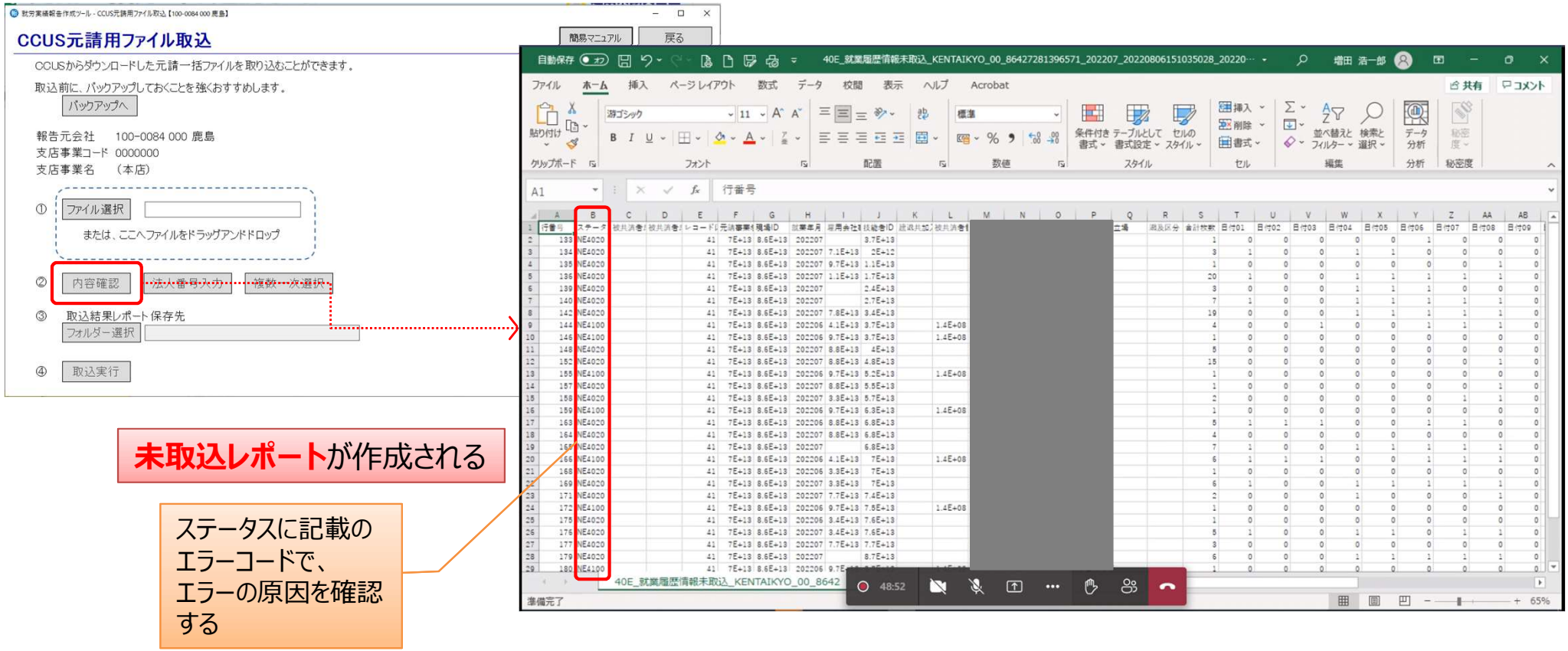


| | エラーコード | エラー理由 | 内容 | 対処方法 |
|---|---|---|---|---|
| ※1 | **NE4020** | 被共済者番号が不正 | 被共済者番号が間違っているか未登録 | CCUS技能者登録情報を確認し、変更申請で正しい被共済者番号を登録する |
| | NE4100 | 遡及データにつき調整数として処理済み | 遡及データを当月の調整数に登録した。(**エラーではない**) | CCUSのシステム上の理由で就業した月が遅れて登録されるケースが発生し、その場合は調整数として建退共に連携される |

# ・ エラー発生事例と対処法

## ※１：就業履歴取込時、事業者の共済者番号登録が無い場合の対処法(＃4020エラー)

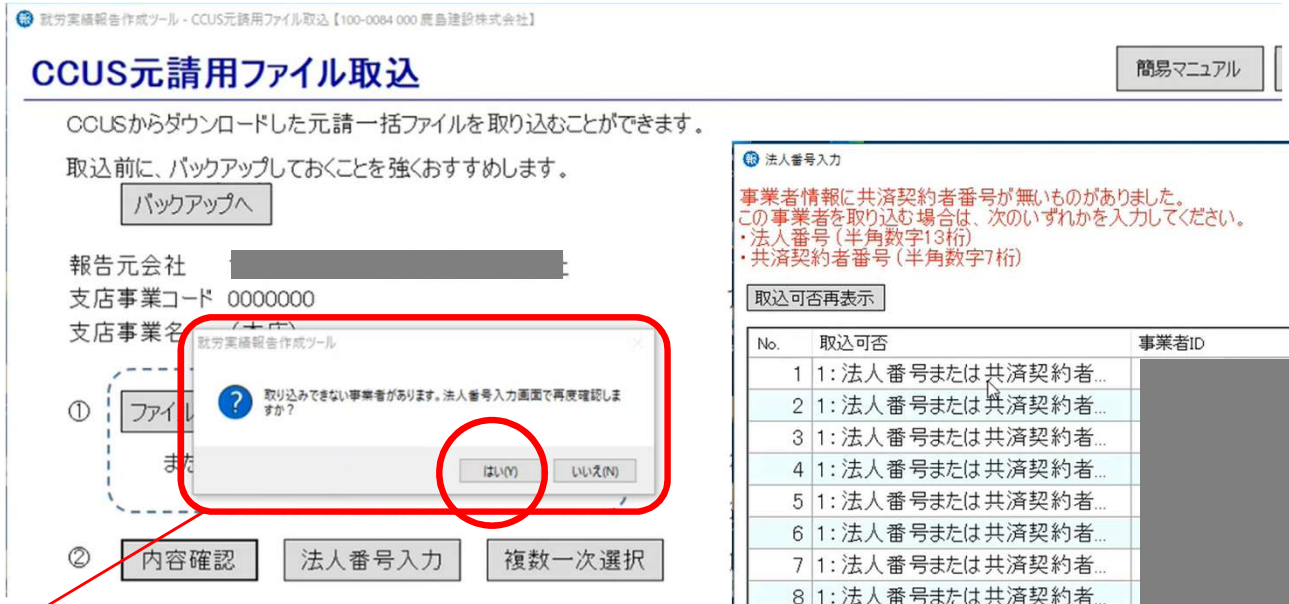


取込み出来ない事業者があり、
法人番号入力画面で確認？

**法人番号**

法人番号で取り込んだ場合は、その事業者は建退共未加入とみなされ、
そこに紐づけされている被共済者（技能者）は未取込となり、未取込レポートに出力される
（事業者が建退共に加入していないとみなされるため）

**建退共共済者番号**

共済契約者番号で登録した場合は、次月以降はCCUSからのデータに共済契約者番号がなくても取込まれる（再度の番号登録は不要）

**こちらを推奨！**

# ・ エラー発生事例と対処法

## ※２：元請一括方式で「建退共加入有り・CCUS未加入」技能者の就労実績を、下請企業の代理入力で取り込もうとした際にエラー発生

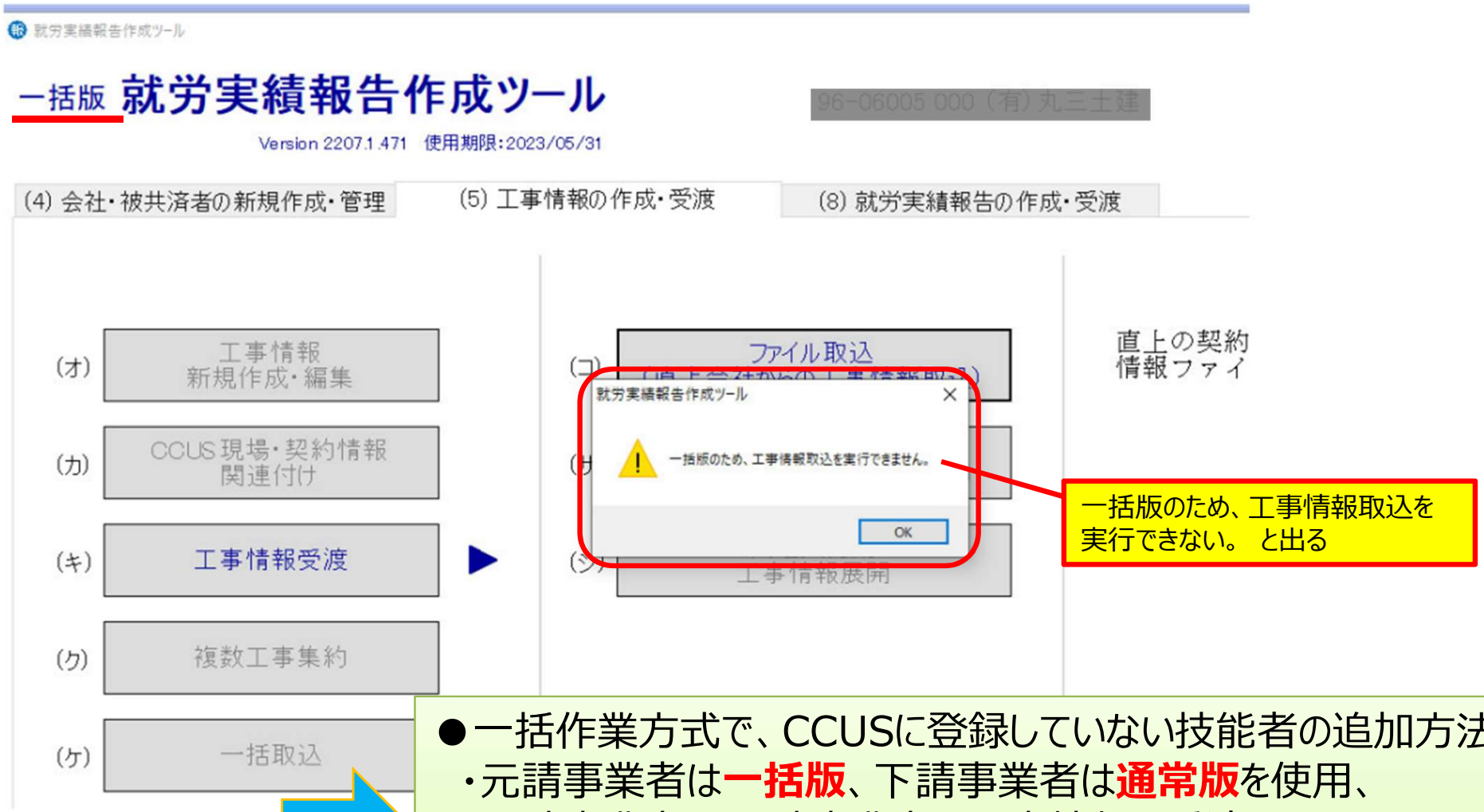


●一括作業方式で、CCUSに登録していない技能者の追加方法：
・元請事業者は**一括版**、下請事業者は**通常版**を使用、
・元請事業者⇒下請事業者に工事情報を受渡し、
・下請事業者が就労実績を登録⇒元請事業者に提出
・元請事業者がファイル取込

# ＊能力評価制度：

一般財団法人 建設業振興基金

## 素直にレベルアップ出来るのは約半数！

2022.03.31現在

| | | |
|---|---|---|
| ①総数： | 83.414 | |
| ②能力評価基準指定外： | 23.847 | 28.6% |
| ④職種を寄せれば評価制度対象となる可能性 | 4.067 | 4.9% |
| ③指定職種だがその分野として馴染まない | 18.920 | 22.7% |
| **②+③能力評価受検困難** | **42.767** | **51.3%** |
| **⑤能力評価受検可能** | **40.647** | **48.7%** |

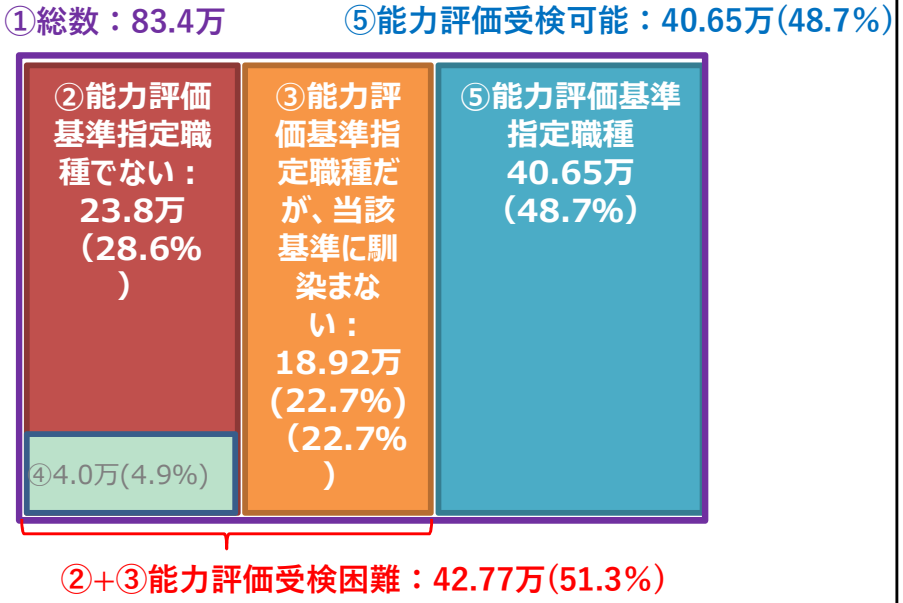


③：当該職種で登録した人が、右欄記載の分野で能力評価を受けられるかというと？

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊作業員 | | 9,565 | 01特殊作業員-01特殊作業員 | 土工 | 基礎ぐい工事 | 発破・破砕 |
| ボーリング工 | | 1,686 | 01特殊作業員-08ボーリング工 | グラウト | | |
| 普通作業員 | 雑工 | 85,295 | 02普通作業員-01普通作業員 | PC | 基礎ぐい工事 | 発破・破砕 |
| 掘削工 | | 2,881 | 02普通作業員-02掘削工 | | 基礎ぐい工事 | |
| 土止め工 | 山留工 | 1,068 | 06とび工-07土止め工 | | エクステリア | |
| 溶接工 | 鉄骨溶接工 | 4,400 | 13溶接工-01溶接工 | | 基礎ぐい工事 | |
| 運転手（特殊）・建設機械運転工 | | 19,918 | 14運転手（特殊）-01運転手（特殊）・建設機械運転工 | 機械土工 | | 発破・破砕 |
| クレーン運転工 | クレーンオペ | 14,072 | 14運転手（特殊）-08クレーン運転工 | 海上起重 | 基礎ぐい工事 | |
| 土木一般世話役 | | 16,732 | 25土木一般世話役-01土木一般世話役 | グラウト | PC | |
| 屋根工 | | 804 | 42屋根ふき工-01屋根工 | 左官 | | |
| 解体工 | | 9,148 | 52その他（施工）-26解体工 | | | 発破・破砕 |
| 解体工（コンクリート工作物） | | 442 | 52その他（施工）-26解体工（コンクリート工作物） | | | 発破・破砕 |
| 現場監督（空調衛生その他設備） | | 23,187 | 53その他（管理）05現場監督（空調衛生その他設備） | 消防施設 | | |
| | | 189,198 | | | | |

# 工事成績評定実施要領：下請企業の定義

一般財団法人 建設業振興基金

- **CCUS対象範囲を規定してしまう極めて重要な分岐点：**

【実施要領】20200514_モデル工事_国交省→地方整備局通知

2．用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

・下請企業：　建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

昭和24年法律第百建設業法抜粋

（定義）

**第二条**　この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2　この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3　この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4　この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

5　この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

平成31年4月1日
土木工事共通仕様書改訂抜粋

2．施工体系図

受注者は、第1項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

また、建設工事以外を委託した場合で、委託先による現場作業の安全管理義務が受注者にある場合は、委託先の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

3．名札等の着用

（以下、省略）

（改定後の記載対象）

●施工体制台帳・・・建設業者、一次下請けとなる警備会社

●施工体系図・・・建設業者、建設工事以外の委託先（警備会社、地質調査会社等）

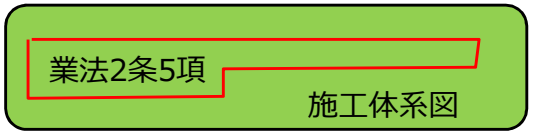


前段の範囲 ＜ 後段の範囲

警備員、運転手、測量工等が除外される

**「現状で能力評価非対称職種は除外」が原則化される恐れ**

**対象を拡げる可能性を盛り込むべきではないか？**

# 工事成績評定実施要領：下請企業の定義

一般財団法人 建設業振興基金

- **設計労務単価では主要12業種に警備員・運転手あり**
- **公共事業労務費調査の対象は51種の建設労働者等**

令和4年2月18日_令和4年3月から適用する公共工事設計労務について
【改定後の単価のポイント】資料１

## 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について　資料１

### 単価設定のポイント

（1）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
（2）必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
（3）新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用

※　前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全　国

主要12職種※（19,734円）令和３年３月比；＋３．０％（平成24年度比；＋５７．６％）
全　職　種（21,084円）令和３年３月比；＋２．５％（平成24年度比；＋５７．４％）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

（主要12職種）

| 職種 | 全国平均値 | 令和３年度比 | 職種 | 全国平均値 | 令和３年度比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特殊作業員 | 23,103円 | ＋４．４％ | 運転手（一般） | 20,797円 | ＋４．０％ |
| 普通作業員 | 19,538円 | ＋３．１％ | 型枠工 | 26,246円 | ＋２．３％ |
| 軽作業員 | 14,999円 | ＋１．２％ | 大工 | 25,156円 | ＋１．９％ |
| とび工 | 25,512円 | ＋１．５％ | 左官 | 24,839円 | ＋２．８％ |
| 鉄筋工 | 25,801円 | ＋３．３％ | 交通誘導警備員Ａ | 14,873円 | ＋３．７％ |
| 運転手（特殊） | 23,979円 | ＋４．４％ | 交通誘導警備員Ｂ | 12,957円 | ＋３．２％ |

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

【令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価表】

### ３．公共事業労務費調査の概要について

（１）調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和４５年より毎年定期的に調査している。

（２）調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和３年１０月に施工中の１件当たり１，０００万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、９，７４０件。地方別の有効工事件数を表－１に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する５１職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

表－１　有効工事件数及び有効標本数

| 地方連絡協議会名 | 有効工事件数（件） | 有効標本数（人） |
|---|---|---|
| 北海道 | 982 | 9,211 |
| 東北 | 1,126 | 12,260 |
| 関東 | 1,569 | 15,834 |
| 北陸 | 904 | 7,346 |
| 中部 | 1,200 | 9,696 |
| 近畿 | 1,076 | 9,483 |
| 中国 | 801 | 7,936 |
| 四国 | 872 | 6,107 |
| 九州 | 969 | 7,985 |
| 沖縄 | 241 | 2,136 |
| 全国計 | 9,740 | 87,994 |

**積算の対象として認識されている職種はCCUSの対象となるべきではないか？**

**「能力評価基準」策定の可能性が見えないから非対称となるのか？**

# 工事成績評定実施要領：下請企業の定義

一般財団法人 建設業振興基金

- **現状能力評価基準のない分野を取り込むための方法案**

**どの業界分野にも能力評価基準は存在する**

## 能力評価基準【トンネル】

国土交通省

| | | |
|---|---|---|
| CCUS職種コード | | １９トンネル特殊工－０１トンネル工（特殊作業員）<br>２０トンネル作業員－０１トンネル工（普通作業員）<br>２１トンネル世話役－０１トンネル工（世話役） |
| 能力評価実施団体 | | （一社）日本トンネル専門工事業協会 |
| 呼　称 | | トンネル技能者 |
| レベル４ | 就業日数 | １０年（2150日） |
| | 保有資格 | ◇登録トンネル基幹技能者〔00006〕<br>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91040〕<br>●レベル２、レベル３の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長経験 | 職長としての就業日数が３年（645日） |
| レベル３ | 就業日数 | ７年（1505日） |
| | 保有資格 | ●ずい道等の掘削等作業主任者〔40008〕 又は ずい道等の覆工作業主任者〔40009〕<br>●発破技士〔34003〕又は火薬類取扱保安責任者（甲・乙種）〔34001,34002〕<br>●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕<br>●レベル２の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長・班長経験 | 職長または班長としての就業日数が１年（215日） |
| レベル２ | 就業日数 | 2年（430日） |
| | 保有資格 | ●車両系建設機械（機体重量３ｔ以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械）の運転技能講習〔40035〕<br>●小型移動式クレーン（５ｔ未満）の運転技能講習〔40031〕 ●玉掛け作業技能講習〔40040〕<br>●高所作業車の運転技能講習〔40039〕<br>●車両系建設機械（解体用）の運転技能講習〔40036〕又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育〔50016,50017〕<br>●特定粉じん作業特別教育〔50042〕 ●ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育〔50043〕 |
| レベル１ | | 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル２から４までの判定を受けていない技能者 |

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。
※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

**51種に限らず全ての現場入場者が対象となる可能性あり**

◉ 職業能力評価シート（警備員教育 レベル2） - 厚生労働省 より

| 能力ユニット | 能力細目 | | 職務遂行のための基準 |
|---|---|---|---|
| 職業倫理と職務規律 | ①職業倫理、法令、諸ルールの内容の把握 | 1 | 警備業に期待される役割や警備の目的、警備業にかかわる法令、諸ルールを熟知している。 |
| | ②職業倫理、法令、諸ルールの内容の遵守 | 2 | 警備業従事者としての社会的責任を自覚し、警備業にかかわる法令、諸ルールを遵守し、部下に対して必要に応じて助言を行っている。 |
| 地域・顧客とのコミュニケーション | ①顧客との関係構築 | 3 | 契約内容（顧客のルール等を含む）を理解し、顧客との関係構築に努めている。また部下に対して、顧客との良好な関係構築のため、助言をしている。 |
| | ②地域の関係者との関係構築 | 4 | 顧客側の地域や施設などに関する情報を把握し、地域の関係者から依頼や相談などを受けたときは、上位者に報告連絡、相談するとともに、部下に対して必要な助言を行っている。 |
| チームワーク | ①周囲との連携・協力 | 5 | 報告、連絡、相談を欠かさず、積極的に後輩や同僚と協力・連携して職務に取り組むとともに、部下に対し、職場規律や慣行等について助言を行っている。 |
| | ②周囲とのコミュニケーション | 6 | 相手の話をしっかりと聞き、自分の考えが正しく相手に伝わるように周囲と適切にコミュニケーションをとっている。また、コミュニケーションの取り方について部下に助言、積極的に人的ネットワークを広げる機会に参加するとともに、自分でもそのような場を設定している。 |
| チャレンジ意欲 | ①役割の理解 | 7 | 自分の職務遂行上の役割を十分理解し、上位方針を踏まえ、主体的に仕事の目標を設定している。また、部下にも必要な助言を行っている。 |
| | ②役割遂行と意欲 | 8 | 誠実な態度で職務を遂行し、困難な状況であっても、あらゆる手段を検討して役割を完遂しようとしている。また、部下に対し、職務拡大や新たな職務への取り組みを支援している。 |

**CCUS能力評価基準に落とし込むよう業界団体に働きかけてはどうか？**

# 施工体制の作り方①

地区工事事務所の入退場専用Buildeeに、諸口工事ごとの施工体制を集約させる。

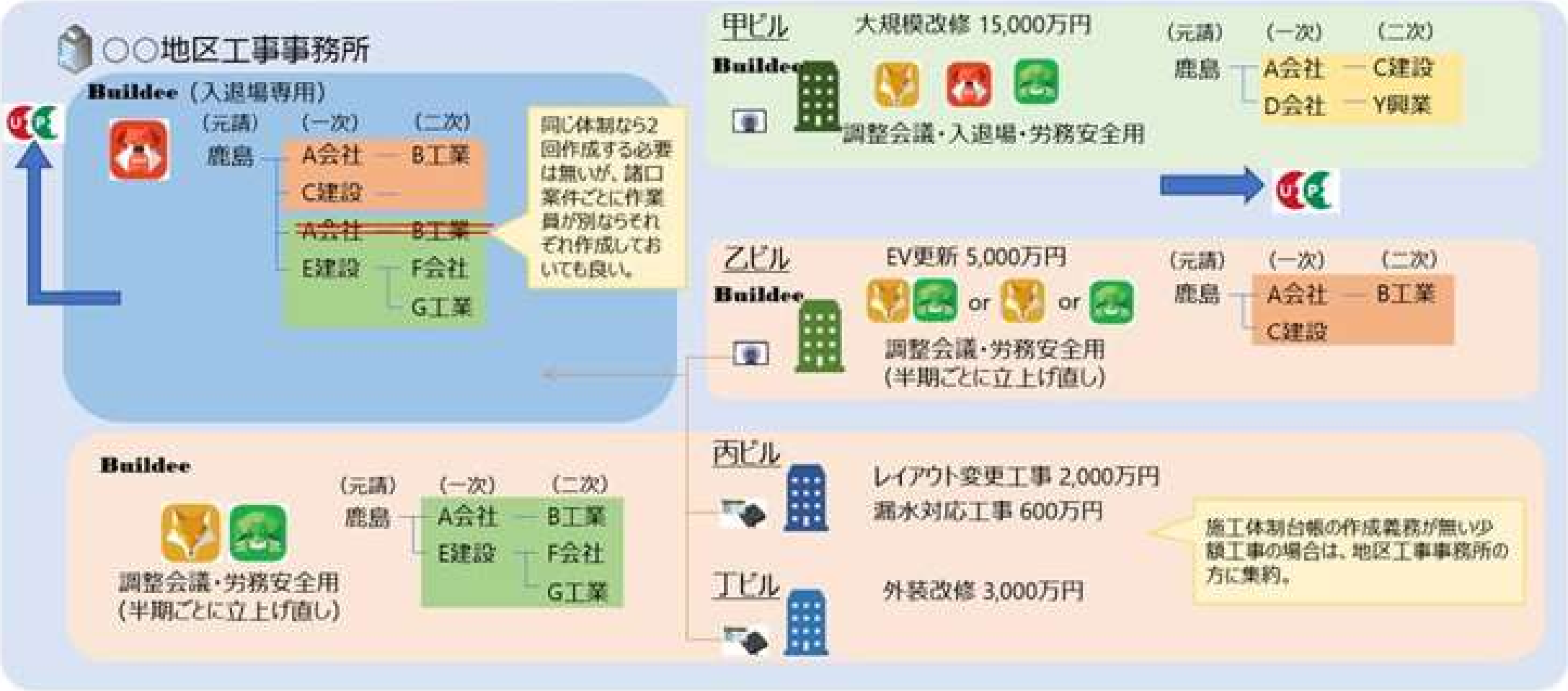

# 建設キャリアアップシステム

Buildee → CCUS

## 施工体制情報
## 連携のポイント

2022.01.25

# Buildee⇒CCUS：元請による施工体制情報連携の流れ

一般財団法人 建設業振興基金

## ■CCUSと現場IDを連携したのち、Buildeeで登録した施工体制情報をCCUSに連携する

| 手順 | 画面 | 操作 | 備考 |
|---|---|---|---|
| **現場ID 連携** | 現場一覧 | 新規作成から現場契約情報を登録しCCUSに連携 | CCUSで登録済み現場はIDで検索して現場情報を取得 |
| 施工体制情報連携のための準備 | 会社情報 | 事業者責任者にて操作担当者を選定・割付 | CCUS連携を行うユーザーを設定し「更新」 |
| 《ERCに施工体制連携ボタンの設置を申請》 | | | 約1週間で連携ボタンが設置される |
| **施工体制情報連携** | 現場体制(施工体系図) | 【連携を開始する】ボタンを押す。初回連携以降は、【自動連携を再開する】ボタンを押す。<br>※自動連携は日々夜間に自動送信 | 既にCCUSで施工体制登録済みの場合は一旦削除したうえでAPI連携ボタンを押す |
| **連携結果確認 ⇒ 下請登録状況確認是正** | 下請の会社情報 | ①事業者ID登録にて連携済みとなる<br>②基本情報/労務安全項目から【代表者名】を入力し仮連携とする | ①事業者IDを持ち、Buildeeに未登録の場合<br>②事業者IDが無い場合 |

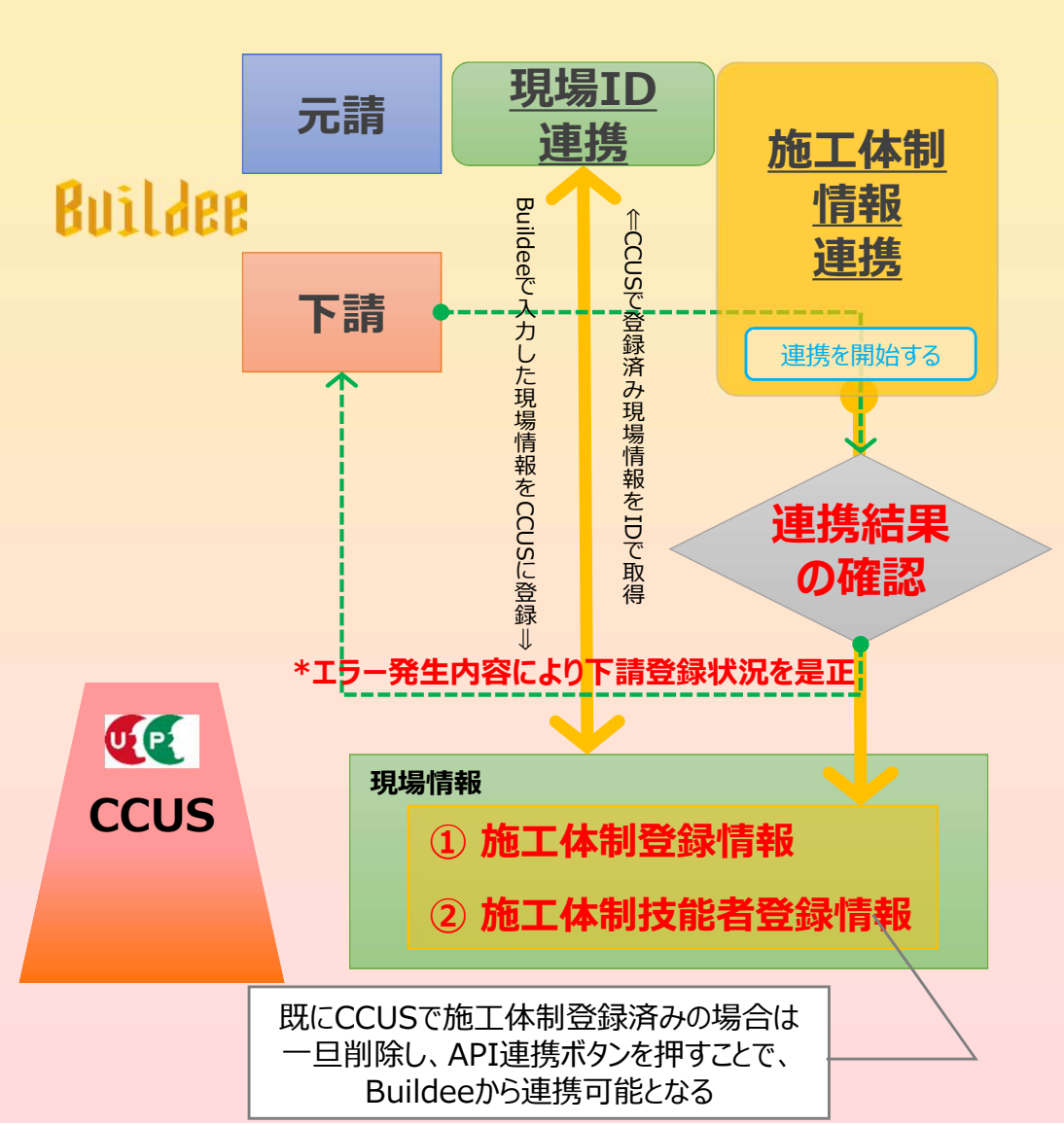

# ●連携結果エラー内容と是正方法

一般財団法人 建設業振興基金

## ■連携結果：下請「CCUS連携情報＊」登録状況別発生事象と対応方法

**CCUS連携情報＊：**
・CCUS事業者ID
・事業者責任者ID
・パスワード

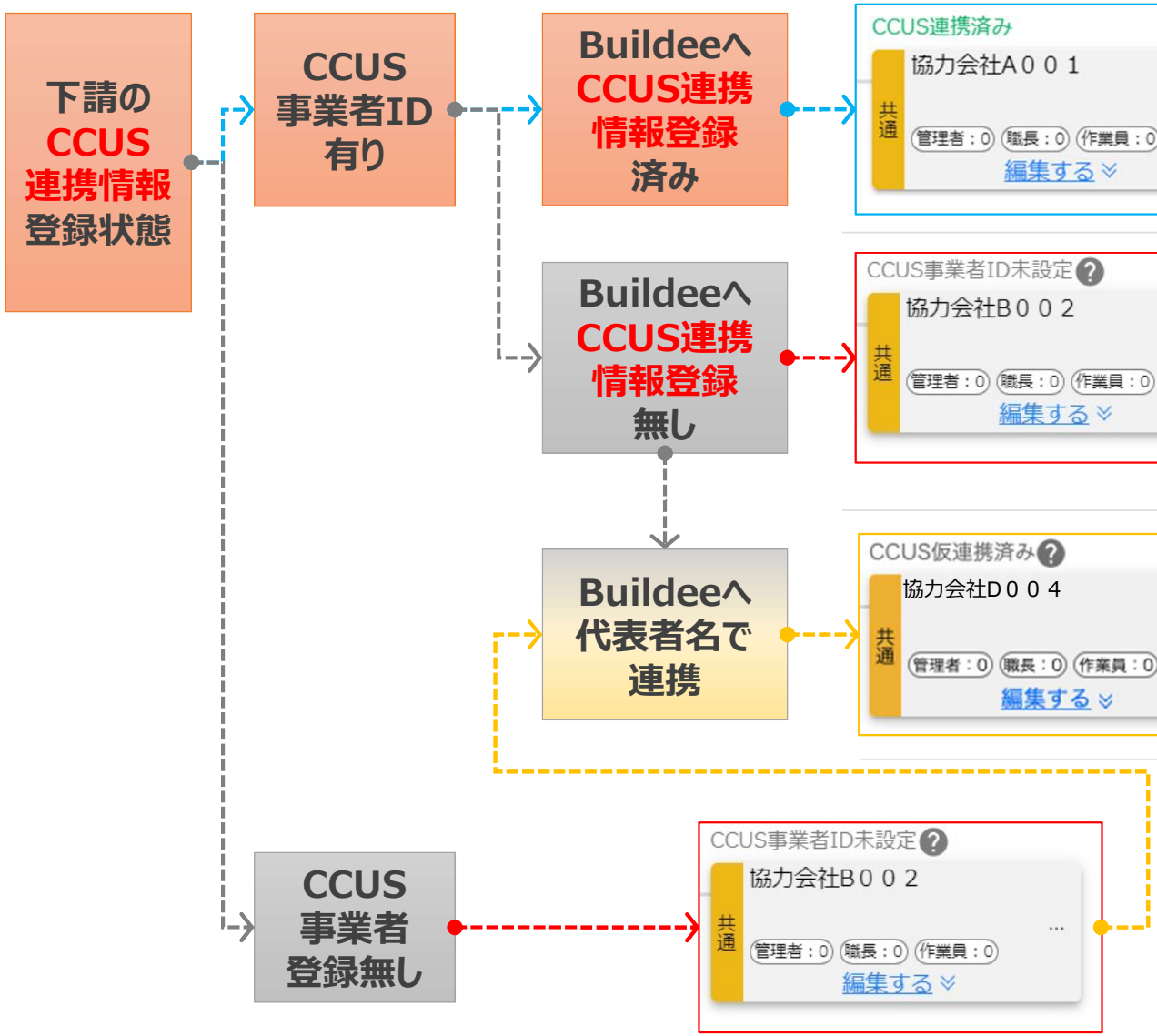


施工体制情報の連携に成功しています。

○

協力会社のCCUS連携情報が登録されていないため施工体制連携ができませんでした。
協力会社に以下の情報の登録を依頼してください。

CCUSに事業者登録している会社
→ **CCUS連携情報の登録**を行ってください。

×

CCUS連携情報の登録がなく、代表者情報で仮連携しています。仮連携では下位事業者・技能者の就業履歴蓄積が可能となるだけで、自社の技能者は就業履歴蓄積が出来ません。

CCUSに事業者登録を行っている場合には、**CCUS連携情報の登録**を行ってください。

△

協力会社のCCUS連携情報が登録されていないため施工体制連携ができませんでした。
協力会社に以下の情報の登録を依頼してください。

CCUSに事業者登録していない会社
→ **代表者情報の登録**により仮連携までは進めることが出来、下位事業者・技能者の就業履歴蓄積が可能となります。

×

参考資料（取扱注意）

Confidential

Buildee

# 「入退場管理」建設キャリアアップシステム連携（CCUS連携）

当資料は2021年6月時点の仕様・画面で作成しております。
操作する際、仕様・画面が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

未来への創造と循環をITで支える
e-reverse.com
株式会社イーリバースドットコム

Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# CCUS連携により登録の手間を削減

参考資料
（取扱注意）

■ Buideeは、「CCUS API連携認定」を取得しているため、Buildeeから各種データをCCUSへ連携することで、CCUSに情報を登録する手間を削減できます。

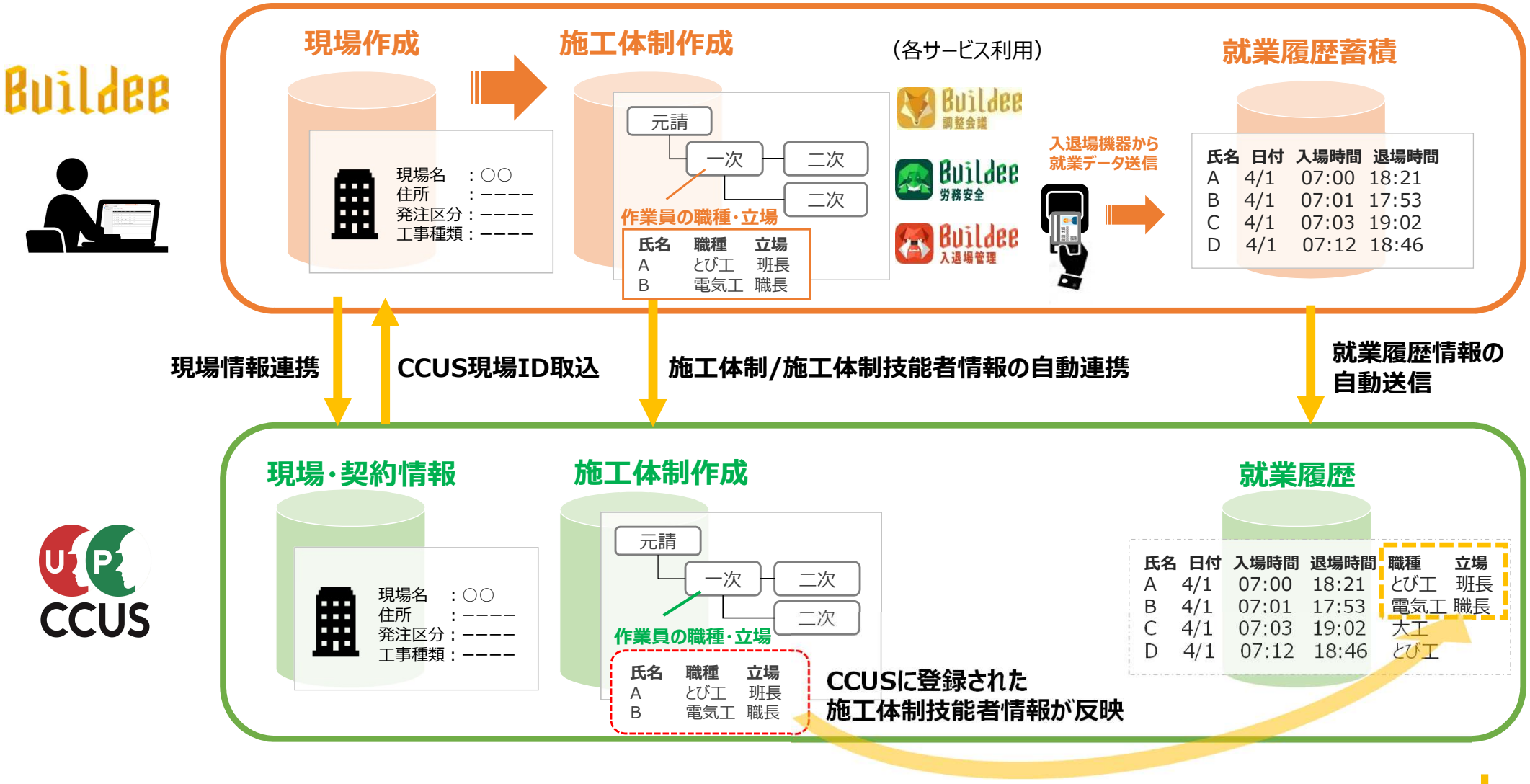


Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# 建設キャリアアップシステム　連携までの流れ

参考資料
（取扱注意）

■ CCUSへの就業履歴連携開始までに必要な設定となります。元請・協力会社ともにBuildee上へCCUS各種IDを登録します。

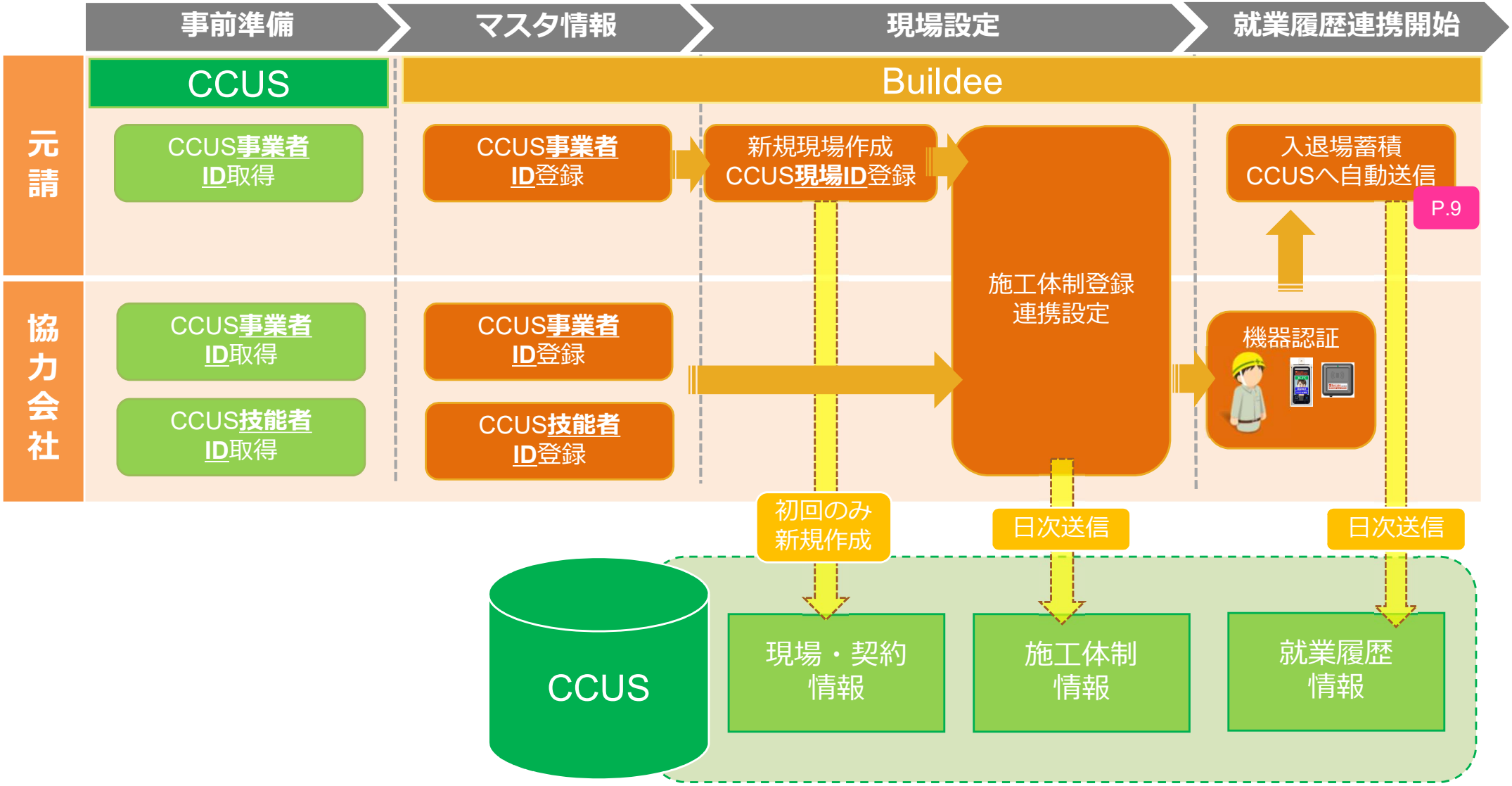


Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# 施工体制連携設定までの流れ

参考資料
（取扱注意）

施工体制のCCUS連携を開始するまでの手順をパターン別に説明します。

| | CCUS現場ID**未取得**の場合 | CCUS現場ID**取得済**の場合 | |
|---|---|---|---|
| | | CCUS上で施工体制**未登録** | CCUS上で施工体制**登録済み** |
| Buildeeの操作 | **1. CCUS連携情報を登録する**（本社管理者）<br>・CCUS事業者ID<br>・事業者責任者ID、パスワード<br>・事業者責任者への割り当て<br>**2. Buildeeで登録した現場をCCUSに登録する**（事業者責任者に割り当てられたユーザー） | **1. CCUS連携情報を登録する**（本社管理者）<br>・CCUS事業者ID<br>・事業者責任者ID、パスワード<br>・事業者責任者への割り当て | **1. CCUS連携情報を登録する**（本社管理者）<br>・CCUS事業者ID<br>・事業者責任者ID、パスワード<br>・事業者責任者への割り当て |
| CCUSの操作 | **3. CCUSに現場を登録されたことを確認する**<br>Buildeeで登録した現場をCCUSに登録すると標準APIが自動で「利用する」となります。 | **2. CCUS現場IDを確認する**<br>**3. 標準APIを「利用する」に設定する** | **2. CCUS現場IDを確認する**<br>**3. 施工体制で登録済みのデータを削除する**<br>**4. 標準APIを「利用する」に設定する** |
| | イーリバースドットコム担当者へ施工体制連携設定ボタン表示を**依頼** ※**約1週間**で施工体制のCCUS連携ボタンが表示 | | |
| Buildeeの操作 | 操作：事業者責任者に割り当てられたユーザー<br>**4. 施工体制のCCUS連携を開始する**<br>**5. 自動連携を開始する** | 操作：事業者責任者に割り当てられたユーザー<br>**4. BuildeeにCCUS現場IDを登録する**<br>**5. 施工体制のCCUS連携を開始する**<br>**6. 自動連携を開始する** | 操作：事業者責任者に割り当てられたユーザー<br>**5. BuildeeにCCUS現場IDを登録する**<br>**6. 施工体制のCCUS連携を開始する**<br>**7. 自動連携を開始する** |

Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# 【参考】施工体制の連携結果について

参考資料
（取扱注意）

連携結果が画面上に表示されます。「？」アイコンにカーソルを合わせることでエラー内容を確認できます。

施工体制情報の連携に成功しています。

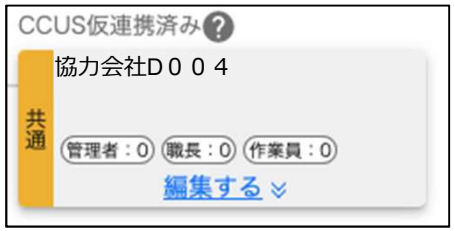


CCUS連携情報の登録がなく、代表者情報で連携しています。

CCUSに事業者登録を行っている場合には、CCUS連携情報の登録を行ってください。

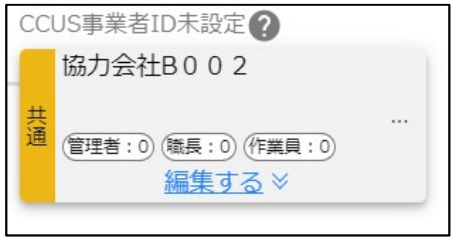


協力会社のCCUS連携情報が登録されていないため施工体制連携ができませんでした。
協力会社に以下の情報の登録を依頼してください。

CCUSに事業者登録している会社
→　CCUS事業者情報の登録

CCUSに事業者登録していない会社
→　代表者情報の登録

施工体制情報の連携が行われていません。

自動連携を設定している場合
→　次回の連携タイミングで連携されます。

自動連携を停止している場合
すぐに連携が必要な場合
→　【今すぐ連携する】ボタンを押してください。

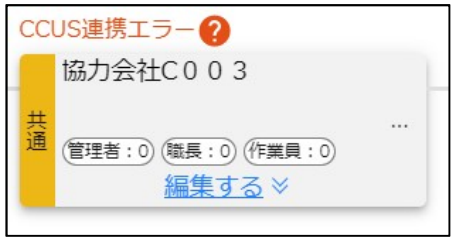


CCUS連携でエラーが発生しています。
⇒エラー内容を確認し対応してください。

## エラーメッセージについて

**紐づく現場情報が存在しないか、該当施工体制情報の登録権限がありません。**
以下の2点が考えられます。
- Buildeeに登録した「CCUS現場ID」が間違っている
- CCUSの現場設定で「標準API」の「利用する」にチェックが入っていない

⇒設定を確認・修正のうえ再連携を行ってください。

**ID：事業者ID●●●●に紐付く事業者情報が存在しません。**
協力会社の事業者IDが間違っています。
⇒CCUS事業者IDの設定確認を協力会社に依頼してください。

**上位施工体制事業者が未登録事業者であるか、又は存在しません。**
上位協力会社の施工体制連携ができていません。
⇒上位協力会社のエラーを解消後、再度連携してください。

**連携に失敗した作業員がいます。**
作業員の連携に失敗しています。
⇒作業員設定状況一覧で詳細を確認してください。

Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# 就業履歴の送信結果について

参考資料
（取扱注意）

Buildee入退場管理の「入退場実績」にて、就業履歴連携結果が表示されます。

※1 日 1 回夜間に送信します

※CCUSがメンテナンスの場合には送信されません（毎週木曜日夜間はCCUSメンテナンス日）

送信結果の詳細については、操作マニュアルをご参照下さい。
→　【入退場管理】現場監督向けマニュアル
3.4 CCUSへの送信結果を確認する

Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# 【参考】CCUS連携状況の確認

参考資料
（取扱注意）

「作業員設定状況一覧」画面の「CCUS連携」タブにて、作業員ごとのCCUS登録・連携状況を確認できます。

CCUS連携タブを表示させるには「CCUS現場ID」の登録が必要です。

| 所属会社 | 一次協力会社 | 作業員名 | CCUS技能者ID | CCUS連携 | 詳細情報 |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社ERC工務店 | 株式会社ERC工務店 | 田中 太郎 | 11111111111111 | 連携済み | ー |
| 株式会社ERC工務店 | 株式会社ERC工務店 | 田中 次郎 | 22222222222222 | 連携済み | ー |
| 株式会社ERC工務店 | 株式会社ERC工務店 | 田中 三郎 | 33333333333333 | 未連携 | 職種が未設定のため連携されません。 |
| 株式会社イーリバース電気 | 株式会社ERC工務店 | 斎藤 一郎 | | 未連携 | CCUS技能者IDが未設定のため連携されません。 |
| 株式会社イーリバース電気 | 株式会社ERC工務店 | 斎藤 二郎 | | 未連携 | CCUS技能者IDが未設定のため連携されません。 |

Copyright © e-reverse.com, Inc All Rights Reserved.

# グリーンサイト連携【元請】

一般財団法人 建設業振興基金

## ● CCUSへの連携手順：元請が現場情報、施工体制情報を連携する

ホーム ＞ 元請会社向けマニュアル ＞ 建設キャリアアップシステムデータ連携サービス

### 元請会社向けマニュアル

### 建設キャリアアップシステムデータ連携サービス

担当者で絞り込む 全て

- 1. 建設キャリアアップシステム（CCUS）データ連携機能とは
- 2. 導入準備作業
- 3. 企業情報の設定 企業担当者 企業サブ担当者
- 4. CCUSプロジェクト連携の設定
  - a. CCUSに新規現場を連携作成する場合 本部担当者 支店担当者
  - b. CCUSに既存現場を連携作成する場合 本部担当者 支店担当者
  - c. すでにCCUSで現場を作成している場合 本部担当者 支店担当者
- 5. 通門管理機能の承認方法
  - A. 自動承認機能を使用して「承認」する 本部担当者 支店担当者
  - B. 直接日付を指定して「承認」する 支店GF担当者 作業所担当者
- 6. CCUSプロジェクト連携の解除 本部担当者 支店担当者

元請会社向けマニュアルのトップへ戻る

# グリーンサイト連携【元請】

一般財団法人 建設業振興基金

## ● CCUSへの連携手順：元請が現場情報、施工体制情報を連携する


元請会社向けマニュアル

グリーンサイトの使い方 +

動画で視るグリーンサイトの使い方 +

建設キャリアアップシステムデータ連... −

1. 建設キャリアアップシステム（CCU... >

2. 導入準備作業 >

3. 企業情報の設定 >

4. CCUSプロジェクト連携の設定 −

a. CCUSに新規現場を連携作成する場... >

b. CCUSに既存現場を連携作成する場... >

c. すでにCCUSで現場を作成している... >

5. 通門管理機能の承認方法 +

6. CCUSプロジェクト連携の解除 >

通門管理の使い方 +


印刷　お気に入り登録

本部担当者　支店担当者

### a. CCUSに新規現場を連携作成する場合

**注意！**

- 建設キャリアアップシステムデータ連携サービス（プライムサービス）のお申込みが完了していない場合、入力項目が表示されません。ご契約状況については、自社の企業担当者様にご確認ください。
- 建設キャリアアップシステムとのデータ連携に際しては企業情報の設定が必要です。「3. 企業情報の設定」が完了している必要があります。
  なお、建設キャリアアップシステム側で事業者責任者パスワードを変更した場合、グリーンサイトへの変更も行ってください。建設キャリアアップシステムにログイン可能な状態を保つ必要があります。

グリーンサイトに新規でプロジェクトを作成する際に、建設キャリアアップシステムの連携設定を行います。

**注意！**

プロジェクト作成と連携設定ができるのは、本部担当者か支店担当者です。

# グリーンサイト連携【元請】

一般財団法人 建設業振興基金

## ● CCUSへの連携手順：元請が現場情報、施工体制情報を連携する

### 操作手順

1. グリーンサイトにプロジェクトを新規作成します。［本部・支店管理］をクリックします。

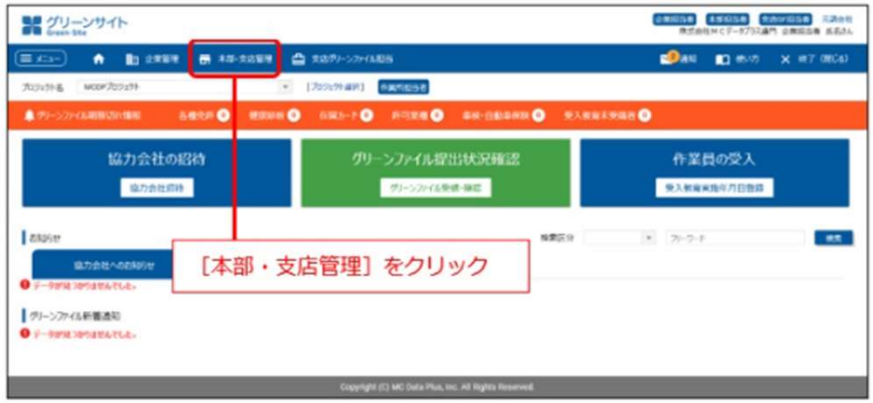


2. 支店を選択して、［プロジェクトサイト管理］をクリックします。

プロジェクト一覧が表示されます。

# グリーンサイト連携【元請】

一般財団法人 建設業振興基金

## ● CCUSへの連携手順：元請が現場情報、施工体制情報を連携する

3. ［新規作成］をクリックします。

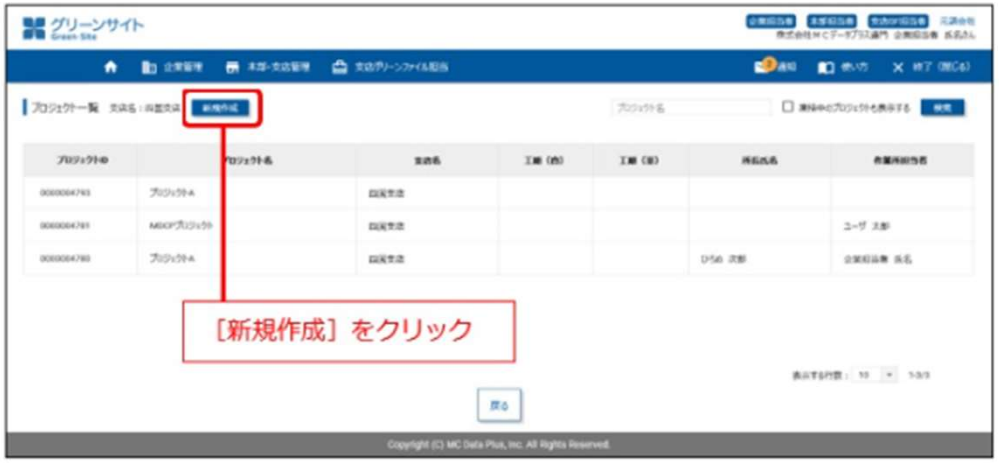


4. プロジェクト作成に必須な項目を入力します。

**注意！**

- 施工体制情報を一度グリーンサイトから連携すると、工期の途中でCCUS画面から編集することができなくなるため、ご注意ください。
- 現場IDをお持ちの場合は、すでに建設キャリアアップシステム側で現場が作成されている状態です。
  「c. すでにCCUSで現場を作成している場合」の操作を確認してください。新規で連携するとCCUS側で同じ現場が新しく作成されます。

# グリーンサイト連携【元請】

一般財団法人 建設業振興基金

## ● CCUSへの連携手順：元請が現場情報、施工体制情報を連携する

建設キャリアアップシステムデータ連携を行う場合は、画面最下部の「プロジェクト情報連携（現場契約情報・施工体制情報）」と「通門（入場）情報連携（就業履歴情報」の［連携する］をチェックしてください。

※現場IDはCCUS連携時に自動発番されるため、ここでは入力不要です。

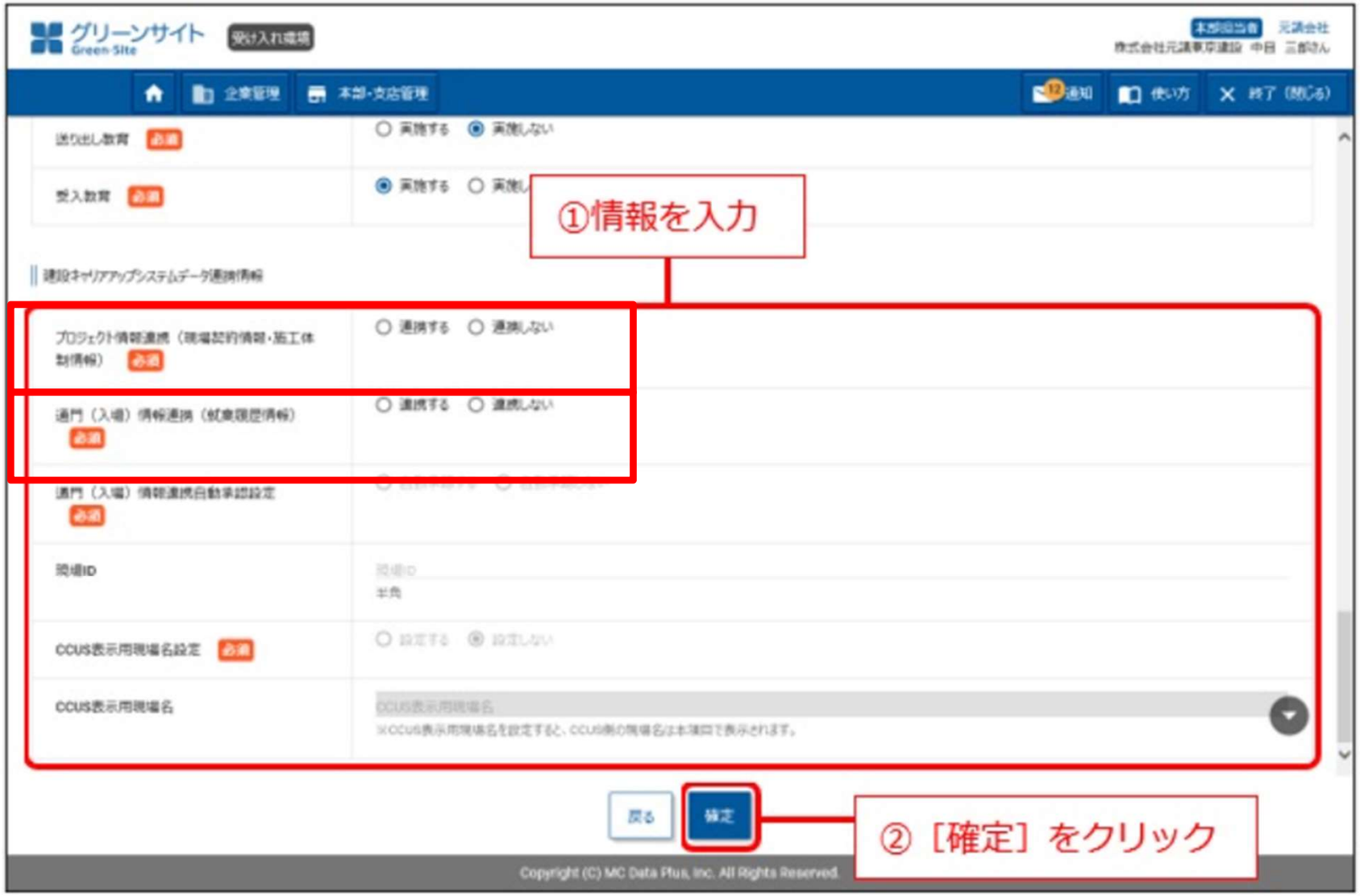

## GSへのCCUS-ID登録

**1．CCUSへの登録**

**（1）事業者登録申請を行う**

⇒ **事業者ID 及び 事業者責任者ID 取得**

**（2）技能者登録申請を行う**

⇒ **技能者ID 及び 技能者カード 取得**

**2．グリーンサイトとCCUSの関連付け**

**（1）CCUSのIDをGSに登録**

⇒ 登録するID：**事業者ID・事業者責任者ID・技能者ID**

# グリーンサイト連携【下請】：連携準備

一般財団法人 建設業振興基金

## GSへのCCUS-ID登録（手順１）

グリーンサイト（協力会社向け）

▼

企業管理

▼

建設キャリアアップシステム
技能者情報登録支援機能

▼

建設キャリアアップシステム事業者ID登録

建設キャリアアップシステム技能者ID登録

【技能者ID登録時は技能者カードをご用意ください】

【表面】

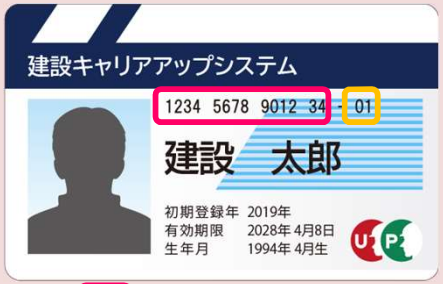


【裏面】

技能者ID（14桁）

カード発行回数

セキュリティコード

一般財団法人 建設業振興基金

# GSへのCCUS-ID登録（手順2）

## 建設キャリアアップシステム事業者ID登録

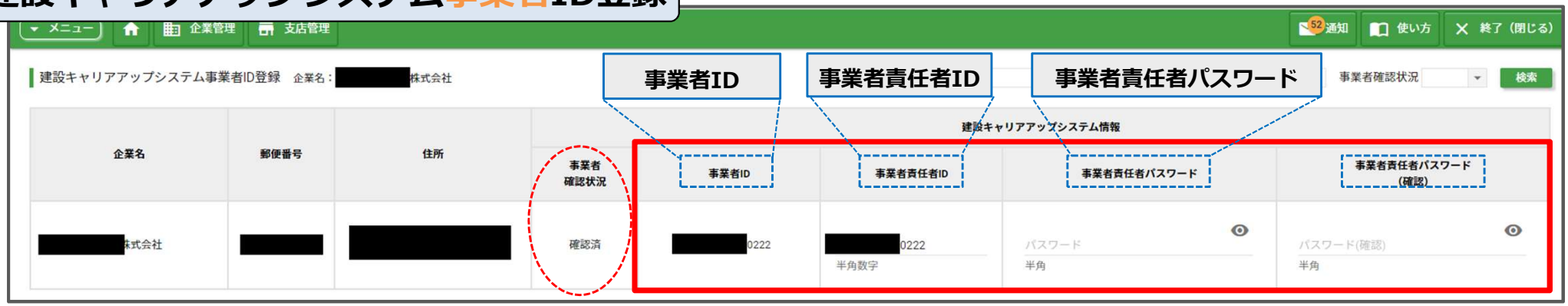


## 建設キャリアアップシステム技能者ID登録

**事業者ID登録、技能者ID登録共に必要項目を入力後、画面下部の登録ボタン 登録 を押下**

# グリーンサイト連携【下請】：連携準備

一般財団法人 建設業振興基金

## CCUSへの連携確認

各ID入力後「事業者確認状況」「技能者確認状況」のステータスがそれぞれ『確認済』であることを確認します。

GSにCCUC-ID情報を登録後、自動でCCUSの登録内容と照合します。
照合には数時間(※)かかる場合があります。
（※照合時間は、CCUSのシステム稼働状況により変動します）

照合内容に誤りがなければ、GS内の建設キャリアアップシステム情報の「事業者確認状況欄」「技能者確認状況」が『確認済』になります。
『確認済』にならないと、連携しませんのでご注意ください。

★GSのAPI連携の詳細は、運営会社（MCデータプラス）にお問い合わせください。

建設業を支える人の未来へ

キャリアリンク

CareerLink

2022年1月31日

# キャリアリンク早わかりガイド

CREATE THE ∞ FUTURE

当社は情報セキュリティの国際標準規格である「ISO/IEC27001:2013」による認証を取得しております。

未来をつくる COMTEX

Point! カードリーダ不要、事前の施工体制登録不要

# 全体フロー

## STEP 1 事業者情報 技能者情報 登録

| | | 所属支店 | 事業者名 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| メニュ | 削除 | 001支店 | (株)山田工務店 | 東京都武蔵野市●●● |
| メニュ | 削除 | 001支店 | 長野塗装 | 東京都調布市●●● |

| | | 技能者名 | 携帯電話番号 | メールアドレス |
|---|---|---|---|---|
| 編集 | 削除 | 小川太郎 | 090-1111-●●●● | to●●@ctx.com |
| 編集 | 削除 | 谷口一郎 | 090-2222-●●●● | h12●●@ctx.com |

## STEP 2 現場登録

| | 元請 | 現場コード | 住所 |
|---|---|---|---|
| | 支店 | 現場名 | |
| 選択 | コムテックス株式会社 | | 世田谷区 |
| | 001支店 | | |

## STEP 3 現場入退場登録

**A 掲示された番号へ電話**

技能者

**B 顔認証(QRコードスキャン)**

技能者

※ 顔認証入退場登録を利用する場合、顔登録が必要です。

## STEP 4 入退場登録確認

| 日付 | 元請 | 現場コード | 事業者 | 職種 | 0 3 6 9 12・・・ |
|---|---|---|---|---|---|
| | 支店 | 現場/作業場所メモ | 技能者 | 立場 | |
| 2021/9/1 | コムテックス株式会社 | T_001 | コムテックス | 電気工 | 09:05 |
| | 001支店 | 田中邸新築工事 | 山田 一郎 | 職長 | 18:50 |
| 2021/9/1 | コムテックス株式会社 | T_001 | コムテックス | 電気工 | 08:40 |
| | 001支店 | 田中邸新築工事 | 田中 一二三 | | 17:20 |

キャリアリンク

## STEP 5 システム連携

CCUSへ登録

現場情報
就業履歴

建設キャリアアップシステム
(CCUS)

承認

元請事業者


178

STEP

# 1 事業者情報・技能者情報登録

**登録の流れは・・・**
**画面を開く→必須項目(下記※参照)を入力→「登録」をクリック**

**空欄になっている情報を入力する。**
**※ 必須 は必須入力項目です。**
**※ 連携 はCCUS連携するために必要な項目です。**

**◆事業者情報の登録画面** [下請事業者管理メニュー]-[事業者代行登録]

**◆技能者情報の登録画面** [マイページメニュー]-[技能者一覧] ]-[技能者代行登録]

**※事業者情報登録の必須項目・・・**
**所属支店、事業者種別、事業者名、事業者名(カナ)、**
**代表者番号、メールアドレス、CCUS事業者ID or 代表者名**

**※技能者情報登録の必須項目・・・**
**所属支店、技能者名(姓)、技能者名(名)、技能者名カナ(姓)、技能者名カナ**
**、**
**携帯電話番号、生年月日、血液型、雇用区分、代表職種、権限**

**Point!**

**STEP1を行わなくてもSTEP2から利用ができます。**
**後から、事業者情報や技能者情報の入力が可能です。**

**こんな機能も**

**事業者・技能者登録は、1件ずつ登録する他にExcelによる一括取込ができます。**



未来をつくる COMTEX

STEP
# 2 現場登録

Point!
現場登録して、電話番号を設定したら、
PDFを印刷して現場に掲示するだけの簡単ステップ

**1)現場登録の流れは･･･**
**画面を開く→ 必須項目(下記※参照)を入力→「登録」をクリック**

空欄になっている情報を入力する。
※ 必須 は必須入力項目です。
※ 連携 はCCUS連携するために必要な項目です。

◆現場の登録画面 [現場一覧メニュー]-[現場追加]

※現場登録の必須項目･･･
支店、現場コード、現場名、市区町村、顧客名、顧客名(カナ)

( CCUS CCUSに現場を登録する場合は、必須入力項目です。)

こんな現場も

※複数の現場を１つの**まとめ現場**として設定ができます。
また、**作業場所メモ**の機能を利用することにより実際の作業場所の把握ができます。

**2)入退場設定の流れは･･･**
**画面を開く→「①電話番号の設定」→「②現場掲示用PDF取得」→「③ダウンロードファイル開く」→「④PDFを印刷し現場に掲示」**

◆入退場設定の画面 [現場一覧メニュー]-[該当現場の選択]-[入退場設定]

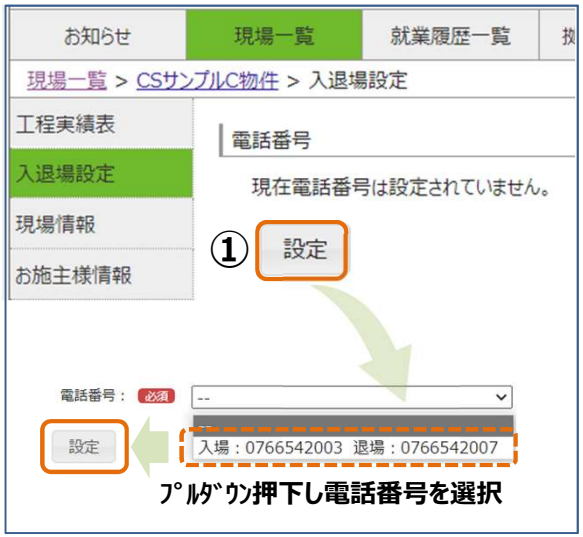

★PDFを印刷し現場に掲示

STEP
# 3 現場入退場登録

入退場方法は2種類
電話発信OR顔認証
Point!
自由に組み合わせ可能

## 電話発信の場合
①現場に入場したら、電話発信で入場登録する/ ②現場を退場する際に、電話発信で退場登録する

入場の番号に電話をかけます ①

電話料金はかかりません

退場の番号に電話をかけます ②

## 顔認証の場合
①URLをタップ→②QRコードを読み取る→③自分の顔を撮影→④入場する/退場するをタップ

※初回入場時のみ電話発信。電話発信により自動的に施工体制に紐づけされます

①

URLをタップ

②

QRコードを読み取る

③

自分の顔を撮影

④

入場する/退場するをタップ

◆顔認証を利用する場合、
事前に顔写真登録が必要です。

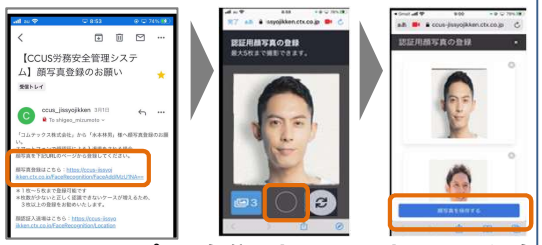
URLをタップ　自分の顔を撮影　顔写真を保存

入退場の確認後、承認して送信予約するだけ Point!

STEP 4 5

# 入退場登録確認・CCUS連携

**入退場登録・CCUS連携の流れは・・・**
**画面を開く→①就業履歴一覧の確認→「②元請承認」→「③送信予約」→「④変更を保存」→⑤予約中の表示を確認**

**◆就業履歴一覧の画面** [就業履歴一覧メニュー]

**※翌日、CCUS送信結果に「成功(日付)」と表示されていることを確認します**

# キャリアリンクの機能紹介

## 工事実績表は・・・画面を開く→「①工程実績表」→「②表示期間を入力」→「③表示する」

◆該当現場の画面 [現場一覧メニュー]-[該当現場の選択

現場別職種/事業者ごとに人数や人工の実績が表示されます

## 勤務時間管理は・・・画面を開く→「①対象年月を入力」→「②検索」→「③詳細」→「④閲覧」

◆[勤務時間管理メニュー]

事業者別の勤務時間状況の一覧が表示されます。

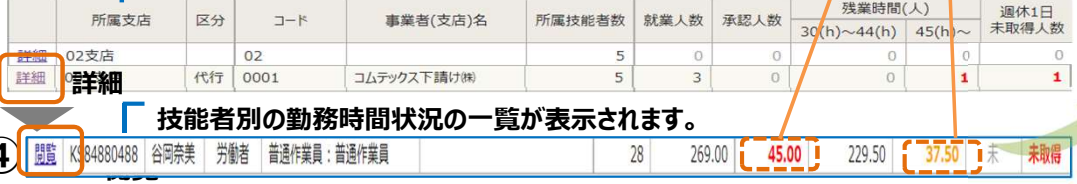


技能者別の勤務時間状況の一覧が表示されます。

橙色・赤字でアラート表示されます

対象技能者の月報が表示されます。

## 建退共申請報告書・・・画面を開く→「①報告月度を入力」→「②検索」→「③ダウンロード」→「④ファイルを開く」

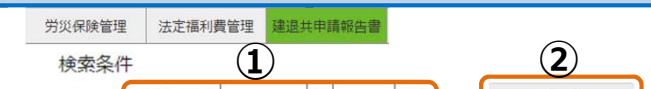


報告月度を入力

検索

※元請事業者・下請事業者両方のアカウントで出力できます。

ダウンロード

ファイルを開く

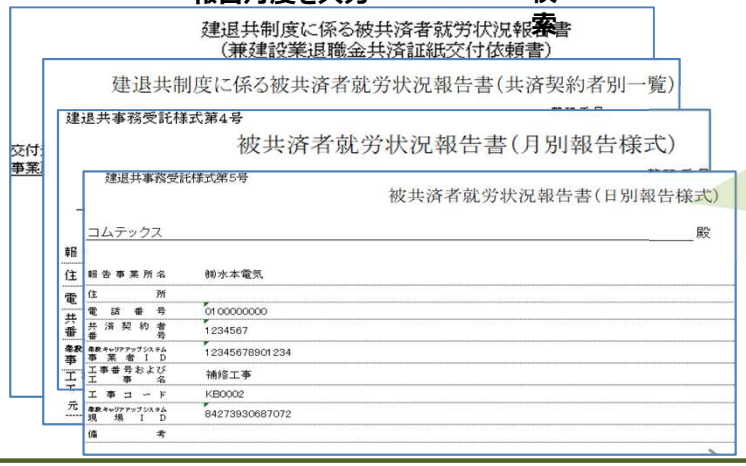


事務受託様式2号・4号・5号と共済契約者別一覧が出力できます。

### ■手当集計

ランクと単価を設定し技能者にランクを設定することで、優良職長手当が自動計算されます。

### ■法定福利費

賃金入力することで、現場・事業者別の法定福利費の実績が算出できます。

### ■実質現場労災保険料

賃金入力することで、実質賃金による現場労災保険料が算出できます。

未来をつくる COMTEX

# 作業場所メモの運用イメージ

**1)現場登録**
広域現場として登録

CCUSに現場情報登録

CCUS
現場情報

※1つの電話番号のセットで現場を管理します。

**Point**

CCUS就業履歴は現場を特定しない広域現場への登録となりますが、キャリアリンクでは別途、訪問先を作業場所として登録が可能です。

**2)現場入退場登録**

※顔認証では緯度・経度で現場特定した場合、作業場所を自動的に表示できます（作業場所メモ設定が必要）

**3)現場入退場把握**

**4)作業場所登録**
（電話発信の場合）

就業履歴編集画面を開き、作業場所メモをリストから選択

# キャリアリンク　作業場所メモ機能の使い方

一般財団法人 建設業振興基金

【キャリアリンク】作業場所メモ運用イメージ

## 現場登録画面の設定

現場一覧＞「現場の追加」をクリック

現場情報※　お施主様情報※　イベント

支店 必須 --
CCUS現場ID 連携
現場コード 必須
現場名 必須
電話番号 CCUS
郵便番号 CCUS　住所検索
都道府県 CCUS --
市区町村 必須
市区町村（カナ） CCUS
※市区町村（カナ）に入力されたカタカナは全角に変換して登録されます。
住所 CCUS
※住所に入力された英数字と記号は半角に変換して登録されます。
住所（カナ） CCUS
※住所（カナ）に入力されたカタカナは全角に変換して登録されます。
経度
緯度
延床面積　㎡（0～9999999の数値(小数点以下第2位まで)を入力して下さい。）
請負金額（税抜）　円（0～9,999,999,999、数字と(,)のみで入力して下さい）
請負金額（税込）　円（0～9,999,999,999、数字と(,)のみで入力して下さい）
就業履歴蓄積 CCUS　開始日　終了日
発注区分 CCUS --
有害物質取扱　☐ 有り　☐ 石綿　☐ 粉塵　☐ 建設物解体　☐ 特定建設作業　☐ 汚染土壌　☐ その他
工事種類コード CCUS --
現場開示情報　☐ 事業者ID、事業者名　☐ 管理者ID、管理者名　☐ 申請日　☐ 現場ID　☐ 現場名　☐ 組織情報　☐ 現場電話番号　☐ 現場FAX番号　☐ 現場事務所住所　☐ 現場担当者情報
利用機能の選択　☐ 建退共申請報告　☐ 法定福利費算出
作業場所メモ設定　☐ 有効
※作業場所メモを有効にすると、まとめ現場になります
施工体制／施工体制技能者情報の送信確認　☐ この現場で施工体制／施工体制技能者情報をCCUSに送信する
※CCUS側で登録した物件の場合、外部からの施工体制登録が許可されているかご確認願います

作業場所メモ設定　☑ 有効　※チェックを入れます
※作業場所メモを有効にすると、まとめ現場になります

未来をつくる COMTEX

【キャリアリンク】作業場所メモ運用イメージ

# 作業場所メモ設定

顔認証で作業場所メモを自動表示するためには、あらかじめ作業場所メモ設定が必要です

現場一覧＞現場を選択＞「作業場所メモ設定」をクリック

現場一覧 > エリアA > 作業場所メモ設定

- 工程実績表
- 入退場設定
- 現場情報
- お施主様情報
- 現場担当者
- 施工体制設定
- 作業場所メモ設定
- 法定福利費

作業場所メモ　　表示 --

作業場所メモを追加

| | | 作業場所メモ | 緯度 | 経度 | 現場半径 | 表示 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 編集 | 削除 | 内神田〇〇ビル　改修工事 | 35.690723 | 139.76535 | 50m | ○ |
| 編集 | 削除 | 本社改修工事 | 35.676556 | 139.773132 | 50m | ○ |
| 編集 | 削除 | 銀座ビル改修工事 | | | 50m | ○ |

作業場所メモ名 必須

緯度

経度

現場半径 必須　50 m

表示 ☑

登録

※緯度・経度を入力しておくと顔認証時の緯度・経度から近い作業場所メモを表示することができます。
※現場半径は、経度・緯度のずれの許容範囲の設定します。



未来をつくる COMTEX

# 建設キャリアアップシステムについて

## FAQより最新情報

「建設キャリアアップシステム　シンボルマーク」

2022.7.15

# ＊現場登録と運用状況：CCUS全体

一般財団法人 建設業振興基金

**登録現場数は増えているが適正な運用が出来ている現場比率は減少、常に適正運用＜不適正運用**

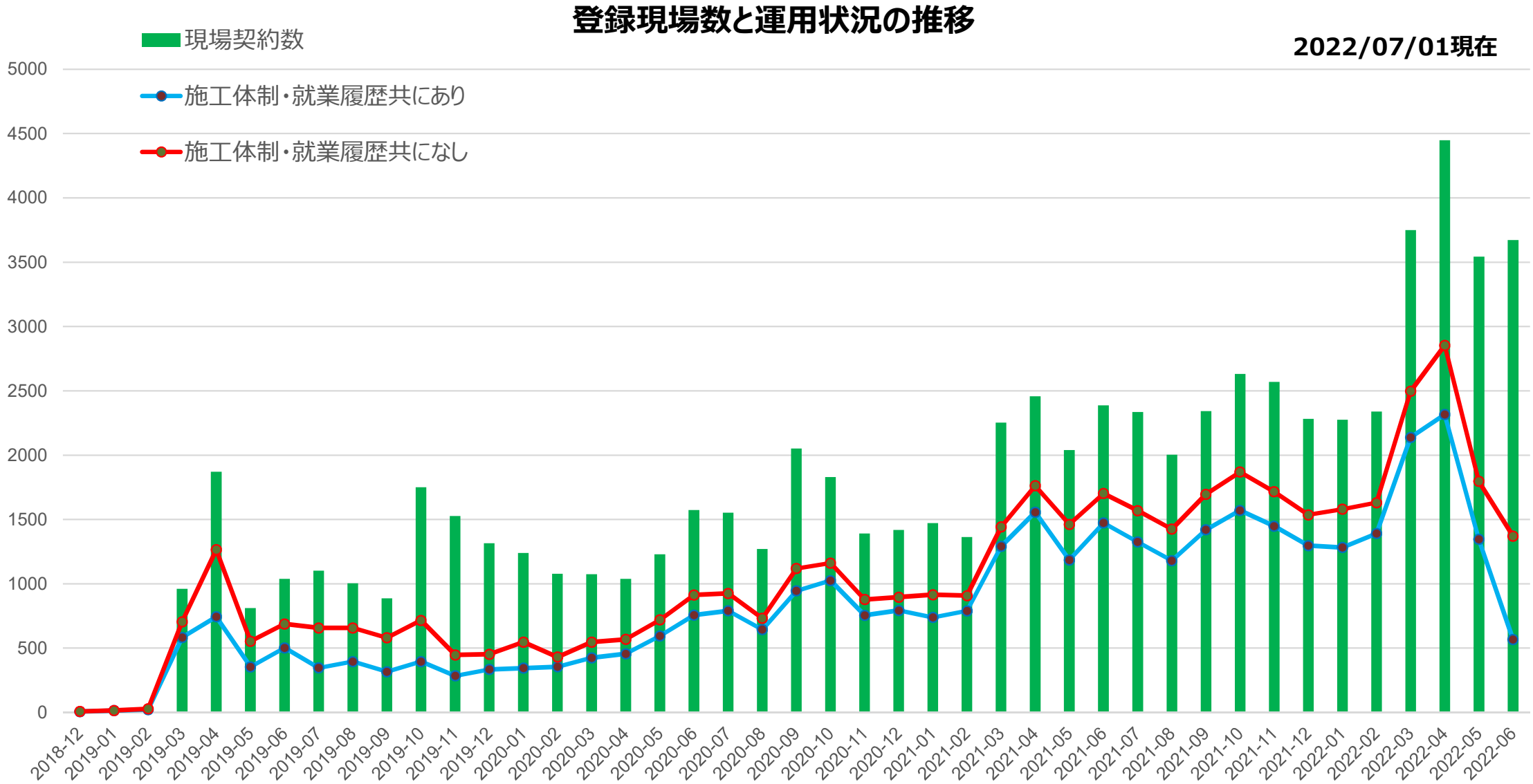

# ●現場運用状況の課題と展開

一般財団法人 建設業振興基金

## 620_10_施工体制登録メニュー：「置換」コマンドについて

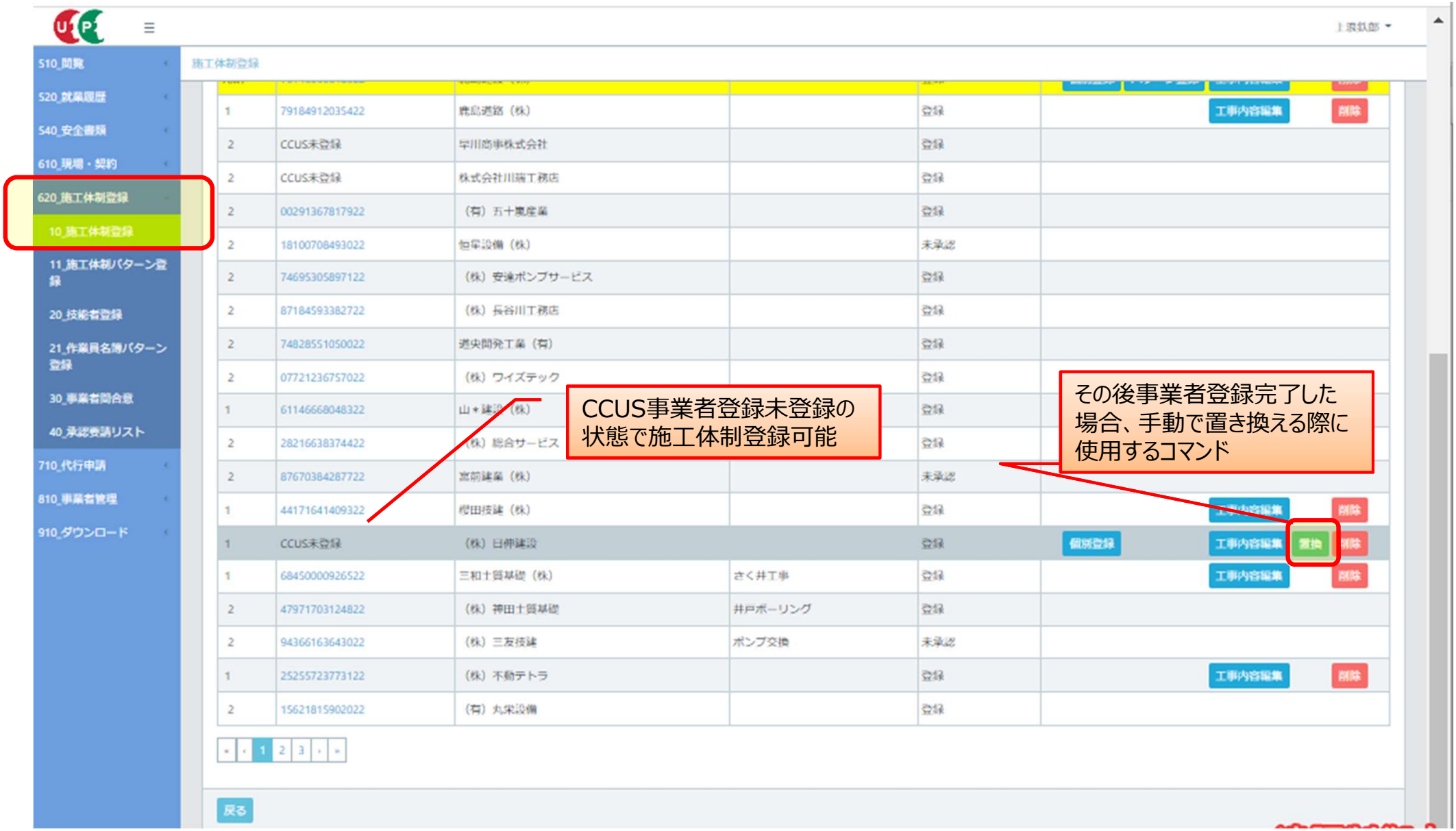

# ●現場運用状況の課題と展開

一般財団法人 建設業振興基金

- **所属事業者との関連付け：**

（１）吸収合併等で元の所属事業者が消滅した場合の措置：「所属事業者変更申請中」も同様

１）吸収合併先事業者を施工体制登録する

２）当該技能者の所属先を合併先に変更する。

★この際、合併先は主たる事業者として変更申請するが、審査中は空白となるので従たる事業者として合併先を登録し、施工体制技能者登録する。

３）合併先の技能者として登録し就業履歴を蓄積

４）変更審査完了後、従たる事業者から主たる事業者に変更する。

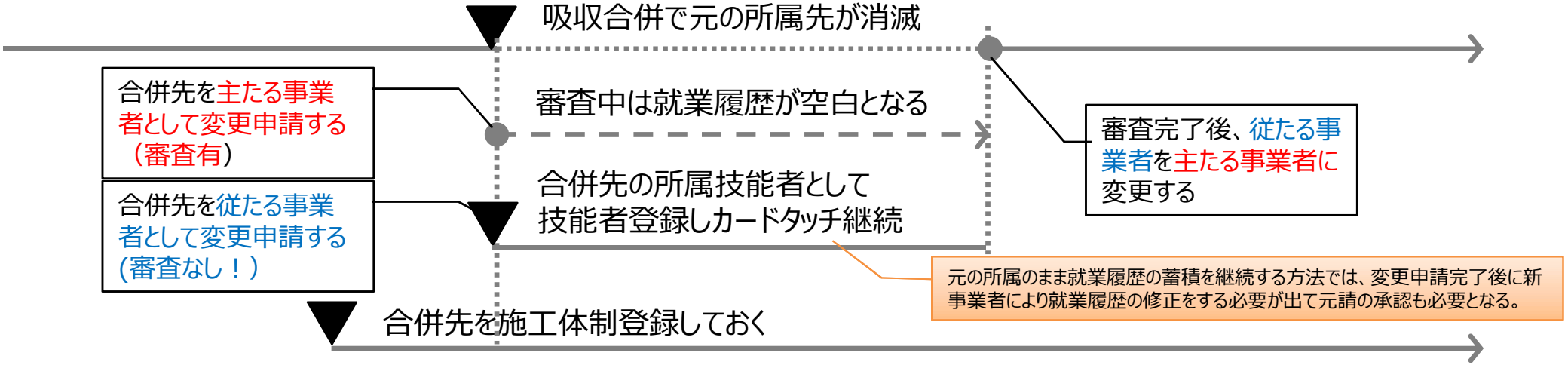

# 施工体制登録元の変更機能について

一般財団法人 建設業振興基金

- 従来CCUS本体で登録していると、標準APIからの連携は出来なかった。

⇒ 工期途中でも標準APIでの施工体制登録情報を連携することが可能になった。

＊ただし、以下の変更は不可

1）施工体制登録元：認定システムA ⇒ ：認定システムB

2）施工体制登録元：認定システム ⇒ ：CCUS

- 操作の流れ：

CCUSホームページ：FAQ №983参照

① 現行施工体制登録情報(元請)を削除

② 現場契約情報_内容変更で「標準APIの利用」にチェック

③ 標準API側でCCUSへの連携を操作

# 施工体制技能者登録時付加事項の反映タイミングについて

一般財団法人 建設業振興基金

- 就業履歴に施工体制技能者情報が付加されるタイミングは
- あらかじめ施工体制技能者登録がされている場合と、されていない場合とで異なる。

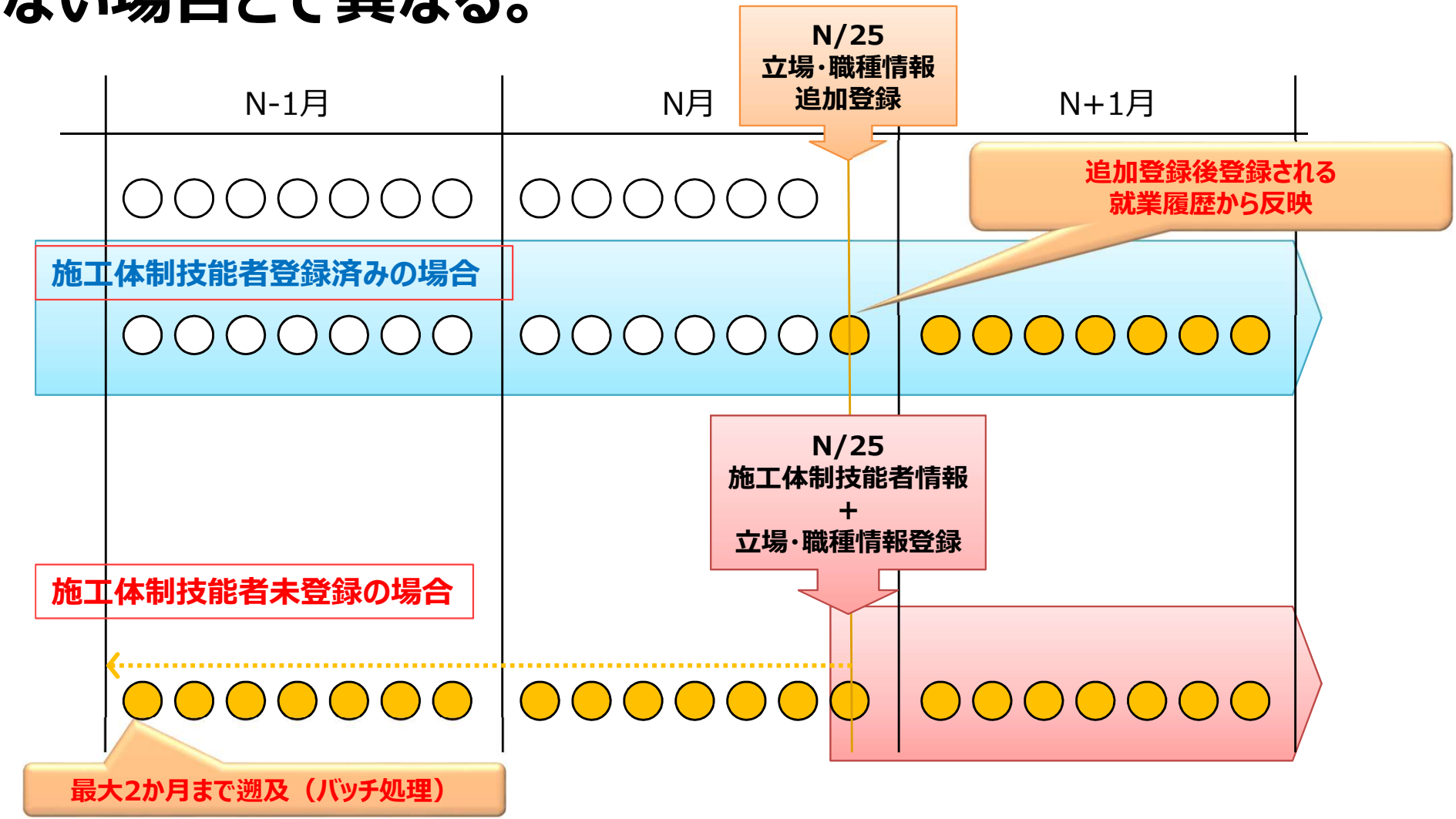

# 就業履歴の付加情報参照先について
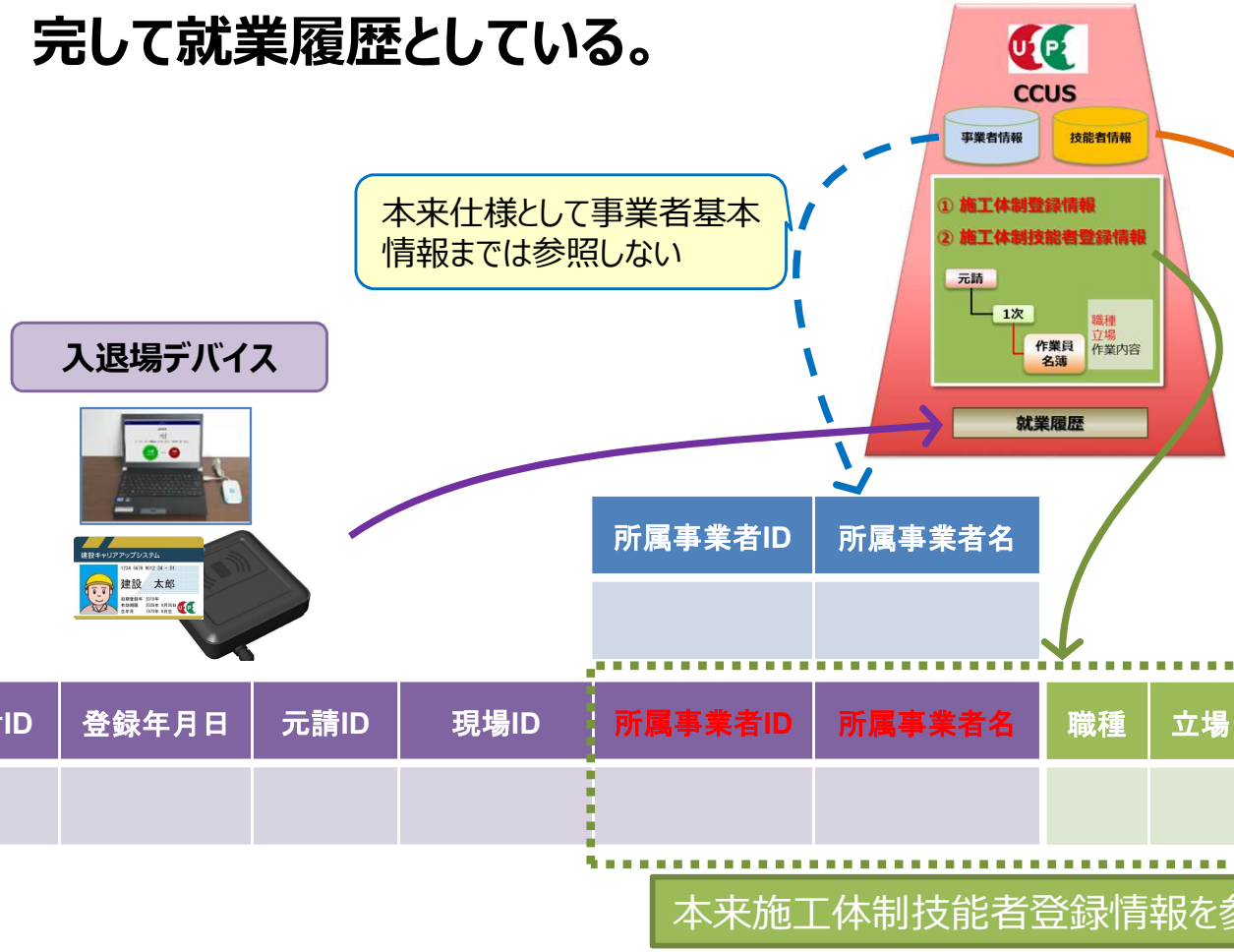
- 就業履歴は連携時に技能者ID,現場ID,タッチ時間のみ送信されるが、**所属事業者ID,名は2020.11の仕様変更で、必須となった**。
- しかし、DBを持たないデバイス等では、CCUS基本情報を参照するも、何らかの理由で取得できない場合、不明として連携される。
- CCUS側では、施工体制技能者情報、基本事業者・機能者情報などからデータを補完して就業履歴としている。